

平成15年 (2003年)

久米島町議会会議録

第1回臨時会 (2月6日)	1日間
第2回定例会 (3月12日～3月31日)	20日間

久米島町議会

目 次

〈平成15年第1回久米島町議会臨時会（2月6日）〉

第1号（2月6日）

平成15年第1回久米島町議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	4
開会	5
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 議案第1号 久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約 について	5
日程第4 議案第2号 議決内容の一部変更について（海洋深層水地区道路工 事（1号支線）請負契約）	10
閉会	14

〈平成15年第2回久米島町議会定例会（3月12日）〉

（1日目）

第1号（3月12日）

平成15年第2回久米島町議会定例会会期日程	17
出席議員	18
議事日程第1号	20
開会	21
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	21
日程第2 会期の決定（会規則5）	21
日程第3 議長諸般の報告について	21
日程第4 議案第3号 平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）につ いて	21
日程第5 議案第4号 平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について	36
日程第6 議案第5号 平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1 号）について	37
日程第7 議案第6号 平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3	

		号) について	39
日程第 8	議案第 7 号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算 (第 1号) について	42
日程第 9	議案第 8 号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予 算 (第 1 号) について	44
日程第10		施政方針	45
日程第11	議案第 9 号	平成15年度久米島町一般会計予算について	57
日程第12	議案第10号	平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算について ...	68
日程第13	議案第11号	平成15年度久米島町老人保健特別会計予算について	69
日程第14	議案第12号	平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算について ...	71
日程第15	議案第13号	平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算に ついて	72
日程第16	議案第14号	平成15年度久米島町水道事業会計予算について	75
日程第17	発議第 1 号	健保 3 割負担の実施凍結を求める意見書	76
散会		78

〈平成15年第 2 回久米島町議会定例会 (3月14日)〉

(2日目)

第 2 号 (3月14日)

出席議員	81
議事日程第 2 号	83
開会	84
日程第 1	会議録署名議員の指名 (会規則120)	84
日程第 2	議案第15号 久米島ホタルドーム条例	84
日程第 3	議案第16号 久米島町漁船保全修理施設の管理に関する条例	95
日程第 4	議案第17号 久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋条例	99
日程第 5	議案第18号 久米島町介護保険条例を廃止する条例	106
日程第 6	議案第19号 久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例	107
日程第 7	議案第20号 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の 一部を改正する条例	108
日程第 8	議案第21号 久米島町漁港管理条例	111
日程第 9	議案第22号 沖縄県市町村自治会館管理組合規約の変更について	114
日程第10	議案第23号 沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方自治公共団 体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合規約の変 更について	114

日程第11	議案第24号	沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更について	114
日程第12	議案第25号	南部広域市町村圏事務組合理約の変更について	114
日程第13	議案第26号	集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画について	117
日程第14	議案第27号	団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画について	121
日程第15	議案第28号	久米島町税条例の一部を改正する条例	124
日程第16	報告第1号	専決処分の承認について（海洋深層水地区道路用地取得）	124
散会			127

〈平成15年第3回久米島町議会定例会（3月17日）〉

（3日目）

第3号（3月17日）

出席議員	129	
議事日程第3号	131	
一般質問通告一覧表	132	
開会	134	
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）	134
日程第2	一般質問	134
	糸数誠三さん	134
	宮田勇さん	138
	田里市郎さん	145
	山川正員さん	146
	上里総功さん	150
	山里昌伸さん	154
	平田勉さん	155
	吉永安扶さん	167
	仲地宗市さん	171
	翁長英夫さん	173
	仲村昌慧さん	176
	崎村稔さん	178
	真栄平勝政さん	180
	山城和満さん	183
	山城宗太郎さん	185
散会	186	

〈平成15年第2回久米島町議会定例会（3月18日）〉

（4日目）

第4号（3月18日）

出席議員	189
議事日程第4号	191
開会	192
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	192
日程第2 一般質問	192
上江洲盛元さん	192
島袋完英さん	200
仲原健さん	206
日程第3 発議第2号 イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める 意見書	210
散会	212

〈平成15年第2回久米島町議会定例会（3月27日）〉

（5日目）

第5号（3月27日）

出席議員	215
議事日程第5号	217
開会	218
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	218
日程第2 委員長報告	218
日程第3 議案第9号 平成15年度久米島町一般会計予算について	220
日程第4 議案第10号 平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	221
日程第5 議案第11号 平成15年度久米島町老人保健特別会計予算について	221
日程第6 議案第12号 平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算について	221
日程第7 議案第13号 平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算に ついて	222
日程第8 議案第14号 平成15年度久米島町水道事業会計予算について	222
日程第9 議案第29号 久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例	223
日程第10 議案第30号 バーデハウス久米島建築工事請負契約について	224
日程第11 議案第31号 議決内容の一部変更について（沖縄県市町村総合事務 組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市 町村総合事務組合規約の変更について）	226

日程第12	議案第32号	議決内容の一部変更について（久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約）	227
日程第13	発議第3号	久米島町全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」導入要望決議	229
日程第14	発議第4号	小規模作業所の補助金増額に関する意見書	231
散会			232

〈平成15年第2回久米島町議会定例会（3月31日）〉

（6日目）

第6号（3月31日）

出席議員	235	
議事日程第6号	237	
開会	237	
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）	237
日程第2	議案第33号 議決内容の一部変更について（バーデハウス久米島建築工事請負契約）	237
閉会	239	

平成15年（2003年）

第1回久米島町議会臨時会

2月6日

平成15年 第1回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成15年2月6日（木） 会期1日間
 閉 会 平成15年2月6日（木）

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
2月6日	木	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議案審議（即決案件） <ul style="list-style-type: none"> 議案第1号 議案第2号 ○ 閉会

平成15年 第1回久米島町議会臨時会

会議録 第1号

招集年月日	平成15年2月6日 (木曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	2月6日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	閉会	2月6日 午前10時45分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永 安扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	7番	國吉 修	8番	真栄平 勝政
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	
助役	長井聰	教育総務課長	
収入役	松元徹	生涯学習課長	
出納室長		住民課長	
総務課長	大田治雄	税務課長	
建設課長		福祉課長	
企画財政課長		保健衛生課長	
町づくり推進課長		水道課長	
商工観光課長		空港課長	
農林水産課長		消防長	
農業委員会事務局長		建設課主幹	神里稔

平成15年 第1回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号]

平成15年2月6日(木)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3	議案第1号	久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約について	即 決
第4	議案第2号	議決内容の一部変更について(海洋深層水地区道路工事(1号支線)請負契約)	即 決

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ただいまから平成15年第1回久米島町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって7番國吉修さん、8番
真栄平勝政さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月6日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第1号、久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約について。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第1号

久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約について

久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約について。次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 69,825,000円 |
| 4 契約の相手方 | 光通信工業株式会社
代表取締役 島 袋 利 和 |

平成15年 2月 6日 提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事の請負契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

このことが議案を提出する理由でございます。

工事の内容でございますが、旧具志川村の防災行政無線が老朽化いたしまして、再度無線の取り替えということでございます。

よろしくご審議をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

この放送施設については、以前にも私はオフトークの件を提案したと思うんですが、オフトークの方がまだ各家庭の中で聞けるし、いいんじゃないかと提案をしました。今回、あの時の回答は「耐用年数がきまして、次に変更する時にそれも検討します」というようなことだったと思いますが、その件も検討して、今の施設になったのか、そのへんの回答をお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

今回の条件としましては、既設の取り替え、そして聞き取りにくい地区の増設ということで防衛施設局の方とヒヤリングの中でやっております。今おっしゃるようなオフトークの導入については、これからの情報化。いろんな計画を立てるわけなんですけど、その中でもまたその見合う事業等がありましたら、積極的に導入に向けて検討していきたいと思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

2点ほど。まずこの特記仕様書の中で、老朽化に伴う改修工事ということですので、現在のコン柱の取り扱いはどうなっているか。あるいは町が、保管しておいて有効利用できないかどうかということと、もう1点につきましては、先程とも関連すると思うんですが、地域においては、その場所が非常に放送しにくいと。例えば、西銘であれば、2カ所にあります。しかも公民館になくて、そこでやると非常に不便ですね。特に西銘なんてのは旧保育所の中にありまして、夜の放送になると塀を乗り越えてやるというかたちでありますので、それを公民館に集中できないかということをご提案した時がありますが、そのへんの取扱いはどうなっていますか。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの1点目の既設のコン柱の処理についてなんですけど、これについては別途事業

でまた発注の予定をしております。それが再利用できるかどうか、そのへんも技術的な確認もしながら、使えるものでありましたら町で管理して、残しておいて再利用したいと思います。

そして場所の問題ですが、今おっしゃるように西銘については、保育園の一面にありまして、たいへん支障をきたしておりました。この分については今回、見直しで公民館に設置する予定であります。そして新たに増設する箇所が仲泊の阿里地区、そして兼城の老人ホームの近く。そして嘉手苅の文化センターに行く道路の一面ということで、3地区については、増設の予定で考えております。

○ 30番 喜久里猛さん

西銘については公民館でやると。ということは、2本立っても1カ所のできるということですね。ですから今の公立病院あたりにつけるとなると嘉手苅が2カ所になります。したら公民館のできるのか。仲泊は今2カ所あるのが3カ所になりますから、これも公民館のできるのか、もう一度確認させて下さい。

○ 総務課長 大田治雄さん

子局については、それぞれの場所でしかできません。一斉については当然役場の庁舎から一斉放送でできます。今おっしゃるように聞き取りにくい場所が出ますので、どうしても分散してやらないといけないというかたちで今回の設計は考慮しております。

○ 14番 宮田勇さん

この際、那覇から専門の工事施工者が来るので聞きたいのだが、各部落によってこの防災無線のマイクの向きによって聞こえないところと聞こえるところがあるそうです。そしてまた、あまりにも聞こえすぎて、部落の幅員というんですか、長さじゃなくて、それによって、例を言えば、宇根だったら公民館が奥行き50mの間でやっているの、ととてもうるさいと。そのへんのものを区長さんからも要望があつてできないかと言っているのだが、これは役場が専門的に工事人を出してできないので、こういった工事のある時に専門の工事施工者が来た時に、こういったのをしてもらおうという説明も聞いているようだが、この際、こういった時に各部落にあると思うのだが、とても近距離でうるさくて、生活に支障をきたしている。もっと向きを変えて、聞こえない部分、宇根の場合は公民館から西、東あるもんですから、聞こえないというものがありますから、こうしてせつかく那覇から業者が来ているついでに、みんな調査してやったらどうかなと思いますが、どう思われますか。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいま宮田議員がおっしゃったように、地区によっては聞こえないとか、また非常にうるさいとか、確かに出ております。儀間の地区でも、「1日も早く撤去してくれ」という地主からの要望も出ております。これに関しては、15年度予算で別の場所に移す計画をしております。

そして、どうしても風向きによって聞こえないというケースが多々ありますので、そのへんは点検管理の中で、スピーカーの方向の調整は可能ですので、随時対処していきたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 13番 山城和満さん

お聞きしたいんですが、4番の請負代金額の中で、括弧の中に消費税の額が載っておりますが、消費税は通常5%といわれていますけれど、今回、この105分の5ということは5%にはならないと思えますが、どういう意味なのかちょっとお聞きしたいと思えます。

それと特約事項、平成14年度の支払限度額は1千340万3千円、この平成14年度内にはどのような工事をやるために、この金額を支払うのか。そして15年度に5千642万2千円、この内訳ですね。支払いの内訳じゃなくて工事の内容の内訳をお伺いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質疑なんですが、今回のこの工事については2年度予算で契約しております。というのは、15年度予算の国債も含めての契約となっております。消費税については当然5%ということで試算して出しております。よろしいでしょうか。

○ 議長 高良ノブ

総務課長、消費税は5%なのになんで105分の5になっているかということと、支払限度額が14年度と15年度の金額の内訳。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質疑にお答え致します。計算式の算出方法については105分の5で間違いはないと思えます。

今回の工事については、先程も述べましたが14年度、15年度にまたがっております。現在、発注されて契約されるわけなんですが、特に14年度分、15年度分ということではなくて、全体の中で事業費を分散させるかたちでやっております。工期としましては、予定として7月あたりまでかかる計画で今進めております。親局の一式工事、屋外の子局23局の工事については、15年度の期間に入るというかたちになってきます。

○ 13番 山城和満さん

先程僕が消費税は5%というのが、今、消費税の一般的な常識だと思うんですよ。105分の5が5%になるのかどうかというのを今僕は聞いているんですけど、これで間違いはないですという答弁ですが、どういうふうに理解したらいいのか僕はわからないんですよ。普通5%というのは100分の5でしょ。

次の工事の件についてですけど、工期は15年の8月を工期にみたまてているんですが、支払いは14年度の予算からこの分は支払う。工事が2年間にまたがった場合、この分についてというふうに分けられるかと思えます。今回の工事については、この分は14年度の予

算、この分は15年度の予算というふうな区分けはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 総務課長 大田治雄さん

休憩をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時20分 休憩)

再開します。 (午前 10時25分 再開)

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいま質問のありました消費税の件につきましては、計算式としましても間違いありません。

工事工期については、既に当初予算の時点で設定してありますので、支払い方法としては別に問題はありません。

○ 21番 上里総功さん

先程の説明で、儀間地区の方で撤去するという説明がありましたが、現在でも儀間の西側小学校の周辺は聞こえないということがあるわけです。そののところはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

儀間地区の場所の変更については、現在、個人所有の土地にありまして、それを海側に寄せる計画を予定しております。そして、町からの一斉放送については、今度、嘉手苺と一本になりますので、そこからの放送でカバーできると思います。ただし、その地区からの放送となると地域では聞きづらい、風向きによっても違いますが、聞きづらい点はあるかと思いますが、そのへんはまた、角度の微調整をしながら検討していきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 31番 崎村稔さん

工事の時は、我々はいつも島内業者優先とやってきましたけれども、光通信さんは島外の業者であります。指名した会社は何件か、できれば会社の名前も教えて下さい。

○ 総務課長 大田治雄さん

今回の入札の指名業者なんですが、7社となっております。これは、島内に防災無線の資格者、業者がないということで全て島外となっております。ただし、落札した業者にお願いしまして、島内でできる工事については、島内の業者を使っただきたいという要望はっております。

7社の業者名ということでありますので報告したいと思います。光通信工業株式会社さん、相互電気株式会社さん、沖縄ナショナル特機さん、(株)沖縄特電さん、(株)トミレディオさん、(株)沖創工さん、琉球通信工事株式会社さん、以上となっております。

○ 20番 仲地宗市さん

新しい施設ができてくるんですけども、これまで旧具志川村、旧仲里村の放送施設に朝の6時の時報が、5分ずれています。私は4、5日前に総務課へ行きましたら、「具志川側に設置されている時報の機器と、仲里側に設置されている機器が違うからさだよ」という話をしておりましたけれども、これから新しい設備ができますと、その時間については、一つの機械でやる方法はないものかどうか。儀間と嘉手苅については、これまで朝の6時の時報2回鳴るような恰好でこれまでありましたけれども、そのへん統一はできないものかお伺いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまご指摘ありましたものについては、今回の工事で全て解消できます。基地局は1本になります。そして消防組合の方からは両方一斉に使えるように、これも解消されます。

時報については、いろいろと地域からの要望等がありまして、帰りの時間のコールとか、また他のアイデアを入れた方がいいんじゃないかとか出ておりますので、これも検討して、町民がより親しみのある防災無線として検討していきたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って議案第1号、久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第2号、議決内容の一部変更について（海洋深層水地区道路工事（1号支線）請負契約）について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第2号

議決内容の一部変更について

平成14年第4回久米島町議会臨時会で議案第30号をもって議決された海洋深層水地区道路工事（第1号支線）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額44,520,000円を契約金額48,258,000円に変更する。

平成15年2月6日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

海洋深層水地区道路工事（1号支線）について、工事内容を一部変更する必要があるということで提案してございます。

工事の変更内容でございますが、200mのガードレール設置工事を行います。そして、横断工一式となっております。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 16番 平田勉さん

この道路工事ですね、漁港関連道路との取り付け部分で工事が、この間ずっとストップしている感じがするんですけど、その理由を教えてくださいませんか。

○ 建設課主幹 神里稔さん

お答え致します。この道路の取り付けにつきましては、現在、県の漁港課との調整を行っているところでございます。近々、その許可が下りてくれば、この道路も今年じゅうで完成する予定です。

○ 16番 平田勉さん

今回のこの部分だけじゃなくて、あと1本の方も同じように止まっていますよね。これは工事を発注して、工期も設定して、工事の施工期間中に、この部分が県との調整ができていないということで、大幅な工事のストップということになったら、施工業者も大変じゃないかなという気がするんです。前の島尻の一周道路もそうだったですよ。契約終わってからはなかなか県の内部での調整とかなんとかで、確保ができないとかですね。最近、工事の発注をする段階で、そこらへんピシッとやって発注をしないと、発注する側が、あと責任を問われてくるという気もするんですが、なぜ、発注前にこのへんの調整ができなかったのか。そのへんを含めてもっと詳しく説明してもらえませんか。

○ 建設課主幹 神里稔さん

確かにおっしゃるように、工事発注をする前に、これは本来、協議を終えておくべきでありますけれど、相手方の財産との絡みがあるものですから、その協議に結構、財産処分とかいろいろ時間がかかってきて、今日まで伸びております。次回からはそういうことが

ないように気をつけたいと思います。

工期につきましては、3月27日までございます。それと舗装工事もまだ残っておりますので、それと一緒に、その部分も完成させて行きたいと考えております。

○ 16番 平田勉さん

例えば、この影響で工事そのものの工期が当初の工期内に竣工できなかった時にはどうなりますか。それは発注側がそのストップをした期間の部分は工期をずらすのか。当時、ここで工事ストップするというのは、これは発注側の責任だと思うので、そこらへの対処の仕方も教えてくれませんか。

○ 建設課主幹 神里稔さん

工期を過ぎてからやるということは現在考えておりません。今のところ工期内に終わらす予定であります。もし遅れた場合はやっぱり町の責任になってくると思います。

○ 町長 高里久三さん

補足説明をします。確かにおっしゃるように全て、そういう諸々の手続きを完備して工事をやるべきですけれども、たまたま埋立というのがあるって、そのへんがまだやられていないということで、その変更申請をしているところであります。今、指摘があるように、工期内にできない。万一できなかった場合は、他の事業においてもそういう町の責任による工事の延長というのは、当然、町が責任を負わなければならないということになりますので、そういう事例が起きた場合は、町が責任を持つということになります。

○ 7番 國吉修さん

議案第2号、議決内容の一部変更について1点だけお尋ねします。契約金額が約400万円弱というような増になっておりますが、これはD業者ですか、A、B、C、D、D業者の中でまだ1件も工事を取っていないという業者があるんですよ。そういう中で、そういうDランクの業者に仕事をさせるということは考えられなかったのか。そこを見ましたらガードレールですから、これは小さい業者にも仕事を与えるということは考えられなかったのかお伺いします。

○ 建設課主幹 神里稔さん

確かD業者が仕事が少ないということで大変厳しいようですが、この工事につきましては、この工事の関連としての追加でございますので、同じ業者との改定契約をする予定であります。

○ 7番 國吉修さん

毎回、工事の度に変更というのはあるわけですね。それをこの関連するという部分でだいたい決まってくるものであります。そうならD業者もやっぱり久米島町の業者として税金を払っているわけですよ。それをまだ1件ももらっていないということはやっぱりちょっと問題があるんじゃないでしょうか。関連するからと、いつもこうゆうふうにして毎回同じ説明ですよ。Dランクの業者は、まだ何社か取っていないという業者があります。

それと、そうであれば、このD業者が年度内に事業があるのかちょっとお伺いします。

○ 建設課主幹 神里稔さん

例えば別途発注になりますと、設計等が別になってきます。そうすると諸経費がまた別にかかってきます。そういうことで同じ業者に改定契約で発注するようであります。

それから、D業者につきまして、「今後、工事の発注計画がありますか。」ということですが、現在、資料を持ち合わせておりませんので、あとでお答えしたいと思います。

○ 7番 國吉修さん

確かに関連する事業という中で変更できないというのは、毎回聞いておりますよ。それをどうにか、例えば、その業者が、大きい業者が小さい業者に下請けみたいなその流れの中で、こういうふうに持っていけるのはないのか。例えば、業者が結局一つも事業がないということではありますが、であればD業者はもう死になさいということなんですよ。そうであれば、これは説明して、統廃合するような指導もあってもいいんじゃないですか。

○ 町長 高里久三さん

確かにおっしゃるように、その工事によっては金額がDに該当していますので、役場が工事をD業者に工事を与えて育成する意味からもたいへん結構だと思っておりますが、ただいま主幹が説明したように、新たにやると諸経費がかかって、その工事ができなくなると。この計画されているものが。そういうことで出来るだけ関連しているものについては現請負業者に追加してさせるということがこれまでとられてきました。そういうことで、それまでの慣例にならって今やっておりますけれども、今、指摘があるようにD業者は確かに工事がなくなって困っています。今後できるだけD業者に仕事を与えるように、分割してできるものについては分割をしてやると。ただあまりにも多くて、D業者が。今、指摘のあるように下請けしたらどうかということですが、これは、町が下請けさせないということではできませんので、あくまでも元請けである業者が自分の持ち分と、また持っている工事の量の問題とか、そういうことで請け負いさせた方がいいということであれば、町としては別に構わないと。ただ、町が請け負いさせたらどうかという指導というのは、これはできませんので、それはもう業者の皆さんの、個々の業者の皆さんに任せて。

ただ町としてこのDの皆さんをどうして育成するかと。災害がある場合はまた逆にDがたくさんあるというようなこともありますので、町としてもできるだけ仕事が与えられるように、分割してできるようなものは分割して発注していきたいと思っております。今回の場合は、元請けに追加をして契約した方がよりベターであるということによってやっておりますので、そのへんは理解していただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、議決内容の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って議案第2号、議決内容の一部変更については、原案のとおり可決されました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

平成15年第1回久米島町議会臨時会を閉会します。

(午前 10時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

仲里村議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号7番） 國吉修

署名議員（議席番号8番） 真栄平勝政

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回久米島町議会定例会

1 日 目

3 月 1 2 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成15年 3月12日（水）
 閉 会 平成15年 3月31日（月） 会期20日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
3月12日	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 議案上程（即決案件） 議案第3号 4号 5号 6号 7号 8号 ○ 施政方針 ○ 議案上程（委員会付託） 議案第9号 10号 11号 12号 13号 14号 ○ 発議第1号
3月13日	木	休 会		
3月14日	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案上程（即決案件） 議案第15号 16号 17号 18号 19号 20号 21号 22号 23号 24号 25号 26号 27号 28号 ○ 報告第1号
3月15日	土	休 会		
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 一般質問
3月18日	火	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 一般質問 ○ 発議第2号
3月18日	火	特別委員会		
3月19日	水	特別委員会		
3月20日	木	休 会		
3月21日	金	休 会		
3月22日	土	休 会		
3月23日	日	休 会		
3月24日	月	特別委員会		
3月25日	火	特別委員会		
3月26日	水	休 会		
3月27日	木	本会議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 委員長報告 ○ 議案上程（付託案件即決） 議案第9号 10号 11号 12号 13号 14号 ○ 議案上程（即決案件） 議案第29号 30号 31号 32号 ○ 発議第3号 4号
3月28日	金	休 会		
3月29日	土	休 会		
3月30日	日	休 会		
3月31日	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案上程（即決案件） 議案第33号 ○ 閉会

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第1号

招集年月日	平成15年3月12日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月12日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	3月12日 午後4時32分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	13番	山城 和満	番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	9番	上江洲 盛元	10番	山川 正員
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	山城英明
収入役	松元徹	住民課長	大城行男
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	山里昌輝
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	神里勇
企画財政課長	山城保雄	水道課長	吉元幸信
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程〔第1号〕

平成15年3月12日（水）

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3		議長諸般の報告	
第4	議案第3号	平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）について	
第5	議案第4号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
第6	議案第5号	平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	
第7	議案第6号	平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
第8	議案第7号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
第9	議案第8号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	
第10		施政方針	
第11	議案第9号	平成15年度久米島町一般会計予算について	
第12	議案第10号	平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	
第13	議案第11号	平成15年度久米島町老人保健特別会計予算について	
第14	議案第12号	平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算について	
第15	議案第13号	平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	
第16	議案第14号	平成15年度久米島町水道事業会計予算について	
第17	発議第1号	健保3割負担の実施凍結を求める意見書	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ご報告します。13番山城和満議員から午前中の欠席届が出ております。

ただいまから平成15年第2回久米島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって9番上江洲盛元さん、10番山川正員さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月12日から3月31日までの20日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って会期は、3月12日から3月31日までの20日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、諸般の報告を行います。

平成14年12月18日以降、私が出席しました会議等の概要を配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規程により、例月出納検査の結果報告書がお手元に提出されております。ご覧になって下さい。朗読は省略します。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）のご説明を致します。

一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9千341万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ122億6千101万1千円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから7ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

8ページをお開き下さい。明許繰越は、第2表に掲げてあるとおりでございます。バーデハウス久米島整備事業他10件、トータルで6億4千604万6千円が明許繰越として定めております。

次に、9ページをご覧ください。地方債の補正でございますが、掲げているとおり、補正を行っております。事業等の調整によりまして1千720万円が減額となっております。

平成14年4月に久米島町が発足し、暫定期間を経まして6月に本予算を提案する特異な状況の中で、財政運営を行ってきております。当初予算におきましても、旧村で調整を行った額を合算する方法で編成を行い、打ち切り決算による暫定繰越分を含め、当初予算で100億円を超える大規模予算となっております。今補正は、暫定繰越予算として新町へ引き継がれてきました事業の確定による額を中心に計上しております。また、国の補正予算による追加事業といたしまして、基盤整備促進事業、これは田幸原農道でございます。集落地域整備事業、これは、仲地地区の方の事業でございます。そして防火水槽設置事業、介護予防拠点整備事業を増額計上しております。

以上が平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

39ページの負担金補助及び交付金というところで3千863万8千円、これは多分離島路線の赤字補填分だと思うんですが、これはどうしても払わなければならないお金なのか、今までいろいろな要請もしてきて、久米島町の言い分は全然聞いてもらえないと。それにも係わらずこれを払うべきなのか。そこのところをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。その金額は、今、国の方で規制緩和ということで航空法が改正になってきたわけですね。平成11年から航空法改正になりまして、需給調整規制の撤廃ということで、航空路線の自由参入、自由撤廃と、いわゆる「会社としては赤字路線は撤廃するよ」

と、「儲かる路線に関しては自由に参入するよ」と、法律が変わってきたわけです。その中で、やはり離島としてはどうしても生活路線であるということで、法律は変わったものの国として、県としてやはり生活の足というのは守らなければいけないということで、国からも補助が出ています。県も出ています。その残りを町で出して下さいということでございまして、自主的には町が蹴ればおそらく大丈夫というか、蹴ってもいいことはいいいんですよ。そうすることによって国、県も出さないということになるわけです。ですから、やはり町としても住民の生活の足である航空路線というのはどうしても維持していかなければいけないということでの負担分でございます。

○ 21番 上里総功さん

今の説明で、要するに生活路線は、補助しなければならないという法律的なこともあるかと思うんですが、実際に久米島町は今、始発便でジェット機が就航しないために非常に被害を被っているわけなんですよ。それで、要請に行った時も、「全然迷惑をかけません」といいながら、実際にいろいろな細かいことが起こっている。そういうのをもっと訴えるべきだと思うんですが、これに関して町長はどのように考えているのかお聞きしたいと思うんですが。

○ 町長 高里久三さん

この問題は、合併以前から両村でも大変重要な問題で、議会のたびに取り上げられている件でございます。これは交付税で返ってきます。失礼、特別交付税で、私の聞いた範囲内では確か60～70%は返ってくるということを聞いていますけれども、とにかく交付税で相当額は返ってくるということになってはいますが、いずれにしても町が負担するというのは厳しい財政状況の中で問題はあると思いますけれども、ただ、住民の足として本当に飛行機が飛ばなくていいのか、先程課長が言ったように、規制緩和によりまして赤字路線は会社の自由で撤廃してもいいということでありますので、今回については、これは実績ですから、どうしても国、県の三者がそれは計上して支払いしますけれども、15年度において、もし議会がこれが必要でないとなれば、今で決を出して、J T Aに申し出ておかないと、またこういうようなことがあるわけです。ですから、応分の負担をしてでも、久米島全体の住民の足の確保、または産業の振興、そういう面から考えてみれば、私は大変厳しいんですけれども、負担を現状どおりやってもいいのではないかなと思っております。もしまた、町民の皆さんがこんな大金を払うよりは飛行機の運航を、便数が減ってもかまわないということであれば、私はまた、それなりに検討してもいいのではないかなと思っております。現状、この予算においては、これは結果でありますので、どうしても計上しないといけないと思っております。

○ 21番 上里総功さん

今、町長もおっしゃったように、要するに住民の足の確保をするためには払わなければならないということではありますが、これも私たちが要請したのは、ジェット機はあくまで

も飛ばしてくれということなので要請したわけなんですね、そこのところを、同じ出すにしても、やっぱり始発便はジェット便をどうしても確保したいと、そういう強い要求をしていかないと、これからの町の将来的ないろいろな観光振興とか産業振興に非常に影響を与えると思うんですよね。そこのところを、同じ払うにしても、すんなり払うのと、ある程度条件を付けて払うのと全然違うと思うんです。そこのところを再度強く要求してもらいたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

今度の6月1日から東京直行便が就航します。今まで東京から朝6時半発が午後1時30分東京発に変更になりますので、利用する皆さんが非常に便利になるのではないかなと思っております。

それから、今、上里議員から指摘がありましたように、15年度から始発の1便はRACを飛ばさないように、これから強力に要請をしていきたいと思っております。もし万一、また、今年どおりということであれば、また皆さんと話し合いをして、その解決策を要請していきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 16番 平田勉さん

関連してお尋ねしたいんですが、確かこの赤字路線というのは、名目は、機材の修理とか機材の関連での赤字負担だという当初の説明を聞いたんですけども、今出たように、赤字を補填するのはその機材に関する部分で補填するのに、負担をする地元ではジェットが飛ばないというのは理屈に合わないという気がするんですね。それと、空港整備をして、ジェット化をしようという時に、フライト農業というのを盛んにみんなが口にしています。しかし今、JTAが飛ばしているジェットというのは、久米島航路は、コンテナ積みができない機種なんですね。例えば野菜等、インゲンとか殆ど全部が那覇から本土には航空便なんです。例えば東京の築地に行く産物をコンテナ積みができれば即東京の築地に久米島から運んだら、その分のフライト農業としての特性も活かせると思うんですけども、そこらへんも全くないですね。インゲンだけではなくて、貨物運賃でもJTAの収益というものも出てくると思うんですけども、そこらへんも要請すべきではないのかなという気がします。ただ、この赤字補填というのは、確か、東京直行便は含まれてないと思うんですね。ですから、そこらへんを含めた今後の行政活動とか取り組みはしてほしいなという気がします。

財政的にも、これは一般財源で出ているんですが、交付税で入ってくるのは確か60%だったというふうに考えているんですけども、それでいくと大体2千318万円くらいは交付税で入ってくると思って計算してみたんですけども、この交付税の分も一般財源というかたちになるんですか。そこをちょっと教えて下さい。財源内訳では3千万円余りが、こ

れがちょっとわかりにくいんですけども。財源的な部分ですね、どうなのかわちょっと教えて下さい。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

交付税の分につきましては、一般財源扱いでよろしいです。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。今、赤字の内容なんですけれども、機材購入費だけではなくて、運航費補助としてやっていますので、その運航にかかる機材の修理、それから人件費当たりも入っていると思います。その中で、運航費に対しての、いわゆる久米島・那覇間の路線の赤字をそれで補填しているという内容になります。

それから、フライト農業、いわゆるコンテナを積めるかどうかという事に関してですけれども、今、J T Aさんがもっている機材の中では、おそらくコンテナを積めるような機材はないのではないかなど。今、J T Aは、ボーイング737の400型の機材を保有していますけれども、その機材ではコンテナは積めないというふうに思っております。今後、そういうかたちの中でフライト農業ができるような方法があれば、会社側と調整しながら要請をしていきたいというふうに考えております。

○ 16番 平田勉さん

この件で、最初この赤字路線が出た時に、これは平成10年度か11年度だったと思うんですけども、その時の資料では、これから出た分では赤字総額の90%、それを国、県そして地元で負担しようと。そのうちの県、地元負担の分の3分の1が地元ですと、確か半分が国じゃなかったですかね、その90%の内の、その中で補填する分を被害費とか何とかというかたちでのこの4項目が確か列記されていたと思うんです。資料には、人件費とかは入ってなかったような気がするんですが、そこはもう少し確認をして、はっきりさせてほしいなと思います。これは後でいいんですけども、はっきりさせないと、昔はJ T Aは所長はいなかったんですけど、今は所長を配置していますね。そうなると所長クラスになると人件費で支払総額は大体1千万円位いくんじゃないんですか。そうなると、このへんの部分も赤字補填で、単純に言えばそうなりますよね。そうであれば、本当に所長が必要なかどうか、そこらへんも議論を要してくると思いますし、そこをはっきりさせてほしいと思います。私も再度確認していますけれども。

あと、他の件もいいですか。

○ 町長 高里久三さん

赤字補填というのは、機材だけではなくて久米島航路に関わる全て含まれているわけです。人件費もおそらく入るでしょうが、飛行機の機材の修理も入るでしょうと。総額全て久米島路線に使った予算の中で赤字だから、その赤字を補填しようということですが、この部分という限定はないと思うんですよ。そういうことを一つ理解してもらいたいと思います。

○ 16番 平田勉さん

確か、ここを確認してほしいのは、確かに赤字総額の90%は補填します。しかし、その補填する理由というのは何ですという部分の、国からの制度としてできたものですから、その制度の中に、機材とか何とかという項目があるんです。そこを見ると、人件費とかそういうものはその分に、その赤字補填した分には、使ってはいけないはずなんです。というふうな理解を僕はしているんですけど、その資料を見ると。ですから、J T Aが黒字路線も含めて全てのトータルの路線の中で機材は回していますから、そこらへんの機材に使われるのであれば、負担をしている我が方にももっと積極的に出されてもいいのではないですかという理屈なんですね。僕はそういう理屈で考えているんですけども。そこで、先程言ったように、あの当時の資料が確かあるはずですよ。業者にも。皆さんの方から、最初の時にそれを説明するために皆さんからそれをコピーでもらっていますので、そこは是非確認していただきたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

その積算については、確かにいろいろな項目があって、国に申請して、国からOKが出ているものですから、それが正当な請求だと思うんですが。ただ、どういう内容でやられているか、これは調査して、資料が取り寄せられるんだったらやってみましょうと思っています。これは離島航路、沖縄県で今言う負担をしている航路が集まって、県とそれからJ T A、R A Cと話し合いをしていますけれども、その中で各町村が、首長が、これは全部県で負担してもらいたいと、また、逆に、大東などは運賃が高くて赤字が出てないというようなことで、いつも大東の首長からは運賃の値引きをしてくれという要請を謳われています。ですから、その積算基準については、今、指摘があるように、どこの部分に、どう動くということが入っているのか、そのへんは資料を取り寄せてやってみたいと。また、その赤字が全体の赤字の補填ですから、その用途については、これはJ T Aの裁量だと思うんです。それまでは我々がどうのこうのと言えないことでもありますので、その赤字の用途についてはわかりませんので、今、指摘のある部分については、会社の方に資料を取り寄せてみたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

平田さん、いいですか。

○ 5番 仲村昌慧さん

8ページの繰越明許が総額6億4千万円余りとなっておりますが、それぞれの事業の繰越明許になった理由をお伺いします。

それから、歳出の26ページの方で、3款の民生費の1項社会福祉の工事請負費の地域福祉センター下水道接続工事の30万円の減額補正をやっています。地域福祉センターというのは、旧具志川診療所の「わかみず」だと思いますが。それと、29ページの方に関連しまして、衛生費の中で旧具志川診療所の下水道工事接続費に35万円の増額補正が出ています。

この関連の意味がどうも理解できなくて、そこを説明していただきたいと思います。

それから31ページの4款の衛生費、2項の清掃費の中で委託料の説明の13の放置自動車処理収集業務委託、これは今回処理される車の台数は何台なのか、そしてこの処理期間はいつからいつまでの期間に行われるのか。その期間、そしてこの委託業者は何業者に委託する予定であるのか。そしてその処理委託業に対する行政からの助成が今後もあるのかどうか。この4点についてお伺いします。

それから、34ページ6款の農林水産業費、農業費の中で、説明の47番農機具購入補助が135万円減額されています。これは、旧具志川村で行われている事業だと思いますが、今回旧仲里村の方でも対象となったのかどうか。この減額になった理由をお聞きしたいと思います。

それから、40ページの土木費の中で、委託料の久米島野球場実施設計業務が減額になっています。それから、17の公有財産購入費も減額になっています。この減額になった理由、そして、今後その野球場と総合運動公園の事業の予定がどのように変わっていくのか、事業に及ぼす影響というのがどうなるのかについてお聞きします。以上、よろしくお願ひ致します。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

では、8ページの繰越明許費の順を追って、私たちの担当で、バーデハウスと奥武島タタミ石周辺整備事業についてご説明致します。

バーデハウス久米島とその前のタタミ石周辺整備事業ということで、駐車場の整備を予定しております。そこの地域の保安林解除とか開発行為申請とか、そういう手続の許可が遅れていると。3月になってその目処が立ちまして、工事発注が遅れている状況にあります。バーデハウスについても、14年度、15年度、そしてそのタタミ石周辺の駐車場についても、14年度、15年度の建築事業でありますので、事業全体としては支障はございません。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

2点目の地域福祉センターの下水道接続工事ですが、ご承知のとおり、デイサービス施設「わかみず」の前の方になります。当初で予算は計上したものの、下水道工事の管路がまだそこに引かれてないということもございまして、また、今年度内の執行は全く見込みないということで、減額にしてございます。

今後の計画につきましては、下水道工事の進捗状況を見ながらまた検討していきます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

繰越の理由について説明致します。3項の整備促進事業（田幸原農道）についてでございますが、これは国、県の補正予算の追加によりまして今回新たに補助金増額によるために3月いっぱいに入札し、実際の施行は次年度繰越ということになっています。

それから、集落地域整備事業の仲地地区、これも国、県の補正予算の増額による繰越でございます。

それから、総合運動公園事業費の繰越でございますが、これは、用地買収を平成14年度に予定していましたが、いろいろ国、県の許認可の問題で野球場の用地購入ができなくなりまして、ホテルドームの駐車場の工事費として変更したためにどうしても試算的に工事が叶わないということで、次年度繰越となっております。

それから、法定外公共物譲与申請委託業務でございますが、これは、現在、各集落にある里道は国有財産であります。法定外公共物譲与申請することによって町に譲渡することの申請業務であります。これは業者に今現在委託発注中でございますが、業務量が複雑で、どうしても年度内にはできないということで、1、2カ月延ばして次年度繰越で業務を改正させて、国、県に申請し、払い下げをするということでございます。

それから次に、奥武島1号線の整備事業でございますが、これは業者に発注はしたものの、エビ養殖場との関係で、エビの成長時期にそこで工事しますとエビの成長に大変な被害が出るということで、「エビの成長時期を外して工事をやってほしい」というふうないろいろな要望がありまして、養殖場と協議した結果、4月当たりにエビの出荷が殆ど完了するので、その時期にやってほしいという要望等もありまして、時期をずらして施行しようということでございます。

それと、儀間29号線整備事業でございますが、これは島尻から桜道までの間の旧農道、その取付でございますが、桜道の箇所、県の舗装事業が入ってまして、どうしても交通、施行のための今の作業交通に支障をきたすということで、いろいろ県の方と調整しまして、時期をずらして町の工事はしようということで、繰越になっております。

それと、ミーフガー線の整備事業でございますが、これは県の文化課の方で自然保護関係との調整で、今、認可待ちということでしばらく事業をストップしております。

それと、仲泊8号線整備事業でございますが、これは宅地造成とのからみがございまして、宅地造成が着工しないとこの8号線も着工できないような状況で、今、宅地造成の着工待ちということでございます。以上が建設課関係でございます。

○ 消防長 幸地猛さん

一番下の防火水槽設置事業、これは国の補正予算による事業となっております。今回の補正予算、議決後の執行になります。年度内の3月中に契約をして、執行は次年度、平成15年度になりますので、この繰越明許費の手続きをとる必要が出てきました。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

29ページの工事請負費の下水道接続であります。大変申し訳ございません。これは歯科診療所の「歯科」の方が抜けて、大変申し訳ないです。歯科診療所の下水道の接続でございます。

それから、清掃費の13節委託料ですが、これは96台を予定しております。業者は2業者を一応予定しております。これは当初、廃自動車関係を単独で4月に実施しましたが、これが補助事業に該当しましたので、どうしても規準額があつて、フェリーで搬送しなく

てはいけないということで、一応100台を計画しております。

○ 農林水産課長 平良進さん

34ページの農業費の説明の47番農機具購入補助について。減額の135万円、この件につきましては、合併前から旧具志川村にあっては農機具購入に補助金を出したということです。農林水産課内部でも、又、財政課や三役とも調整をしました結果、個人の機械購入に対する補助というのは好ましくないのではないかなということ、こういった個人を相手にする、あるいは個別を相手にする補助金というのは今後は整理しておこうということで、今回カットしてあります。それ以外にまた15年度予算の中では、やっぱり農家全体の意向をとるようなかたちで、フェリーの運賃補助を今回新しく芽出しをしております。以上です。

○ 建設課長 仲村昌保さん

40ページの委託料の4について説明致します。この委託料は、久米島野球場自主設計業務ということで当初予算で予定していましたが、野球場の中でもスタンドの部分は国の補助が原則として付かないということでありまして、現在、総合事務局と調整中ですが、その分も含めての設計委託を予定していましたが、今回、スタンド部分がまだ設定してないということで、委託業務から外したためにその残部分が減になっています。

それから、17節公有財産購入費についてでございますが、先程も繰越で説明しましたとおり、用地費から駐車場の工事費に回したためにこの部分が減になっています。

○ 5番 仲村昌慧さん

まず、8ページの繰越明許費について、総合運動公園の事業が国の許認可の問題があって、減額になるということでありましたが、その国の許認可問題は解決できる見込みでありますか。そこを1点伺います。

それから、仲泊8号線につきましては、宅地造成の着工待ちという答弁がありましたが、いつ頃着工できるのか、その見通しをお伺いします。地域の方々にとっては、その8号線の工事が始まるということで話が出ているようでありますので、そこをはっきりさせていただきたいと思っております。

それから先程の廃自動車の処分についてであります。その処理期間がいつであるのか。いつからいつ頃までにされるのか。そして、その助成が今回で打ち切りなのか、今後も助成で廃棄処理がされるのか。その2点について答弁されておられませんので、この件についても答弁をいただきたいと思っております。

それから、建設課長の方で、今後の野球場、それから運動公園の事業の予定がどのように影響していくのか、その見通しですね。運動公園の整備はいつ頃から始まるのか。そして野球場の事業はいつ頃から始まるのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

運動公園の国、県の許認可について説明致します。まず、現在予定している箇所は農地

でございますので、農地法の関係、それから土地改良の整備済み地区でございますので、土地改良関係の補助金が入っていますので、そのへんの調整等を主に。

それと、あと一部分でございますが、保安林関係も絡んできます。そういった認可関係が遅れる見通しでございますので、平成15年度におきましては、多目的グラウンドを整備し、その間に15年度期間においてこの条件整備を行いまして、野球場の整備が着工するのが平成16年度、15年度は多目的グラウンドですね。16年度は野球場という形式で、今、進めているところでございます。

それから8号線につきましては、総務課の方で。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問の中で、8号線整備事業との関係の阿理地区の工事はいつ頃着工するかということなのですが、先月でほぼ契約は終了しております。あと1、2件、相続がらみの未処理の件がありますが、それが終わり、許認可の手続が済み次第住宅供給公社の方でこれは担当しますので、その方での着工になります。具体的な時期については、決まり次第また地権者の方にも連絡をさせていただきたいと思えます。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

大変失礼しました。この処理業務については、補助事業等でありますので、今月一杯で終わりたいと思えます。

それから、助成については、各離島については平成13年度で補助事業をやっていますが、13年度で打ち切る予定でしたが、たまたま久米島においては4月に単独で処理をやっていくということで、14年度も実施するというので、補助事業をさせております。

14年度で終わりだと、こう認識しております。

○ 23番 山城篤三さん

航空運賃の関連でやりたいんだけど、いいかな。関連質問になるんだけど。いいですか。

ジェット機とYSが交代する時に、その運賃を査定する時に国に申請してやると。自由枠の中で申請して、その時にJTA側は、「これでも久米島の航空運賃は下限だ」、下の方だということですね。まだまだ上がる。上がる要素があるというのを我々は聞きました。それと、そのへんの下限というのは、上限、下限の枠はちゃんと把握しているかなということで。数字的に。これは機種によって違うということになると思うんです。国に申請すれば国はそれは距離とかいろいろ勘案して査定すると思えます。その中で、私たちはそれを運航するのはよかったんだけど、最近になってジェット機とRAC小さい飛行機との対策という。前は割り戻しがありましたね。運賃の割り戻しというのが500円から700円くらい、即座にあったですね。それがいつの間にかなくなって、ならばその根拠、運賃の根拠というのはどこにあるのかなということをお聞きしたいと思えます。

それと、私たちが東京直行便を要請した時に、一つ皆さんも把握していると思うんだけど、政策枠と自由枠というのがありまして、政策枠、このものは定期便になって、こ

っち久米島から要請したのは、金曜日と日曜日を要請したわけでありまして。それを、もう殆ど1便確保、羽田の1便を確保できる状況の中で運輸審議会で、久米島町は、当然赤字が出るからノーだということで、すぐチョンになったんです。実質、私どもも関わってまして、一瞬のうちにすぐチョンになりました。それで、その後、自由枠をJTAに移ったわけです。そして今言うように、自由に使える枠と思います。そういう自由に使えてやった時に、今度、久米島の方から両村で東京再度に抗議というか、再度要請した時に、なら離島は特典を与えましょうということで、生じたのがこの離島割引なるものであります。これは20億円くらいの国の政策、航空燃料の減のもとに20億円というのを国で、それを離島に配布しましょうと、その枠の中で5億円は久米島にという、なぜ離島割引かという意味を島民がわかっているのかどうか。あれは離島割引、みんなそれは航空会社がそっくりもらうということになっていると思います。これは国の補助になる。離島に恩典を与えたということになっております。そして今言うこの赤字補填が生じた時に、それをわかっているとき、その5億円もJTAに行くと思います。そのへんのところ、詳しいところをお聞きしたいんですけど。ご答弁願います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。まず、運賃枠の設定の件ですけれども、上限あり、下限ありということのお話しでしたけれども、以前は、確かにその運賃を設定する段階では、上限、下限があって、その範囲内で航空会社の中で設定して、国の方に申請したということですが、ところが先程も申したんですけれども、航空法が改正になりまして、運賃設定に関しては自由設定になっているわけです。ですから、会社の裁量でもってこの運賃を決定できるという法律に変わったわけです。ですから今は上限、下限という枠は、今設定はもう取っ払ってしまった。その中でも会社の方で運賃を自由に設定できるというふうになっております。ですから、先程のRACとの関係なんですけれども、以前は、RACというのは割り戻しがあったということですが、その枠がなくなったものですから、RACに関しても割り戻しというのが今はなくなってしまっているわけです。現在はそういう状況になっている。今の流れでは、4月1日からRACに関しては、若干、片道300円でしたか、運賃は下げるといふ報告はきております。

それから東京直行便なんですけれども、確かに以前の政策枠、自由枠という中で、東京直行便は自由枠の中で久米島は飛ばしています。その東京直行便も、やはり法律改正の中で、いわゆる最初は4月から飛ばしていたんですけれども、4月から5月は搭乗率が悪いということでありまして、6月から9月までの間飛んでいるんですけれども、この件に関してもどうかたちになっているかちょっとわからないという状況であります。ただ、JTAさんとしては、どうしても久米島に対しては力を入れて、東京路線に関してはやっていきたいという報告もきております。

この離島割引きなんですけれども、確かこのわしたカード、いわゆる離島割引に関して

は、国からいくらかの補助をもらって、島民、離島に還元しようと。離島の島民だけに還元しようということでございまして、その中で決算ではそれはおそらく出てきていると思います。それを含まれての会社の中での決算で、それが結果的にはまだマイナスは出ているという、最終的には先程もあったように、「どうしても地元からの補償でもって運航しないと久米島の路線は維持できませんよ」という結果になっていると思います。

○ 23番 山城篤三さん

運賃の査定、国の政策が違ったというかたちで、今言われる額とジェット機の運賃の決め方ですね。それを私たちは気になるんです。そうすると、10億円といっても、それは限度というのがあると思うんです。大きな飛行機の、向こうからこれだけ使いますかといって要請すると、自由になるから、政策だからということなんです。私たちが気兼ねするのは。それを政治的にできないかというのが、私たちは言っているんです。大きな飛行機が飛ぶと農産物も積めるし、自由になって、いろいろなかたちで、小さいのは不自由するんですよね。それでも同じ値段かということなんです。申請すれば、政策だからそれで通るのかということなんです。

それともう一つ、この久米島の特典のある補助金については、あるいは一般の町民は、おそらくJ T Aからサービスだと思って認識していると思います。そのへんのところも、大きなかたちでこれについては取り組んでもらいたいということです。

○ 商工観光課長 盛本實さん

先程、R A CとJ T Aの関係なんですけれども、現在、J T Aが飛んでいる那覇・久米島間というのは確か赤字が出ているわけです。その計算方法の中でJ T AグループにR A Cさんも入っているわけです。R A Cは久米島・那覇間というのは黒字、年間600～700万円くらいの計上利益を上げているわけですね。その久米島の負担分を計算する段階で、J T Aグループが、久米島・那覇間のJ T Aの赤字の分からR A Cの黒字分を差し引いて、金額でもっていろいろ計算してくるわけです。ですから、全くR A Cの方がJ T Aと切り離れたかたちの中で運航してるわけではなくて、一つのグループとして、R A Cの方は久米島で利益を上げていると。その中で600万円くらいの金額を差し引いた残りをJ T Aの久米島間の赤字路線としての計算の中で、国がいくら、県がいくら、地元がいくらというかたちの中で今計算は出して、先程の補正の中に上がった金額になっております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時55分 休憩)

再開します。 (午前 11時00分 再開)

○ 7番 國吉修さん

歳入の11ページ、12款の1項3目の使用料及び手数料ですね、これの減額補正になった説明をお願いします。商工観光使用料のその他雑入で、これは「亀の館」運営使用料がありまして、それが入館の料金だと思いましたが、その説明をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

説明致します。当初予算は、前年度を基にして計算してありまして、今回7月はけっこう落ち込んで、入館者が少なかったということ。入館料が予想よりも少なかったということです。

○ 7番 國吉修さん

確かに当初見込みで前年度の関係基準を基にしてやるとは思いますが、「亀の館」の入館料があまりにも見込み違いだったのではないかと。今、島内で大体町民の話を聞きまして、「亀の館の入館料がちょっと高い」というのがあって、そういう部分もマイナスになっているのではないかと。思っております。

それと、まだ、今年の年間入館料、入館したというのが出ないと、大体見込みとして何名くらい入館者は入りますか。大体でいいです。

○ 商工観光課長 盛本實さん

数は、ちょっと今、資料が手元にないので調査して後日報告しますが、歳入の金額ですけれども、これは入館料だけではなくて、けっこうグッズが売れていまして、今、入館料とグッズの売上げがトントンくらいになっている状況でございます。入館料の単価なんですけれども、高いという人もいれば、適当だなという方もおまして、前から議論されていることなんですけれども、今後ともいかに入館者を増やしていくか、いろいろななかたちの中でやり方を変えていく中で、その値段の話もおそらく出てくるのではないかなというふうには考えております。ただ、今後、バーディーができ、キャンプ場ができ、そういう中ではかなり「亀の館」にしても、将来的には良くなるのではないかなというふうに考えております。

○ 7番 國吉修さん

課長の答弁で、バーデハウスができたなら入館者が増えるのではないかなということですが、やっぱり、けっこう観光団が来た時に案内するところがあるんです。私ども、宿泊業をしておりますのであっちこっち連れて行きますが、入館料の高いところはあまり連れて行かないんですよ。実際。そういう意味で、やっぱりこの金額で本当に500円くらいで得をしたなという感覚のものでないと、「ちょっとつまらなかったな」という部分があれば、これは確かに高いわけですから、こういう意味で見直ししてほしいなと思います。

後で資料を取りに伺いますので、よろしく申し上げます。

それに比べて、文化センターの入館料というのは、やっぱり皆さんに本当に安いなという感じを与えて、本当に得したなという思いで帰ってもらっているというのが実情であります。今回は、見込み違いで62万円の減額補正になっておりますが、「亀の館」については、ちょっと検討していただければなと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 25番 山里昌伸さん

43ページ空港費の中で節の需用費、説明の中で、修繕費で120万円計上されていますけれども、これはどういう使い道されるか聞きたいんですけれども。聞きたいのは、今、空港へ行きますとバス停の絵が剥がれて、台風以降そのままになっているんですけれども、そのへんの修繕費であるか。

○ 空港課長 内間邦夫さん

これは台風災害の場合、今、県と話し合いをしまして、それが早めに修理できるようなことで進めております。やがて着手ができるような状態になっております。

○ 25番 山里昌伸さん

120万円というのがその修繕費ですか。課長が答弁していますが、台風時期までにはできるか。それをお聞きします。

○ 空港課長 内間邦夫さん

その時までにはできます。

○ 26番 知念弘さん

先程の質問と関連しますけれども、総合運動公園の事業費の中で久米島野球場でのオープン戦の予定として2007年に名護と久米島とどこか候補地に上がったとラジオで放送を聞いたんですけど、久米島の野球場の完成を目処にしての候補地と思っているんですけど、行政の方に何らかのそういった話があったのかどうかお聞きします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。プロの公式戦を国頭と恩納村と久米島ということで、ラジオでも放送をやっていたと。そして、本土のスポーツ紙にもあったんですね。それを見て、聞いて、県の観光コンベンションビューローというのがあるんですけれども、向こうに問い合わせたら、向こうからも発信されてないということで、その話の元がちょっとわからない状況になるんですよ。その新聞紙を読んでみますと、沖縄県知事がやるというふうなニュアンスで書かれているわけです。これはもしかして県がやってくれるのかなと思って県の方に問い合わせしてみたら、「いや、これは地元でやってくれ」ということで、県の方ではやらないと。要するに球場を造ったりどうのこうのという部分に関しては、新聞紙を読んでみると沖縄県知事のコメントとして沖縄県がやるというふうなニュアンスで書かれているわけです。そういうことがあったものですから、各関係機関に問い合わせしてみても、そういうことを発信したことはない。いずれにしても、久米島は、そこで球場を造ったりドームを造ったりやっているということは、結局あっちこっちで、マスコミあたりでも評判が上がっておりまして、逆に久米島がクローズアップされてきたことに関してはいい方向に動いているのではないかなという気はしております。ただ、ラジオと新聞に関しては、公式戦はまだわからない状況なんです。将来においては。

○ 26番 知念弘さん

これはいい方向に、調整もいい方向に向かっているようなんですけども、行政として2007年という、そこまでラジオ、新聞等で読んだような気がするんですけど、手をこまねいて、野球場を造らない、計画はしているのに間に合わせてできないものかどうか。その方面を。

○ 商工観光課長 盛本實さん

我々としても、平成15年にスポーツキャンプ誘致委員会を立ち上げようということで、先々週ですか、準備委員会を何名かでやりました。町長を中心にして、15年からは島の諸々の団体を含めて、スポーツ誘致委員会を正式に立ち上げて、各地にアプローチしようと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

休憩します。

(午前 11時10分 休憩)

再開します。

(午前 11時11分 再開)

○ 30番 喜久里猛さん

企画財政課長から訂正がありましたが、8ページにもう1カ所あると思うので、その報告をして下さい。

それと23ページ、防災無線が減額ということになっていきますので、これで決定ということになると思うんですが、私が臨時会の時に提案申し上げたコン柱の有効利用については、どうなったか、この回答をお願いしたいと思います。

それから48ページ、学校関係の用務費につきましては、これは固定されてますので、ここに110万円というほぼ1年間くらいの金額で載っているんですが、必要ないと思うんですが、何か特殊な事情はあったんでしょうか。以上、お願いします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

お答えします。48ページの用務員賃金は、学校の本務の方が病気で休んでいましたので、その分補正してあります。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問の防災対策費の減額についてなんですが、この分については、当初予算より20%の国の補助金の減額に伴うものであります。

そしてあと1点のコン柱の利用についてなんですが、これについては、15年度予算で撤去の予定をしておりますので、再利用が可能かどうか、そのへんを専門的なご意見をお聞きしながら再利用が可能であれば、例えば、払い下げをするなりという手続を踏んでいきたいと思っております。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ご指摘のとおり、儀間29号が入りますので、訂正の方をよろしく申し上げます。

○ 14番 宮田勇さん

43ページの、滑走路着陸地帯の草刈委託料の減額、畜産業者が「滑走路周辺の草刈は委託料なしでただで刈りたい」という声もあるんですが、そういった方の要望が出てこの委託料の減になっているのか、そのへん、空港課長。

○ 空港課長 内間邦夫さん

お答えします。畜産関係者からの要望もありますが、年度途中まで委託というかたちでやっていましたが、これを職員が対応して、現在は機械をリースしまして、それで草刈りをしております。やはり予算が大変厳しいですので、今の職員での草刈りに変えたことでそれだけの利用、使えなくてもいいということが出ております。

畜産農家に対しては、一応刈り取ったものはもらいたい人がいたら現在あげております。草になる物、あるいは、堆肥として使えるような物があるようですから、これは今後ともこのかたちをとっていった方がいろいろといいということで進めております。

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午前 11時17分 休憩)

再開します。 (午前 11時33分 再開)

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6千669万7千円と定めるものであります。

平成14年度の久米島町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、歳入につきましては、国民健康保険税809万2千円の減、国庫支出金686万2千円の増、連合会支出金764万4千円の減、共同事業交付金112万7千円の増、一般会計繰入金640万7千円の増の組み替え補正となっております。

歳出におきましても、歳入同様、事業費の確定に伴う組み替えとしまして保険給付費4千481万4千円の増、老人保健拠出金804万9千円、保険施設費105万円の減、諸支出金462万6千円の増、予備費4千30万5千円の減で、歳入歳出総額の変動はありません。

以上が平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の主な概要でございます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）のご説明を致します。

久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1千873万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3千31万1千円と定めるものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分の金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳入につきましては、老人医療費の確定に伴い支払基金4千189万1千円の減、国庫支出金271万2千円の減、県支出金98万8千円の増、一般会計からの繰入金2千488万4千円の増で、合計で1千873万1千円の減額補正となっております。

歳出におきましても、歳入同様、医療費の確定に伴い医療費拠出金を1千873万1千円の減となっております。

以上が平成14年度老人保健特別会計補正予算（第1号）の主な概要でございます。よろしく審議のほどお願いします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 15番 山城節さん

ただいまの老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ医療費の確定に伴う減額であります。この際、質疑等を省略して、速やかなる議事の進行を求めるところであります。

○ 議長 高良ノブ

ただいま、山城節議員から、議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算については、質疑を省略して進行したらどうかとの動議が提出されました。

賛成の方いますか。

ただいまの動議は成立されました。

ただいまの動議を議題として、採決します。

この採決は挙手によって行いたいと思います。

ただいまの動議のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、質疑を省略したいと思います。

動議は可決しました。

これで質疑を終わります。

休憩します。 (午前 11時45分 休憩)

再開します。 (午前 11時47分 再開)

○ 議長 高良ノブ

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

医療費の実績に基づいての補正でありますので、当然だと思います。従いまして、議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算については賛成します。

○ 議長 高良ノブ

これで討論を終わります。

これから議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第5号、平成14年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第6号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第6号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）のご説明を致します。

介護保険特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ8千221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億707万5千円と定めるものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳入につきましては、保険給付における介護サービス諸費等の減額に伴う法定負担金8千221万円を減額とします。

歳出におきましては、総務費の一般管理費5万8千円の増額、保険給付費における居宅介護サービス給付費を8千191万6千円、ならびに審査手数料35万2千円の減額となっております。

す。

以上が平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要となっております。よろしくご審議をお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

介護保険の件ですが、先程の老人保健についても、最終確定で「こうなっています。」ということなのですが、数字があまりにも大きいのではないかと思うんですよね。4千万円だとか。それから、ここにおいては8千200万円も減額となるんですが、その当初予算の見込みですね、見込みの甘さとかそういうのがないのかどうか。それと、特に介護サービス等ですが、予算をこれだけ計上して、どうしてこれだけ分のサービスができないのか、できなかったのか、そのへんを説明して下さい。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答え致します。予算の計上、いわゆる見込額の立て方に誤りはなかったかというご指摘でございますが、当初、両村合併に伴いまして介護の給付費活用につきまして、いわゆるサービスメニューがどういう方向に、どれくらい増えてくるか、また、即対応できるものがあるかということも模索しながらの予算計上でしたので、少ないよりは若干増やしていくということもございまして、今日に至っているわけですが、決して執行部としては、多すぎたとかそういうふうには思っておりません。ただ、今後のサービスの展開によっては、この予算の枠内できっちり収まる可能性もあったということございまして、今回のこの8千万円というのは、当初積算で月々約4千100万円から500万円位の給付費が捻出されております。消化されておまして、これを膨らませた4千500万円台、または、6千万円近くの枠で捉えてきたために8千万円余りの剰余金が生じております。

○ 議長 高良ノブ

他に。

○ 16番 平田勉さん

2点ほど質問します。1点目は、4月1日から広域連合が実施しますので、この最終補正が打ち切り決算なのか、それともこの数字が決算とみなしていいのか、確定した数字なのか、これが1点です。

あと1点は、介護サービス給付費の施設サービスの部分が8千191万6千円の減ですね。今、施設サービスを受けたくても空きがないということで待機をしている人がたくさんいますね。この待機をしている皆さんが希望どおり施設サービスを受けることができたなら、この額は当然もっと減ってくるはずなんですね。ということは、保険料は支払うという義

務は果たしているけれどもサービスが追いつかない、しかも大幅な補正で減が出るという、このへんの部分は、サービスを補償する義務が保健所の方にはあると思うんですけれども、このへんとの関連で、具体的にどうかたちでしようとしているのか、なかなか見えてこないと思うので、あとは介護保険に全部まかせているのか、広域連合に、そういうわけにはいかないと思うんですけれども、そのへん、基本的な部分もご説明お願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

1点目にお答え致します。給付費につきましては、確定ではございません。これは老人医療と同等に、いわゆる3月からスタートして2月に締めるということで、2月現在でこの2月先の方までの確定でございまして、3月から12月までの確定ですけれども、1月、2月、2月分は、見込みで計上してあります。ですから決算にそのまま上がってくるということはございません。

それから2点目ですけれども、確かに施設サービス等々につきまして、介護のサービス分野では大変なご指摘をいただいているわけですが、広域連合の方に全て委ねていくということではなく、島は島なりのサービスの展開、これについては、今、模索している最中ではございます。近々、島でできるサービスがどういったものであるということを、今、一生懸命検討しておりますので、皆さんにご提示できるかと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 9番 上江洲盛元さん

ちょっと重複するかもしれませんが、各、軒並み補正が全部減になっていて、これは8ページになりますが、保険給付費の居宅介護サービス給付ですね、8千万円余りマイナスになるわけですが、補正予算ではありますけれども、私たちが心配するのは、うまくこれで運営できるのかなということです。これは家庭サービス、例えば「わかみず」の方々が各家庭に入って行ってサービスするわけですが、十分なサービスができるのかなという心配があるんですけど、そこいらの内容を示していただきたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答えします。この居宅介護サービス、これは居宅、それから施設という全てをトータルして。それから、軒並み減額補正ということではありますが、これは法定負担割合の増加につながるメニューを区分けしながらニーズの高いサービスにつきましては、とにかく執行部としては鋭意努力するということしかお答えできませんけれども。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第6号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

既にお昼のチャイムが鳴りましたが、あと2件続けて審議しますか。それとも午後に回しましょうか。

それでは、休憩してお昼時間にします。午後は1時30分からお願いします。

休憩します。

（午後 12時05分 休憩）

再開します。

（午後 1時25分 再開）

○ 議長 高良ノブ

山城和満議員が午後から出席しておりますので、ご報告します。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、議案第7号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第7号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1千185万9千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1千753万8千円と定めてございます。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、6ページをお開き下さい。地方債の補正を行っております。下水道事業といたしまして220万円を増額して限度額として設定しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金が1千405万9千円を減額し、地方債では許可予定額の変更に伴い220万円の増額となっております。

歳出予算では、事業費の確定により減額を中心に補正を行っております。特定環境下水道事業では、14年度において西銘地区及び鳥島地区から運動公園までの整備を実施し、鳥島地区は既に完了しており、西銘地区は3月末での完成を予定しております。

交際費の増額につきましては、13年度許可にかかる利子分の計上による増額が主なものであり、予備費の減額につきましては、下水道事業の申請資料として必要な認可変更委託を概算で計上していたことにより、予備費を計上しておりましたが、概算計上額より大幅な変更がなかったため、今議会で減額しております。

以上が平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要となっております。よろしくご審議のほどお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

8ページの水道総務費の中で、2目の下水道維持費の1節報酬、下水道接続推進委員報酬、今、久米島町においては、下水道の接続率が低いのは、低いという認識は誰もが持っていると思いますが、この推進委員の報酬が今回減額になったということは、推進をもっとやらなければいけないはずなんですけど、どうしてこれが減額になったか。推進委員の活動の状況等を合わせてお聞きします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問、ご指摘のとおりですね。下水道事業も特別会計でございまして、どうしても接続して、今年に入りまして久米島町の全体計画と、それからそれに伴う事業の変更認可申請というこの業務が今年ございまして、非常にこの作業が膨大な作業で、今、ある程度の見直しというんですか、それをやりながら、この間、三役との協議の中で全体計画の分についてほぼできあがっております。そういった作業がありまして、この報酬につきまして、委員会を立ち上げて活動すべきでしたけれども、途中まで準備はしているんですが、まだそれが立ち上げて推進にいたらなくて、その活動をしてなくて、今回減額ということになってございます。これはこの基本計画ができあがりまして、すぐに立ち上げもできて、4月からはそういったかたちでスタートできるものというふうに考えております。

○ 13番 山城和満さん

この項目の報酬、実質的な推進委員会というのは予算には計上されていますが、結果としてはこの14年度は推進委員会は開けなかったという認識でよろしいでしょうか。

○ 水道課長 吉元幸信さん

はい、ご指摘のとおりでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第7号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第8号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第8号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれに10万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6千704万4千円とするものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページのとおりでございます。

歳入につきましては、14年の6月から農業集落排水事業の一部供用開始を行っており、現在の供用率7%における使用料10万円を計上しています。

歳出では、平成13年度許可債借入にかかる地方債利息分の6万1千円及び維持管理費3万1

千円を追加補正しております。

以上が平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要となっております。よろしくご審議お願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

集落排水の一部供用開始で、今、10万円の使用料が計上されていますが、全体的な供用開始はいつ頃になるのか、そして一部供用開始は、今、どの辺の接続がされて供用開始されているのかお聞きします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

集落排水事業につきましては、平成13年度に一応現場の方は完了して、支払関係で平成14年度まで繰越でまたがってきていますが、供用開始につきましては、14年度で全面的に供用開始している状況であります。引き込み件数がまだ12件ということで大変接続率が悪いようございますが、これから督促しまして、いろいろと各戸にチラシ等、ポスターとかも張り出して、接続の促進をやっていきたいと、そう思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第8号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午後 1時40分 休憩)

再開します。 (午後 1時42分 再開)

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、これから高里久三町長の施政方針を行います。

○ 町長 高里久三さん

平成15年度の施政方針についてご説明申し上げます。

I. はじめに

平成15年3月定例会の開会にあたり、議案のご審議をお願いするに先立ちまして、町政運営に対する私の所信、並びに平成15年度当初一般会計予算案、並びに特別会計予算案をはじめとするその主要案件につきまして、その大綱を申し上げ議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思っております。

さて、去年は、町民の念願でありました両村合併が実現し、新生久米島町が「活力・潤い・文化を創造する元気なまち — 久米島」の建設に向けて期待と不安がよぎる中をスタートし、1年を経過することができました。事務引継整理等、大変忙しい中を着実に事業執行の進展を見つつありますことは職員の努力、議員をはじめ町民皆様のご支援、ご協力の賜と深く感謝申し上げます。

わが国の経済は、長引く不景気からいつ抜け出すことができるのか、先の見えない不透明な長期不況下にあり、経済の再建が緊急な課題として叫ばれています。また、少子高齢化、国際化、情報化、地方分権の推進と財政逼迫と厳しい環境にあります。

そのような中で、物の豊かさのみならず、心の潤い、ゆとりのある生活を求めて町民ニーズは多種多様化してきており、それらのニーズに的確に対応していかなければならないと考えております。新町建設計画の理念である「活力・潤い・文化を創造する元気なまち — 久米島」を基本に、「久米島町創造計画」を策定し21世紀へ向けて新町の基盤づくりを着実に進めてまいりたいと思っております。もとより、行政運営は計画的、効率的、健全な行政運営が基本となるものでありますので、財源の拡充強化に努めてまいりますと共に、当面する行政課題、施策の遂行にあたりましては、緊急性、即効性、効果性等を重視し、新町建設計画に基づき実施される各種事業を円滑に推進し、地域特性を生かした諸事業の展開を図ってまいる考えであります。さらに町民と行政の対話と協調と信頼の下に、これからの町政運営にあたりましては、町民主体をモットーに全力で取り組んで参りたいと考えています。以上、施策に対する基本的な姿勢を申し上げましたが、このような基本的な考え方にに基づき、平成15年度の予算を編成いたしました。

次に、平成15年度の主要施策の概要についてご説明申し上げます。

II. 平成15年度主要施策について

1. 産業の振興

(1) 農業の振興

本庁の基幹産業であります農業は、将来にわたっても主産業として振興を図る必要があります。農業の担い手となる若者が魅力を感じ、将来への夢を抱ける農業でなければならないと考えます。そのためには生産基盤の整備や機械化などにより経営改善等、抜本的な

対策を講ずる必要があるため、関係機関との連携を密にし、経営施策を始め、各農家及び生産組織の育成強化等支援体制を強化し農業所得の向上に努めてまいります。また、本町における地産・地消の推進等にも努めてまいります。

さとうきびは本町の基幹作物であり、その動向は本町の経済に大きな影響を与える重要な作目であります。しかし、毎年のように台風による塩害等の大きな被害を被ってきており、特に昨年は、相次ぐ台風の塩害により久米島製糖工場創業以来の凶作となり、さとうきび農家に大きな被害をもたらし、再生産の意欲の減退が危惧されます。台風対策としては防潮・防風林の整備が緊急の課題になっています。また、就業者の高齢化、後継者不足など多くの課題を抱えています。農業生産法人は、遊休化している農地の集積や機械化の一貫体系の推進等、さとうきび振興のうえで大きな役割を果たしており、引き続き支援していきます。また、新さとうきび糖業再活性化事業（新R事業）の導入による荒蕪地の解消、優良種苗供給等も引き続き推進していきます。また、地力の回復を図り反収を上げるためには堆肥施設が必要不可欠であり、今後堆肥工場の建設の推進を図ってまいります。

次に、野菜、花卉、果樹の振興であります。野菜は国内の産地間競争だけではなく、外国との競争や、高齢化、後継者不足の問題など厳しい環境にあります。しかし、久米島野菜の品質は本土市場において高く評価されており、引き続き主要品目であるゴーヤー・インゲン・サトイモ等の生産体制の強化、経営の効率化等を促進していきます。キクを中心とした花卉等については経営改善対策として引き続き、平張り施設、耐防風施設等の導入による安定生産・安定出荷を図り、生産者や生産団体の経営健全化を支援していきます。

また、本年度2月より久米商船（株）が野菜農家の輸送費軽減支援として那覇—久米島間の運賃を10%値引きを実施しています。町としても野菜農家や花卉農家の負担軽減や生産量の推進を図るうえから出荷に伴う久米島から那覇までのフェリー運賃の一部助成を実施致します。

果樹のマンゴーやタンカン等はここ数年、さとうきび同様台風による被害等により生産が伸び悩んでいる状況であります。農家や関係機関と連携を取りながら果樹の生産振興に取り組んでいきます。

久米島において国、県によるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶事業が実施されていますが、当初の根絶確認予定が1年延長され、平成15年にはアリモドキゾウムシの根絶確認、平成18年にはイモゾウムシの根絶確認が予定されています。根絶確認と併行しながら甘藷作目の振興策として、展示圃場の設置・組織育成・新規農家の育成・販路の確保・補助事業の導入等の施策を推進していきます。

葉たばこ、最も付加価値の高い作目として栽培が促進されてきておりますが、連作障害を防ぎ、高品質を目標に、さとうきびとの輪作体系を強化促進すると共に、関係機関とも連携を図りながら支援していきます。

農地については、優良農地の確保と有効利用を促進し、認定農業者などの経営規模拡大、

志向農家への農用地の集積を促進すると共に、中核担い手農家の育成と後継者の確保について支援していきます。

畜産については、近年、海外悪性伝染病BSE（狂牛病）の発生以来、消費者の牛肉離れと共に本町においても子牛価格の暴落等、畜産農家は大きな打撃を受けました。現在は以前の価格に戻りつつあり、今後の畜産の振興を図るうえからも家畜防疫体制の強化を図ってまいります。

朗報として、昨年9月に第8回全国肉用牛能力共進会並びに第27回沖縄県畜産共進会で優良賞を受賞し、久米島の肉用牛は県内外から高い評価を受けております。今後とも改良、増殖と生産、流通基盤拡充をなお一層推進するため、平成14年度から平成18年度にかけ、継続事業として畜産基盤再編総合整備事業を導入し、家畜セリ市場の移転整備、畜舎整備、草地の造成、草地管理機械等の整備を実施していきます。また、家畜共済加入等の支援も引き続き行います。

（2）水産業、林業の振興

漁業は農業と共に町の基幹産業であり、漁業の振興を図り、漁家の所得向上と後継者育成に努めます。

引き続き、海洋深層水を利用した栽培漁業の振興、漁業生産拠点施設としての漁港の整備、保全施設の整備等を推進します。

本年度は、仲里漁港銭田地区の整備に取り組んでいきます。

モズクについては、加工場が設置され、生産体制が確立されていますので、価格の安定化に向けての対策等を県や漁協とも連携を図りながら取り組んでいきます。

林業については、環境保全として、また森林の持つ水源かん養としての機能を保持しているため、森林区域一帯の自然保護対策を推進すると共に保全整備事業を導入し、これまでに造林を行った地区において保育事業を実施します。県事業として進めている海岸一帯の保安林整備事業や、台風対策としての防潮・防風林造林事業も継続的に進めます。

（3）商工・観光の振興

商工業振興については、久米島商工会への支援と共に連携を密にしながら、商工業の育成を行い地域の産業、経済の発展に努めます。

現在、イーブ地域、中央・新興通り地域において商店街が形成されていますが、両商店街とも相変わらず島民の消費意欲の低迷、消費者ニーズの多様化、更には島外消費への依存等の課題を抱えております。

そのような課題を少なからずとも解消するためにイーブ地域においては昨年度県の「観光振興地域」に指定された有利性をフルに活用させ、「観光＝商業」が共存し、住民と観光客がお互いに融和ができるような魅力ある「イーブ観光リゾート街」づくりを推進し支援していきます。また、中央・新興通りの商店街においては、「21世紀のまちづくり推進協議会」を中心として各種イベントや朝市などを積極的に開催し、従来の受身型商店街

からの脱皮を図ろうと努力しています。今後ともこのような活動を積極的に支援していきます。両商店街が「自らの行動により自ら創造する商店街」形成に取り組めるように支援していきます。

本年度は「中央・新興通り商店街活性化計画」の策定に取り組んでいきます。

観光産業は総合産業だと言われており、関連産業への波及効果が大きいことから本町への経済の自立的発展を担うリーディング産業として、さらに一次、二次産業ともリンクされるかたちで推進していきます。そのためには、観光協会との連携が不可欠であり、引き続き観光協会の体制強化を支援していきます。

観光振興の優先課題である観光施設の利便性や清潔性を確保するため、新山村振興等農林漁業特別対策事業により比屋定バンタの展望台やトイレの整備、立神周年の観光施設、更に観光振興地域等整備事業によりハテノハマ観光や海洋レジャーの拠点である泊フィッシュアリーナにレジャーボート待合所の整備を進めていきます。

現在、町は観光振興の数値目標「観光入域通年化で15万人達成」を設定し、観光入域客の増大をもくろんできましたが、依然として観光客は横ばい状態にあります。観光入域客の伸び悩みの原因としてはいろいろな要因が考えられますが、打開策の一つは観光地域収容型から体験滞在型観光への移行だと考えます。そうした中、体験滞在交流型観光を目指し昨年度から導入している「沖縄県体験滞在交流促進事業」を今年はさらに充実した内容で取り組んでいきます。

近年、沖縄本島に加え本土からの修学旅行が年々増加の一途を辿っています。これまで重ねた誘客キャンペーン活動をはじめとする種々のPR活動がその要因でもあります。今後とも修学旅行の誘致については積極的に支援していきます。

また、国内有数の漁場の有利性を生かし、島内においてはツナバトル、全日本ビッグフィッシングのイベントを開催し、島外へは国際釣り博へ積極的な参加を行い「釣の島」を全国的にPRして釣り観光のさらなる誘客に努めていきます。同じように海洋レジャー観光誘客のためにダイビングフェア等への参加、久米島ダイビング安全対策協力会への支援等も行います。

それから、昨年度供用開始したホテルドームの有効活用として「久米島観光PR戦略」の位置づけでスポーツキャンプの誘致も積極的に推進していきます。

(4) 海洋深層水の利活用

海洋深層水関連においては、水産分野、農業分野、観光分野での事業展開が大変有望されており、沖縄県クルマエビ漁業協同組合によるクルマエビ種苗の生産施設がまもなく完成し、今後島外への出荷が期待されます。また、その他の事業化、企業誘致等を図っていきます。

それから、町民の健康増進や観光誘客の面から海洋深層水温浴施設「バーデハウス久米島（仮称）」の平成16年度オープンを目指して、施設整備や開業へ向けての会社設立等諸

準備を進めています。

(5) 久米島紬の新興

久米島紬は500年の伝統があり、歴史的、文化的にも久米島が全国に誇れる伝統的工芸品であります。

地場産業としての経済的な波及効果、中高年層の雇用効果や生産地域の経済効果が大きく、紬振興は「町おこし」につながるものであると確信します。ここ数年、県の支援や生産者組合の努力により新興に向けて前進しつつあり、久米島紬協同組合の自立支援や、生産の促進、販売体制の強化や後継者育成等を支援していきます。また、久米島紬の製造工程の中で、現在失われている養蚕、製糸を復活させるために桑の栽培を促進し、国指定無形文化財の指定を目指します。新しく完成する「久米島紬伝統工芸体験施設」を活用し町民を始め対外的にも久米島紬のさらなる普及を図っていきます。

2. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

住環境の基本となる道路整備につきましては、県道の久米島空港～真泊線、宇根～仲泊線、銭田～島尻線の拡幅整備を引き続き促進すると共に、町道整備としてはミーフガー線、仲泊8号線、奥武島1号線、真謝7号線、儀間29号線を整備し、快適な生活環境づくりに努めていきます。

離島の交通体系として重要な施設である兼城港湾は、2,000トン級船舶が接岸できる岸壁、エプロン部分が完成しましたので、今後は、沖防波堤の嵩上げや旅客ターミナル等の整備に向けて関係機関と調整していきます。

安全対策については、車社会の到来により、いかに人と車の共存共栄を図るかが大きな社会的課題であります。ドライバー、歩行者、自転車に対して交通安全教育の充実と交通安全についての意識の高揚を図り、「交通三悪」の追放に引き続き強力に取り組みを行い、町民の交通対策として、沖縄県町村交通災害共済組合への加入を促進し、また、危険個所の点検を行い、早急に対策を講ずるべきところには、立て看板及びカーブミラーを設置するなど対策を行い、交通環境の整備に努めます。

有償バス事業については、町民の足として重要な役割を果たしており、今後とも引き続き、町民や観光客へのサービス提供を確保すると共に安定的な運営に努めてまいります。

水道は、町民が健康で文化的な生活を営むために日常生活で欠くことのできない施設であります。安全で良質な水を供給することを最大目標に、既存施設の維持管理を徹底し、健全運営に努めていきます。本年度は阿理地区分譲地への配水管敷設工事を行います。

(2) 自然環境の保全と環境衛生

快適な生活環境づくりは本町の重要な施策であり、環境衛生の面から赤土対策と屎尿処理、ごみの不法投棄の問題は重要問題となっています。

本町では、役場関係職員を網羅した生活環境プロジェクト班での緊急的な問題対策に随

時取り組んでおりますが、久米島内関係機関を網羅した赤土流出対策協議会も発足しており、本年から県の環境保全課、保健所とも連携して赤土流出や不法投棄の環境浄化啓発パトロールや指導等に積極的に取り組んでいきます。

一般廃棄物処理については、本年も浸出処理施設やリサイクルセンターを併設した一般廃棄物最終処分場の整備を継続実施してまいります。

また、供用開始に向けて一般廃棄物の収集方法を5種類に分別し、ごみの減量化とリサイクルに取り組み、ごみの資源化へ向け広く町民の意識の高揚を積極的に図り、美しい、清潔な町づくりを目指します。

下水道は、町民が快適な生活を営むうえで更に公共用水域の水質を保全するための重要な施設であります。

一部地域で供用が開始されており、その地域で接続率の向上を図ると共に未整備地区への事業展開を図り普及率の拡大に努めてまいります。本年度は、奥武島バーデハウスまでと阿理地区の管敷設工事を行います。

(3) 消防・防災行政について

消防行政については、近年の複雑多様化する各種災害に対応するため、耐震性貯水槽の設置や指揮広報車の整備を行うなど継続的に施設・設備の強化を図ります。

救急業務については、高齢化社会の進展に伴い増大する心肺機能停止患者の救命効果の一層の向上を図るため、医師の具体的な指示なしでの除細動が認められる方向であることから、救命士の行う応急処置の質を高めるため、公立久米島病院との連携を強化し、救急救命士に対する指示体制の充実、救急活動に対する医師による医学的視点からの事後検証体制の充実、救急救命士の再教育体制の充実等メディカルコントロール体制を構築すると共に、救急救命士の養成を継続してまいります。

防災行政については、防災行政の基本となる地域防災計画を策定し、防災計画に基づく実践的な防災訓練を実施し、災害対応能力を高めてまいります。

災害時に国、県、町が迅速に対応するためには情報の共有化、情報伝達の迅速化・高度化が重要であります。このため、沖縄県防災行政システム及び町の防災行政無線を整備し、防災体制の強化を図ってまいります。

離島である本町においては、消火や救助等の災害救急活動の応援が受けにくいことから、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の連帯意識に基づく自主防災組織の育成が重要であります。このようなことから、女性消防クラブ、自主防災会及び消防団の強化を行い、地域ぐるみでの防災体制の確立に努めてまいります。

3. 社会福祉と県医療の充実

(1) 社会福祉の充実

新町の出発にあたり、福祉とは何か、今町民から求められている福祉行政とは何かを再認識しながら、総合的な福祉施設の展開に努めなければならないと考えています。地方分

権の時代を迎え、各自治体とも21世紀の福祉は地域特性に配慮した環境づくりなど、幅広い行政活動を進めています。

また、少子・高齢化の進展や多様化する福祉ニーズなど社会環境は大きく変化しております。このような中、全ての町民が安心して快適な生活が営めるよう社会福祉の充実に取り組んでいきます。

児童福祉においては、少子化対策への取り組みの一つとして地域ぐるみの子育て支援の在り方、児童虐待の早期発見、早期対応や児童の育成環境の整備に取り組めます。特に出生率の減少や育児スタイルの多様化する中であって、これから赤ちゃんを産み、育てていく若い両親支援とともに、保育施設、子育て支援施設等各ニーズの変化等に対応できるように努めていきます。また、無認可保育施設の認可施設への支援等、民間施設や関係機関との連携強化に努めていきます。

高齢者福祉については、超高齢者社会を迎える今世紀、厚生労働省が推進しているのが「21世紀における国民健康づくり運動」であり、「全ての人が健康で明るく元気に生活できる社会」を基本理念としています。福祉分野では、そのための環境づくりが重要であることから、個人の力と社会の力を合わせて福祉の町づくり事業を総合的な視点から推進していきます。また、町老連との連携を密にし、各単位老連を中心とした活動の強化を図っていきます。特に介護予防目的とした各種活動を引き続き実施していきます。さらに町の老人世帯の実態を引き続き把握しながら、施設整備の在り方について論議し、さまざまな不安要因を改善していきます。

福祉行政の全ての活動で、住民と直接かかわっているのが、町社会福祉協議会であります。介護保険、介護予防事業に伴うサービスメニューの検討から幅広く活動を展開していくためのマンパワーの確保に取り組んでいきます。

なお、町社会福祉協議会の業務は、健常者から身体、精神、知的障害者の対応も不可欠であることから、福祉保健の分野にわたり、一体的な業務運営がなされるよう支援していきます。

あけぼの家族会、あけぼの小規模作業所、母子寡婦世帯等と連携し身体障害者福祉、知的障害者福祉、母子福祉等の福祉行政の充実強化に努めていきます。

介護保険事業については、老人保健福祉計画との調和を保ち、効率的、効果的な事業運営を図り、これらの事業が一体的に推進していけるよう素案の整理を終了したところです。さらに具体的な事業の取り組みについては、平成15年度からの広域連合での取り組みになりますが、広域化によって住民サービスの低下をきたさないよう取り組んでいきます。

国民年金について、少子・高齢化社会の現在、国民年金制度は、我が国の公的年金制度の柱として、ますますその重要性を増してきています。

しかしながら、若年層を中心として年金制度に対する関心が希薄のため、保険料未納等の問題が生じています。結果として無年金者及び無年金予備軍が年々増加しています。こ

のため、特に若年層に重点を置いた制度啓発と社会保険事務所との協力・連携を強化して町内の無年金者発生防止に努めます。

(2) 保健医療の充実

近年、生活習慣が大きく変化する中、青・壮年期の生活習慣病が急増しており、健康長寿が危ぶまれています。そのため生活の基盤を形成する乳幼児から高齢者までの各ライフステージをふまえた健康づくり対策が必要となっています。町では健やかで心豊かに生活できる健康社会を構築するため、町民一人ひとりが主体的に健康づくりを行うとともに、地域全体で健康づくりに向けて取り組めるように支援していきます。

健康づくり事業について。運動・栄養・休養の生活基盤を充実、個人や地域の健康に対する意識が高まる楽しく習慣化できる健康づくりのため、本年度は「健康久米島21（仮称）」の計画策定に取り組んでいきます。今後、保健師の増員や食生活改善推進員の育成、運動実践指導者の活用、公立久米島病院との連携を深める等、健康づくり事業の展開に向け専門職の充実や地域組織の育成に力を入れていきます。合わせて、ストレス社会に対応できるよう、心の健康づくり事業の推進を図っていきます。

老人保健事業について。生活習慣病を予防するには、基本検診やガン検診受診による早期発見・早期治療が重要であります。本町では、青・壮年層の受診率が低く、その世代のアルコール性の肝疾患や糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病も増加しています。それにより人工透析や心臓手術など医療費の高騰を招いています。今後は、青・壮年層の検診受診率の向上と共に健康教育、健康相談を充実していきます。

母子保健事業について。人の生涯の基礎をつくることを目的とする母子保健事業において、胎児期（妊婦）からの健康教育、食教育が重要であります。そのため、保健師、助産師、栄養師などの専門家による指導と母子保健推進員による地域活動の充実、また、平成13年度に完成した母子保健計画の事業を関係機関と連携を深め実施し、推進していきます。乳幼児医療費助成事業については、従来の3歳未満児の助成に加え、入院費については、本年4月から年齢5歳未満児まで拡大していきます。

精神保健福祉事業についての精神障害者が社会復帰に向けて生活の自立・社会活動への参加ができるように、精神デイケア、精神保健福祉巡回相談、精神障害者当事者交流会の実施、居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス・グループホーム・ショートステイ）に取り組んでいきます。また、組織活動（あけぼの家族会・あけぼの小規模作業所・久米島断酒会など）を育成・支援していきます。

国民健康保険事業は、今や我が国の医療を支える重要な役割を果たしています。21世紀の少子高齢化社会においても町民誰もが安心して医療サービスを受けることができるように医療保険制度の安定的な運営に努めます。また、重複、多受診者への指導、レセプト点検などにより医療費の適正化に努めると共に滞納者への納付相談の機会を早めに設定し、保険税の収納率向上に努めていきます。

老人医療については、老人は一般的に病気にかかりやすく、一人で複数の病気を持ち、しかも慢性疾患が多いのが現状であります。高齢化が進み老人医療費は年々増加の傾向にあります。医療費の軽減は、保健事業の充実が重要であると考えております。このようなことから高齢者の健康を保持していくために老人保健事業による食生活改善推進員と連携強化を図り、健康教育、健康相談、機能訓練、健康診査及び訪問指導等の充実に努めてまいります。

4. 教育文化の振興

(1) 学校教育の振興

学校教育は、平成14年度から、学校週5日制の下、新教育課程がスタートしました。新しい学習指導要領は、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育むことを目指し、その基盤として、基礎・基本を確実に身に付けさせることを求めています。さらに、文部省の『21世紀教育新生プラン』では、7つの重点戦略の筆頭に、IT事業や20人授業などの実施による「分かる授業で基礎学力の向上を図る」ことを掲げています。

本町といたしましても、学校教育環境の整備、教職員の資質向上、文化・スポーツの振興、新教育課程への適切な対応等を主な柱として諸施策を講じていきます。

本年度は、14年度からの県の学力向上主要施策『夢・にぬふぁ星プラン』を受けての「久米島町学力向上の推進」、「情報教育の推進」、「文部科学省指定中高一貫教育への支援」、「学力向上フロンティア事業への支援」等の施策を継続して行い、さらに「久米島中学校運動場建設」、「小学校英語教育への支援」も計画しています。

学力向上対策については、国、県の主要施策に基づき、島一円としての活動方針を発展的に計画して新しい組織体制で準備スタートしました。本年度も幼児・児童・生徒の学力向上のため施策を継続していききたいと思います。

情報教育については、各学校にパソコン等が整備されましたので、本年度はソフト面を含めて運用面での整備を推進していきます。

中高一貫教育については、平成14年3月に県立高等学校編制整備計画の前期計画において久米島高等学校が連携型の中高一貫教育校として計画されています。また、14年度から2年間、文部科学省の中高一貫教育推進校として具志川、久米島両中学校と久米島高等学校が指定を受け、1年間研究を進めてきました。本年度も継続支援していきます。

学力向上フロンティア事業については、平成14年度から3年間、久米島小学校が文部科学省の学力向上フロンティアスクールとして指定を受けて、一年間研究を進めてきました。本年度も継続支援していきます。

本年度から、島内全小学校に英語教育への支援として、非常勤講師を派遣する計画を進めています。また、中学校においては、生徒自ら目標を定め、基礎学力向上の一環として着実な英語学力の向上を図るため、英語検定を支援していきます。

（２）生涯学習の振興

進展する国際化、情報化、高齢化の中にあって多様化、高度化する学習要求に応え「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習環境の整備が求められています。このことから、町内の各種社会教育団体の育成を図ると共に、IT講習会をはじめ、各種講座、講演会の開催や生涯学習フェスティバルを開催し、心豊かな生涯学習社会の実現に努めていきます。

また、豊かな心と健全でたくましい青少年を育成するために、学校、家庭、地域が役割を發揮し、地域における子どもたちの体験機会の拡充、ボランティア活動の活性化及び芸能・文化活動等の推進を図っていきます。

（３）文化の振興

琉球王朝時代より中国など東洋文化の影響を受けながら長い歴史を通じて発展してきた久米島の文化を守り、継承していくと同時に、自然との調和がとれた新しい文化を創る活動を積極的に展開し、文化の香り高い町づくりを推進していきます。

文化振興の拠点となる「久米島自然文化センター」では、常設展や特別展などにより、久米島の歴史・文化を住民や来島者に紹介し、好評を得ており、引き続き活動を展開していきます。また、ホテルの里「久米島ホテル館」も展示内容の充実、周辺地域の環境整備も継続的に行われ、環境教育・生物・自然学習の拠点として確立しつつあります。

今年４月18日～20日には、第36回全国ホテル研究大会久米島大会が開催されます。この大会を始めとする「クメジマボタル」に関する文化事業等を支援していきます。さらに、町内各地の民俗芸能の発掘とその継承、角力、民謡、舞踊、古典芸能等の奨励や文化財の保全整備を推進するとともに、文化協会の育成強化並びに文化活動の推進を積極的に支援していきます。

具志川城趾については、平成10年度に策定した整備計画を基に本年度も引き続き保存修理を実施致します。また、宇江城城跡についても本年度も引き続き保存修理を実施致します。

（４）人材育成

他地域の文化も学習すると共に久米島の歴史と文化を見直す機会ともなる「なかさと交流会」、「島尻少年の翼」等児童生徒の交流事業を推進していきます。

また、育英資金制度のさらなる充実を図り、久米島高等学校のB I A（基礎・普通・発展クラス）プラン等を支援し、人材育成に努めます。

（５）スポーツの振興

久米島ホテルドームが完成し、施設の活用促進や学校体育施設の利活用による各種スポーツ大会を開催し、子供から大人まで参加できる環境づくりと併せて体育指導員の育成も図っていきます。

さらに那覇・浦添地区児童生徒によるミニバスケットボール交流大会の継続、又、少年野球交流大会の実施も取り組んでいきます。

5. 行政地域の情報化推進

合併後の新しい町における行政運用基盤の一つとして、これまでに各公共機関を光りファイバー網で接続する地域イントラネット基盤整備事業の導入を推進してきました。

本年度においては国における「e-Japan 戦略」等の情報化推進施策に対応するため、市町村、県、国を接続する総合行政ネットワーク「LGWAN」の導入を図ります。

また、行政のみならず、更なる新しいまちづくりの基盤及び久米島の地理的利生を克服するうえでITをどのように活用していくか、ひいてはどのようなまちづくりを描くのかを考えるため、県内大学、国、県、地元を構成メンバーとする「久米島町情報化基本計画策定委員会」を本年2月14日に設置しました。本年度はこの委員会の意見を十分に反映し、より住民の視点をもった計画を策定すると共に、計画策定と併行して地域情報化を推進していきます。

6. 行財政改革の推進と執行体制の強化

地方分権が進む今日、情報化、国際化、高齢化の到来により、本町においても、時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を確立するために、徹底した行財政改革を推進し、歳出の抑制を図り、財政体質の健全化に努めることが急務であります。そのためには、本年度で行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや経費節減、組織機構の見直しや住民の期待と要望に応えるような行財政改革を推進していきます。

次に、情報公開及び個人情報保護について。開かれた行政運営を推進し、同時に個人情報保護を保護するため、情報公開条例と個人情報保護条例を設定致します。そのために文書管理システムの確立と情報化に対応できるよう職員の資質の向上と内部組織の強化に努めます。

以上、申し上げます、平成15年度予算案の総額は次のとおりであります。

一般会計91億5千472万6千円、国民健康保険特別会計8億8千673万円、老人保健特別会計11億2千453万8千円、下水道事業特別会計3億9千270万3千円、農業集落排水事業特別会計3億57万5千円、水道事業特別会計3億8千324万9千円、合計で119億4千552万1千円となっております。

III. おわりに

以上、町政運営にあたって、私の基本的な考え方と主要施策の概要を説明申し上げましたが、平成15年度の予算については、現下の厳しい財政状況の下、久米島町としての旧両村から引き継いだ事業の実施や今後の新規事業等に対応するためには、自己財源の確保、事務事業の改善、経常経費の削減等財政の効率的運用を推進し、職員と共に住民福祉の向上に鋭意努力する所存であります。

議員各位のご理解とご協力をいただき、慎重審議の上、諸議案の議決を賜りますようお願い申し上げます、施政方針と致します。

平成15年3月12日 久米島町長 高里久三

○ 議長 高良ノブ

長時間にわたりご苦勞様です。

これで町長の施政方針を終わります。

休憩します。

(午後 2時27分 休憩)

再開します。

(午後 2時43分 再開)

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算のご説明を申し上げます。

平成15年度久米島町一般会計予算は、歳入歳出予算総額91億5千472万6千円となっております。

予算総額の前年度比は、減額で22.7%となっております。要因といたしましては、合併に伴う打ちきり決算のため、14年度予算は暫定繰越分が計上されており、その差額によるものであります。

次に、歳入歳出予算の款、項、目の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから9ページ「第1表歳入歳出予算」のとおりであります。

10ページをお開き下さい。地方債を設定してございます。一般公共事業債他9件、20億3千410万円と設定してございます。

次に、一次借入金の借入の最高額を5億円と定めてございます。

歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規程により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めてございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の間の流用としてございます。

それでは、歳入より順次主な概要を申し上げます。構成比から見ますと、地方交付税が32.8%、町債が22.2%、国庫支出金20.8%と依存財源割合86.3%に対し、自主財源は13.7%となっており、大幅に依存財源が予算を占めている状況であります。

主な増減としましては、地方交付税が4億4千673万9千円の減で、国の予算編成において普通交付税が対前年度比7%の減額となる見込みでありますので、本算定において予算割りが生じないよう減額見込みに準じているためでございます。

減額部分においては、地方債として臨時財政対策債で補填することになっております。この財政対策債の元利償還金の約70%は今年度の交付税の規準財政需要額へ歳入されるこ

とになります。

国庫支出金が9億2千301万6千円、県支出金が6億7千360万円、地方債が7億1千700万円それぞれ減となっております。国、県支出金、地方債の収納が事業完了後の4月から5月に集中するため、合併による打ち切り決算に伴い新町になってから収納されたことにより前年度と比較しまして大幅な減となった要因であります。

歳出におきましても、暫定繰越分を除き26億9千509万8千円の減額となっております。性質別に見ますと、補助費等において旧村で借り入れた一次借入返済金を予算化したことにより12億4千912万5千円の減、普通建設事業3億6千878万9千円、災害復旧事業費2億1千426万3千円がそれぞれ減となっております。いずれにおきましても暫定繰越を除いたことによるものであります。

15年度当初予算にかかる構成費から見ますと、普通建設事業費の40.1%、人件費22.4%、交際費9.2%の順となっており、義務的経費34%、投資的経費40.2%の割合となっております。投資的経費としましては、平成14年度からの継続事業であります最終処分場建設事業、バーデハウス久米島建設事業費、体験滞在施設整備事業、新規事業といたしまして多目的グラウンド整備事業、展望台整備事業、観光振興施設整備事業、久米島中学校グラウンド整備事業を中心に実施してまいります。

また、一次産業の新たな支援策といたしまして、野菜、花卉等の出荷にかかる輸送費の補助、5歳未満児の入院費にかかる扶助費の助成を4月から実施致します。

また、中学校英語検定試験費の支援、久米島高等学校のB I Aプランの支援、さらには全国ホテル研究大会等の開催も実施してまいります。

以上が平成15年度久米島一般会計予算にかかる主な概要となっております。ご審議のうえ議決下さいますようお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

なお、本案につきましては、後日予定されております予算審査特別委員会において細かいことは質疑できますので、この場においては大綱的な質疑にとどめていただくようご協力お願い致します。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

先程の額の概要の中にも触れておりましたが、100ページ総合運動公園事業費、この中で多目的グラウンド整備事業で計上されているものと、先程、助役からお話がありました久米島中学校グラウンド整備、この考えの説明をお願いしたいというのと、もう1点は、17節の公有財産購入費、これはホテルドームに隣接する総合運動公園かと思いますが、面積がどの程度になるのか、それと単価をお聞きしたいと思っております。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。久米島中学校のグラウンドにつきましては、儀間地先の埋立地に建設する事業であります。100ページの多目的グラウンド整備につきましては、ホテルドームの隣に建設する多目的グラウンド整備事業であります。

○ **建設課長 仲村昌保さん**

総合運動公園事業費について説明致します。多目的グラウンド整備事業とありますが、これは、現在、ホテルドームの西側の町有地であります。そこへ多目的グラウンド陸上競技場等いろいろできるようなかたちのグラウンドを整備する事業でございます。

それから、公有財産購入につきましてでございますが、ホテルドームの東側になります。そこに野球場建設を予定しておりますが、その用地買収でございます。面積と単価につきましては後日、報告したいと思います。

○ **13番 山城和満さん**

多目的グラウンドは、今言うように陸上競技場という説明がありますが、儀間地先の、先程話しました久米島中学グラウンド、これまで儀間地先の埋立をして、ここに総合的な400mトラックなどを兼ね備えたようなグラウンドを作ったらどうかという意見がありまして、これに向けて町としては進んでいっているのかなと思ったんですが、今言うホテルドームのところにこの多目的なグラウンドを作るということは、儀間地先にそういう400mトラックを兼ね備えたようなグラウンドを作る予定はないというふうに理解してよろしいですか。

○ **町づくり推進課長 平田光一さん**

今の多目的グラウンドということは、陸上競技ということでの説明でしたが、野球場のサブグラウンド的な、200mトラックがとれるようなグラウンドということです。そして、儀間地先の陸上競技場の計画につきましては、今、防衛庁予算で平成16年度事業に向けて、いろいろと資料を整えているところです。

○ **7番 國吉修さん**

94ページの7款の商工費1項、この説明の中の13節、商工会育成事業費補助金で500万円計上されておりますが、昨年の12月26日に町長に商工会三役で15年度予算というのを要請しておりますが、それに対して500万円という金額が出ておりますが、実はその時に内訳書も提出されていると思いますが、その内訳書の内容等は、後日の予算特別委員会の時にお聞きしますが、要望額の合計では906万5千円という金額を要望いたしております。そして、その内訳として、経営改良普及指導事業70万円、これは情報化に欠かせない情報通信機器の維持管理と経営指導員の資質向上を図るため、中小企業大学校へ職員を派遣するための金額であります。それと、地域総合振興事業に576万5千円、これはプロ野球球団誘致による久米島地域の活性化を図るために誘致に向けての活動を展開するというところで、浦添、北谷、名護市の先進地等から情報収集ということです。プロ野球を誘致しているところは商工会が動いているんです。商工会が動いて、行政が守るという部分でやっておりま

したので、そういう予算が576万円という。この576万円というのは、そのプロ野球の誘致だけではなくて、2に久米島地域で製造販売されている特産品を県内外へアピールし、販路拡大を図る目的で久米島の物産展を開催するという。会場の借料、備品の借料、指定企業助成等、さらに地区内商工業の経営の安定化を図るための事業、これは金融税の経營業務並びに今後の商工業を担っていく後継者の指導育成事業をやる、各種共済制度の長期の企業、中小企業退職金共済、倒産防止共済、福祉共済等の推進事業を展開する、この3点で576万5千円という。そして、資産取得に150万円、これは使用備品老朽化に伴う車輛購入並びにコピー機購入となっているものです。それから、今、商工会の青年部が久米島ブランドロゴを作成しております。その中で110万円は久米島ブランドロゴ作成に、物産品に表示することにより他地域特産品となされるか、商品の信頼性、知名度のアップ、久米島そのもののブランド化を図り、島外へ久米島島産品をアピールする。そういう分で110万円。これは内訳は、その要請をした時にやっておりますので、また、予算特別委員会でも、その時の内訳を、今回、500万円に減らされた理由という部分と、どこをどうカットしたかというのをぜひ明確にして、委員会に提出していただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

答弁は。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。その件に関しましては、特別委員会の方でお答えしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 4番 島袋完英さん

地方債についてお伺いします。町民も合併した時に、合併推進の中で合併したら特別に国から何億、何十億円と、当初は60億円の話でしたが、次第に少なくなっていった、結局人口1万人、9千いくらかに対しては40何億円でしたか、それくらいではなかったかなと思うんですけども、これの使い道は、町民としては非常に関心があると思うんです。しかし、そんなに町民に知らされているあれがあまりないというふうに思うんですが、既に先程の補正予算で1億円あまり使われていますね。借りていますね。今回の新年度予算で4億円、約3千万円かかります。

あと、実際に合併特例債は全体がいくらなのか、いくら活用できるのか、そのうちのそれは既に5億円あまり、約6億円近くは既に借りているわけですが、その全体の枠と、それからこの地方債の据置、支払は30年となっているんですが、据置が何カ月なのか、あるいは何年になるのか、それをお答え下さい。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。合併特例債は、総額でハード的に使うのが42億7千万円、それからソフト事業で使うのが10億円、計52億7千万円、今、予定しています。そして、合併特例債は、償還年数が15年で、3年据置の15年ということになっております。

○ 4番 島袋完英さん

据置が3年ありますが、今から3年後にはまた30%の返済がはじまるわけですね。特にこの合併特例債については、町民に村広報などでもその特例債からいくら使っていますということを広報にも出していいのではないかなと思うのですが、どうですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

合併特例債を広報にということなんですけれども、他の起債と同じように借金して施設を造るわけですよ。ただ、他の事業と違って新町建設計画に計画が載っているものについては使えますよということの議論で、あえてそれを利用して、これもあれも造れますということではないと思いますので、この予算を使って広報でこれを造りますよということはないのかなと。新町建設計画の計画的実行をやりますよということで施政方針でも謳っていますので、それで十分かなというふうに思います。

○ 4番 島袋完英さん

今、特例債のことを申し上げているんですが、この方は特に合併して、町民の関心のあるものだと思うので、それを言っているんですけれども、今、課長がおっしゃるように、この地方債で、要するにこれだけの地方債がありますと、これだけ借りましたというふうなものを町民にやっぱり提示するのも大事ではないかなと思うんですよ。ですから、いろいろなことをやっているのは町民も「借金してやっているということはわかっているでしょう」ではなくて、できるだけ細かく教えてあげて下さいということです。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

ただいまの質問のように、町の財政状況ということで広く住民に知らせるということは、これは義務づけられておりますので、この財政状況を予算とか起債、借金とかそういうものを全体的にこれは広報等に掲載して住民に知らせるように、これはまた義務づけられておりますのでやりたいと思います。

○ 14番 宮田勇さん

行政地域情報化推進についてですけれども、合併後の新しい町における行政運用基盤の一つとしてこれまで各公共機関を光りファイバー網で接続する地域イントラネット基盤整備事業の導入を推進してきました。そして、本年度においては、国におけるE-ジャパン戦略等の情報化推進施策に対応するため市町村、県、国を接続する総合行政ネットワークNGWANとっていますが、その導入を図りますとなっていますが、先のあれと内容がどう違うのか。また、そうした事業の内容を行政レベルで、事務レベルでどのような内容の利便性があるのか、そして住民サービスにはどのように反映しているのか、そのへんの対応が詳しくわからないので、全体的に教えてもらいたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいま、施政方針に関わるご質問になっているかと思うんですが、これも含めまして細かいものについては担当している係長が委員会に参加しますので、その時にご説明申し

上げたいと思います。

それから、施政方針にもあるとおり、情報基本計画の策定委員を立ち上げておりますので、第2回目が28日あたりに予定しております。それからこの久米島町の情報化にどうい
うものをやるか、細かいものについてはそういう先生方の意見を参考にしながら具体的な
ものは決定されると思います。

○ 14番 宮田勇さん

久米島町情報化基本計画策定委員会を2月14日に設置したということですが、どのよう
なメンバーで構成されているのか、何名で。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。今回組織が立ち上がったのが、構成メンバーとして総
務省から1名、総合通信事務所から1名、県の機関から2名、委員長には沖大の喜屋武先
生が入っております。それから地元の有識者の皆さん、そして役場の課長3名で、15名以
内ということではありますが、それから先だって総合事務局の方もメンバーに加わってほし
いという、入りたいという要望等がありまして、それもまた追加でこれから辞令の発令を
予定したいと思います。総枠としては15名でやっています。

○ 21番 上里総功さん

今、さとうきびの収穫も終盤に入って、今、世の中が忙しいんですが、今年のさとうき
びの出来が非常に悪くて、農家に聞いたら、「肥料代もない」と、「これからどうしたら
いいんだ」という声が大半なんですよね。それに対して行政としてどのような対策を考え
ているのか。79ページに病害虫防除ということで920万円の補助が付いているんですが、
その他にも肥料とかそういうのも補助できないものかどうか。町長の方にお伺いしたいん
ですが。

○ 農林水産課長 平良進さん

台風災害のさとうきびの件の被害対策についてでございますけれども、昨年(平成14年)
の昨年の台風16号の時の塩害が大変ひどくて、町長、久米島製糖工場の社長、それから私
と関係団体で農林水産部長にもお会いしまして要請しました。その後、沖縄県糖業振興協
議会から緊急対策事業ということで380万円の苗穂の提供が出てきております。これは14
年度ですね。今、担当の方で久米糖さんと連携して取り組んでおります。そして、15年度
の事業につきましては、従来からやっている病害虫に対する農薬の助成と、それから今年
は、林業事業の中で単独事業費になりますけど、防風林の苗を農家の皆さんに無償で配布
しながら、あるいは行政独自で防風林対策を構築しようということで、苗代を300万円、1
5年度の予算に計上しております。

それから、県の事業になりますけれども、3、4年前から海岸線の保安林帯の防潮・防
風林を継続的に事業を進めております。現在行っている地区は比屋定新原地区です。前回
もお話ししたとおり、その地区が終了すれば次回は美崎地区、それから北原、大原地区と

ということで、順次この事業は導入するということで県とも調整は付いております。ただ、県の事業の場合は、予算が厳しいということで、事業規模が小さくて、要請している面積がなかなか実施されない状況にあります。この件についても、事業規模を拡大して早めに対応してもらいたいということを県に随時お願いしていきたいと考えております。

○ 町長 高里久三さん

補足します。この14年度のきびの被害については、久米糖の社長も私も、課長がさっき話されたように県の方に要請してきました。その当時までは、5万トンが出るだろうということでしたけれども、最近では5万トンを割って4万トン代ということで、これが完全に終わってから再度また県に要請していきたいと。我々は、県に「補助をしてくれ。」ということでしたけれども、「金銭的な補助はできない。」ということで苗穂の補助が変わったと思うんですが、今、町としても、何ができるかということで話し合いはしています。今後、状況を見ながらやっていきたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

県に、さらに要請にいったということですが、今、非常に農家の皆さん方も、「今年の農家所得が今まで以上に厳しい」ということは口々にいわれております。そういうことで、また、製糖期が終わった時点で再度そういう面のはっきりした数字も出して、是非、農家の救済をしてもらいたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

先程も申し上げましたが、あくまでも大綱的な質疑でお願いしたいと思います。
質疑ありませんか。

○ 16番 平田勉さん

予算書と施政方針を比べながらいろいろ気になった部分がありますので質問をしたいと思います。

農業振興の関連で、「生産基盤の整備や機械化による経営改善など、抜本的な対策を講ずる必要がある」というのが出ております。ここで気になるのは、旧仲里村の行政区というのは、水田で設計をされ、機械化が大変困難な整備をされています。例えばハーベスター等を利用しようとした時に、盛り土等による圃場整備というのが必要になってくると思います。

今、現状を見ると、大雨の時に、特に役場の裏側はそうなんですけれども、あぜ道もわからないくらい全部水で、冠水をします。これは逆にいえば、村の補助がある一定の治水の役割も果たしているというふうに思います。そうなった時に、今後、この予算書を見てもその辺の機械化に向けた具体的な予算というのは見えないんですけれども、そこら辺の具体的な計画はあるのかどうか。これまでずっと施政方針の中でこの問題が指摘をされてきていますけれども、あまり前に進んでいる気配がない。あるいは個人的に盛り土をして、機械を導入しているというのが今の現状です。このへんの具体的な計画はあるのか。仮に

再度の圃場整備が出た時に地権者の賛成が得られるのかどうか。抜本的な治水対策をどうするのか。ここで施政方針の生活環境の整備という部分で、自然環境の整備の部分で、不法投棄なり赤土対策の部分の指導パトロールを強化するというのが、当然盛り土をして機械を導入した時に、それが赤土汚染の要因にもなる部分があります。その辺を含めた対処策をどうするのか、これは単に地権者の責任なのか、それともこれまで推進をしてきた農業行政そのものに、農業施策に問題がなかったのかどうか。ここら辺も原点に戻ってもう一度総括をして、その中から抜本的な対策というのを講じる必要があるという気がするんですけども、施政方針では、そういう部分が提起をされていますけれども、具体的な計画があるのか、そこらが見えない部分ですね。そこを再度説明をお願いしたいと思います。

次に、野菜、花卉の運賃の一部助成、これは大変評価をしたいと思っています。

あと1点、この分で、今、モズクの出荷等をかなりやっているんですけども、なぜモズクの運賃助成というのは入っていないのかなというのが一つ気になっている部分です。もし一次産業での生産物を運賃助成するのであれば、モズクにもあってもいいのではないのかなというのが気になっております。

あと一つは、これは大変評価しますけれども、運賃が高い、それは特に船賃。衣食住、例えば生産資材、日常生活での若干の建築資材等、大変な高額運賃での生活が強いられています。今、政策的な課題として、流通コストの低減化というのが必要だと思っています。今回の措置で、逆にいえば、今、住民の中からも出ている「流通コストをなんとか低減化してほしい」というのは住民の切実な要望なんです。今回のその措置で、その農産物の運賃補助をするだけになってしまったら困るなという気がするわけです。政策の中に流通コストの低減化というのをぜひ取り上げて、対策を講じてほしい。この予算にかけては、そのへんに向けて一部助成、この分は大変評価しております。

次に、水産業、これも、海洋深層水を利用した栽培漁業の振興というのは、ここ何年か施政方針の中で出てきています。具体的にどういうものを計画しているのか、あるいはこれまで実際に取り組んできたのか、これだけ何カ年も続くというのであればなんとか芽出しをしてほしいなという気もするんですけども、具体的にはあるのかどうかお願いします。以上、答弁をお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

町長の施政方針の中で「生産組合の整備や機械化等の経営改善など、抜本的な対策を講じる必要がある」という件につきましては、今までの事業、これからの事業全体を指しています。特に生産基盤の整備というのは、土地改良しかり、それから草地の整備とか、そういった生産に関係する諸々の施設から、面の整備も全部入ってきます。これはおっしゃっているとおり、この機械化とか生産基盤は今後はどうするのか、予算の中に見えてこない。生産基盤の整備につきましては、確かにおっしゃるとおり仲里中部一帯は水田の設計で整備されています。水はけが悪い。あるいは冠水して道路がどこにあるかわからない

という状態が今まで何回かありました。ただ、この問題につきましては、今に始まったことではなくて、土地改良にも何回もお願いしています。水田の状況になっているから、これは次回は、土地改良もこれだけ事業を導入して、受益者の負担も大きいから農道を整備する場合は水兼両用で、農道を避けて整備するようなかたちで建設課とも調整してもらいたい。これは旧仲里村の時の調整を土地改良組合ともやってきました。ただ、なかなか横の連携がうまくいなくて、農道の水兼道路が今仲里中部あたりでは対応できていないという状況にあります。

それと、土地改良が終わった。水はけが悪いと、じゃあこの事業を各個人で導入して、畑の嵩上げをしております。そのために周囲の個人の農地がまた下がってしまって、いちごっこのかたちでその客土事業は、虫食い状態でやられてきていますけれども、この件についても、昨日も土地改良組合で協議をしましたがけれども、次からは県、国の事業で機械化に向けて面の交換分合も、換地事業ですね、これを考えてもらいたい。確か聞きますと、県、国の事業で100%これは対応できるということで、これも昨日、旧仲里の土地改良組合の理事長8名集まっておりますが、その中で各理事長に要望はしております。そして、機械事業とか経営改善につきましては、はっきり言いまして今まで復帰後合併する2カ年前までは何十という生産組織、それから農業組織ができて、いろいろな機械導入等で運営されてきましたけれども、殆どが名義借りで、殆どが経営不振で、その組織はもう皆無に等しい状況です。消滅しております。ただ、今残っているのは、さとうきびの生産法人、それから畜産関係の機械の生産組合、生産法人、こういった生産組織、この4、5年に導入した事業の組織が今稼働している状況にあるんです。これも事業を導入する場合は、農家の皆さんも認識し、名義借りではなくて一緒に共同体でやるんだという、認識を再度確認してこの事業を導入してもらいたい。こういった問題につきましては、会計検査を受けた場合は大きな指摘を受けます。

それから、この機械導入事業については、農業構造改善で事業導入されています。それから生産総合事業でも入ってきています。それから、畜産基盤再編事業でも入ってきています。

それから、モズクの運賃補助の問題、この点は、漁業組合からもモズクの生産組合からも要望も何もありません。1回も聞いたこともありません。財政の厳しい中で町が「これもしなさい」、「あれもしなさい」ということではなくて、現状が苦しければこういった申出をしてもらって、財政はどのくらい対応できるか、今後は検討していきたいと考えております。

それから、海洋深層水の事業の問題でありますけれども、この件は、合併する時点で新町事業計画、建設計画の中にヒラメの養殖、いろいろな事業関係の海洋深層水を利用した事業は確か平成8年、7年後に組まれております。これも漁業組合と調整しまして、億単位の事業で平成19年、20年に事業として予定しています。この詳しい事業名につきましては、

次回の特別委員会でまた答弁したいと思います。

○ 町長 高里久三さん

平田議員の冠水の問題に関して、これは今、儀間川総合開発事業の採択に向けて、国に要請しているわけです。すぐにはできないんですけれども、平成16年には着工できるのではないかなということで、これもまた完成までには5、6年かかります。そういうことで、今、現役場の裏川は地目が畑になっていますので、今のところ100ミリ以上降ると冠水をして非常に被害を被っていると。そういうものの改良のために儀間川総合開発事業は国の方へ挙げてあります。これが完成すれば一気に解決できるのではないかなと思っております。

それから、運賃の問題。先程私が施政方針の中でも、本年の2月1日から10%の値引きはもう実施されています。これは、ちょうど1月に久米島フェリーの株主総会がありまして、今年は1千300万円余りの利益が出ると。「じゃあ、社長、こういう利益のある時には島の生産者の皆さんに還元してくれ」ということでお願いしましたら、「じゃあ検討します」ということで、帰ってきたら、新年の二十日の時にその報告があつて、2月1日からやりますということでありましたので、それに引き続いて、今年はまた、野菜の輸送費にいくらかでも補助してあげようということを取り上げております。

それから、海洋深層水の件について。この議会の開会中に是非皆さんに見ていただきたいんですが、沖縄市のクルマエビ養殖施設組合がだいたい今年の3月で一次は終わります。引き続きまた二次工事が2億くらいの予算の規模でできるそうですが、今の県の施設と全く変わらない、これ以上の物がもうできています。私も今度見てびっくりしたんですが、これができると雇用の場も確保できるし、それから県内、島内へのエビの出荷が相当期待できるのではないかなと思って、更にその中にヒラメとかいろいろと研究されるように施設が造られています。是非この開会中に皆さんに見ていただきたいと思っております。

それから、今、200坪の事務所兼建物を造りたいけれども予算がないということで、私に相談がありまして、今、担当課の町づくり推進課に、事業で造って、家賃で貸せないかどうか、そういうメニューがないか、今、審議しているところであります。

それからもう1点は、東海産業という会社が「美崎校から黒石までのあの畑全部借りたいと、借りられるかなと、農業委員会が通るかな」ということで相談に来ておりました。これも面積が大きいのでどうなるか、農業委員会とも話し合いをして、地主の問題ですけれども、「もし仮に地主がOKすれば、あの一帯全部東海産業のスピリルナの施設を造りたい」ということで役場に打診がありました。長らくなりましたけれども、徐々にこの海洋深層水を使った事業が興りつつあります。

もう一つ、今、ポイントビュールの化粧品が、秋吉久美子ですか、女優の。6千万円使ってテレビで宣伝するそうです。韓国にも相当量出て、今、10万本の生産をするということで、今の施設ではどうしても足りないということで、これも増設をしたいということで

あります。一気にではないですけれども、徐々に動き出しているということで、私も大変喜んでおりますが、まだまだこれから企業誘致に向けては担当課と頑張っていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

あと、細かいのは特別委員会でも聞いていきたいと思っておりますけれども、栽培漁業の振興の点については終わります。

あと、今、町長が答弁していた部分、これは一般質問でも出してありますので、そのへんでまた細かく議論をしたいと思っております。

特に生活、自然環境の保全と環境衛生ですが、これとの関連で、いろいろなかたちでこの農地からの赤土の流出というのが問題になっています。ここで機械化をしながら農業をしているのは、例えば儀間川の総合整備が終わればここは冠水しないだろうという話なんですけれども、逆に今、ここを盛り土をして、水田から畑にした時に、儀間川ができればここはどうなるかわかりませんが、現状のままでは逆にここに溜まる水が生活圏の中に入ってきて、生活の場が冠水をするのではないかという危惧もあるわけです。ですから、総合的に基盤整備をして、機械化をしていくのであれば、そういう治水対策というのも併行して行わないと、どこかでしわ寄せが出てくる。ここを心配しているんです。

あと1点は、この盛り土等をしていろいろやった時に、赤土流出対策に対して町としてどういう対策を講じていくのか。この対策はその地権者に義務づけるのか、これは今までの行政として機械化を、農業開発組合等を含めて、例えば生産法人でのハーベスターの導入とか、いろいろな機械化を進めてきておりますから、今後もそれを進めるのであれば、その赤土の原因というものはどこにあるのか、それは今まで進めてきた農業政策そのものを総括をして、じゃあ赤土対策という視点が弱かったのであれば、それをどうするのかという視点からの対策、こういうことが必要でないんですかという提起をしておりますので。ただパトロールをして指導するだけではなくて、具体的に目に見えるようなかたちで行政の役割、あるいは住民の役割というものを明確にして、各々自分たちの果たすべき義務を果たしていくという。こういう行政の進め方というのが今問われているのではないのかなという気がするわけです。そうであれば、具体的に予算の中でもそういう対策費というものを実際に予算化をしていく、こういうことが大事なのかなという気がしています。

あと、細かい分は予算委員会等でいろいろ聞きますので、最後にその部分、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時40分 休憩)

再開します。

(午後 3時44分 再開)

○ 町長 高里久三さん

今、平田議員が指摘の赤土問題、環境問題は大変重要な問題でありますので、これは建

設課、農林水産課、保健衛生課全てに関わってきますので、町としてもこれの防止のために抜本的な対策を作って、そういう赤土汚染のないような良い環境を作るように取り組んでいきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

委員会がありますので、このへんで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成15年度久米島町国民健康保険特別会計における予算額は、歳入歳出額をそれぞれ8億8千673万円といたしております。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりとなっております。

一時借入金の最高額は1億円と設定してございます。

歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規程により、歳出予算の各項の経費の金額を利用できる場合は次のとおり定めてございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款数内でのこれらの経費の各項の款の流用としてございます。

歳入の主な予算額を申し上げます。国庫支出金5億4千679万7千円、構成比61.7%。国民健康保険税1億9千739万2千円、率にいたしまして22.3%。繰入金1億49万6千円、11.3%の順となっております。

歳出につきましては、保険給付費4億4千644万7千円、構成比といたしまして50.3%、老人医療拠出金2億9千238万4千円、構成比が33%でございます。介護保険給付費6千13万8千

円、6.8%の順となっております。

対前年度比と比較しますと、歳入歳出総額とも1億7千996万7千円、率にいたしまして16.9%の減となっております。減額要因としましては、暫定繰越分が合併初年度の特殊事情により参入されたことによるものであります。

以上が平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算の主な概要でございます。ご審議のうえ議決いただけますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案についても、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、議案第11号、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第11号、平成15年度老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。平成15年度久米島町老人保健特別会計における予算額は、歳入歳出総額それぞれ11億2千453万8千円でございます。歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

一時借入金ですが、最高額を1億円と設定してございます。

歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きにより、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとすると定めてございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということで定めてございます。

歳入につきましては、支払基金交付金7億2千463万円、構成比にいたしまして64.4%。国庫支出金2億6千660万1千円、構成比にいたしまして23.7%。県支出金6千665万円、5.9%。繰入金6千664万9千円、構成比にいたしまして5.9%の順となっております。

扶助費の中で支払基金交付金が負担する割合は、3月から9月診療分約66%、10月から2月診療分が約62%で、全国の医療費状況を集計し、四半期ごとに各市町村の交付額を確定するため前年度の実績を勘案し、当初では見込額を計上してあります。

歳出では、医療費諸費の内、医療費給付費が11億754万円、医療費支給費が1千368万円、審査手数料331万4千円となっており、歳出総額の9割以上を扶助費が占めております。

以上が平成15年度久米島町老人保健特別会計予算の概要となっております。ご審議のうえ議決いただきますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

15年度老人保健特別会計の、歳入の項目の中で、支払基金交付金が1億5千700万円の減を見込んでいるのに、国庫支出金、県支出金、または一般財源からの繰入金は多くなるというふうに見込まれている。本来でしたら支払基金交付金が全額見込まれるのであれば、他の部分についても減が見込まれてもいいんじゃないかというふうな考え方があるんですが、どんなものでしょうか。

○ 住民課長 大城行男さん

ただいまの質問にお答えします。1款6ページの歳入の医療費支払い基金交付金が1億5千749万円減、それから国庫支出金の国庫負担金が2千351万3千円増となって、その医療費基金交付金の、歳出の1目医療費の3月から9月分の診療については100分の66、それから10月から16年の2月診療分については100分の62で支払っていただく方法となっております。そして、国庫負担金の増についてですけど、歳出の同じ医療給付費の中から3月から9月診療分については600分の136、それから10月から平成16年の2月診療分までについては600分の150というかたちに今なっています。そして、一般会計繰入金も同じく、歳出の医療給付費の3月から9月診療分についての600分の34、それから10月から平成16年2月診療分についての100分の38となっております。

○ 議長 高良ノブ

わかりますか。

休憩します。

(午後 4時01分 休憩)

再開します。

(午後 4時03分 再開)

○ 住民課長 大城行男さん

大変失礼しました。ただいまの山城議員の支払基金と国庫支出金の上限については、特別委員会の方で細かい資料で説明したいと思いますが、よろしいですか。

○ 議長 高良ノブ

山城議員、よろしいですね。

○ 13番 山城和満さん

はい。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

本案については、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案は32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、それに付託して審査することに決定しました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億9千270万3千円といたしております。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

6ページをお開き下さい。下水道事業費の地方債額を8千640万円と限度額を設定してございます。

次に、一次借入の最高額を1億円と定めてございます。

歳出予算の流用でございますが、地方自治法220条第2項ただし書きの規程により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めてございます。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算に過不足を生じた場合にお

ける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということで定めてございます。

歳出におきましては、対前年度1億3千669万4千円、25.8%の減額となっており、旧村において収納されなかった経費が新町へ引き継がれたことによるものであります。

構成比から見ますと、下水道使用料3.7%、国庫支出金36.7%、一般会計繰入金37.6%、地方債22%となっております。

歳出につきましては、下水道整備事業としましてバーデハウス久米島の接続及び阿理宅地造成地区の整備の実施を予定しております。

以上が平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案についても、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案は、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ357万5千円と定めてございます。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

一時借入金の最高額でございますが、300万円と定めてございます。

歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規程によりまして、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めてございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めてございます。

歳入におきましては、使用料38万4千円、一般会計繰入金319万1千円を計上しております。

歳出につきましては、中継ポンプ3個所の光熱水費及び発電機器等の維持管理費を計上しております。

農業集落排水事業は、大岳地区の3集落を対象に平成9年度から平成13年度の間に実施し、完了しており、平成14年度より供用開始を行っております。

以上が平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

○ 30番 喜久里猛さん

予算委員会でやりたいんですが、前回にまたがりますので、借入金の件ですが、皆さんは235条の規程によって1億円という案を出していますが、借入金はない方がよろしいですよ、当然。この全体の予算書を見た場合に、農業集落につきましては、やはりない方がいいという解釈のもとで限度額を抑えているんですよ。ところが前の下水道については、約300万円でしたか、ところがその前の老人保健につきましては約3倍の予算に関わらず同じく1億円。借入額というのは通常、やむを得ず必要な時において最小限度借り入れるのが借入額の趣旨です。この1億円の設定はちょっと疑問ですが、これも全体にかかりますので、回答願います。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

この金額の設定は、大きいのではないかという部分なんですけれども、今回の合併に伴っての一次借入を必要とするということで、今回、一般会計においては大きな額を設定してありましたが、今回、一般会計で5億円という設定になっております。これに比べると他の会計において1億円とかという数字は大きいようにありますが、これはその額を全部、最高に借りてこれだけという設定で、必要なければ借りないわけです。ただ、この設定の仕方に問題はあるかと思えますけれども、最高、下水道とか他の会計で1億円までは一次借りはできますよということで、これまでのケースからすると、一般会計での一時借り入

れはしているんですけども、特別会計は特には一次借入はしてないので、実質は今、設定だけをしているということになっております。

○ 30番 喜久里猛さん

私、大きいとは言ってなかった。皆さんは予算を編成する時において、ひょっとしたらあれが出てくるんじゃないか、これが出てくるんじゃないかということでこれを査定したかということを知っているんですよ。普通なら予算に応じて、条例で定めているから1億円まで借りられるから1億円にしておこうと、こういうふうにはしか見えないんです、これは。そうではなくて、予算に応じて最低限こういうものが出てくる可能性があるから、これだけを借入金としてやろうというのが普通じゃないかと。今、企画財政課は、限度額が許されるから多めに1億円にしたまでという回答ですけども、それでよろしいですか、その回答で。よろしければそれでけっこうです。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

ご指摘のように、この予算規模においての一時借入れの額というのはあると思いますが、今ちょうどそこらへんについては詳しい説明はできませんので、特別委員会でこういう規程があるのかどうかも含めて詳しく回答していきたいと思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

特別委員会では各課分かれますので、意見が統一できないので今で質問しているんですよ。これは何かのうちに全体会議の中で回答して下さい。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 4番 島袋完英さん

この集落排水事業、西銘から上の方に始まった事業だと思うんですけども、これはいつまでこの予算書は出てくるんですか。下水道と統合することはできないものか。用途は一緒ですよ。実際に使われている。当初は違ったかもしれませんが、結局は下水道に接続してやっていますね。この集落排水事業というのがずっとこれからも出てくるものか、統合できたら統合した方がいいのではないかと思うんですけども、どうですか。

○ 水道課長 吉元幸信さん

特定環境保全公共下水道と、今、仲地部落あたりでやっている、3部落でやっております農業集落排水事業につきましては、末端は特定環境で、今、清水の処理場で処理しております。これは省庁が違いまして、本来は県の方も非常に難色を示していたということで、これは前年の具志川側の事業の時に担当課が県の方といろいろ調整して、総合事務局とも相当協議しまして、末端は、じゃそれをつないでもいいというふうな経緯になったようです。農林水産省と国土交通省と全然省庁が違うものですから、この事業のとらえ方も違うわけですからこれを一つにするということは別の補助金で造ったものをひとつにするということは不可能だと思います。ただ、事務としては、今現在、料金の徴収について

は水道課の方でやっておりますけれども、そこらへんの統合についてはできるかと思えますけれども、事業そのものを一本化するということは難しいのではないかなと考えております。

○ 4番 島袋完英さん

これは、末端は向こうにつないでいいよといいながら、金を出したのは、これは俺が出したんだ、又、向こうはこっちが出したんだというような、非常に不自然というか、我々が見た場合にはおかしいわけですよ。こういうものを小泉さんにも直接あれして、これから廃止しなさいよと、紙がもったいない。表紙も付けないといけないし、裏も付けないといけないし。ですからそういう部分は県の方にも通して、本当に末端でこういうふうなおかしいあれがありますよというようなことも言って、どんどん直して行って下さいよ。これが改革ではないかと。

○ 建設課長 仲村昌保さん

農業集落排水事業が下水道と一緒にできないかということなんですが、今、大岳地区第1地区が久間地、山里、仲地で終わって、今後また継続して仲村渠、具志川、それと宇江城、比屋定あたりも突貫事業で特別環境事業でできない部分は農林水産省の事業で、農業集落排水という事業を取り入れてやるものですから、どうしてもこの事業が完全に完了するまでは今の農業集落排水事業は別の事業として継続していきたいと、そう思っております。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

お諮りします。

本案についても、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案は、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。事業の予定量でございますが、給水戸数が3,600戸、年間給水量が1,129,000m³、1日平均給水量3,039m³。

平成15年度久米島町水道事業会計予算は、収益的収入2億6千830万4千円、収益的支出2億8千536万7千円、資本的収入1千500万円、資本的支出9千788万2千円と定めてございます。

平成15年度は国庫補助事業で、字仲泊地区宅地造成に伴う配水管敷設工事の新設を予定しております。

水道事業におきましては、各施設の機器及び配水管の老朽化に伴う修繕費、人件費に過大な費用を要するため、予定損益計算においては、1千706万5千円の純損失を見込んでおります。今年度も安全で良質な水道水を安定的に供給することを最大の責務として業務を行ってまいりたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案は32人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長 高良ノブ

これから諸般の報告を行います。

予算審査特別委員長には宮田勇さん、副委員長には上里総功さんが互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、発議第1号、健保3割負担の実施凍結を求める陳情(案)についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 23番 山城篤三さん

発議第1号

平成15年3月12日

久米島町議会 議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山城篤三

賛成者 久米島町議会議員 崎村稔 上江洲盛元

健保3割負担の凍結を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規程により提出します。

提案理由

サラリーマンの医療費3割負担が実施されたならば国民の命も日本経済ももっと深刻な事態になることが予想されるため、本案を提出する。

健保3割負担の凍結を求める意見書

長引く不況の下で、病気や老後、失業などへの不安が高まっています。病気が悪化している時こそ経済再生のためにも、国の責任で社会保障制度を充実させるべきです。今年4月1日からの被利用者保健3割負担は、長期化する不況の下で労働者の年収も年々減ってきているだけに、一層の受診抑制で命と健康に大きな影響を与えかねません。又、医療費の負担増は、景気対策の上からも避けるべきです。

以下の事項の実現を求めます。

記

被利用者保健3割自己負担の実施を凍結すること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成15年3月12日 沖縄県久米島町議会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

本案につきましては、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。

質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

上江洲盛元です。私は、ただいま本定例会に提案されました健保3割負担の凍結を求める意見書に全面的に賛成する立場から、賛成者の一人として意見を述べます。

サラリーマン、退職者の医療費自己負担を4月から3割にして1.5倍にする政府与党の負担増計画に対して実施凍結を求める世論と運動が日増しに広がっています。毎日のようにマスコミ報道で明らかなように、全国津々浦々の自治体が凍結の意見書を政府に提出しています。また、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の4団体は、3月4日健保3割負担実施を前提にした予算案の強行採決に抗議する談話を発表しました。この談話では、健保3割負担は国民の命と健康を脅かすものであると共に、国民の切実な願いである景気の回復に逆行する施策であるとして、4月実施を前提にした予算の強行採決に抗議しています。

また、健保3割負担と保険料の引き上げは、本意見書にもありますように受診抑制や治療中断を引き起こすのみならず、家計への負担増やリストラによる転職や失業で国保財政の悪化が懸念されます。このような社会状況からしても憲法3割負担増について凍結されるよう強く要望し、私の本提案に対する賛成意見と致します。以上です。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございません。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから発議第1号、健保3割負担の実施凍結を求める陳情についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第1号、健保3割負担の実施凍結を求める陳情については、原案のとおり採択されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4時32分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号9番） 上江洲盛元

署名議員（議席番号10番） 山川正員

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

2 日 目

3 月 1 4 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第2号

招集年月日	平成15年3月14日 (金曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月14日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	3月14日 午後3時46分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永 安扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	11番	我謝 政市	12番	糸数 誠三
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	山城英明
収入役	松元徹	住民課長	大城行男
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	山里昌輝
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	神里勇
企画財政課長	山城保雄	水道課長	吉元幸信
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程 [第2号]

平成15年3月14日(金)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第15号	久米島ホテルドーム条例	
第3	議案第16号	久米島町漁船保全修理施設の管理に関する条例	
第4	議案第17号	久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋条例	
第5	議案第18号	久米島町介護保険条例を廃止する条例	
第6	議案第19号	久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例	
第7	議案第20号	久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例	
第8	議案第21号	久米島町漁港管理条例	
第9	議案第22号	沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更について	
第10	議案第23号	沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方自治公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更について	
第11	議案第24号	沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更について	
第12	議案第25号	南部広域市町村圏事務組合理約の変更について	
第13	議案第26号	集落地域整備統合補助事業(兼城地区)計画について	
第14	議案第27号	団体営ため池等整備事業(仲地地区)計画について	
第15	議案第28号	久米島町税条例の一部を改正する条例	
第16	報告第1号	専決処分の承認について(海洋深層水地区道路用地取得)	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ただいまから平成15年第2回久米島町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって11番我謝政市さん、12番糸数誠三さんを指名します。

日程第2に入る前に、12日に喜久里議員から一時借入金の限度額についての質疑がありましたので、それを企画財政課長に答弁させます。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

喜久里議員からの一時借入金の件につきましてお答え致します。地方自治法第235条3第2項によりますと、一時借入金を予算の時に設けまして、議会の承認を得て定めることができるというふうに規定がありますが、この限度額をいくりにするということは特に定めがありません。ですけれども、一時借入金は、会計の予算規模や過去の運用実績等で最高額を定めることになるというふうなことになっておりますので、ご指摘がありますように予算規模によって1億円とか設けてあるのは大きいんじゃないかという懸念もあるんですけれども、今後は予算規模を勘案しながらそのへんの一時借入の規模についても承認を得ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第15号、久米島ホテルドーム条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

ただいま議題となりました議案第15号、久米島ホテルドーム条例についてご説明申し上げます。

この条例は、久米島ホテルドームが完成いたしましたので、施設の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

1 ページをご覧ください。第1条は、設置理由の規定であります。第2条は、施設の名称と位置を定めてあります。第3条は、管理所管の規定でございます。次に、第4条は、職員配置の件と管理委託について規定してあります。第5条から8条までは、施設利用についての許可方針や禁止事項等の規定でございます。

2 ページをお開き下さい。次に、第9条から第11条までは、使用料金とその減額措置、

還付について規定しております。使用料の内容につきましては、最後のページをご覧ください。まず、専用使用料における行事内容、その区分とそれぞれの時間帯における使用料。そして下段の方になりますが、2番目は、部分使用における使用料の内訳を掲げております。

2ページにお戻り下さい。第12条でございますが、特別の設備等の取り扱いについて規定しております。次に、13条から15条までは、利用許可の取り消しや利用者の原状回復、賠償義務について規定しております。

3ページ目をお開き下さい。16条は、施設の管理運営の委託についてであります。第17条は、規則委任について規定しております。

以上が議案第15号、久米島ホテルドーム条例の説明であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

この使用料と照明料は別途という意味ですか。使用料、照明料は別に摘要にあるんですけど、その使用料の中に照明料は入っていないわけですか。

それと、備考の1番、わかりやすいように説明してくれませんか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

専用使用料と電気料は別個であります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

備考の1番目ですね、入場料を徴収する場合は、1人当たりの入場料（税込み）の最高額に100を乗じて得た金額を使用料に加算するという意味合いは、これは下の部分使用料の一般の最高額、全面利用の場合1千200円ですから、その1千200円に100をかけて1万2千円、そして1万2千円に9時から12時までの6千円を加算して1万8千円と、そういう意味合いでございます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時10分 休憩)

再開します。 (午前 10時16分 再開)

○ 教育長 喜久里幸雄さん

先程の答弁に誤りがありましたので訂正したいと思います。入場料を徴収する場合は、1人当たりの入場料、仮に大人1人当たり1千という入場料が設定された場合は、その1千円に100倍して10万円、その10万円に更にスポーツ行事であれば1万8千円、そういうものに加算していくという意味合いでございます。どうも失礼いたしました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいまの説明を聞いて関連しますけれど、第1条の町民の健康の増進と体育の振興を図るためにこれはつくられているのに、これだけの使用料で使う人がいるかという疑問を感じましたが、そのへんどうですか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

確かにこの照明の方は高いようでありまして、これは北谷町、浦添市の方の使用料等を参考にして設定しております。但し、教育委員会関係の関係団体ということにおきましては、第10条の使用料の減免という条例もありますので、減免もできるかと思えます。

○ 25番 山里昌伸さん

できるだけ町民が自由に使えるような、使用料も安く、利用できるような方法を取り入れてやれば、体育の振興、スポーツの振興ができればなと思えます。

○ 5番 仲村昌慧さん

このホタルドームで利用できるスポーツとはどのようなスポーツなのか。その種目についてお聞きしたいと思います。

それから、使用料の減免措置がありますが、「必要と認めるとき」となっておりますが、例えば今、健康増進のためにジョギング、ウォーキング等がよく行われておりますが、雨天の時にそこでジョギング、ウォーキングをする場合も使用料がでるのか。あるいは減免措置がされるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから使用料の区分についてであります。今、4区分されていますね。この区分を見ると、運動の1時間当たりの使用料が1千500円、そしてまた17時から21時30分の30分が700円かなというふうに理解できますが、この区分でなくて1時間当たり1千500円というような使用料で明確にしたほうが町民にとってもわかりやすいんじゃないかなと思えます。それについて執行部の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

ホタルドームで使用できる種目とは、テニスとかゲートボール、そしてグランドゴルフ、ソフトボールその他いろいろできるかと思えます。そして、1人、2人の使用に関しましては、健康増進あたりも考えれば、大いに利用していただければというふうに思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

一昨日の町長の施政方針の中でも、「ホタルドームは久米島観光のPR戦略と位置づけて、キャンプ場誘致も積極的に推進していきたい」と。10月から3月前のシーズンにはキャンプが誘致されれば、また町民が利用できない場合もでてくると思えますので、そういった面では町民の理解と協力も必要になってくると思えますので、オフシーズン以外に町民が気軽に利用できるように、今言ったジョギング、ウォーキング等についての使用料の

免除をしていただきたいと思います。

先程の4区分についての答弁がされておりましたが、4区分する必要があるのかどうか。1時間あたり、4区分するということは、4区分でしか借りられないのかどうかですね。例えば、9時から1時までという区分と、1時から5時までという区分、それで5時から21時30分、それが1日の区分になりますが、その区分をする必要があるのか、その区分でしか借りられないのか、そここのところ答弁お願いしたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

この件は4区分ということですが、運用でもって全面的な対応ができるかと思えます。

○ 5番 仲村昌慧さん

先程のジョギング、ウォーキングについては免除ができるのか。そして1時間当たり1千500円というふうにして理解してよろしいのか、このスポーツ行事についてですね。それから30分で約700円となっていますが、そうしたふうにしての1時間1千500円が30分の場合は700円になるというような理解をしてよろしいのか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

専用使用料ということで設定しておりますので、そのとおりであります。

○ 30番 喜久里猛さん

全体的な質問になるんですが、まず今の生涯学習課長の答弁の中で、北谷、いわゆる本島のドームを参考にしたということなんですが、そのへんのところからちょっと認識が違って来たのではないかと思います。久米島の人口何名ですか。9千500人です。そのへんのところをどうして加味しなかったかですね。今、スポーツ行事において免除することは確かにうたわれています。しかしその免除についての詳細は何も出ていない。ということは教育委員会の判断で免除もできれば取ることもできると。まず、先輩方の町労連のゲートボールはこれは全面使えます。午前中で6千円になると。仮に午前中ということはまずないんですが、1日になりますとその倍としても1万円余る、それとプラスの電気料。これは公式行事として免除はできるでしょう。ただ、現在、各地域の先輩方は各字でやっています。これを対抗練習試合とかで必ずドームに行きます。その場合は字会費で出さないといけない。大変な額なんですよ、先輩方にとっては。従って、この料金の設定について大きな疑問がある。

まず、久米島町のドームとして町民が利用するドームとしての料金設定ではないと解釈します。それと、事業採択時において、利用計画書が出ているはずですよ。これはどこが出したかな、建設課かな、商工観光課かな。それによって利用設定金額というのは大まかな数字が出るはずなんですよ。その予算は出ていないですか。出ていると思います、多分。

先程の教育長の回答の訂正回答だったんですが、まだ私はちょっと納得できない。100をかけて10万円、1人当たりの利用に対して、そのへんをもう一度詳しく説明できますか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

ホタルドームを使用する場合におきましては、この条例の他に規則も制定してあります。よって、各地域の老人クラブ等が使用する場合、いわゆる町からの補助を出している団体におきましては減免措置をすれば使用できるということでありませう。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

先程の訂正の内容を再度繰り返します。備考の1番ですね、入場料を徴収する場合は、1人当たりの入場料（税込み）の最高額、仮に入場料最高額が1千円というふうに設定されましたら、その1千円に100を乗じて10万円、そしてその10万円を入場料として徴収する場合の9時から13時までの1万8千円、そういうのに加算して11万8千円という査定をしていくという意味でございます。

○ 商工観光課長 盛本實さん

当初計画段階ではですね、例えば、建物があって、それが耐用年数何年というところで、じゃあこの償却返還をするどうのこうのという話は、多分それは使用料とかそういうのを取ってということの計算ではないんですよ。ですから最初からその使用料云々の話は確か最初はそういうのはなかったということです。

○ 30番 喜久里猛さん

なかったということに間違いはないですね。普通、何でも事業するんだったら利用する場合の使用料は出るんですよ。今回なかったというのでそれで結構です。生涯学習課長の回答で、私は免除するということを知りました、団体においては。地域の各先輩方がやる時はどうするかということです。それを聞いているんです。例えば、兼城の老人の方々がいきます。その方々から「6千円取ります」ということですか。ということを知りたいんです。

それと、個人においてジョギングをしますね、ジョギングには赤いジュウタンを使いますね、あれは全面使用なのか部分使用なのか、そこらへん仲村昌慧議員の回答になかったものだから、ちょっと解釈できなかつたので、この2点ですね。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

使用料につきましては、やはり教育委員会、教育長の判断に委ねるということでありませう。ですから、そこらへんあたりの件も、いわゆる使用料減免の申請をすれば無料にもなります。そして、健康づくりのために周囲を使用する場合は、全面使用ということになります。そこらへんあたりも健康づくりということでのドームを建設しておりますので、大いに利用をしていただければというふうに思います。全面使用になります。

○ 30番 喜久里猛さん

周囲を使って全面使用ですか。周囲の赤いジュウタンを走るだけですよ。そうするとこれは使う人いると思いますか。

○ 議長 高良ノブ

議長の許可を受けて発言して下さい。

○ 30番 喜久里猛さん

私は、この金額については非常に疑問があります。町民のためのホテルドームなのか。確かにこれは球団誘致、それからそういう団体の対外的においては、当然するべきだと思います。もっと大きな金額が出ると思います。しかし、町民が気軽に利用するような、せっかくドームをつくって、「あれ一負担ナランドー」ということでは何の意味もない。私は回答というよりも、この使用料については再度検討していただきたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

この使用料につきましては、あくまでもこのドームをつくったが故に、2人の雇用も考えております。そうする上で、ある程度の人件費ということであっておりますが、そこらへんあたりは町民のための施設であり、いわゆるジョギングするが故に1千500円も払わなきゃいけないかということでもあります。そこらへんあたりも健康づくりという意味からある程度運用でも対応できるのではないかというふうに考えております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時33分 休憩)

再開します。 (午前 10時43分 再開)

○ 16番 平田勉さん

今の答弁について、条例だからこそピシッと整備をすべきところは整備しておかないと、ずっと「運用でケースバイケースでやります」という発言をするとですね、これ条例のもつ意味合いが薄れてくると思うんですよ。さっき質問あった分も明確に答えていないんですけれども、これは時間単位じゃないですよ。4時間単位でやられて、例えば野球の試合ですと普通2時間ぐらいですよ。通常2時間ぐらいで終わりますが、使用料は4時間でも6千円です。2時間で試合が終わるんだったら2時間分の使用料というのがあってもいいんじゃないのかという話ですよ、それができなくて4時間での6千円ですという区切り方をするとですね、これにプラス全面利用ですから、電気料は2時間分しか払わないでしょう3千円。結局9千円の使用料になるわけですよ。ですから、2時間の使用料であれば3千円の電気料金という、このへんの部分は、はっきり明確にしてほしいなという気がするんですね。最初から4時間単位でしか借りられないとなるとですね、例えば、ジョギングだったら人間、だいたい1時間ぐらいしか走りませんよ。1時間走ろうが4時間分お金を払うんですか。これは時間単位での設定をした方が、僕は管理する人が管理しやすいと思うんですが、このへんいかがですか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

その時間帯につきましては、いわゆる久米島ホテルドームの管理及び運営規則の方で今準備はしているところであります。

○ 16番 平田勉さん

ここに条例として金額が出ているんです。「規則案で準備しています」といったら、これ以外にまた規則でも料金が出てくるんですか。そこで管理をして金を徴収する人は何を基準にして徴収するんですか。条例に金額が出ているんですから。これ以外に料金が出てくるといのはまたおかしな話ですよ。これに基づいて使う人から徴収するわけですから、ここらへんの考え方を、認識を一致させておかないと。僕はそう思いますけれども、どうですか。

○ 議長 高良ノブ

時間設定をきちっとしなさいということですよ。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

時間設定につきましては、先程生涯学習課長から、この条例の使用料については、北谷町のドーム、あるいは浦添市立体育館の設置及び管理に関する条例、そういうものに基づいてつくられましたということがございましたが、そういう屋内運動場の使用については、他の地域においてもやはり時間設定をして、料金が設定されております。そして、使用する関係団体にあっては、そういう時間設定の下で使用していただいて、超過時間についてはまた超過時間に対する使用料の加算ということがありますので、そういう対応が可能だと考えております。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

使用料の減免につきましては、条例の第10条、使用料の減免というところで「教育委員会が必要があると認める時は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる」というふうになっております。

○ 町長 高里久三さん

規則で今、平田議員は、これ以外にも料金を取るかということですが、規則では料金をこれ以上のことはないと思います。ただ、17条で「必要な事項は、教育委員会の規則で定める」ということがありますので、今平田議員が指摘したように、2時間だけど4時間分払うかということは、その規則の中でちゃんと2時間分の料金、そういうような積算ができるようにつくって、対応できると思いますので、規則で必要なところについては、委員会で規則をつくって定めるということでもありますので、これを運用しながら疑問点があったら、また規則でやると。できるだけ町民の皆さんには無料で、安くで貸したい。これは私も全く同じであります。ですから運用しながらそういう問題が起きた場合に話し合いをして、また規則でつくって運用するという方法でいかなものかなと思います。

○ 16番 平田勉さん

先程ですね、仲村議員からも質問があった時に、4時間単位での答弁があったものから、10条で減免の分はという話なんですけれども、聞いているのは、「条例として4時間で6千円ですよ」とあった時に、例えば2時間しか使わないのに4時間分払うんですかという。この運用するにあたって一番基本的な部分ですから、この分の基本的な部分を

ここで考え方を一致させておかないとダメじゃないんですかということのを僕は聞いているわけですが。あとでトラブルが起こらないように、人によって解釈が違ってきたら困りますので、その解釈の部分を一貫させておくべきだということなんです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時50分 休憩)

再開します。 (午前 10時53分 再開)

平田さんはよろしいですか。

○ 9番 上江洲盛元さん

先程からいろいろ議論があつて、管理運営規則もできるということですが、同時に見ないとどうも結論が得にくいんじゃないかと思うわけですが、そこいらお答え下さい。

もう一つは、部分使用料、2番目の、スポーツ行事と書いて、入場料を徴収しない場合ということで、ところが使用料と書いてある。「入場料」と「使用料」とどこが違うのか。例えば、一般、利用面積4分の3、結局は12万円になると。そこで試合が行われる。応援団も来る。ここいらどうなっているんですか。入場料を徴収しない場合、使用料はこれだけという、ちょっと意味が取りにくいんですが、いかがですか。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

前半の部分についてお答え致します。やはり何事も条例制定、上位法ができて、それに基づいて、そういう骨組みに基づいて、あるいはまた、本日のようにこういう議会で論議されているような問題点が、課題が指摘された時に、そういう条例、課題等も踏まえてつくるのが管理運営に関する規則ですから、そこまで見て条例設定ということは、私はその条例設定の精神に反しているんじゃないかというふうに考えます。条例がきちんとできて、そのあと教育委員会はその条例に基づき、あるいはまた、議会の指摘された課題等に基づき管理運営に関する会則を作り上げていくと。それが一つの流れ、筋ではないかというふうに考えております。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

入場料を「徴収する」、「しない」の件であります、いわゆるスポーツ行事におきまして、例えば、プロのテニス大会ということで、プロでありますから入場料を徴収するかと思います。そういう場合は、入場料を徴収してということになります。それから、少年野球等におきましては、入場料を徴収しないで観戦ということでご理解いただければというふうに思います。

○ 9番 上江洲盛元さん

例えばの話先程なさいました。間違つて1千200円に100を乗じて1万2千円ということでしたが、これは12万円というのは高すぎるんじゃないかなと。100を乗じては10を乗じてというのと違ってないかなと思ったりするんですが、どんなですか。先程から出ていますが、余所の浦添とか北谷とかの話も出ていますが、状況が違うんですよ久米島と、先

程どなたからか人口の問題もありましたね、そこいらはどんなですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時57分 休憩)

再開します。 (午前 11時01分 再開)

○ 教育長 喜久里幸雄さん

再々再度の繰り返しになりますが、備考の1番ですね、入場料を徴収する場合は、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た金額を使用料に加算するというので、上江洲議員から10の間違ひではないかというご指摘がございましたが、これはそのとおりでございます。先程、休憩中に収入役からありましたように、仮に1千円の料金設定をして300名来ましたら30万円で、そのうちの約3分の1程度はドームの使用料として私たちはいただきたいなど。町民のイベントに関しましては、教育長裁量で大幅に減免措置がとられますので、この主催団体、そういうのをきちんと判断して、個人の営業的な内容につきましては、簡単に申し上げて、約30万円でしたら10何万円かはドームの使用料としていただきたいという考えです。

○ 議長 高良ノブ

上江洲議員、よろしいですか。

○ 15番 山城節さん

いろいろ議論なされていますが、この議案15号について、基本的なところですね、行政の方にお伺いしたいのは、先程町長は維持費もかかることだし、使用料をいただくのは当然だということですが、僕もそう思います。そこでですね、大岳小学校のグラウンドにも照明施設があります。仲里総合グラウンドもそうです。維持費用をいただくのが当然だという考えでしたら、そういうものに対する考え方はどうなのか。そして、各学校の体育館を開放して皆さんに利用していただいています。そういうものについては、この維持費については何かでの話し合いをされたことがあるのか。本来、公共施設を町民の健康増進のためという名目をうたって利用してもらうからには、僕は一つの物事に対して整合性、公平性をきちんとしていただきたいと思えます。

あと1点、この施設を管理するために2人ぐらいの人間を配置しなければいけないという考え方でしたね。そうでしたら、今回の、これはあとの予算の中で審議されますが、これまで委託されていたものを行政の方が一括して賃金支払いで公園など管理委託をさせるようなやり方になっていますが、これはどちらかといいますと、これからの行政の経費の節減からみると、こういう施設についても直接職員を配置するよりは、管理を委託した方が安く済むというふうな考え方ができるんじゃないかなということを考えますが、そのへんのところを検討されたことがあるのかどうかお伺いします。この2点をお願いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

前半部分を私がお答え致します。学校の施設、教育施設、あるいは社会体育、ドームみ

たいな施設との使用料を取る、取らないの考え方ですね、これについては、今法令集が手元にありませんが、社会教育法の流れからくる学校とかそういう公的機関はその学校の本来の業務に支障を来さなければ、社会教育にそういう条件の下で社会教育に寄与しなければならないという法律的なものであります。それとドームとはそういう社会体育施設につきましては、先程から申し上げておりますように、いろんな機関について判断をして減免措置もやりますよと。しかし、基本的には営業をする団体とか、あるいはプロ野球とか、そういう団体も来ますので、そういう団体からはこういう時間設定、料金設定に基づく徴収をして、今のところは2人つけて456万円という2人の給与設定をして運営したいなど。

委託については課長から答弁させたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

殆ど供用時間につきましては午前9時から片づけをしまして、だいたい午後の10時ということで今予定しております。2人を予定しているということですが、管理面、もしくはまた、いろんなスポーツ等を指導しながら一緒に管理をするということで、現在2人を考えております。

総合グラウンドの中に学校の体育館の照明料につきましては、社会体育の面から先程も申し上げておりますように、児童生徒並びに大人の社会体育の健康増進、そこらへんあたりを踏まえて照明料を免除しておりますが、やはり町民の健康福祉増進のためには、そういう福祉面の対応もいいのではないかというふうに考えております。

○ 15番 山城節さん

僕はただ、文句を言っているわけではないんですけど、総合グラウンドに年中通して照明使っているわけですよ。これについては、僕が分かる範囲内で使用料、電気料を払ったという話はあまり聞かないんですよ。今回ホテルドームについては、基本的な目的は、町民の健康増進を図ることについては一緒だと思うんですよ、目的は。これを今言う教育長の裁量によって減免もできるといいますけれど、僕は基本的な考え方としては一緒でもいいんじゃないかと思うんですよ。だったら、この照明を使う分については、100円なり200円なり利用料をいただきますという考え方に変えるべきなのか、健康増進のためだから使用料をいただきませんというか、2つに1つだと思うんですけど、両方同じように合わせるためには、町長の考え方をお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

このドームをつくる目的が、プロ野球誘致でつくったのか、町民の健康増進、どっちに比重を置いてやったかわかりませんが、これまで運動公園、両村が旧運動場としてつかっていたものについては、仲里の場合は、当初は使用料を取っていました。それがだんだん年数も経って減価償却もしてきて、村民の健康維持のためには使用料を免除してもいいんじゃないかということで、一つの例と。もう一つは、いちいちこれの管理を誰がするのかというので、照明とかですね、そういう非常に問題点があって、当初はコイン式に

して100円入れたらどうかと。これもまた相当の予算がかかるというようなこともあって、今のところ運動場については使用料を取っていない。

ただ、このドームの場合、今造り立てであるし、あれだけの大金を使って造ったんだから、それをさっきも言ったように、できることならば無料で開放したいんですけども、ただ維持管理費が高いのである程度の負担はお願いしたいということで、この条例もつくってありますので、同じ町の施設だから統一して無料にすべきだということは、その理論は私も正しいと思っています。ある面においてはそういう差別をつけてもいいんじゃないかなと思っております。

○ 13番 山城和満さん

町長が今お話があったように、また教育長もそういう考え方でしたら、今、私が一番心配しているのは、せっかくできたドームが使う人がいないんじゃないかというのが一番心配なんです。大金をかけて造ったからこそ皆さんに使ってもらうのが一番の理想と思うんです。逆に学校はタダで使える。グラウンドはタダで使える。夜でも。誰が来ますか。雨降りにわざわざ金を払って、そうじゃなくてもできるだけ皆さんに広く使える方法、最低限維持費に金がかかるのはわかりますけれど、どうPRして長期に住民の理解を得られるような施設にしていくか、皆さんとまた一緒にこれは努力していかなければいけない大きな宿題だと思いますので、今後、運営規則の中にも条例に掲げられているような、住民の皆さんが利用しやすいような方向付けを考えていただきたいと希望しております。

○ 21番 上里総功さん

16条の管理運営委託となっているんですが、管理運営を公共的団体に委託するという事になってはいますが、これを詳しく説明してもらえますか。先程、山城議員への説明では、2名の方が管理するということですが、どのようなことであるのかお聞きしたいと思います。もし管理委託した場合に、規約は管理委託したところが、教育委員会から委託したところにこの規則は移ると思うんですが、そのところはどのように考えているのか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

第16条の管理運営を公共的団体に委託することができるということではありますが、この方は、本町には公共的団体というのはありません。いわゆる管理組合というその組織ということでご理解をしていただきたいと思います。そして、今後そういう団体と委託する場合は、最初に委託契約を結んでやることと解釈していただければと思います。

○ 21番 上里総功さん

これは管理組合という組織がないのに、明記してあるのはおかしいんじゃないですか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

公共的団体ということであってありますが、将来的にできるのではないかとということで載せてあります。

○ 21番 上里総功さん

将来的にはできるということをやったということなんですが、民間に委託するということもまたあり得ますか。その他に、ドームの他に野球場とか多目的グラウンドとかそういうのも将来的に入っていますよね。そうなった場合には第三者がそのところも委託するという、そういう考えなのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

その地域がやはり運動公園ということでありまして、ただ管理だけではなくて、スポーツの指導あたりも含めたということで考えております。

○ 議長 高良ノブ

進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 31番 崎村稔さん

私はこの案に賛成致します。理由としては、このドームは旧具志川村が先見の目を持ち、合併する前から計画し、そして今回完成したわけです。よって、町民のスポーツ振興、健康増進など、そしてプロ野球の誘致などを有効かつスムーズにするためにはぜひ必要です。また、矛盾する点がありましたらあとに条例改正などをして対処していったらいいと思います。よって、その件で私は賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、久米島ホテルドーム条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第15号、久米島ホテルドーム条例については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(午前 11時20分 休憩)

再開します。

(午前 11時31分 再開)

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第16号、久米島町漁船保全修理施設の管理に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第16号、久米島町漁船保全修理施設条例についてご説明申し上げます。この条例は鳥島漁港内に設置されております漁船保全修理施設の設置及び管理に関する事項を定めるためのものでございます。

まず、第1条は、設置理由の規定であります。第2条は、施設の名称と位置を定めてございます。第3条は、施設の効率的な運用を図るために、管理を委託することができる規定であります。次に、第4条から第6条までは、施設利用の許可方針、利用の制限及び禁止事項等の規定でございます。第7条と第8条では、利用者の注意義務と賠償義務について規定してあります。第9条は、職員について規定してあります。

以上が、議案第16号、久米島町漁船保全修理施設条例の説明であります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 25番 山里昌伸さん

第16号、久米島町漁船保全修理施設条例の管理の面でちょっとお聞きします。町長は、施設の効率的な運用を図るため、当該施設の管理を委託する、この委託はどうかたちで委託をするか、ご説明お願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

この漁船保全修理施設は鳥島漁港内にあります。管理につきましては、個人管理のかたちで今、運営管理を任せております。

○ 25番 山里昌伸さん

この施設はもう出来上がっていますが、どうしてもやっぱり海に面してあるので、管理責任者みたいな、こういうかたちを置いておかないと、台風の時期とかは何らかの支障を来すんじゃないかと思っておりますので、ただ、委託するといつて、何らかのかたちで管理責任者というか、そういうのをおいた方がいいんじゃないかと思っておりますが、そのへんはどう考えているかお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

この保全修理施設につきましては、旧具志川村の時に施設を建設しまして、その時点で漁業組合と、管理は漁業組合でやってもらいたいと協議したらしいんですけど、なかなかその話し合いの折り合いができなくて、行政が管理した経緯があります。そして、最終的には町長の最終管理責任者になります。運営は漁民の方、個人にその使用料を徴収して、委託費は今町の方から支払いはしておりません。1回につき1千円の徴収でその管理まで任せている状況にあります。

○ 25番 山里昌伸さん

使用料1千、これは条例にも金額は記載すべきではないかと思いますが、そのへんはどう考えていますか。

○ 農林水産課長 平良進さん

この件につきましては、本来は、合併する時点で条例も整備すべきであると考えて、私たちの手違いでこの条例を制定していなくて、たいへん管理上支障を来している状況にありました。1千円というのは、利用する漁船の数の問題もありまして、毎月、あるいは年間一定していなくて、たまには1カ月何も使えない場合もあるし、あるいは月に5、6隻が使ったり、あるいは10隻が使ったりとか、その利用頻度も月によっても違うし、なかなか委託料を制定するのも不都合があるということで、今後も行政が直接管理じゃなくて、今後は、この漁業組合に管理委託を一任して、できましたら漁協の方で一括管理をもっていきたいと考えております。

○ 30番 喜久里猛さん

おそらく公共的団体というのを行政指導の下で条例案を作成するかと思うんですよ。これは17号もいっしょです。公共的団体になっています。公共施設についてはひょっとして公共的団体に管理委託するという指導があつてのことじゃないかと思うんですが、残念ながら16号はないですね。そのへんのところ説明をお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

例えば、先程申し述べたとおり、漁協との話がつけば、あとで条例に追加して、公共的団体ということも付け加えようかなど。今の場合、漁協の方からもはっきり管理するという了解も得てなくて、今、個人の管理の状況になっておりますので、この取り扱い方が今の状況ではどうかなということでもあります。

○ 30番 喜久里猛さん

ということは、意識的に公共的団体を抜いたということですね。

○ 農林水産課長 平良進さん

意識的ということではなくて、必ず公共的団体を入れても入れなくても、漁協でも管理はできるということですから、個人でも団体でも。

○ 30番 喜久里猛さん

またおかしくなってきたので再度質問します。公共的団体と一般ではぜんぜん違うんですよ。元に戻るんですが、先程のホタルドーム、それから次に出てくる17号も公共的団体に管理をします。しかしこの16号だけが公共的団体を抜いていると。これは意味合いが違うからそうなっているわけですね。ですから、少なくとも公共施設であれば、私は行政指導があつたんじゃないかと思っているわけです。公共的な団体で管理しなさいよと。ただいまの農水課長の答弁はちょっとおかしいと思いますが。公共的であっても個人であってもいいという解釈はちょっと違うんじゃないですか。

○ 農林水産課長 平良進さん

この条例、地方自治法244条の2第1項の中にも、公共団体もしくは公共団体に委託することができるということをうたわれております。これができるというのは、行政に管理委託を任せるということでありまして、今の状況が個人からまた公共的団体にするという決定にすれば、公共的団体に委託せざるを得なくなるわけです。今、漁業組合がやらないということでありまして、公共的団体というのは、漁民関係を示しているのは漁業組合ですから、その取り扱いで今の状況はやられていない状況になっておりますので、そういう意味合いで受け取ってもらいたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

進行してよろしいでしょうか。

○ 7番 國吉修さん

議案第16号の管理の方ですが、今、個人が管理しているとの課長からの答弁でした。個人というのは誰が管理していますか。

○ 農林水産課長 平良進さん

担当から個人の名前までは確認していません。あとで報告したいと思います。

○ 7番 國吉修さん

私が知る限りでは、個人が管理している方はおりません。といたしますのは、この修理施設を利用した方は、例えば、専門的な人間が何名かいるわけです。それで使用して、その中で1日いくらというのでやって、その中で鳥島の組合の方にというのがあります。個人で管理しているというのはちょっと聞いたことがないので、再度お願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

課長の私が答弁したのと食い違いが出ておりますので、担当は個人に管理させたということをおっしゃっておりますので、後日この中身を再度確認しまして、議会の前にまた報告いたしたいと思います。あるいはまた今日確認が出来れば、このあとまた再度、この件については申し述べていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、久米島町漁船保全修理施設の管理に関する条例についてを採決し

ます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第16号、久米島町漁船保全修理施設の管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第17号、久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋の設置及び管理等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第17号、久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋条例についてご説明申し上げます。この条例は、仲里漁港泊地区に設置されておりますフィッシャリーナ浮き棧橋の設置及び管理に関する事項を定めるためのものでございます。

まず、第1条は、設置理由の規定であります。第2条は、施設の名称と位置を定めてございます。第3条は、施設の効率的な運用を図るために管理を委託することができるとする規定であります。次に、第4条と第5条では、施設利用の許可方針、使用の制限及び禁止事項等を規定してあります。

お聞き下さい。第6条と7条では、使用料とその減免等について規定しております。

次のページをお聞き下さい。6条関係の別表としまして、施設の種類を浮き棧橋、そして単位として船長1メートルにつき1日につきという単位を設定してございます。金額では84円ということで設定してございます。

2ページにお戻り下さい。8条でございますが、ここでは権利譲渡の禁止をうたっております。第9条では、損害賠償の義務について規定しております。第10条、そして11条では規定に違反した者に対する過料について規定してあります。第12条は、委任について規定しております。

以上が、議案第17号、久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋条例の説明であります。よろしくご審議のほどお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

使用の許可、第4条についてお聞きします。ここを使用しようとする者は、前もって町長の許可を受けることになっているんですが、その許可証というのは発行するのか。それ

と、船長が1mにつき84円となっているんですが、これ1日ですよ。今の漁船は殆ど5mぐらいあるんじゃないですか、10mあるのもありますかね。そうすると、だいぶ金額になると思うんですけど、これは、1年間単位として許可を出すわけですが、使用料は前納になっていますでしょう。その料金がこれで本当に妥当なのか、この2つをお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

許可についてでございますが、許可証を町長が発行します。それから、1mにつき84円という単価でございますが、これは現在、町運営の県管理の施設がありますが、県管理の料金にあわせての料金でございますが、現在この料金で使用しております。

○ 4番 島袋完英さん

そうすると、10mの船は840円ですか1日。これが1年間、要するに365日となるといくらになるかな、これは使用する人たちがこれでOKしますかね。

○ 建設課長 仲村昌保さん

説明しましたとおり、今現在、県管理の方はこの料金で運営されていますので、そう高い金額ではないという感じで利用していると思っています。

○ 15番 山城節さん

第5条の(1)、善良な風俗とありますが、どんな風俗ですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

5条の(1)についてですが、公の秩序又は、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき、とうたわれてますが、これは普通の一般常識的なことをうたっていますが、特に酒を飲んで酔っぱらって他人に迷惑をかけるとか、又は、夏場いろいろな一般常識の外れたような行為と解釈してもらいたいと思います。

○ 8番 真栄平勝政さん

フィッシャリーナは、完成してから5年ぐらいですが、それと9条ですけど、もう既に損傷しています。これはどこが修繕しますか。この条例の施行は、平成15年10月からですが、条例施行以前の損傷はどこが。

○ 建設課長 仲村昌保さん

この条例設定がちょっと遅れた理由は、以前、旧仲里村の頃から運用されていますけれど、その使用料についての運用だけで、条文を設定するのが遅れておりますが、これまで県が管理している漁港ということもその理由だと思います。

それから、既に破損している箇所がありますが、これは前の台風の時に、栈橋の対応能力以上の大型の船を係留したために、風によって船が流されたということで、破損した箇所がありますが、それは破損した原因者に修理させるということで協議中であります。

○ 8番 真栄平勝政さん

それは早期にやって下さい。これは、前からずっと要請してあるんですけど、修理さ

れていないんです。

○ 建設課長 仲村昌保さん

原因者の方に早めに修理するような方法で督促して、早めに修理させたいと思っています。

○ 24番 山城宗太郎さん

附則のところで、この条例は平成15年10月1日から施行するとありますけれど、10月からというその理由をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

これは町運営で、料金を徴収したりするのが今回から初めてでございますので、これから9月いっぱいはいろいろそういう準備とかで期間を要するというので、あえて10月1日からということであっております。

○ 22番 仲原健さん

確認をしたいですけれど、この1m84円と出ていますが、このフィッシャリーナ浮き桟橋、自分が船を留める場所代があるんですけれど、台風とか時化た時に陸揚げした時にはこれは免除されるということですか。これは、年間に365日の計算になるんですか。他の人がそこに停泊した場合、留めてはいけないというふうなことになりますので、これ単純に計算しますと、5mで15万円、それ倍すれば30万円ですよ。年間にそれだけ皆さんは払えますかね。係留場所の固定というのがあるんですか。そこらへんをお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

その施設は、年から年中係留する施設ではないわけですね。ですから船そのものが365日そこで、私の場所だということで係留するという事はないんですよ。ですから、船によっては1カ月位しか使わないとか、夏の期間しか使わないとか、そういうことがあるものですから、単純に365日で計算すると膨大な金額になるんですけれども、これは使用している期間1日単位で計算していくということになります。

○ 22番 仲原健さん

再度確認ですけれども、個人として、そこは自分のものという権利主張とか、そういったことは一切ないわけですね。そこに船がいなければ、今まで留めた人がそこに場所が空いておれば他の人が留めても何とも権利の主張はできないということですね。

○ 商工観光課長 盛本實さん

おっしゃるとおり、そういうことになります。空いていれば、きちんと使用料を払って契約すれば、それは使えるというかたちになります。

○ 7番 國吉修さん

第6条関係ですが、仲原議員の方からも質疑がありましたが、5m15万円、10mで30万円、殆ど今の船は10mを超えます。フィッシャリーナに行かれた方はわかると思いますが、10m超す船が結構あります。年間使用した場合に、本当に果たして払えるかという。6条

の3ですか、使用料の減免というのは考えられるといいますが、今、実際向こうを使用されている方の月の金額がだいたい4千円です。そう考えた時に、この使用者が果たして納得いくかという部分も考慮しなければいけないと思いますが。これまで、あそこを利用されている方というのは、だいたい観光関連の方であります。観光業者のダイビングを含めて相当厳しい状況にある中で、果たして年間これだけの金額をもらえるかという。これは、条例を制定すれば支払わないといけないわけですよ。減免等というのがありますが、どこまで減免するのかというのが出てきますから。これは、県に準じてということがありますが、県に準じてこっちでやっても、おそらく他の場所に移動する。その場所に移動したくても、その漁港とくっついていますから、漁港の方に移動しようとしても、またそこに何らかのトラブルが出ると思うんですよ。だから金額に関してはちょっと考えた方がいいんじゃないかと。

それから、権利はないといいましたが、8条に、第4条の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならないとありますよね。結局借りればそれだけの権利が生じるんじゃないですか。その意味を教えてください。

○ 町長 高里久三さん

権利というのは、「1カ月間私は使えます」と。だから場所の特定じゃなくて、たくさんあるから。だからその時の権利ということであって、接岸をして客を乗せたり降ろしたりする時の許可ということです。

○ 建設課長 仲村昌保さん

1m当たり84円という単価についてですが、県の施設と同じ場所で町の施設を下げることができないと思いますので、県の単価に合わせながら、高すぎるということであれば県と調整も可能だと思いますので、県の単価に準じてということやっていきたいと思っています。

○ 7番 國吉修さん

あくまでも県の規則に準じるということではありますが、本当に、果たしてこれで徴収できるかどうか。例えば、向こうに行かれた時、アイランドホテルのヨットなんかありますよね。あれなんか年から年中泊まっているわけです。ああいうのも果たして取れるか。そして、ダイビング業者はみんな殆ど10mぐらいですね。そういう部分からして、減免するからといって、「じゃあ年間15万円払いなさい」といって向こうが払うかどうか。それは向こうの現場サイドの方々の調査も必要で、調査した場合に、条例というのはやった場合にできないという部分がありますが、果たしてこれで向こうに本当に船を泊める人がいるかという。

それと、10条、この条例の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。これ取れますか。きちっと取れる部分を設定すればいいんだけど、これ取れなければただの条例ですよ。再度お願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

第10条の過料についてでございますが、規定に違反した者に対してのことでございますので、状況によって5万円以下ということであってありますので、その時、その時で料金は決まってくることになっていきます。

○ 7番 國吉修さん

5万円以下とありますよね、第9条の中で、使用者は、故意又は過失により浮き棧橋を滅失し、損傷し、又は汚損した時は、町長の指示に従い、これを原状に回復し、又は町長が認定する損害額を賠償しなければならない。先程崎村議員からありましたが、棧橋を破損した時に5万円できないですよ。棧橋の過料の部分はいいんですが、本当にこの金額でいいのかというのは、町長再度お願いできないでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

今、ご指摘の第9条と今の11条とは別問題でありまして、違反した場合には、5万円まで罰金を過料するということですので、最高5万円ですから、状況によっては3万円になる場合もあるし、2万円の場合もあるかと思うんですが、そういう違反した場合の罰則規定であります。

使用料については、確かに今ご指摘にあるように、高いようにも感じられます。この条例ができたので、観光客1人からこれまで取っていなかったのを、200円は嵩上げて、それに向こうに渡す単価の中に入れてすればトータルでは取れるんじゃないかなと思うんですが、今の状況で非常に厳しい状況だと。確かに観光入域が少なくなっている状況では厳しいですので、一応、運行して、これで高ければまた再度条例の改正を、減額条例の改正を提案してもいいんじゃないかなと思っております。担当課長が言うように、県の条例と並べて設定してありますので、そのへんも県ともう少し詰めてやっていきたいと思えます。

○ 30番 喜久里猛さん

まず1点目、どうしてこのフィッシャリーナの条例が建設課にまわった理由。本来であれば、漁港であれば農水、それから商工観光課ですが、その理由を一つ。

それと、この内容につきまして、先程の16号の関連で、漁協さんが管理しているという答弁がありました。ということは、この条例を策定するにあたり漁協と調整したかどうか。これは、現状にマッチしていないような気がするんです。当然、浮き棧橋代の84円というものもあるんですが、これは365日で計算すると30万7千680円という数字になってしまいうんですよ。これが前納ということになっておりますので、普通1日1日やりませんね。まさか84円を1日に払うわけがない。1月あるいは1年でやると思えます。1年で契約して前納して30万円払って、台風時と災害時等において、陸揚げした時にはそれが返納というかたちになってくると思うんですよ。この条例でいきますと。それが1年こうなっておりますので、先程、商工観光課長が仲原議員に回答した、空いてたら権利がないからつなげます

という回答は町民に非常に誤解を与える回答になってしまいます。いわゆる、使用料は前納しているわけですから1年分。そしたらその方がそこを借りているわけですから、そこにたまたま船が故障とか何とかで陸揚げして、他の者が入ってきたら、これは使えますという回答になりかねないか、今の解釈が。ちょっとこれ非常に心配なんですね。そこでトラブルが起きたらもう大変ですから、そのへんのところの回答をもう一回お願いしたいと思います。

浮き棧橋は、使っているということなんですが、前納してもらっているのでしょうか。この3点ですね。

○ 建設課長 仲村昌保さん

この条例設定にあたっては、久米島漁協さんと県と協議されています。県の条例と照らし合わせて検討しながら策定した条例でございます。

○ 町長 高里久三さん

喜久里議員が指摘しているこの権利というのは、ここの一画は借りていないんですよ。たくさんありますから、そこはどこでも使っていいという権利なんですよ。さっきも説明したように。その許可を与えるということは、「この港は使っていい」ということですよ。仲原議員が聞いたのも、かつては個人が縄張りみたいに張って、ここは僕のものだということを書いていたんだが、これはないのかということですから。例えば1カ月借りたいとか、半年使いたいとかであれば、その場所はどこでも空いているところはどこでも使えるということですから、そのへん理解していただければと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

あと1点、所管がなぜ建設課になっているかということですが、平成16年においてフィッシャリーナの休憩所とか、または船置き場、そういった施設を整備するために建設課が一応施設の所管になっていますので、建設課が提出しています。こういった諸々の施設が完了すれば、別の関連する課に移ると思っています。

○ 30番 喜久里猛さん

町長の答弁、これは大事なことでするので確認しておきます。使用許可を持っていない船はそこには入れないということになりますね。

漁協さんは、前納してもらっているかという質問の回答がまだだと思えますが。

○ 町長 高里久三さん

入れないんじゃないくて、入れますけれど、ここを使用していけない、この浮き棧橋を。ここで旋回して回っていいんですよ。だけどこの棧橋を使用していけないと。

それからもう1点、漁協が前納かと、漁協とは関係ありません。ここを使う人たちが納めるんだから。管理委託はするけれど、漁協がまず仮に管理委託するならば、この業者から使う人たちから費用を取って運営するということになります。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 12時15分 休憩)

再開します。 (午後 12時20分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

現実問題として、県の管理下だろうと思うんですが、ある漁師に委託管理させているんですよ。この実態は把握できていますか。そしてもう一つは、個人個人、やっぱり現実問題として、場所場所、縄張りといいますか、あるんですよ。これは、町長の答弁が正しいと思いますけれど、僕がお聞きしたいのは、今までの実態、漁師から話を聞けば、今委託されている人、「なかなかお金を集めるのが難しい」ということでありますし、「君はどうしているか」というと、「自分が立て替えて払っている」とか、そういう具体的な現実問題はあるんですよ。ですからそこいらを実態調査をして、なお検討していく必要があると思います。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17、久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋の設置及び管理等に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第17号、久米島町フィッシャリーナ浮き棧橋の設置及び管理等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午後 12時23分 休憩)

再開します。 (午後 1時30分 再開)

○ 議長 高良ノブ

先程國吉議員から質疑がありました農林水産課の課長から答弁をさせます。

○ 農林水産課長 平良進さん

先程國吉議員の方から委託管理についてのご質問の件について訂正いたしたいと思えます。管理委託につきましては、鳥島の漁民の任意団体の皆さんにこの漁船保全修理施設の管理を任せているということであります。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第18号、久米島町介護保険条例を廃止する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第18号、久米島町介護保険条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。この条例は、平成15年4月1日から介護保険法に規定する市町村の事務を沖縄県介護保険広域連合において行うこととなるため、本条例を廃止しようとするものであります。

施行期日を平成15年4月1日からとし、条例廃止に伴う経過措置といたしまして、久米島町介護保険特別会計の未収入金及び未支出金の整理は、なお従前の例によって処理されます。また、出納閉鎖後において、掲げられております(1)から(49)、これは(1)が介護保険料に係る債権債務、(2)は沖縄県介護保険財政安定化基金に係る債務、(3)は公費負担金精算に係る債権債務、(4)その他必要と認められる債権債務でございます。これらの債権債務がある場合は、その債務全てを沖縄県介護保険広域連合に引き継ぐものとするものであります。

以上、議案第18号、久米島町介護保険条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

○ 3番 田里市郎さん

議案第18号について、久米島町介護保険条例を廃止することですが、この保険料の徴収は、介護保険広域連合が徴収をするのかどうかお伺いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答え致します。当分の間は、整理期間ということもございまして、各市町村も一緒になっての取り組み、2条の方にもございますが、未収入、未支出につきましては、双方で連絡を取り合いながら対応することになるわけですが、15年4月1日からは基本的には広域連合の方で全てやると。これにつきましては、特別徴収がございまして、特別徴収につきましては当然引き落としのかたちになりますので、普通徴収につきましては、どうかたちで人員を配置してやるかについては広域連合の方で今検討しているところであります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。
進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18、久米島町介護保険条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第19号、久米島町介護保険条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第19号、久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第19号、久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。この条例は、平成15年4月1日から介護保険法に規定する市町村の事務を、沖縄県介護保険広域連合において行うこととなるため、本条例を廃止しようとするものであります。

施行期日は平成15年4月1日であります。

以上が、議案第19号、久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例のご説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第19号、久米島町介護給付費準備基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午後 2時6分 休憩)

再開します。 (午後 2時10分 再開)

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第20号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第20号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、久米島イープリゾート地域が観光振興地域に指定されたことに伴い、当該地域内において観光振興地域に指定された日から、平成19年3月31日までの間に5千万円以上のスポーツ・レクリエーション施設、教養・文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、この販売施設ですが、小売施設及び飲食施設の面積が概ね3,000㎡以上のものがあります。これらの施設を新設し、また、増設したものについて、その対象となった建物及び償却資産並びに当該建物の敷地である土地に対して、その取得の日の属する年の翌年度以降5年分までの固定資産税の課税を免除することができるとするものでございます。

因みに、イープリゾート地域が観光振興地域に指定されましたのは、平成14年9月10日でございます。

以上が、議案第20号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例のご説明であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

久米島の商工あるいは、観光産業等の発展のために大いに結構なことではあるんですが、ただ、条例でリゾート、いわゆるイーフだけを指定されると、そこだけを改正して、というものの条例案になっています。久米島の総合的な利用、あるいは発展を考えた場合に、一気にこの際、他の地区もありますね、例が出たのが。旧具志川村でもあります。このへ

んのところを検討した結果この条例案になっているかどうかお伺いします。

○ 税務課長 比嘉・さん

ご説明申し上げます。この条例につきましては、地方税法、そして沖新法ということでの条例に基づいての久米島町固定資産税の課税免除ということがございますので、まずは上位法がないことにはそういったかたちでの免除ということではできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

ですからその時に、旧具志川村内で、例えば阿里の造成他、なかなか買い手がつかなくて、交付税等の免除の措置も必要じゃないか、それからサンリーフの建物、これも軌道に乗るまではそういう措置も必要じゃないかなど。皆さんの方の耳に当然入っていることです。それをこの課税免除の特例が適用できなかったかどうかと私はお聞きしているんですよ。

○ 税務課長 比嘉・さん

今、具体的に阿里地区とそしてサンリーフということでの話なんですけれども、サンリーフにつきましては、既に期限前ということで該当はしませんでした。阿里地区におきましても今回の減免措置そのものが定められた地域ということになっております。そして現在そういったかたちでの固定資産税の減免申請が出されまして、減免している地域におきましては、久米島海洋深層水開発の方です。そしてあと1件、これは安里民宿というこの2件が今、申請を出されておきまして減免措置しておりますが、そういったかたちでのリゾート地域における宿泊施設の整備、もしくは増築、そしてそういった製造業の売却資産に対する物のみが今回、そして条例的にも沖縄振興特別開発措置法、そして地方税法におきましてもそういった類のものしか該当できないということでご理解願いたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 4番 島袋完英さん

この指定を受ける時の条件とかいろいろあると思うんですが、私は去年の議会でも、西海岸開発を取り上げたんですが、そういうものを含めてできなかったのか。久米島はこれだけの周囲48kmですよ、一周が。島全体として指定をうけることはできなかったのかどうかですね、そのへんお伺いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

昨年、沖振法が改正されるまでの観光振興地域につきましては、一集落単位ぐらいの地域しか指定できなかったと。沖振法改正によって、ある集積された範囲というんでしょうかね、その観光施設が集積されたところについては指定できますということで、イーフ地域については集積があるということで、旧仲里の時点においてそれは振興地域指定に向け

て進めておりましたので、より集積しているイーブ地域を主体として振興地域指定に向けて進めていこうということで、差し当たっては進めました。今後においては、今おっしゃるようなものも含めまして、一応全域としてそういう施設の位置づけとか、また観光振興とか、そういうものも念頭におきながら、全域が指定、また追加できるかという部分についても検討はしていきたいと思います。

○ 13番 山城和満さん

議案20号、これは固定資産税の減免による、財政に関わる税収、これに該当するといえますか、影響する、何件が予定されて、税収としてどういう影響が予想されるかお伺いします。

○ 税務課長 比嘉・さん

先程も少し触れましたが、現在既に減免措置されていますのが2件ございます。そして今回、久米アイランドのホテル、それから今後予想されますのが現在イーブにおいて増築中がございますホテル、将来的にもこの4カ所が見込まれる予定でございます。この税金の減収ということでございますが、これにつきましてはまた交付税あたり、そういった減収保険ということでもまた国からの財源として入ってくる予定でございます。

○ 13番 山城和満さん

今回この条例が改正されることによる、行政としての税収減になるということはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 税務課長 比嘉・さん

おっしゃるとおりでございます。まずは税収を定める場合に調定額ということで、全ての調定を押さえて、それに対する調整というのがございますが、まずは徴収率からそのものが減額されるわけですから、徴収率には影響はありません。そして今後、そういったかたちでの減収の税額についてはまた、先程も申し上げましたとおり国から財源として補てんされるということでございます。

○ 7番 國吉修さん

議案第20号について、新しく規定されるのは、「新設又は増設したもの」と書いてありますが、これは前からの地域は対象外ということですよ。それから3,000㎡以上というのはだいたい100坪ぐらいですよ。小さいところでは適用されないのかお伺いします。

○ 税務課長 比嘉・さん

これにつきましては、今回の条例、3項なんですけど、1項、2項もございます。まず1項につきましても、これは沖縄振興特別措置法なんですけれども、これは離島における旅館業の新築、増築、これにつきましても1千万円以上の新築、増築を対象としたものでございます。先程3,000㎡ということですが、これは1,000坪です。ですから結構大きい面積でございますので、お店とかそういった販売店等につきましては、該当の対象にはなっておりません。

○ 7番 國吉修さん

これはイープリゾート地域というのは、奥武島まで含めての地域ですよ。

○ 税務課長 比嘉・さん

この地域指定ということでイープリゾート地区というのがございますが、これは字山城から真謝を含めた旧仲里の宇江城、比屋定、阿嘉を除いた全ての行政区となっております。山城から真謝までをイープリゾート地域と指定されております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第20号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、議案第21号、久米島町漁港管理条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

ただいま議題となりました議案第21号、久米島町漁港管理条例についてご説明申し上げます。

この条例は法律の改正により、漁港の基本施設を損傷し又は汚損することを禁止すること、及び漁港区域内においてみだりに船舶、自動車等を放置することを禁止すること等が定められたため、法律との整合性を図るために漁港管理条例の全部を改正するものであります。

改正前条例との主な相違点を上げご説明申し上げます。本条例では、新たに第2条で責務という項目を設け、管理者をはじめ利用者においても漁港施設の安全かつ適正な利用に障害とならないように漁港環境の維持に努めるよう規定しております。

次に、3ページ目をお開き下さい。11条の使用の許可等で、甲種漁港施設のうち指定使用とする施設があるときは、これを告示しなければならないとする1項が加えられております。

次に、12条で漁船以外の船舶についての制限が設けられて、漁港の区域内に漁船以外の船舶は町長が指定する施設を使用しなければならない。また、漁船以外の船舶を一時的に停泊しようとする者は、町長に届け出て、指定する施設を利用しなければならないことがこの条で規定されております。

次に、13条では権利の移転の制限として、次のように規定してあります。条例の許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできないということ規定されております。

第14条、使用料等ではありますが、これは別紙になっていると思っておりますがご覧下さい。これは別紙で、甲種漁港施設の使用料と、そしてあとで追加で別紙としてお配りしてあると思っておりますが、別紙第1、第14条関係という見出しであると思っておりますが、表になっております。これは使用料、占用料の分でございます。よろしいでしょうか。別紙第1では、甲種漁港施設の使用料と甲種漁港施設の占用料を区分して掲げてございます。掲げられているとおり、施設の種類、区分、単位、金額等を掲げてございます。

次に、第15条では、法第39条1項の規定による土砂等の採取又は占用許可を受けたものからは、別表2、次のページになると思っております。これは別表2、第15条関係で掲げております。掲げてあるとおり、種別、単位、金額で占有料を徴収するものとして規定してございます。

条例の施行期日は、交付の日から30日を経過した日からとしてあります。なお、附則で旧条例の第11条の規定による届出等に対する経過措置等も規定してあります。

以上が、議案第21号、久米島町漁港管理条例についてのご説明であります。ご審議の上、議決下さいますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 16番 平田勉さん

この条例の甲種漁港とはどこになっているのかお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答えします。町が管理する漁港施設を甲種漁港施設ということでございます。

○ 7番 國吉修さん

14条関係ですが、甲種漁港施設を使用するものは、別表に野積みとかそういうのがありますが、今、あっちこっちの漁港に砂等陸揚げされている部分がありますが、そういう部

分も料金徴収しているのかお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

砂とかの運搬は、現在、町管理の漁港では積み込みはやっていませんので、料金徴収の方もやっていません。現在、町管理の漁港は儀間漁港と鳥島漁港、具志川漁港の3港でございます。

○ 7番 國吉修さん

野積みされている地域は鳥島漁港にあるわけですね。どういうふうに金額を徴収しているか。それと、条例を制定していく時に、この漁港の区域内を利用して町が野積みさせますよね。そういうのをさせた時に、地域の意見を反映させなければいけないはずですよ。例えば、鳥島あたりでしたら、ダンプで持って来て道がドロドロになった状況というのを見たのか、見ていないのかはちょっと。本来ならば皆さんが使用させるときに、どういう状況になるかというのを調べてもらえればいいんですがね。ドロドロの状態で地域内を運ばれているわけです。条例を制定するのであればそこまできちっとやってほしいと思います。今実際、一例を申し上げますと、実際今は徴収しているわけでしょう。

○ 建設課長 仲村昌保さん

現在、鳥島漁港の方に一時的に砂を野積みされていますが、これは町の公共施設に使うということで、現在のところは料金は徴収しておりません。今後、漁港施設を利用する場合は、地域住民とも調整しながら、迷惑のならないような方法で指導して使用させたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

この漁港管理条例なんですが、儀間の方にはちょうど作業事務所ということで漁民が使用している施設があるんですが、それも入るのかですね。それと、儀間漁港の方では伝統行事、ハーリーとエイサーも広場でやっているんですが。となった場合にはどうなるのかですね、そのところをお願いしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答えします。儀間漁港に設置された共同利用施設は、これは当然漁港内の施設でございますので、料金徴収はできません。それから、エイサーとか部落の行事等に利用する場合は14条の3の規定により使用料等の減免、減額、若しくは免除という方法でもって対応できると思います。

○ 21番 上里総功さん

免除できるわけですね。そうであれば、これ制定されたあとあと、ぜひ地域の皆さん方に説明すべきと思いますが、予定はあるんですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

先程も答弁しましたとおり、14条の3項の規定にありますので、免除できると思います。地域住民への説明については、今後漁民の集まりの場を利用して、条例内容を説明して

いきたいと思います。特に儀間漁港においては、平成15年度より海岸事業が計画されますので、事業計画の説明と合わせて条例の内容等についても説明したいと考えます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時11分 休憩)

再開します。 (午後 2時26分 再開)

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、久米島町漁港管理条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第21号、久米島町漁港管理条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第9・10・11・12>

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時27分 休憩)

再開します。 (午後 2時28分 再開)

○ 14番 宮田勇さん

動議を提案します。

議案第22号から25号まで関連しますので、一括審議を提案します。

○ 議長 高良ノブ

ただいま宮田議員から、「議案第22号、23号、24号、25号までは関連しますので、一括質疑にしたらどうか」との動議が提出されました。賛成者もいますので、ただいまの動議は成立しました。

ただいまの動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、ただいまの宮田議員の動議は可決されました。

議案第22号、沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更について。議案第23号、沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更について。議案第24号、沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更について。議案第25号、南部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

では、ただいま議題となりました議案第22号、第23号、第24号、第25号のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第22号、沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更についてをご説明申し上げます。

組合理約を改正する内容でございますが、那覇広域都市計画事業壺川土地改良区整備事業の換地処分により、沖縄県市町村自治会館管理組合の所在地が、那覇市旭町14番地から那覇市旭町116番地30に変更されたため、規約の一部改正が必要であります。

次、議案第23号、沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

組合理約を改正する理由といたしまして、まず1点目は、那覇広域都市計画事業壺川土地地区画整理事業の換地処分により、沖縄県市町村総合事務組合の所在地が、那覇市旭町14番地から那覇市旭町116番地30に変更されたための規約の一部変更であります。

2点目は、沖縄県介護保険広域連合の加入の件と国頭地区消防組合が国頭地区行政事務組合に名称変更による規約の一部の変更によるため、規約の一部を改正する必要があるためでございます。

議案第24号、沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更についてでございますが、この組合理約を改正する理由と内容であります。那覇広域都市計画事業壺川土地地区画整理事業の換地処分により、沖縄県町村交通災害共済組合の所在地が那覇市旭町14番地から那覇市旭町116番地30に変更されたため、規約の一部を改正する必要があるためであります。

次、議案第25号、南部広域市町村圏事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。組合理約の改正する理由と内容であります。那覇広域都市計画事業壺川土地地区画整理事業の換地処分により、南部広域市町村圏事務組合の所在地が、那覇市旭町14番地から那覇市旭町116番地30に変更されたため、規約の一部を改正する必要があるためであります。

以上が、議案22号から25号までのご説明であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

ただいま提案されている議案第22号から25号までは、壺川土地区画整理事業の換地処分による番地の変更だけであります。地番の変更で、字句の訂正で質疑の必要はないと思いますので、質疑省略の動議をお願いしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

ただいま宮田議員から議案第22号から25号については質疑を省略し進行することを望むとの動議が提出されましたが、賛成者いますか。

賛成者もいますので、ただいまの動議は成立しました。

ただいまの動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、宮田議員の動議は可決されました。

これから討論を行います。

第22号、沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更について。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、沖縄県市町村自治会館管理組合理約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第22号、沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次、議案第23号、沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第23号、沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第24号、沖縄県町村交通災害共済組合規約の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、沖縄県町村交通災害共済組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第24号、沖縄県町村交通災害共済組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第25号、南部広域市町村圏事務組合規約の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第25号、南部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時40分 休憩)

再開します。 (午後 3時00分 再開)

○ 議長 高良ノブ

審議に入る前に、町づくり推進課長から皆さんのお手元に配られた資料に対して説明があるそうです。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

皆さんのお手元に海洋深層水バーデハウス久米島事業計画書(案)というのを配布してあります。19日の特別予算審査委員会の前にこれについてご説明をしたいと思いますので、一度目を通して、またご持参をいただきますようによろしく願います。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、議案第26号、集落地域整備統合補助事業(兼城地区)計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第26号、集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画についてご説明致します。

提案理由といたしましては、この集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画をするにあたっては、土地改良法第96条の2第2項の既定により、議会の議決を必要とするためであります。

事業内容であります。2ページ目をお開き下さい。計画概要表がございます。これの右の方でございますが、事業名を掲げてございます。これは、農道整備事業が2路線。集落防災安全施設整備が5基、これは防火水槽4基に消火栓1基でございます。緑化施設整備2カ所、これは修景緑化ということで予定しております。4つ目に、特認事業1カ所、これは兼城の公民館整備ということになっております。

費用の負担区分でございますが、下の方の覧をご覧下さい。農業整備事業は国が75%、県が15%で、市町村が10%という負担区分になっております。集落防災安全施設整備事業も同様な負担区分でございます。緑化施設整備事業も国が75%、県が15%、市町村10%という負担区分でございます。下の特認事業でございますが、国が75%、県が15%、受益者が10%ということでの負担区分でございます。

次のページをお開き下さい。ただいま申し上げました事業につきましては、字兼城、字大田、この一帯の区域の中で事業が計画されているということでございます。

以上が、議案第26号、集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画についてのご説明であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

兼城ということで、2点ほど疑問点がございます。まず、消火栓なんですが、防火水槽は従来ずっとつくってきておりますので、内容がわかるんですが、消火栓です。おそらく圧キロ約7キロから10キロ内の圧で、2階あるいは3階に届く消火栓かとイメージするんですが、町内では、それだけの圧の原水はないと思うんですが、この消火栓とはどういう内容の消火栓なのか。それから、場所も提示されていませんが、小さいからやっていないのかなという気もするんですが、その場所もできたら説明願いたい。

それと、この図面の中で、真ん中の長い赤い印ですね、この線につきまして、私はこれは間違いじゃないかと思っておりますが、これは既に半分は工事進行中ですね、上は、むしろ旧大田地区の真っ直ぐの線、これが一番ひどい道路であって、これの計画じゃなかったかなという記憶があるんですが、そのへんのところ説明願いたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。防火水槽及び消火栓の場所については、これから現地を調査して、場所決定したいと思っております。消火栓については、地盤から80cmぐらいの立ち上がり方式になるかと思っておりますが、これも場所が決まり次第、現地に相応した設計でいきたいと思っております。

それから、2枚目の地図でございますが、真ん中の赤線は、ご指摘のとおり、半分は県の事業で現在工事中でございますが、その下側の方を、この事業計画に入っていますが、手違いにより上の方から全部塗り潰されているようですが、半分から下の方です。この赤線の間違いでございます。

○ 30番 喜久里猛さん

消火栓につきましては、我々のイメージする消火栓と違うわけですね。消火栓のホースをワンタッチでつないで、その消火に充てるというかたちではないですね。消防車あるいはタンクに水を補給するという意味になりますか、それを再度お願いしたいと思っております。

それと、ただいまの農道につきましては、確かに半分以上は既に工事が進行中ですので、ただ、この真ん中の旧大田地区、正式には白瀬土地改良地区なんですけど、この線が軽微な変更で何年も前から計画はされているんですよ。目途がつかないというかたちで。幸い今回、今現在、進行中の水質保全でも要求しました。お願いしましたが、しかし流域の関係でできないと。今回は幸い、大田兼城地区で地域集落になっていますので、これに割り当てられる、変更できる可能性はないですか。あるいは他の工事で計画されていますか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

質疑にお答え致します。消火栓につきましては、タンクに入れるんじゃないで、直接消火ホースをワンタッチでつないで消火に使うというような方式でございます。

それから、農道の件につきましては、これは字からの要望で兼城線が上がってきております。真ん中の白瀬地区の路線につきましては、水質保全事業の中で取り組むということで、この路線については別途事業になります。

○ 30番 喜久里猛さん

消火栓につきまして再度。私は、その7キロから8キロ圧の原水はないと。直接消火にあたるホースにつなげるといんですが、ないんですよ。どこから持ってくるんですか、この水。仮に、土地改良の畑かんから予定しているなら、当然、土地改良区との事前調整が必要だと思いますが、そのへんのところぜんぜん聞いていませんし、普通の水道の圧では消火できるわけじゃないですよ。今の回答どうかなと思うんですよ。

それと、この農道につきましても、水質保全と調整中ということなんですけど、県の農林の方の計画の中で流域的にきつという事で、そこでされたんですよ。じゃあ、課長の答弁は水質保全で今検討中ということですが、実際可能性ある話なんですか、再々で申し訳ないですが。

○ 建設課長 仲村昌保さん

消火栓につきましては、これから調査し、設計しようと考えていまして、水圧もいろいろ検討していきたいと思います。

それから、農道の件につきましては、兼城地区の流域は入らないということで、地区除外されています。そこで次に、白瀬の地区は、浦地川の流域にまとめて提案するというところで、その時点でこの農道をやる予定でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 20番 仲地宗市さん

私もちょうど喜久里議員とちょっと重複するところがありますけれども、地元に関連するからお聞きしたいと思います。ちょうど、公民館がだいぶ古くなりまして、建物自体はそのまま使える状態なんですけれども、床あたりがシロアリでいっぱいできて、この前もそこで踏み外してしまいまして、下までは落ちなかったんですけれども、床は落ちかかっております。

そして、話を聞きますと、あと5年ぐらいにしかできないという話を耳にした覚えがあるんですけれども、具志川村役場の時に、何回か写真を撮って添付をして、それを国や県に送るのでということで、部落民が、その写真に収まったことがあるんですけれども、進捗状況がわかれば、そのへんを教えていただければと思います。

そして、なおかつ、この公民館をつくる場合には、何カ月ぐらいかかるのか、そこらへんも踏まえてお聞かせ願えればと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

質疑にお答えします。この事業の工期が平成15年から平成19年の予定で事業を進めています。

それから、公民館が着工してから完成までどれぐらいかということですが、約6カ月ぐらい見積もればいいのかと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 15番 山城節さん

特認事業で、地元の負担金はどれぐらいにあたるか。それとも他に、この事業をする予定があればお伺いしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

地元負担につきましては、事業費の10%、特認事業という6千600万円の10%を部落負担ということでございます。

それから、兼城が完了しますと、次は宇江城を予定しております。

○ 9番 上江洲盛元さん

先程、課長と地図の面で確認に行きましたが、今、喜久里議員の質問でちょっと農道が

違っていたということがありましたので、ご質問致しますけれども、現在、そこは「なご池」の近くまで整備していますね。そして、その側溝が、現在ある側溝を叩き割って新しい側溝ができるわけですよ。それで、そこはたぶんキクザトサワヘビの監視地区だと思います。その山一帯、側溝も合わせてですね。あるいは椎名橋から上へ。そこで質問ですが、ちょっと乱暴かなと思われるんですが、側溝の造りがU字型になっていて、やっぱり動物に優しい側溝が必要じゃないかなと思うんですけど、今叩き割って新しく造ろうとしているんですが、そこいらの見直しができないかどうかご質問します。「なご池」に向けてのところですね。

○ 議長 高良ノブ

この地図の中の質疑ですか。

休憩します。

(午後 3時17分 休憩)

再開します。

(午後 3時20分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

場所の確認を先程しましたが、それで質問はなかったんですけども、今改めてあったもんですから、関連すると思ってやりました。ところが関係がないようですので、取り下げて、個人的にまた執行部と相談したいと思います。取り下げます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第26号、集落地域整備統合補助事業（兼城地区）計画については原案のとおり可決されました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、議案第27号、団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第27号、団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画についてご説明申し上げます。

この団体営ため池等整備事業計画につきましては、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要としております。

この事業の内容でございますが、2ページ目をお開き下さい。左の方に現況という覧がございます。そこの方に掲げてございます。本地区は、仲地集落の北側に位置しているが上流の上溝1号・2号のため池からの排水路等が未整備であるため降雨時には、土砂の流出及び法面の崩壊があり、農作物に被害を与えている状況にあります。本事業により早急に整備を行い、農地被害を未然に防止し、農業経営の向上を図ることが本事業の趣旨でございます。

その下の方ですが、主な事業内容といたしましては、その下の方の欄に掲げております。抑止杭工、これは32本ということで予定しております。補強盛土、そして石張、ということの工事内容でございます。

負担区分でございますが、これは工事費につきましては国が80%、県が20%でございます。事務費につきましては国が50%、県25%、市町村25%という負担割合になっております。

以上が、議案第27号、団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画についてのご説明であります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第27号、ため池等整備事業となっておりますが、実際的には川の法面の雨で度々決壊といいますか、崩れることによるものの抜本的な対応策というかたちで出ているかと思いますが、今回のこの工事、ため池等整備事業という工事の中で、これ3枚目の地図に載っておりますが、緑色に農道を振り分けたのには何か理由があるのかどうかお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。農道に緑色を塗ったのは別に理由はありませんが、凡例の色分けとして一応緑色に塗っただけでございます。

○ 13番 山城和満さん

僕が今聞いているのは、今回は、この赤の部分の工事をしますけれど、来年、再来年度においては、この道路についても今後改善をする予定があるのかどうかということ聞きたいんですけど、こういう他の道路と違って、この分については色塗りしたのかなとい

うふうに考えていますが、そういう計画とか。例えば、その川にかかる道路の改良・改善計画などありますが、この道路の整備改善計画があるのかどうか、重ねてお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

水色に塗った部分は、今後の事業計画とは何ら関係がありませんが、一応、目印として見やすいために色塗りしただけでございます。それから、今後の事業計画ですが、直角に、90度曲がった農道がありますが、この仲地農道から入って清水一般道路に出る農道なんです。この事業は来年度に、14年度繰越で15年度着工ということで予定しています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいまの議案第27号について質疑します。この災害が起きている場所の件についてお聞きしたんですけれど、この災害の上の畑もU字溝を90度曲がって、そこが氾濫して土砂崩れみたいな感じが起きているのも一つの原因じゃないかなと思っていますけれど、そのU字溝を真っ直ぐ抜けて、同じく工事に含めてできないかお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

現場においては、U字溝の一部がカーブによって水はけが悪い箇所がありますが、ただいまの質疑の中で、この工事と含めてということでございますが、工事と含めてはできませんが、地主がその分の用地の変動がありますので、そのへん地主と相談しまして、地主のOKが出たら、そんなに金がかかるものではないし、U字溝の3枚ぐらいを直せば取り付け可能だと思いますので、現場の方で地主と相談しながら進めていきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 15番 山城節さん

賛成します。

○ 議長 高良ノブ

これで討論を終わります。

これから議案第27号、団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第27号、団体営ため池等整備事業（仲地地区）計画につい

ては原案のとおり可決されました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、議案第28号、久米島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第28号、久米島町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、軽自動車の現行納期であります4月1日から同月の30日を、5月1日から同月31日までに改正しようとするものであります。

変更する理由でございますが、軽自動車税は4月1日を基準に付加致します。その後いろいろな手続きを経まして該当者へ通知するわけでございますが、その期間が4月1日から4月30日までですと納期期間が短いために、これを5月1日から31日までと改正して、該当者の皆さんの利便性を図ることを目的としております。

以上が、議案第28号、久米島町税条例の一部を改正する条例についてのご説明です。ご審議の上、議決下さいますようお願い致します。

失礼いたしました。4月1日と申しましたが11日の誤りです。訂正致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、久米島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第28号、久米島町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、報告第1号、専決処分の承認について（海洋深層水地区道路用地取得）

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第1号、専決処分の承認について（海洋深層水地区道路用地取得）の件をご説明申し上げます。

専決処分に付した理由でございますが、平成14年度において美崎地区造成費の負担金は、通常の定期償還として財産管理費より一般財源とする予定でありましたが、造成地区内の道路整備を目的に海洋深層水地区道路用地購入費単独事業として計上してありました。この埋立の定期償還分を用地購入費で充てることができないか、県町村土地開発公社と協議を行った結果、定期償還額を下回らなければ問題がない旨の回答を受けております。県町村土地開発公社と用地購入に係る契約を締結しようとしたところ、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に、契約金、用地購入面積共に触れるため、今議会で可決後に契約を締結する予定で事務を進めておりましたが、町村土地開発公社への転記償還の支払日が2月25日であったために、今議会の提案ができず専決処分により契約を締結しております。

なお、通常償還であれば全額一般財源でしたが、過疎債での償還となっておりますので、全て起債対応となっております。定期償還額は本補正予算で減額しております。また、今度借り入れた過疎債の元利償還金につきましては、今年度の交付税の基準財政額へ70%参入されることになっております。

事業の場所は専決処分書に掲げてあります。物件の所在地が久米島町字真謝サータ原48番地4ほか2筆でございます。取得面積が6,761.01㎡。取得価格が85,188,726円であります。契約の相手方でございますが、主たる事務所、那覇市旭町116番地の30。従たる事務所、久米島町字比嘉2870番地、沖縄県町村土地開発公社理事 高里久三であります。

以上が、報告第1号、専決処分の承認についてのご説明であります。ご審議の上、ご承認下さいますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで報告を終わります。

これから質疑を行います。

○ 22番 仲原健さん

ちょっとよくわからないんですが、契約の相手方、主たる事務所が那覇市になって、従たる事務所がこっち、そして主たる事務所と従たる事務所の土地開発公社の理事は久米島町長高里久三が提案して、この主たる公社と契約するということですか。はっきりわかりませんので、具体的に説明をお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ここでいいます従たる事務所、これは沖縄県町村土地開発公社の主査は町長が行っておりますので、その関係上、ここでいいます沖縄県町村土地開発公社理事、高里久三となっております。

○ 24番 山城宗太郎さん

このサータ原の486番地4は土地改良区になるんですか、それとも埋立地になるのか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

この区域は全部埋立地の中の路線でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 13番 山城和満さん

先程説明の中で、2月に支払いがあるからということで専決処分したということですが、8千500万円という金額を議会で審議に付すべき事項を時間がないというか、いとまがないために専決処分したということは、その前に、先の議会ででもこういうのは審議できたと思います。この道路をつくろうという計画は今で始まった話ではなくて、これを専決処分にしなければいけないという時間的に議会にかけ時間がなかったというふうにもどうしても理解できないんですが、説明をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

ただいまの質問にお答えします。この用地は、公社用地に現在なっているんですけども、事業を進めるにあたって、所管が建設課がやっているんですけども、町有地という考え方で購入の手続きは要らないということで、用地購入というものは予算もとっておりませんでした。それで、公社用地ですので、どうしても町有地に変更しないといけないということで、これまでは償還というかたちで公社に支払いしているんですけども、これを購入することによって、事業がらみと、事業費に乗っけることによって起債も対応できるということがありまして、今その事業を執行する中で建設課がその土地についての権利を町のものというふうな感覚で取得の分についての予算計上をしていなかったために、先の議会には上程することができなかつたんですけど、予算を調整する中では、これは用地購入をして事業執行しないと、町の財政負担が大きくなるということもありまして、3月補正には間に合わなかつたということでもあります。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時43分 休憩)

再開します。

(午後 3時45分 再開)

○ 13番 山城和満さん

ただいま休憩中に説明がありましたように、こういう時間的な理由、また町民の利益のために専決処分されたということは十分理解できますが、今後できるだけ専決処分は少なくしていただけるように。そして、事業については正確性、そういうものをきちんともった上で、係の皆さんと一緒に話し合いながら進めていけますようお願いして終わります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

報告第1号の承認についてを採決します。

報告第1号については、報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、報告第1号は承認されました。

○ 議長 高良ノブ

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 3時46分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号11番） 我謝政市

署名議員（議席番号12番） 糸数誠三

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

3 日 目

3 月 1 7 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第3号

招集年月日	平成15年3月17日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月17日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	散会	3月17日 午後5時00分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	13番	山城 和満	14番	宮田 勇
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	山城英明
収入役	松元徹	住民課長	大城行男
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	山里昌輝
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	神里勇
企画財政課長	山城保雄	水道課長	吉元幸信
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号]

平成15年3月17日(月)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名	備 考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		一般質問	

平成15年第2回久米島町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者	質問事項	頁
糸数誠三	1. 町営住宅の管理について	P 134
	2. 野鳥カラスの駆除について	
	3. 枯松の処理について	
	4. 町道の改良工事について	
宮田 勇	1. 生産農業野菜・花卉の輸送費の一部助成について	P 138
	2. 人材育成と学力向上について	
	3. 史跡の発掘と観光振興について	
田里市郎	1. 農業振興について	P 145
山川正員	1. 鳥島清水線の歩道の整備について	P 146
	2. 違反行為について	
	3. 道路整備について	
上里総功	1. バーデハウス久米島（仮称）について	P 150
	2. 下水道整備計画について	
山里昌伸	1. マングローブの植付について	P 154
平田 勉	1. 海洋深層水の利活用について	P 155
	2. 社会福祉の充実について	
	3. 学校教育の振興	
	4. 行財政改革について	
吉永安扶	1. 堆肥センター建設について	P 168
	2. さとうきび畑の調査について	
仲地宗市	1. 白瀬川散策路及び駐車場の補修整備について	P 171

翁長英夫	1. ゴミ処理対策について	P 173
	2. 赤土対策について	
仲村昌慧	1. 旧西銘保育所の跡利用について	P 176
崎村 稔	1. 職員の送迎禁止について	P 178
	2. 結婚相談所について	
	3. 観光振興について	
真栄平勝政	1. 久米島町有償バスの路線変更について	P 181
	2. 謝名堂河川口を浚渫整備する計画はないか	
山城和満	1. 農業の振興について	P 183
山城宗太郎	1. 道路整備について	P 185
上江洲盛元	1. 農地及びそれと関連する赤土流出防止対策について	P 192
	2. 町役場の公用車について	
	3. 町役場の人事行政について	
	4. 教職員人事について	
	5. 阿嘉のヒゲ水上の県道の件について	
	6. 福祉施設について	
	7. 町財政について	
島袋完英	1. 15年度の主要施策について	P 200
仲原 健	1. タタミ石へ降りる階段の改修を	P 206
	2. 農道宇根7号線の整備を	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規程によって、13番山城和満さん、14番宮田勇さんの二人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、これから一般質問を行います。

一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規程によって、それぞれ30分以内とします。

一括質問、一括答弁後各項目ごとに2回まで行います。

順次発言を許します。

○ 12番 糸数誠三さん

12番、糸数でございます。4点だけ質問します。

1番目に、町営住宅の管理について。2月、町からのチラシに補充入居者の募集がありました。「現在、空き家はありません」とのことです。

2番目に、野鳥カラスの駆除について。去年は、猟銃師が来て駆除した後しばらく少なくなっていたが、最近また多くなっているが、カラスを駆除することを予定に入れてありますか。

3番目に、枯れ松の処理について。平成13年度の仲里村議会一般質問での答弁で、「すぐ処理します」とのことでしたが、未だに処理されていないが、除去する気があるか伺います。

4点目に、町道の改良工事について。県道242号線、上阿嘉から久米島斎場までの間、産業道路としての車の交通量の多いところですが、拡張する予定があるか伺います。

○ 町長 高里久三さん

12番糸数議員のご質問にお答え致します。

町営住宅の管理について。町営住宅の空き室は、美崎団地C棟102号室が空き室でありましたが、この102号室は町発注の海洋深層水線改築工事（町道真謝7号線）の用地買収で家の立ち退きをする真謝335番地の新垣栄昌氏が仮住まいの住宅の確保ができないため町営住宅で対応することに致しました。新垣氏が移転準備に時間を要したため、平成15年2月までは、空き室となり平成15年3月1日に町営住宅入居許可をし、現在入居しております。

2点目の野鳥・カラスの駆除について。今年も引き続き有害鳥獣であるカラスの駆除は、実施する予定であります。

3点目の枯れ松の処理については、平成13年度は予算の範囲内で、特に県道やその他の道路に面し、危険を伴うおそれのある枯れ松から処理しております。予算の問題もありませんが、毎年のように枯れ松撤去を実施しており、平成15年度も引き続き実施致します。

町道の改良工事について。当該路線は、上阿嘉から久米島斎場及び最終処分場の横を通り久米島病院までの道路拡張計画で新規事業採択に向けて、平成14年度に概略設計を発注しておりますので、今後実施に向けて国、県へ要請をしたいと考えております。

○ 12番 糸数誠三さん

1件ずつやっていきたいと思っております。町営住宅の管理運営につきましては、先程町長から説明のありましたことにつきまして、空き家がないということのチラシがありましたので、私、さっそく調べてみたんです。したら、もう長らくなると、その部屋は空いてから。そういうことで、強いて、いつこの道路が通っていくか、海洋深層水関連の、それはもうすぐできるということですか。質問します。

○ 建設課長 仲村昌保さん

町営住宅の空き家についてご説明します。真謝7号線につきましては、平成14年度に用地買収し、15年度で事業着工に向けて、今、進めているところでございますが、この空き家につきましては、その立ち退きの方が「ぜひ自分の部落内でやってほしい」という要望等もありまして、その方は、字の責任ももっている関係上、例え仮住まいでも他部落には行けないというようないろいろな要望がありまして、その期間はまだありましたが、その間、誰かを入れた場合にまた空くかどうかはわかりませんので、一応立ち退きの予定で、その部屋は空けてありましたが、先程も説明があったとおり、3月1日から今現在仮住まいで、新しい建築に向けて取り組んで準備しているところでございます。

○ 12番 糸数誠三さん

先程町長が説明のありました新垣栄昌さんといいますと、屋号は。名前だけ聞いてははっきりわからないんですよ。

○ 町長 高里久三さん

屋号はカニクジョウグチです。

○ 12番 糸数誠三さん

向こうの住宅とは関係ないんじゃないですか。向こうはずっと西側に住宅があつて、屋敷は切れると思いますが、関係ありますか。

○ 町長 高里久三さん

宅地を3つに削られる条件として、建物を全部補償するということが全面撤去です。家も。そういうことで、住む住宅がないということで、先程課長が言ったように、さっそくに移るべきだけれども、この手続が遅れて、3月になったということでもあります。

○ 12番 糸数誠三さん

町長の答弁によりまして、そういうことで一切撤去ということで承諾されたということですので、その件につきましては以上でございます。

2点目、野鳥・カラスの駆除についてでございますが、前年は猟銃師が本島から2回来まして、相当撲滅しましたが、最近また、非常に多くなっているんですよ。特に話を聞きますと、平成14年度は、個人に委託させてやっているようでございますが、具志川の方にやらせたために仲里ではあまりその恩典を受けてないんです。そういうことで、今年ではきたら本島から4名くらいの猟銃師を入れて、一斉駆除させたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 農林水産課長 平良進さん

ご指摘のとおり、13年度は、県の南部の猟銃組合の方々をお願い致しまして、8名の方々が見えまして、2日間で一斉駆除をしました。特に15年度につきましては、当初、久米島内には猟銃資格者がいないということで前年と同じかたちで委託しようかと考えていましたら、久米島に猟銃資格者をもっている方がいらっしゃいまして、これは、狩猟期間が外れる場合は11月15日から2月15日の3カ月間の狩猟期間の解禁日があります。その間に一人でもくまなく対応して貰えれば効果が出るかなという判断の下で、14年度は個人委託をしました。

そして、実績を確認しますと、約230羽～250羽の事業効果は出ているということで、特に仲里が多くなっているということにつきましては、「これだけのカラスの数が多くて、駆除と繁殖と合わないような状況になっている」というお話も専門家の方からは聞いております。

15年度につきましては、再度皆さんの意見を聞きながら、JAさんともその被害対策を講じながら、引き続き駆除対策をどうするかは、今後協議して決めていきたいと考えております。

○ 町長 高里久三さん

先程の糸数議員の質問にちょっと説明不足でありますので、補足説明を致します。母屋はかかりません。ですけれども、「この際、思い切って全面改築するということで、母屋を潰すので家がない。その条件ならば、道路工事に協力します。」ということでしたので、こういう措置をやりました。

○ 12番 糸数誠三さん

ただいまの町長の答弁に対しましてですが、強いてかからないのまで。

○ 議長 高良ノブ

ちょっと待ってください。あれはもう終わっていますから、2件目のカラスの件について質問して下さい。

○ 12番 糸数誠三さん

このカラスの件につきまして、予算措置はやられていますか。15年度。

○ 農林水産課長 平良進さん

15年度も引き続き45万円の予算措置をしてあります。

○ 12番 糸数誠三さん

できるだけ早めに、このカラスの一斉駆除をお願いして、その件につきましては終わります。

枯れ松の処理についてですが、これは平成13年の一般質問にも出しましたが、未だ、特に上阿嘉から比屋定バンタまで、とても見苦しい傾向にあるんですよ。青い海、緑の島と唱えながら、こんなに枯れ松があつては観光団の目に非常に悪い印象を与えるというふうに思っていますが、この15年度の場合には、一応、予算措置も80万円やられています、この80万円で、できたら全面撤去の予定がありますか。

○ 農林水産課長 平良進さん

農林水産課といたしましては、この枯れ松撤去につきましては、特に町有地、それから個人有地で保安林指定されている山林の部分について、危険を伴う道路等に面した枯れ松については、優先的に今までもやってきました。また、これからも、順次、枯れ松が出てくる可能性があります。そのために、危険を伴う箇所を優先しながら、そういった箇所が終わり次第、山林、あるいは保安林の中に枯れ松が目立つところにつきましては、予算の範囲内で対応していきたいと。

この件につきましては、先日も農林水産課の課内会議をいたしまして、予算が伴わなければ今年、あるいは、年度初めには職員でもやろうということで、職員の了解も得ております。今後、こういった県道から目立つ部分につきましては、とりあえず全体的に撤去する方向で検討していきたいと考えております。

○ 12番 糸数誠三さん

そのように努力して、できるだけ、皆さんは向こうを通っても非常に感じる事だと思います。そういうことで、この緑の島という名を汚さないよう努力して下さい。この件につきましては終わります。

町道の改良工事についてでございますが、先程、町長が答弁のありました、上阿嘉242号線県道から斎場まで、また、最終処分場までは、計画には入っているということですが、いつ頃着工の予定ですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問についてお答え致します。この路線は、上阿嘉から久米島斎場及び最終処分場の横を通りまして、嘉手苧農道を通り、久米島病院線までつなぐという予定で、平成14年度において基本設計を策定中でございます。これが完了しますと、国、県へ新規採択の要望としまして、採択できるか、できないかはまだ未定ですので、着工の時期につきましても、今の段階では、いつということとは言えない状況でございます。

○ 12番 糸数誠三さん

計画ということですが、計画は、実際にできるような計画でやらなければ、ただ計画を立てて、いつになるかわからないということではあまりよくありませんので、計画をしたらそれなりに努力して、1日も早くその道路が開通するように希望申し上げて終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで、糸数誠三さんの一般質問を終わります。

次、14番、宮田勇さん。

○ 14番 宮田勇さん

宮田です。3点ほどお聞きします。

まず1点目に、生産農業野菜・花卉の輸送費、久米島・那覇間の一部補助についてであります。久米島は、離島というハンディがあり大都市から遠隔地にあるため、輸送費が沖縄本島の他の産地よりも高い状況にあります。近年、農産物の価格の低迷、生産コストの高騰、輸送コストの高い中、これらの農産物の振興を図るうえで大きなネックになっておりますが、幸いにして去年両村が合併し、町長の公約の政策の一環である農業振興のご高配により野菜農家や花卉農家の生産量の振興を図るうえから、久米島から那覇間のフェリー運賃の一部助成が実施されることを高く評価致します。がしかし、その内容は、町が10%という低い補助率なので生産者としては、25%の助成を希望しております。生産意欲を高め、今後の生産性を上げる意味からしても、きちっとした助成をして欲しいと思えます。町長の見解を伺います。

2点目、人材育成と学力向上について。教育長におかれましては、学校現場より赴任されまして、まだ1年足らずの中、教育行政に日夜ご尽力されておりますことに対し感謝申し上げます。

さて、一昔前まで久米島は、教育の島と全県下で最も有名でありました。その中で優秀な人材、大先生方も誕生し、県レベルではなく、全国の中でも有名な我が久米島が生んだ仲原善忠先生が誕生しております。また、これは我々久米島島民として誇りとするところであり、先生の胸像が仲里庁舎の前に建てられております。

しかし、近年、久米島町の町民の子供たちの学力が低迷し、大学への進学が大変減少しております。将来、未来への人材づくりに不安の一途に思います。現在、学校現場に島出身の教職員の先生方が年々少なくなっていく状況であります。大変深刻な問題で、教育行政も真剣に取り組まなければならない現実であります。

小中学校の達成度テストも年々向上しているとは聞きますが、昨年度の結果はどうだったでありますでしょうか。県レベル、あるいは那覇地区、小中学校の基礎学力は最も大事ではありますが、要は、高校教育が将来を二分する大事な過程であります。高校へ進学するまでは、成績も良かったそうでありますが、上級に進学するにつれて学力が低下していくようであると学校現場の先生方も言っております。久米島高校は県立ではありますが、離島

というハンディーがあって、他校との交流学習・研究会等もいろいろあるようではありますが、その負担を強いられているようでもあります。

今後、小中学校でなく、高等学校教育も重視し、今、何を求められているか探求し、行政の立場から支援をしていくべきであると思う。幸いに教育長は、元学校長というベテラン学校経営者でもありましたので、その力量を期待しております。人材育成の原点は学力、教養の向上であります。幸いにして、今年度の施政方針に町長は挙げられております。教育問題を、これからの久米島の教育、学力向上を目指す上で、校外学習の場、塾の誘致等も必要であると思うが、町長、教育長それぞれの見解をお伺いします。

3点目に、史跡の発掘と観光振興についてであります。

①字宇根の天然記念物に指定されている「大ソテツ」喜久村家においては、指定文化財であるソテツの観光客はもちろんのことでありますが、当家屋敷内に戦時中の防空壕が当時の姿で残っております。最近、観光客も見学するようになり、また、学校現場から生徒の学習でも見学されているようでもあります。調査をして整備する必要があると思います。当局の見解を伺います。

②「観光案内板の整備が不十分でわかりにくい」と観光客より多々声があります。早急に整備してもらいたいと思います。

③クジラのウオッチングは、全国的に座間味の方が有名になりました。久米島においてもそのウオッチングを観察する名所があります。観光振興の大きなメニューと思います。その誘客に向けて早急に整備をするべきだと思いますが、当局の見解を伺います。

○ 町長 高里久三さん

14番、宮田議員のご質問にお答えします。生産農業、野菜、花卉の輸送費の一部助成について。農産物の振興を図る上からも採算コストや輸送費の問題等もあり、特に野菜については、久米商船との協議の中で10%の輸送費の軽減が平成15年2月1日から実施されております。また、平成15年度から町独自の輸送費助成も25%予定しております。計35%の輸送費軽減が野菜生産農家に対してなされます。花卉の輸送費についても同じく、町の25%の補助を予定しております。

3点目の中の史跡の発掘と観光振興について、観光案内版の整備が不十分である、これについて。観光振興を唱える本町にとっては、観光客に優しい観光インフラ整備がまだまだ不十分だと実直に感じております。その対策として、現在、観光リゾート局に対し観光案内板設置に関する補助金の要望を致しているところであります。

3点目の久米島クジラウオッチングについて。現在、リゾートホテルを含め数カ所のダイビングショップ等がホエールウオッチングにトライをしており、お客さんからなかなか好評を博しております。そのメンバーについては、ウオッチングをする際の最低限ルールを設定し実施しております。まだまだ不備な面が多くあります。今後において、このホエールウオッチングを久米島観光の一つの目玉となれるよう、観光協会を中心に条件整備に

取り組んで参ります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

14番、宮田勇議員の人材育成と学力向上についてのご質問にお答え致します。久米島高校の国公立大学への合格者の推移からみても、ご指摘のとおり、真剣に取り組まなければならないと考えております。

大学進学者数が現に減少していることは、将来の優秀な人材育成の観点からも不安はぬぐえません。とりわけ島の教育に携わる本町出身の人材確保にも困難をきたしている現状です。小中高校各段階に応じた実効性のある学力向上対策に島ぐるみで取り組まなければならないと考えております。

県教育委員会は、平成14年度から新学力向上対策「夢・にぬふぁ星プラン」を実施しておりますが、町教育委員会もこれにも呼応し、久米島学力向上計画を策定し、各学校段階のきめ細かな取り組みを行っているところでございます。また、久米島の教育は、一つであるという認識に立って、中高一貫教育に久米島高校と一体となって取り組むと共に、高等学校の進路学習強化策B I Aプランへの支援をお願いしているところでございます。ご質問の中で達成度テストについてもございましたが、今、手元に資料を持っておりませんので、後ほど資料を提供していきたいと思っております。ご了承願いたいと思っております。

2点目の、史跡の発掘と観光振興についてお答え致します。平成14年8月から沖縄県埋蔵文化財センターと当教育委員会で久米島に現在残っている戦争史跡(喜久村家防空壕等)を文化財としての保存活用を測ることにより歴史学習や平和教育及び観光などで活用できるかなどの基礎調査を行っているところでございます。

調査結果、県指定文化財としての価値の有無等をふまえて、喜久村家と調整の上、基礎資料等を作成し、整備に向けて検討したいと思っております。

○ 14番 宮田勇さん

農業の運賃の補助助成でありましたが、先に陳情に行った時に町が10%、フェリーが10%という回答をいただいていたので、生産者も大変不安がっておりました。今回、フェリーが10%補助するということは、久米島フェリーの船自体が耐用年数を過ぎて、その返還がなくなったので、その分浮いたので黒字という結果になっているようであります。がしかし、また、代船を購入した場合にはそれなりの出費もあるので、継続して久米島フェリーが10%を持つ約束はできないということでもあります。そういった意味合いからして、やっぱり町としても25%はきちんと助成して生産者の意欲を高め、今後の生産者育成からしても助成すべきではないかなと、こう思っております。そういった素晴らしい回答を聞いて、花卉も野菜も25%ということで、生産者もこれから生産意欲が出てくるのではないかなと、良い回答をいただいて満足しております。

ちなみに実績を言いますと、平成11年度から生産量が年々減ってきています。平成11年度インゲン、ゴーヤー、サトイモ、その他含めて519トンでありましたのが平成14年度426

トンでありました。そして15年度の目標は、生産見込みは563トンとだいぶ見積もっております。そういった意味で563トンといいますと、1 kg105円の運賃でありますので、591万1千500円になるそうであります。その25%を町から負担される、そしてフェリーからされるということは、生産者にとっては大変明るい見通しだと思います。そういったことで、ぜひその助成金は、生産農家が安定するまでそのように助成してほしいと、このように理解をして、この質問は終わりたいと思います。

それから、達成度テストの数字はまだわからないんですけど、高等学校もあるそうありますので、できればそのへんも教えてほしいと思います。学力向上を目指す意味で、校外学習の場合、塾等の誘致等は考えていませんかということもありましたが、その回答もいただいておりますが、そのへんは、どのように思いますかということ。

小学校、中学校までは、やっぱりPTA活動で子どもたちの成績もだんだん良くなってきているというのだが、高校に行くにつれて、1年までは大変いいそうですね。2年、3年と進級していくうちに成績が下がってくるそうです。そのへん、学校現場の先生方に聞いたら、何か意欲が落ちてきていると。そのへんの原因は、どのへんにあるかいろいろいんですけども、「進学しても就職の場が見あたらない」という回答も先生方から聞かれますが、進学しても就職の場がないということは、やっぱり進学して、それだけの教養をしっかりとみっちり勉強しないから就職の場がないのであって、しっかり勉強して、優秀な成績を収めれば、就職もそれなりに、大学にも進学し、また、学校現場の教職員としても入れるし、ただ、勉強する意欲が落ちてきて、原因は、こうであるとの回答では学校現場もよくないと思います。そのへんはいろいろな方策をしてやるべきだと思うが、答弁に、高等学校の「B I Aプラン」とか、「夢・にぬふぁ星プラン」とかいろいろありますが、そのへんの内容をもうちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

先程のご質問の中で、塾とかの設置等に対して答えてございませんが、地域懇談会でも地域の声として出ている内容でございます。町営塾設置が可能かどうか、いろいろ模索しているところでございますが、町内にも公文式学習塾や英語塾、それから進学を目指した塾等いろいろございますので、そういう既設の塾などの経営等も考慮しながら、今後どうあるべきか検討を進めてまいりたいと思います。

学年進行と共に成績低下するというご指摘がございましたが、やはりそこは、将来の方向付けがきちんとできてないところにあるかと思います。「夢・にぬふぁ星プラン」の夢も、まさしく将来夢を持てば長い航海をする際にも、その方向を見つけ出すことができるんだと。ですから町内の子どもたちに、いかに夢を持たせるか、そういうことが、今後、学年進行と同時に成績が向上していくという状況を作る条件かと思います。

あと、「夢・にぬふぁ星プラン」の具体的な内容や「B I Aプラン」については、課長から答弁させたいと思います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

今の「夢・にぬふぁ星プラン」についてお答えします。「夢・にぬふぁ星プラン」は、14年度から学校週5日制の下で学校教育のみならず家庭教育や社会教育に課された大きな課題だということで県でも位置づけております。それについては、基礎学力の定着や数学力の定着の中でも3項目をあげて、基礎的、基本的な事項とコミュニケーションの能力、コンピューター操作活動の活用ということで、また、生活リズムにおいては、子供たちが今さき教育長からご説明がありましたように、夢や希望を育成する目的でもっているいろいろと家庭や地域でも生活のリズムを確立させるためにやっております。

また、学ぶことに対しては、根気強さをもたせるために健康と体力が必要ですので、こういったのを基本的な方針として位置づけております。基本方針につきましては、県の教育委員会のやるべき項目、市町村が担うべき項目、または学校が担う役割等を分担をして、「夢・にぬふぁ星プラン」を作成して、新しい学力向上推進計画が、県は県、那覇教育事務所は那覇教育事務所、市町村教育委員会は市町村教育委員会、学校は学校の立場で新しいプランを作成して14年度から発足しております。

また、「B I Aプラン」については、これは15年度から高等学校が普通科の定員の40名を、「基礎クラス」、「普通クラス」、「発展クラス」ということで、3クラス編成しています。1年生が40名一クラスですので、今年進級する3年生が40名いますので、この生徒を3クラスに分けて、習熟度別に学力を付けるためにやるということで、今、高等学校の方も努力していますが、その内容といたしましては、早朝講座とか居残り学習ということで講座を持っております。それと各種講座ですね。放課後とか長期休暇、小論文の指導とか英語検定や漢字検定等もその中でやっています。又、全国的な模試がありますので、それらについても支援していきたいということをやっています。

就職活動においては、県内はもちろんですが、県外の合同選考会にも何名か参加させて、体験させていきたいと思っております。

それと、体験学習については、今、30名ほど向陽高校の生徒と一緒に体験学習できるように要請して、その計画のもとで15年度から実施しようということで、高等学校とも、ほぼ調整がついている状況です。

○ 14番 宮田勇さん

教育委員会の素晴らしい内容の計画、それが実施されれば、それなりに子供たちの学力向上にも続くものだろうと高く評価しますが、やっぱり今は予定ですので、しっかりと実施計画に移してやってもらいたいと思います。

塾の問題ですけど、今、何カ所かあるとおっしゃっていましたが、塾に通う子供たちもいないようであるのだが、どうして勉強する意欲がなくなっているか。それとまた、経済的なものがあって行けないのか。もし、そのようなことでありましたら、町の財政も苦しいと思いますが、それなりの支援もやったらどうかなという私の考えであります、そ

のへんはどうお考えですか。

それから、高等学校の学校現場、私は何度も進路指導の係の先生とよく電話で何回もお話しているのだが、逃げ回ってきちんと教えないところはとても私不満ですね。「今度の進学進路状況はどうなっているか、進学状況は」と聞いているけど、それでも絶対に教えないですよ。高等学校も達成度テストは県のレベルでどの位いつているかという「それは教えられません」と言うのだが、何で、「それは教えられません」ということ自体、僕はおかしいと思いますけど、もちろん向こうは、県立であるから町の教育委員会からどういう立場で、そういったのは聞かれるかわからないけど、そのへんは、僕は、きちんとしてもらいたいなど。やっぱり、島の教育を考える意味で関心を持って、尋ねてているんですから、やっぱり教育委員会も教育長も、高校の学校現場とよく調整をして、意見交換会を今後しっかり、きちんとしてもらいたいと思っております。教育委員会については終わりますけど、答弁は求めます。

それから、史跡の発掘と観光振興について。宇根の大ソテツ（喜久村家）、喜久村家としては、今、戦時中の防空壕が、そのままの姿で残っております。そして学校の子供たちも教育学習で、よく訪れているようではありますが、喜久村家にとっては、「あのへんを整備しないと、足元が悪いので怪我でもされたらうちの責任もあるのだが、そのへんは整備してもらいたい」という要望もありますので、そのへんきちんと当家とよく話し合いをもってやってもらいたいと希望します。

それから、観光案内板の整備不十分の点は、県道沿いにはあります。しかし、県道から奥へ入って行ったら道が二手、三手に分かれて、その別れ場所にもないので、あっち行って戻ったり、こっち行って戻ったりという、特に上江洲家なんか探しにくいそうですね。県道沿いにあるのだが、貸し切りの観光タクシーとか、バスなら、それはちゃんと運んでくれるのだが、自転車とか歩いて観光探索する人もおりますので、わかりにくいと。せっかく歩いて行って、ここではなかったと戻ってきて、途中の分かれ道の所にも案内板を設置してほしいという要望があります。そういうことでありますので、そのへんの整備も十分してほしいと思います。

クジラは、慶良間、座間味のものによく言われていますが、久米島も、そのウオッチングで今、有名であります。久米島を訪れる観光客が、よくクジラを見て、何で久米島もクジラのウオッチングができるのに、重点的に実施しないだろうと。商工観光課もそのへんに重点を置いて、観光的なメニューづくりをして、今後の観光振興にしてもらいたいと思いますが、町長からもいい答弁もありましたが、商工観光課長として、今、どのような計画があるか聞かせて下さい。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

教育委員会にありました勉強しなくなっているということ、あるいは達成度テスト、久米島高校からの進学の状況とか、それについてお話しさせていただきたいと思います。

勉強しなくなっているということは、やはり物が豊かになってきたということ、これも大きな根底にあるものかと思いますが、従来の久米島の家庭の教育力や地域の教育力、そのことが私は大きいのではないかと考えております。

学校は、営々と組織的、計画的に教育は推進されておりますが、やはり家庭の教育力、地域の教育力、特に地域の教育力は、以前は各地域にいたリーダーの皆さんが、各地域にあって子供たちの学問への意欲といいますか、その啓発を行ってございましたが、ご指摘のとおり人材が減っていくということは、そういう各地域の人材も減っていくわけですから、今後こういうことは、連鎖的に影響してくる。ですから、今こそ家庭の教育力、地域の教育力を高める方策を展開していかなければいけないと考えております。

それから、達成度テストにつきましては、中学校の達成度テスト、小中の達成度テストは他と比較可能なものですが、高等学校は、当初、達成度テストは、他の学校と比較できるような資料を提供してございましたが、途中から他の学校と比較できない個人の達成度、学校の達成度、「この学校は、この問題に対して8割くらいの達成度がありますよ」というようなことで、学校の達成度と個人の達成度だけになっていて、教育の専門家以外から見ると、なかなかわかりづらい感じがございます。

それから、久米島高校からの進学者につきましては、今年、宮平純也君という生徒が現役で、推薦で琉球大学に合格しておりますし、宇栄原総一郎君が浪人をして、これは一般受験で合格しております。先日の卒業式で進学状況などのデータをいただきましたが、沖国大や、従来行っておりました徳島文理大とかそういう県外の私立へも相当人数進んでおります。しかしながら、一頃に比べては、数は少ないという現状でございます。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

宇根の喜久村家の屋敷内にあります戦時中の防空壕であります。議員が、この一般質問で取り上げて初めて私も行ってまいりました。大変貴重な遺跡でありまして、現在、沖縄県の埋蔵文化財センターの職員二人が実測しております。これを3月には、その報告書ができるかということをお願いしております。

その職員にも聞きましたら、「現存する史跡としては大変貴重なものであり、歴史学、平和教育に大変生かしてくれるのではないか」というふうに聞いております。それで、家主の方にも聞きましたが、「親子で約2カ月くらいかかって掘った」ということを聞いております。議員がこの指摘をされますこの壕に登るところの下の方も、家主の方が、まだ簡易的には作っているようではありますが、やはり安全面から、もう少し整備を必要としますので、そこらへんあたりを、予算を見ながら対応していきたいと思っております。

○ 商工観光課長 盛本實さん

観光案内板の件ですけれども、確かに県道を外れると不備な箇所が結構多く見受けられます。それを総合的に検証しながら、徐々に整備できるところからやっていきたいというふうに考えております。

それからウオッチングの件ですけれども、今年から久米島も5業者ほどでウオッチングを開始をしております。一部においては、エージェントが商品を組んで、2週間程度やった経緯もございます。結構お客さんからは好評だったということ聞いております。

それを受けて、その業者と観光協会も含めて、何度かルールづくりの話し合いをやったんですけれども、その業者間の中で、なかなか話がまとまらないというところがありまして、ルールづくりはまだしっかりしたものはできておりません。

座間味は、数年前からやっております、確かにそのへんに関しては、きちっとやっているところはあるわけです。ところが久米島というのは、今年くらいから始まっています、ある程度ルールを作って、クジラに対して優しさをもってやらないと、今のところは、ある業者によっては、どんどん近付いていって、ぎりぎりまで近づき、クジラが怯えているとか、いろいろなものがあるわけです。まず、久米島でホエールウオッチングをやるのであれば、そのへんのきちんとしたルール、そして、みんなが守ってもらうものを作っていかないと、座間味に行っているクジラというのは、当然、久米島を通っているわけですから、久米島で変なことをしでかすと、これは、大々的に久米島のイメージが悪くなるので、まず久米島は、座間味に対しての責任を負わないといけないというところ等もありますので、今後は、久米島でウオッチングを目指していくのであれば、やはり久米島で、座間味以上に気を遣ってやらなければいけないのではないかとこのように考えております。

○ 議長 高良ノブ

これで14番、宮田勇さんの質問を終わります。

次、3番、田里市郎さん。

○ 3番 田里市郎さん

おはようございます。1点だけお伺いします。

農業振興について。町長の施政方針の農業振興の中で、さとうきびのことをいろいろ項目で申し述べられておりますが、私は、除草にも力を入れてほしいと思いますが、そのことについてどうお考えかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

3番田里議員のご質問にお答えします。農業振興について。さとうきびについては、現在、野鼠の農薬、ガイダー防除の農薬等の助成を実施しておりますが、除草剤助成については、以前、久米島さとうきび振興協議会でも取り上げて協議しましたが、環境等の問題もあり、除草剤助成については、好ましくないのではないかとこの意見もあり、保留にした経緯がありますが、関係団体組織等の意見も参考にしながら、今後の検討事項として対処していきたいと考えております。

○ 3番 田里市郎さん

今、農家が使用している農薬はカーメックスとセンコールを主に使用しておりますが、センコールは、カーメックスで枯らすことのできない草まで枯らすことができる効果があ

りますが、カーメックスが100 g 680円に対し、センコールが250 g で3,084円もします。農家の話を聞きますと、「センコールを使いたいけど値段が高くて使えない」ということを言っておられますが、これらについていくらかの助成はできないものかどうかお伺いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

おっしゃるとおり、今、さとうきびはセンコールとカーメックス、それから畦とか畦畔とかこういったところには、ラウンドアップも使われております。ただ問題は、他の病害虫駆除の農薬とか、あるいは、土壌混入剤の農薬と違まして、この除草剤については残留値が高いと、土壌汚染とか、あるいは地下水とか、他の生物とか、こういったものに与える影響が大きいということで、町長の答弁にありましたように、さとうきび振興協議会の中においても検討致しました。除草剤については、まだまだ助成としても難しいのではないかと。逆にいえば、基本的には農薬については、今後、随時、こういった助成は減らしていくのが、今の環境汚染問題を考えますと建前ではないかと、基本的にはそういった考えも持っておりますので、除草剤については、先程述べたとおり実情も把握しながら、また、協議を重ねながら、再度対処していきたいと考えております。

○ 3番 田里市郎さん

これまで、いろいろな所で、「きび作りは土づくりから」と、よく言われてきておりますが、今、各地域のほ場を見てみますと、せっかく入れた肥料が雑草に食われて、ほ場は放置している所もあります。放置しているかなと思う畑もありますが、しばらく行って見ると、ハーベスターが入っていると、こういうような状況にありますので、ぜひ除草にも力を入れてほしいと要望しまして終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで3番、田里市郎さんの一般質問を終わります。

次、10番、山川正員さん。

○ 10番 山川正員さん

山川です。3点ほど質問致します。

まず最初に、鳥島清水線歩道の清掃について。久米島の表玄関である空港と鳥島清水線の歩道は、雑草で荒れ放題で歩道の役目を果たしておりません。歩行不能です。車道も片道が馬草で覆い被され、車道の役目が所々なされていない。町長は、施政方針の中で観光の振興を掲げております。そのように施政方針の中で述べられてはおりますが、道路は造ったんだけど、その後の管理体制がなされていないのではないかと思います。こういうことが観光客にも影響があると思いますが、早めに草刈り整備する考えはないか。

2点目に、違反行為。久米島は、昔も今も緑豊かな島、サンゴのきれいな島でしたが、数十年前から土地改良事業により赤土の流出で海が汚れ、サンゴが死滅状態にある。漁民の死活問題にもなりかねない。こういう状況の中、畑等の耕新により赤土の流出、バック

フォーでの畑の側の松の木を薙ぎ倒し、地形の変更等で一般島民から通報で問題がありましたが、どのような対策をとったのかお伺いします。

3点目に、道路整備について。仲村渠部落と具志川城跡の途中で一部整備されておられません。

この3点は、どういう理由があつて未だに整備されていないのかお伺い致します。

○ 町長 高里久三さん

10番、山川議員のご質問にお答えします。鳥島清水線の歩道の整備について。当該路線は空港とサンビーチを往来する道路として町民や観光客等に利用されていますので、今後、道路の草刈りをする等維持管理をしていきたいと考えております。

2点目の違反行為について。違反行為等については、平成14年9月25日、各関係課の課長、係長で現場調査を行いました。各課が関係しており、どの課が指示を出すのかの協議がなされず、現場の原状回復の指導については未だ行われておりません。

今後、違法行為については、関係する各課と現場調査を実施し、協議を行い、関係する課との連盟で違反行為の状況を提示し、原状回復命令等の指導を実施していきたいと考えております。

道路の整備について、3点目。当該道路は、昭和62年頃に完了した道路であります。部落内で地権者の同意が得られず延長30m、面積90㎡が一部未整備箇所があり、交通に不自由をきたしております。今後、地権者と用地交渉を行い、町民や観光客等の交通安全に供したいと考えております。

道路についての2点目。当該路線は、飛行場城跡線として昭和63年度より平成10年度までに事業完了をした地区であります。空港付近で延長80m、面積720㎡について地権者の同意が得られなく開通できない状況で事業が完了となっております。今後、地権者の同意が得られた時、工事をし、町民や観光客等の交通安全に供したいと考えております。

3点目の鳥島清水線。当該道路は、鳥島清水線として昭和62年に事業採択され、事業を進めてきましたが、平成6年に県道として認定し、県で整備するという事で村の事業としては打ち切り完了になり現在に至っております。今後は、早急に整備できるよう県へ要請していきたいと考えております。

○ 10番 山川正員さん

道路整備からやりましょう。仲村渠の具志川城跡線ですね、62年に造って、相当数ありますよね、年数は。毎年毎年交渉しているのかということです。1回交渉して、ダメだからそのままうち切ってやったのか、具志川の個人の議員がやったと聞いております。個人の議員もやっていますので、当局としては毎年やらないと、粘り強くやらないといけません。これはみんな3点に、1、2、3に分かれますので、今度どういうふうにやっていくか。ただ1回やって、長らくおいて、そうではなくて粘り強く、62年と63年に造った道路なので、もう十何年かなりありますよね。十何年間も道路ができなければ、本当に

観光客に影響します。先程も申しましたが粘り強く。課長ができなければ三役でも行って、直接行ってやらないと、いつまでもこれはできないと思います。どうでしょうか。課長、答弁をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問についてお答え致します。ご指摘のとおり、過去12年、13年、14年、15年前の事業完了地区でございまして、一部地権者の同意が得られなく開通できないような状況でございまして、補助事業でございまして、事業期間内で一応完了するというところで、当時の三役も一緒に個人的に用地交渉を行ってきたところでございまして、どうしてもいろいろな事情がありまして協力できないということで、現在の通り打切完了ということで補助金まで返還してきた経緯がございまして。

それ以来、毎年やっているかということでございまして、それ以来、用地交渉は、正式にはやっていません。部落の区長さんを通じたり、議員さんを通じたりいろいろやってきてはいますが、やるとしても、その部分については町単独事業でございまして、予算の問題もありまして、今年やる、来年やるという回答もできなくてこれまでズルズルやってきましたが、今後は、いろいろと単独予算とも調整しながら、まずは、地主の同意を得て、2、3年以内にやりますというかたちでもって行って、全面開通したいと考えています。

○ 10番 山川正員さん

今、課長の答弁、打ち切りですか。打ち切りしたからということで止めないで、どんどん交渉を粘り強くやってもらいたいんです。そして、鳥島清水線の道路ですね、海岸線、途中でホテルドームもできましたよね。また、近い将来は運動場もできるし、グラウンドも。その道が大変重要なものになってくると思います。空港とずっと続いているのでね。町長の答弁では、県道ですか、県道にさせるということは、その方は粘り強く交渉してやってもらいたいんです。

次に移ります。違反行為について。これ、各課各課で、みんなやれということですが、今までもこれは何回もありますよね。小さいものから。課長できなければ町長三役を呼んで、ピシッとしたことをやらないと、今後はできないと思います。だから、この件は、どこの課というより、一つにまとめて、担当者をおいてでもいいから、立派にやらないと、はっきりと。今、本当は、小さい農家なんかだったらどんどんいいと思いますでしょう、皆さんは。これ、久米島全体において、誰々とは言わないけれども、問題がこうして出てきたら、赤土対策もやらないといけないし、そういうことで必ず結果としてやるような方法が昔はあったと思うんだけどね。そこをもっとしっかりと、先程も申しましたが、最終的には町長、三役も同席して、そこで皆さんで注意しないといけないと思いますが、どうですか。そういうことは考えていないですか。

○ 町長 高里久三さん

ご指摘のとおり、今、町としても大変その解決に苦勞しております。今後、そういうこ

とのないように、環境対策、それから巡視ということで、臨時の職員を入れてパトロールをさせております。

今後のことについては、今、こういう具合にやりますけれども、現在ある施設については、もっとしっかりとして、原因を調査して、原状回復、行政指導をやっていきたいと思っております。

○ 10番 山川正員さん

是非、これは立派にやって下さい。

次に移ります。鳥島清水線の歩道について。皆さん、そこを歩いてみましたか。町長、あの線。そこを皆さん歩いてみたらわかるんですが、歩道がぜんぜん見えないですよ、馬草で押されて。それと、道も半分はみんな馬草で被されて、本当に危険なところですよ。馬草があるから不法投棄もするんですよ、見えないから。サンリーフですか、その歩道は本当に歩けない。今日でも行ってご覧になったらよろしいですよ。これは昔、合併前から僕はそこは気付いていたんです。具志川の議会でも取り上げたと思うんですけど、未だ見ても掃除されてない。本当にこれは、観光客の入域15万人を達成するために設定されているんだが、入域者数を、こういうところを立派に整備しないと、観光客に本当に影響が出てくるんです。そこは、海岸線で最もいい所だからね、砂浜もあるし、空港からすぐ歩いて行けるし、歩道が歩道の役目をしてないというのはおかしいですよ。管理体制はどうなっているのかということで。向こうは、年に1回草を刈っていますかね。皆さん、具志川時代から見ると、ぜんぜん刈られてないと思っています。この答弁をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

再質問にお答え致します。空港からサンリーフビーチまでの間については、大変成長の早い馬草が生えておりまして、ご指摘のとおり観光団とかがビーチへの行ったり大変重要な路線でございますが、今のところ夏場に向けての年1回程度の草刈り清掃でございますが、年1回ではどうしても荒れ放題になって、今年もこれから夏場に向けてやる予定ではありますが、以後、続けて草が生えた時点で、その都度刈るような方法でもって、今後は維持管理していきたいと思っています。

○ 10番 山川正員さん

年に1回刈りていますかね、刈りている所は、まだ生えてないんですよ。みんなあんなに伸びるとは思わないけど、道の真ん中まで来ているんですよ、馬草が。これはおそらく私は、刈りてないと思うんですけど、そこは、今、課長が答弁なさいましたので、ぜひ年に2回くらいは草刈り作業をして、立派な道を保って下さい。

○ 議長 高良ノブ

これで10番、山川正員さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午前 11時13分 休憩)

再開します。

(午前 11時30分 再開)

21番、上里総功さん。

○ 21番 上里総功さん

21番、上里です。私の方から2点ほど質問したいと思います。

バーデハウス久米島（仮称）について。平成15年度より町民の健康増進や観光客の誘致の面から、海洋深層水温浴施設「バーデハウス久米島（仮称）」が平成16年度オープンを目指して計画され、予算が計上されております。そこで、平成13年度11月20日議員に対しての説明資料によりますと、初年度より計上利益864万7千円の黒字が出ておりますが、現在の経済状況情勢、全国的な健康増進施設の閉鎖、倒産、航空運賃の割高問題等を考えた場合、はたして将来的に経営が成り立つのか伺いたい。

2点目、下水道整備について。儀間、嘉手苅に二つの漁港があり、漁業に従事している関係者も多く、漁業を基幹産業としている。現在、生活雑排水や河川からの赤土流出等が直接海に流れ、沿岸の海が汚染されている。沿岸の海水保全、環境保持に長期的な視野から積極的に取り組まなければならない時期にきている。そのためには、早急に下水道整備が必要であるが、何年度を目処に計画しているのか伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

21番、上里議員のご質問にお答えします。バーデハウス久米島について。平成13年度の数値については、運営実施計画作成途中のもので、確定されたものではありません。現在、作成している事業計画においては、いろいろな営業努力によって3年ないし5年に黒字を見込む計画となっております。将来的経営については、楽観はできませんが、島民の健康増進や観光誘致などあらゆる角度からの経営努力を計画しておりますが、またこの施設は、久米島町の活性化に大きく貢献するものと思います。

2点目の下水道整備計画について。合併に伴い、今年度は、久米島町下水道基本全体計画の作成を進めています。この計画では、嘉手苅、儀間、山城地区は平成20年度の予定になっています。

○ 21番 上里総功さん

1点目のバーデハウス久米島についてであります。平成10年度の資料では、まだ策定段階ではっきりした経営状態の資料ではないということではありますが、確かに新しい資料をもらいましたら、段階的に3年から5年の間には黒字ということになっているんですが、全国的にこういう保健予防事業について、今、国会等でも非常に問題になっているわけなんです。それで、3月11日の「ニュース23」の中で、厚生労働省の外郭団体が運営をし、労働者の雇用保険で造った保養施設、要するに箱物なんです。全国で2,070カ所の経営が行き詰まり、閉鎖や倒産に追い込まれているということが言われております。それからするとバーデハウス久米島は決して、造った後も活性化とか観光誘致になるということはありません。それで活性化されているのであれば、これだけの箇所が経営困難に陥るということはありません。それで活性化されているのであれば、これだけの箇所が経営困難に陥るということはありません。そういうところを実際に把握してい

るのかどうか。そこを伺いたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

確かに、今、全国において、労働省関係とか、そして年金関係等、大規模の施設ができております。おっしゃるように、非常に過大投資で、何百億単位の投資をしていて、本当に今現在、沖縄でもああいう豪華なホテルを含めて施設があるかなというくらいの施設が全国的に今、設置をされている状況にあります。そういう面からしますと、規模的にも、その施設面での投資も多くて、今の現状としては、経営が困難ということで売りに出されているということになっています。バーデハウスの施設面については、島田懇談会事業で補助事業を活用してのものということで、より運営にかかる施設整備という点については負担が少ないということです。

運営面についても、例えば、観光客が9万人来ているということで、その積算についても、実際に観光客がどのくらい来ているのかということについては、割合で出すようになっておりますので、確かな数値については、いろいろな計数でやっていますが、準備委員会としましては、ホテルに何名宿泊をしている。民宿に何名宿泊をしているということ等の数字も合わせて、1万1千人という数値を今出しております。1万1千人の利用については、来た人が1回利用してのものということで、今、何の広告、宣伝も打たずして、久米島に来たお客さんがバーデを使うだろうという予測のもとに1万1千人。しかし今後、宣伝とか広告等、販売戦略を打っていけば、より消費も伸びていくと。

そして、今、お互い町における久米島観光施設としましては、この施設だけでお客さんを呼べるというのは少ないです。しかし、バーデについては、目的がしっかりしておりますので、そのバーデだけでもお客さんを呼べる可能性も十分あります。そういうところも含めまして、バーデだけの誘客ではなくて、今後、体験滞在等も進めながら、延べ人数にして、できたら十分努力をすれば増えていくのではないかなという予測をしております。

○ 21番 上里総功さん

今の答弁では、そういう外郭団体がやったのは過剰投資でそうなったということも確かに言えるかと思うんです。それでは、今後、久米島町のバーデハウス久米島は、島田懇談会事業でやるということで、他に比べれば別に問題ないということではありますが、沖縄タイムスが、この島田懇談会の特集を組みまして、1月3日の新聞に宜野座村の同じような施設のことも出ております。宜野座村の場合には、総事業費が24億円なんですけど、利用者数は12万人を設定していると。それと、要するに維持管理費が大体2億円かかって、健全な経営をするには、5億円くらいの収入がないと運営できないということもこれには書かれているんです。今、宜野座村の他に沖縄県では、25市町村がこういういろいろな地形を利用して施設を造っているんですが、「一番問題は、お客さんをいかに集めるか、それが課題だ」ということを言われております。造るのは簡単だと。その後の維持管理、それが課題だということ言われております。

それが先程の説明では、「久米島も何とか努力すればできるであろう」ということを言われておりますが、前から観光客の誘致に関しては15万人態勢ということをやびながら、これもまだ達成できてないと。それで、こういう箱物を造ればまた呼べるでしょうということで計画されているような気もするわけなんです。その他、全国的に、九州でもハウステンボスとか、シーガイアとかああいう大きい施設ももたない状況になってきているわけなんです。それにも係わらず、今、久米島町は、バブル全盛期の箱物を造ろうとしている。はたして本当にそれでうまくいけるのかどうか、そこが僕は心配なわけです。

そこで、もう一度この計画を見直しするという考えはないのか。といいますのは、金武町においては、ドジャースタウン構想、これも首長が変わってから変更したということも書かれているんですが、沖縄の実態においてもそういう変更をしているところもあるわけなんです。その島田懇事業の年度が2007年まででありますので、あと2カ年はあるわけなんです。その間に、金武町は何とか考えたいということで、この新聞には書かれているんですが、久米島町においても、見直しする考えはないのか、そこのところお聞きしたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今、バーデハウス久米島の建設計画といたしましては、平成9年度からはじまっております。議会においても暫定予算が挙げられております。それで、今、見直しすることはできるかということですが、実施設計も平成13年に終わりました。そして平成14年、今月の3月24日に工事の入札があります。そういうこと等もありまして、見直しできるような事業ではありません。ですから、運営面について、より努力をしていって、いろいろ町民の健康増進にも関わるような施設でありますので、そういう面も含めまして、いろいろな努力をしていきたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

補足説明します。この施設は、海洋深層水を使った特殊な施設であるということで、島田懇でも取り上げられたと思うんです。ですから、久米島の活性化のためにはどうしても事業を実施したいと思っております。黙ってそのまま置くかということでは前進はないと思うんです。これからつくる島の学校にしてもそうですけれども、まず、観光客の増加を伸ばすためには、そういう施設のインフラ整備もして、「こういう施設もできましたから、来て下さい」ということでしないと、地元のインフラ整備はしないで、いつまで経っても同じ条件でいらっしやいということでは、観光客の誘客にしても非常に厳しいのではないかなと。そういうことで、島の条件として、できるものについては多に取り入れて、そして今後、確かに経営については、非常に厳しい環境にあると思っておりますけれども、これができることによって観光客の入域が伸びると。また、島に何名かの雇用の場が確保できると。さらに関連したおみやげ品店、食堂、ホテルという相乗効果が出ますので、この施設は、絶対に必要なものだと思っております。

それから、町で計画している事業については、できるだけ経費をかけないようなシステムを作って、健全経営に努めていきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの上里議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条の但し書きによって、あと1回だけ発言を許します。

○ 21番 上里総功さん

今、町長の補足説明で、どうしても造らなければならないということではありますが、この資料の中に、事業目的のところに、「深層水を利用することによって、癒されて、医療費の軽減化が図れる」ということではありますが、これも本当に、これだけでできるのか。平成25年度までには、老人医療費が国民医療費の半分に達し、医療費でもって国が減ぶということも書かれているんですが、わが久米島町においては、バーデハウス久米島で減ばないことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

下水道整備計画について。これは町長の答弁では、平成20年度を予定しているとのことですが、これは、旧仲里村の時から整備の要望は出しましたが、その時点でも、将来、合併した後がいいのではないかなという答弁ももらっています。

そこで、今、一番気にしているのは、人口ビーチ計画があるわけなんです。儀間漁港の南側の方に。要するに、ビーチを造っても下水が垂れ流しされている状態で、はたしてそれでいいのかどうか。そういうことで、今回、この下水道の件を取り上げたわけなんです。それと併行して早めに計画できないものか、もう一度聞きたいと思います。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの上里総功議員のご質問にお答えします。先程、町長から答弁があったんですが、今年、合併に伴いまして、久米島町全体の下水道の整備計画を作成しております。そして先週、三役との協議を経まして、これからまた県への最終の申請をやっていくという段取りになっています。そして、その中で、平成15年度におきましては、先程も出ました奥武島のバーデハウス整備事業地区、そして、仲泊の阿理地区の分譲地区を計画しております。

そして16年度、17年度、18年度以降につきましては、今、全体の計画の見直しをする中で美崎地区の深層水事業の地区が既に事業が走っておりまして、そこの方を町として優先して整備した方がより良い効果も出るのではないかとということもありまして、美崎の方が儀間、嘉手苅、山城地区よりも、先になっているという状況にあります。

これは、15年度以降につきましても、まだ確定ではないんですけれども、そういった計画の中で、現在取り組んで、県とも協議をしていく、そういうところがございます。

○ 21番 上里総功さん

他の地域が優先順位で決められているということではありますが、今後、人口ビーチも予定されていることすし、もし、再度検討できれば、検討できることをお願いしまして、

質問を終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで21番、上里総功さんの一般質問を終わります。

次、25番、山里昌伸さん。

○ 25番 山里昌伸さん

3月定例会において、1点だけ質問します。

マングローブの植え付けについて。白瀬川の大港橋河口の両岸と下の干潟などへのマングローブを植え付けして、将来的には、小魚、カニ、貝、エビなどの生息できる環境を作る考えはないかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

25番、山里議員のご質問にお答えします。マングローブの植え付けについて。マングローブを植えますと河川の浄化作用としての機能は発揮できますが、反面、マングローブが成長しますと根が盛り上がり土砂等が堆積し、陸地化して洪水時における水位上昇、治水、利水上で、河川の利用の面で支障になる恐れがありますので、「植樹する場合は、河川の管理上支障とならないように」ということが義務づけられておりますので、そのへんに配慮し、植樹が可能かどうか検討してまいりたいと考えています。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいま、町長は、根上がりがおきて、土が堆積して将来的にどうなるか心配されているんですけども、現在、東村では、ツツジのエコパックとふれあいヒルギ公園があり、同村慶佐次にあるヒルギ公園では、エコツアー客が増えたということで、売店の売り上げなども増加し、全てが連動して、うまくいっているとのことで、カヌー体験、それをするツアー客もいるとのことです。そこで白瀬川も、多分何かの形で、将来、いろいろなことができると思います。また、マングローブの成長は、植え付けしてから3年目から旺盛となり、条件のよいところでは、年に1mも成長するとのことで、成長が早いことから、直ぐにでも取り組んでやる必要があると思います。先程町長も、赤土の対策にも効果があると。実際にそれはいろいろ情報もありますので、白瀬川の干潟あたりは、昔からそのままありますので、そのへんに植え付けしたらどうかと思います。植え付けする考えはないか改めてお聞きします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問にお答え致します。マングローブは、確かに浄化作用とかあると思いますが、豊見城の例を申し上げますと、長堂川と漫湖公園へ流れる国場川の地点で陸地化して上流で浸水騒ぎが発生しています。マングローブを植えてあるので浚渫もできないという現状らしいです。

そこで、旧豊見城村議会においては、過去に3回ほど植樹反対の決議もされて、大変な被害を被っているという話も聞きますので、そのへんは、慎重に県の専門家の方々とも相

談して、はたしてそこは、上流側に公園もあるし、今後の維持管理もできるのか、それほど影響なければ、今後、検討していきたいと思っています。

○ 25番 山里昌伸さん

課長がただいま、影響がなければ植えるということですね。今から30年か40年くらい前に、今の大港橋下流の方の干潟ですよ。そこにマングローブがたくさん生育して、以前の環境を取り戻すために質問しているんですけども、テレビなどで放映している西表では、マングローブの木の下には、カニとか、貝とかそういう大きなのが取れるということでありました。そのカニとか、貝等が浄化作用というか、赤土の問題も良くなっているのを知っているんですけど、今の段階では、大港橋下流の干潟に植えては、水の流れの影響は大してないんじゃないかと思います。それで、今の新しい大港橋から見た景観もいいのではないかと思います。

また、久米島は、先程から話がありますように、緑も多く、地球温暖化防止にも役立つと思います。この干潟に植えて、将来は、見晴らしのいいような形を作る方法を考えたらどうかと思いますけど、そのへんどう思いますか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。東村とか西表あたりでは、盛んにマングローブを奨励してやっていることもよく話を聞いていますが、久米島の白瀬川と東村、西表あたりの条件と、どういった違いがあるか。それと、植栽した後、また悔いを残さないか、そのへんも調査して植える、植えないは、後で検討していきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

これで25番、山里昌伸さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午後 12時00分 休憩)

再開します。 (午後 1時30分 再開)

16番、平田勉さん。

○ 16番 平田勉さん

平田です。私は、町長の所信表明を踏まえまして、4つの項目について質問をしたいと思っています。

まず最初に、海洋深層水の利活用について質問を致します。旧仲里村時代に企業誘致に向けたビジネススクール等も開催し、海洋深層水の利活用について取り組みが展開されてきています。しかし、今日現在、事業化、あるいは企業誘致については、遅々として進む気配がないという感じが致します。その原因はどこにあるのか。また、今後、実現に向けた具体的な施策があるのかどうか、お伺いを致します。

同じく、海洋深層水利活用の2点目についてです。バーデハウス久米島(仮称)について、会社設立のための予算が計上されております。合わせて開業前研修の予算も計上されております。設立しようとしている会社の具体的な内容についてご説明をお願い致します。

2点目に、社会福祉の充実について2点ほど質問を致します。日増しに強くなっている特別養護老人ホームの増床の声に、久米島町としてどう対応していくのか。町長の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

次に、久米島町の高齢者保健福祉計画は策定をされているのかお伺いをします。また、介護保険の給付サービスの確保と、これまで何度も指摘をしてきましたサービスの格差是正及びサービス基盤の整備をどう調和させていくのかお伺いを致します。

3つ目に、学校教育の振興についてお伺いを致します。12月定例議会でも質問をし、前向きな答弁をいただいたというふうに理解をしておりました。しかし、15年度予算書を拝見しますと、美崎小学校の校舎改築が、全く先が見えてこないというのが実感であります。そこで2点質問を致します。憲法で保障された、等しく教育を受ける権利をどう保障するのか。二つ目に、町長の選挙公約で蔵元の復元が提起をされております。この公約との整合性はどうかお伺いを致します。

4点目に、行財政改革について質問を致します。所信表明の中では、電子自治体構築に向けた検討委員会の提起もあります。また、組織機構の見直しについても触れられております。合併1年を経て、組織機構を具体的にどういう形で見直すのか、基本的な考え方とその具体策について説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

16番、平田議員のご質問にお答えします。海洋深層水の利活用について。現在、企業用地に沖縄県車海老漁業協同組合が、深層水による稚エビ生産施設の建設中であり、平成15年度事業開始が進められております。また、企業用地外で事業展開をしているところについても順調に推移しており、今後の事業拡大を検討しているところもあります。できる限り支援をしていきたいと考えています。企業進出の阻害要因は、離島のもつ輸送コスト高などさまざまな要因が挙げられますが、その解消に努め企業誘致を図ると共に、優位性のある水産や観光関連等の事業推進を図っていきます。

2点目バーデハウス久米島について。運営主体としましては、町民の健康増進等の公共性の確保等、公的趣旨を主体としながらも、収益性・採算性を重んずる民間的な企業体質を兼ね備えた第三セクター方式の株式会社を予定しております。運営会社は資本金7千万円で、町が25%以上出資し、平成15年6月1日設立を目標としています。

社会福祉の充実について。特別養護老人ホームの増床について。特別養護老人ホームの増床につきましては、その必要性は十分認識しておりますが、再三申し上げてまいりましたとおり、特養の増床は、現時点では大変厳しいと受け止めています。当面は国・県の指導を仰ぎながら、久仙会が計画中の痴呆老人グループホーム、ショートステイ増床の早期実現へ向け行政支援を実施してまいります。

社会福祉の充実について。高齢者保健福祉計画策定について。久米島町高齢者保健福祉計画は策定中であり、平成15年3月末には完了する予定であります。介護保健サービスの

確保、格差是正に関しては、介護広域連合の立場から介護保険計画の中で離島支援の強化を明確にしていますので、今後は、行政、民間が一体となり、これらの基盤整備へ向け努力してまいります。

行政改革について。機構組織の見直しにあたって、ただいまの質問につきましては、施政方針の中でも示しましたが、情報化、国際化、少子・高齢化が進む今日、本町においても、時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を確立するために、行財政改革を推進し、歳出の抑制を図り、財政体質の健全化に努めることが急務であります。そのため本年度で行政改革推進委員会を組織し行政改革大綱を制定すると共に、事務事業に見直しや組織機構を見直し住民の期待と要望に応えるような行財政改革を推進します。この具体策については、より多くの意見を集約しながら組織の見直し等を実施します。

それから、教育の振興の中の2点目、選挙公約の蔵元の復元について。蔵元の復元については、旧仲里村において意向調査をしております。今日、3月17日から3月19日まで奈良文化財研究所が磁気探査を実施します。これによって、より確実な埋蔵内容がわかるものだと思っております。この探査方法は、正面から、上から、横からというように探査をすることになっています。その結果を期待をしております。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

16番平田勉議員の学校教育の振興についてお答え致します。美崎小学校において、家庭科や図工教室等が設置できず、教育課程の完全実施ができない現状は、教育基本法に定める教育の機会均等を保障する立場から深刻な問題として受けとめております。町教育委員会といたしましては、平成13年度に策定された美崎小学校校舎改築工事基本構想に基づき、移転改築に向けて検討していきます。

○ 16番 平田勉さん

海洋深層水の利活用について再度質問したいと思います。確か、沖縄本島で旧仲里村が企業誘致、あるいは事業化に向けてビジネススクールを開催しております。何回か会を重ねたと思うんですけども、この4年間殆ど事業が進んでいない。企業誘致で入ってくる企業についてもなかなか見えてこない。これは一体どこに原因があるのか考えたことがあるのかどうか。そこを検討したことがあるのかどうか。例えば、企業誘致に際しての条件整備が遅れてなかったのかどうか。当初、予定をした進捗より遅れたことが一因じゃないのかなという気もするわけです。条件整備がピシャッとできているのであれば、再度企業誘致に向けた取り組みを展開をする必要があるのではないかなという気がするわけです。その計画はあるのかどうか、ご答弁をお願いします。

次に、バーデハウスの件ですけれども、6月1日に会社を設立をしたいという答弁でした。前に私たちがもらった資料では、その運営形態をどうするのか。管理運営体制について直営か、第三セクターか、それとも民間なのかとか、4つの形態が提起をされています。それは4つの形態のメリット、デメリットが列記をされていて、具体的にこういう運営体

制にしますという結論は、その資料では見えていません。

今回、予算書を見ると、出資金、これも1千700いっくらか計上されています。私は、この予算書ができる段階で既にどういう形の会社にするというところまで決まっているという理解をしています。そうでなければ、この1千700万円余りの数字は出てこないという気がします。

会社設立をするのであれば、その会社の規模は、出資金はどれくらいの会社なのか。町の出資する比率は何パーセントで、こういう金額になるのか。人員体制はどうするのか。このへんも確定をしているのか。

あと1点、気になるのは、開業前研修費が計上されています。6月1日に設立予定という答弁からすると、設立した会社が雇用して研修に派遣をするのか、研修を受ける人の身分の問題が出てくると思います。その研修期間中に万が一何か事故があった時の保障というのはどこがするのか、会社なのか、町なのか。例えば、健康保険とか福利厚生に関する負担はどこがするのか。このへんの部分が、6月1日設立という話だけで全く見えない。実は一番知りたいのは、そこなんですけれども、それがわからなくてどうするのか、予算は計上されている。会社に対する具体的な中身について再度答弁をお願いしたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

海洋深層水関係の企業誘致につきましては、平成11年からビジネススクールを本島で開催しました。5回ほど開催して、述べ参加者が400名余りを数えております。実際に海洋深層水が供用開始されまして、それによって、研究分水とかが今60件余りの実績がありますが、その中において研究を試験的に実施し、その実績等によって事業展開が図られているところが10件くらいあります。やっぱり深層水といっても、その時分においては非常に期待されて、「魔法の水」的に期待されて、事業化についても非常に大きな希望が持たれておりました。その中において、実際にいろいろ研究する中において、その事業化についてもまだまだ確立されていないという部分もたくさんあります。それが他の先進地のところにおいて、例えば、水とか塩とか化粧品とか幾つかの先進地で確立されているものについては、事業化がより図られている部分があります。

それから、本土の大手企業とか、そういうところにおいても、企業立地の要請、検討等もやってきましたが、そこにおいてもいろいろ輸送コスト面で非常に困難なところがあって、直ぐには事業、企業の立地ができなかったという状況もあります。

それと、今、水を、海洋深層水の量を多く使うところについては、水産面で他より多く使われると思いますけれども、その面では非常に、久米島の大量の深層水が汲まれるというその優位性を生かして、今後の事業展開としては、研究所の研究実績が上がっていて、それに基づいての事業化が図られており、非常にいい方向に向いております。

今後の企業誘致につきましても、今、平成14年度において企業用地内の道路も完成をし

て、企業用地の整備はされます。それと企業からいろいろ相談がある時に、その企業用地の割高感があるということで、今、話があったりもします。それで、町としましては、原則として一括売買ということでやっておりますが、この企業を誘致するためには、今、組合の事業所につきましても、賃貸とか、分割払いとか、そういう方法についても、より企業化しやすい条件整備をしていこうということでやっております。今後についてのそういう方法については、企業が立地しやすいような条件整備をしていきたいと思います。

それから、バーデハウスの会社について、いろいろ民間とか財団とか、第三セクターとか町直営とか、そういうことを検討してきましたが、事業の性格上、公費で建設をしますので、全くの民間委託については好ましくないと。そして沖縄県内においても、そういう事例はなく、殆どが第三セクター方式を取っております。そういうことで、公的な部分と民間の経営のノウハウを生かしたかたちでの第三セクターという方法を取っているということです。

それから、会社の雇用につきましては、今、正社員で大体5、6名を予定しております。その他については、パートということで予定しております。その雇用と社会保険保障等について、どこがやるかということですが、開業前については、経費については町負担で、町が予算を出して、委託料として会社が開業前準備金ということで委託をして、雇用については会社の雇用になります。そして、保障関係も会社が責任をもって保証していくという形態を考えております。

○ 16番 平田勉さん

深層水の企業との関係、今、国、県も深層水に関してかなり考え方が違ってきております。10万トンくらいの大量の取水をして、商業ベースに乗るような深層水の開発みたいな部分が、今、動き出しつつあるという情報を聞いています。これをどこにするのか、沖縄という方向に傾いているという情報も聞いています。こういう状況下を踏まえたときに、いかに実績を作って、企業誘致をし、その採算ベースに乗るような新たな取水設備を久米島に導入をさせるのか。このへんが大きな勝負の時期になるんじゃないかという気がしています。さもないと、先程町長の答弁にもありましたように、流通コストの問題等いろいろ総合的に判断をしたら、大きいところに、殆ど企業は流れていくでしょう。そうなったら現在の施設はあくまでも研究所の域を出ないという状況が生まれるのではないかなという危惧をしています。ですから、前にビジネススクールをやったみたいに、いろいろなかたちでの企業誘致を意識した行動を再構築すべきではないかという気がします。そこらへん最後にもう一度この件での答弁をお願いします。

次、バーデハウス、今の答弁で見えてきたんですけれども、第三セクターという理解でいいのか、これを再度確認します。その確定をした理由をもっと明確にしてほしいと思っています。セクターにしる、民間側がどういうかたちで入ってくるのか、セクターを組む企業選定に当たって公平性を確保しているのかどうか。そこも大変大事だと思います。

ここはぜひ町長にも答弁をいただきたい。私はこういう提案の仕方は、今の地方分権の時代に逆行するのではないかなという気もするわけです。確かに自己決定、自己責任という部分からすると、それでいいのかもしれませんが、しかし、地方分権の住民参画、説明責任を果たしてないのではないかな。こういう運営体制にしますということを、もっとみんなで議論をして、予算計上するというのが、行政手法として開かれた行政ではないのか。今回みたいいきなり予算書に出てきて、提案説明理由で「会社を設立します」という話は、開かれた行政、ガラス張りの行政という部分からすると行政手法として問題があるのではないかなという気がします。

私たちがこれを議決したら、その責任を負うわけですから、そこらへんの説明責任をもっと果たしてほしいなという気がします。答弁をお願いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

深層水について。企業誘致につきましては、生産的な企業については、引き続き誘致をしていきたいと思います。今、今後の事業拡大も含めまして、実際に町内でされている事業所についても規模拡大をしていこうということでの話も聞いております。そこが必ずしも企業用地内の立地にはならないにしても、町としては、支援をしていきたいと思います。

実際に取水が13,000トンという実績があって、それをより活用したものの今後の事業展開が非常に有望ではないかなと。水産関係しかり、それから健康食品のスピルリナとか、今、東海産業がやっておりますが、それについても、用地さえあればもっともっと事業展開をしていきたいなということでの話も出ております。

規模等については、これは、深層水の事業計画をする時点においても、美崎背後地全体を念頭においたような形でのものを今後、話としては出てくるのではないかなと。そこで、そういうものになりますと、またいろいろな農業関係との問題とか、いろいろありはしますが、そういうものを含めて可能性があるのか、町としても積極的に取り組んでいきたいと思います。

それから、第三セクターの問題で、情報としてといいますか、そんなに頻繁には、今おっしゃるとおり情報を流してない部分もありますが、全然流してないということではなくて、機会ある毎に議員の皆さんにも流しているつもりであります。今回の事業計画につきましても、議会が始まる前に時間が調整できたらということで、今、議会事務局とも調整をしましたが、町づくり推進課の特別委員会の前にやるということで、その時に、ちょっとこの一般質問ではこういう形になっておりますが、19日に予定をしているところです。

それから、第三セクター。何で第三セクター方式になったのかということですが、先程の町長の答弁にもありましたが、第三セクターのメリットとして考えていることが、公共、民間がそれぞれ持つ得意分野をうまく活用し、補完し合うことにより相乗効果を発揮することができるということ。公共的性格は求められるものの、商品性、レジャー性の高い事業の取り組みも可能になるため、事業分野の選択の自由度が高くなっていくと。ただ、自

治体から独立した設備となるため、事業収益を元にした運営を行い、将来的にも、より安定的な格好が可能になっていくと。

それから、自治体の出資に加え民間の資本金を導入できるため、実施できる事業規模の拡大が可能になる。民間のノウハウを生かした低コストで同一同種の公共サービスを提供することが可能になると。そういうことが第三セクターのメリットにあげられますが、これは全部が、このバーデハウスが実現できるということではありませんが、そういうさまざまなメリット等を踏まえて、先程の公共的に設置した施設について、民間に丸々委託させるのは好ましくないと、そういうことも踏まえまして、第三セクター方式ということに、今、設定しています。

それから、会社設立の内容ですが、今、会社の発起人会等も含めまして、4月の初めごろに、地元出身の方々に、その発起人になってもらいまして、そこについても説明会を今設定をしているところです。そういうことも含めて、会社の参入につきましては、より島に関係ある事業所、そして個人とか郷友会とか、そういうことも含めまして、今、資本金のお願いをしていきたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

遅れた理由としていろいろとあると思うんですが、確かに私たちも当初海洋深層水についてのセミナーをやった頃には、会場溢れてすごいなと思ったんですが、あの時には、海洋深層水というのが何ぞやということで、殆ど海洋深層水がわからないような状態で、海洋深層水についての説明が主なような気が、セミナーに来た人たちが、そういうものの勉強のために来たような感もします。

あれからすると、この今の現状の敷地では、絶対に狭いのではないかなということでしたけれども、やってみたら思ったより企業が殆ど来ないというような状況。これは新しい産業だということで、まず、これからその結果を整理研究して、その結果が良ければやりますよというようなことが、多分多いのではないかなと思います。そういうことで遅れた理由の一つにもあげられると思います。

それから、用地の地区の整備の遅れも重要になっているのではないかなと思っております。ただ、諸々の理由はありますけれども、この海洋深層水というのが未だ未知数であるというようなことでありますので、これから町が、企業が設置しやすいように、先程課長が言ったように、用地の価格も高いので、それを賃貸方式で分割してやる方法もあるし、また、税金の免除等も考えられますので、町ができる全ての点を検討して、企業誘致に頑張っていきたいと。

それから、バーデハウス久米島の資本金はいくらかということですが、先程もありましたように7千万円ということをやっております。なぜ、今頃かと言っておりますけれども、少なくとも企業を作る前には、まず、発起人をして、こういう内容の会社を作るということで発起人会をして、そこではっきりしたものを出して、その企業の設立に向け

て取り組むものが普通のやり方でありますので、まず、発起人を集めて、それから取り組むと。その前に予め、当初予算に計上しておかないと、「予算は。」「町はどうなるの。」ということになりますと、「これからです。」ということでは遅いので、当初新年度で一応計上したいということであります。さっき答弁したように、まず、町が25%を持つと。たくさん持つと、先程第三セクターの有利性を言っておりましたがけれども、しかしその反面、第三セクターが非常にマイナスな点は、あまりにも公共的な感覚で、行政的な感覚でやって、殆ど倒産させていると言うようなことがありますので、できるだけ町の資本金を少なくして、広く一般から公募をして、その元でやるということが今回の第三セクター運営であろうということの基本的な考えであります。

ですから、町民にも株や出資の願いは、これからまいりたいと思います。できましたら議会の皆さんにも全員が入ってもらって、常にこの、第三セクターに対する意見、それから運営方法についての軽減等もやっていけたらと思っております。そういうことで、資本金が7,000万円、町が25%を持つと、そして、第三セクターで運営するということでもあります。

○ 16番 平田勉さん

3回目ですので次に移りますけれども、私は行政手法の話も聞いたつもりだったんですが、細かい部分は特別委員会でもいろいろ聞いてみたいと思っています。

社会福祉の充実について、先程町長の答弁でもありましたように、広域連合が離島のサービス基盤の整備とかサービスの確保等、事業計画の中で明記をしています。それで、保険料金算定の中で、3ランクのあの料金は特別老人ホーム等は、2期目のこの3カ年間は増床はしないという前提で算定されております。今、要介護度3以上の皆さんで待機している住民の皆さんの声が大きくなっていると思うんですけれども、向こう3カ年間は増床はないでしょうとなったときに、先程答弁のありましたグループホームの部分はどうか。広域連合がやるにしても、その支援を受ける久米島側がどういうサービスが今必要なのか。どういうサービスを提供しないといけないのか。基本的な政策を持ち得ないと広域連合側だって支援のしようがないと思うんです。

そのためには、高齢者保健福祉計画をきちんと策定をして、その中で久米島町で整備をすべき部分を広域連合にも提起をし要請をする。こういうかたちをとらないと、なかなか基盤整備はできないだろうというふうに思います。ですから、このグループホームが、具体的にどういうスケジュールで動いていくのか。これに対する必要性等を含めた、町としての基本政策を持ち得ているのかどうか。これは早急にしないと、今回は町の算定より安いランクの方に入ったから住民にも説明しやすいと思うんですけれども、3年後、6年後の料金改定のときに、おそらく6年後にはランク制はなくなって、多分、料金は一本になるでしょう。そのときにサービスはそのままで料金が一気に跳ね上がったときに説明できるのかどうか。6年後が、大変大事な時期になると思います。そこらへんの具体策を持ち

得ているのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答え致します。今回の広域連合の保険料の算定なのですが、三段階方式、この中にはもう既にグループホームを実施している市町村が34市町村あります。当久米島町におきましては、平成17年までには、グループホームを実施したいという、県や広域連合の方に強く申し出てございます。そういうことで、広域連合の方としては、久米島は平成17年度からグループホーム実施予定だということも含めて保険料の算定が行われております。従いまして、「もしやらなければ」と、予定されていたサービスができなかったらとなりますと、保険料の久米島独自としては、多少の過大見積もりということも懸念されるのではないかなと思っております。ならば、今後どうするかにつきましては、これらの条件整備につきましては、町の政策として、はたしてその年度内に可能かどうか、そういったところは、今後の町の政策の中で検討していきたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

今の保険料の三段階区分で3カ年間ということにして、3カ年後には見直されると、これは確実であります。ただ、広域連合に入ったおかげで、国から広域連合に2億円の補助をもらっております。会長の意見では、今後もあるだろうということをおっしゃっております。そういうことで、できるだけサービスを落とさないで、それから、保険料が上がらないように町も努力しないといけないんですけれども、今、課長から話があったように、広域連合と県においても、久米島は、グループホームを平成17年度に取り組むという計画を持っていますので、町としても15年、16年で、その策定をしていかなければ追いつきませんので、ぜひ15、16年で策定をしていきたいと。

それから、今の特養の20床の増床、これについても、厳しいけれども何とか道は開けるのではないかなと思います。久米島病院の平良院長も、今の久米島の状況では絶対数、今、1万人近くの離島も、500人の離島も同じ1施設30名ということで不公平であると。これをぜひ頑張って、増床に頑張りましょうという激励の話もありまして、実は15日、昨日、久米島久仙会の高良所長と事務局長の武藤さんと一緒に那覇へ行って、ある代議士の先生に会って、久米島の実情を申し上げて、なるほどなと、伊是名、伊平屋、伊江島、与那国、伊良部においても、1万人の人口になるのは久米島だけなんです。そういう面では、不合理だということで、その実情を訴えて、これに向けて厚生省とも、国と掛け合ってみようという話を土曜日にやってきました。そういう意味で、このグループホームも進めながら、特養についても、増設についても、これから取り組んで頑張っていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

この件の最後に3カ年間の料金算定をするときにグループホームが17年でオープンするという前提で算定されていますので、ぜひ17年度からサービスがスタートできるように支

援バックアップ体制、これをぜひ取り組んでほしいという気がします。

それと、12月定例議会の補正で、生活支援センター、総合福祉センター基本計画ということで出ていますけれども、15年度では予算が全く見えない部分があります。そのへんも含めて、いろいろなかたちで、広域連合とも連携を取りながらやらないといけない状況になっています。先程の20床の増設の問題もそうなんですが、町として基本的にこうしますというきちっとした基本計画、基本政策を持たないと国や県、あるいは広域連合とも議論ができないのではないかというのが一つの心配な部分です。その点を最後に、答弁をもう1回お願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時19分 休憩)

再開します。 (午後 2時20分 再開)

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件についてお答え致します。町が計画しております総合福祉センター整備計画につきましては、もちろん財政的な問題等もございます。ただ、そこにおける用地の選定確保の方法、また、造成、そういった諸々の作業工程を検討してみますと、いきなり「こうします」というふうに、15年度当初予算では計上もできない。それから財政を調整していく中でも当初では、厳しいということもございまして、今回は保留しました。

ただ、15年度には、作業は全て保留ということではございません。この方法等について、確実な方法が見つかり、また、そういった作業工程の中で可能な限り15年度にもまた、年度中でも検討推進していきたいというふうに考えております。

○ 16番 平田勉さん

ぜひ、基本的な政策を明確にして、年度途中でも補正にあげてでも作業を芽出しをして、一步一步着実に進めてほしいという気がします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に学校教育問題です。先程の答弁、これは12月にも聞きました。毎回これまで何回聞いたかわかりません。

具体的に、この工事の完了は何年度を目処にして進めようとしているのか。これから検討して結論を出して、用地確保そして、工事ということになると、何年かかるかわからない。それまでには、一番最後に建てた教室さえ危険校舎になっていくのではないかなという気がします。ぜひ何とかしてほしい。用地を確保し、造成をして、それから教室の建築と年次的に進める事になると思ひます。一気にはできないと思ひますので、時間がかかると思ひます。であれば、一つひとつ着実に用地交渉をスタートしましょうとか、いずれかの部分で、そのスタートの部分でも見えれば、年次的に進むんだなという理解もできるんです。今回の予算を見ると、そこらへんも全く見えないというのが実感です。そこをどういふかたちで進めたいと思ひているのか気になります。そのへんもう一度答弁をお願いします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

平田議員のご質問にお答えします。15年度の施政方針や予算には、美崎小学校校舎改築等の事業の件は見えておりませんが、去った3月3日の県の15年度からの長期計画のヒアリングの中で、町の基本的な考え方とか過大財政面についても説明をして、事務協議は進めています。それが見通しがつき次第、基本計画を作成して予算化できるよう努力していきたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

美崎小学校の改築のことについては、合併前から取り上げられていることであります。早急に解決しなければならない課題ですけれども、今、町にとっては、たくさんの大きなプロジェクトがあって、先程の総合福祉センターしかり、野球場もしかり、野球場も本当は、今年あげようということでしたけれども、どうしても財政が対応できないということで、16年に繰り下げて公園を先にとということでもあります。そういうことで、予算にないから全然取り組まないというのではなくて、これに向けて取り組む。

ただしかし、条件として、今、非常に教育環境が厳しい状況に置かれていると。中高校一環教育とか、久米島の教育を解決しようという那覇高校の校長先生をしておられた幸地良一先生などがいろいろと提言をして、町に送ってあります。それからすると、「なぜ小学校の合併はしないか」と、「おかしいんじゃないの」というようなことを強く言われております。

それから、比屋定中学は、平成18年から19年には中学校の複式学級になると。小学校までの複式学級はできると思うんですが、中学校の複式学級、はたして、教科の先生が対応できるか非常に重要な問題である。また、久米島中学も、この間、卒業式に行きましたら、17名の卒業生であると。2年生。今度進級する3年生が14名、2年生が13名と。次、何名入ってくるかわかりませんが、とにかく厳しい状況にあると。早い時期に中学の統廃合をしていかないと、教育に大きな禍根を残すのではないかなと思っております。

そういうようなこともいろいろと検討して、そして、今、美崎の場合でも、まず、校舎が先にか、でなければ用地だけでも先に買い取って、運動場を作って、財政が目処つき次第校舎に移るといったような方法もあると思うんです。ですから、そういう面は、地域の皆さんとも話し合いをして、また、財政も見ながら、また、町の計画されている事業等も勘案して、これから進めていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

今の町長の答弁の部分で、確かに言っている意味もわかります。ですから、その進め方として、年次的にどうするのか、あるいはおかれた環境を含めてどうするのかといったような議論の中から進め方等についても、施設を含めた議論をする必要があろうかと思っております。いろいろなかたちで議論をする場をぜひつくってほしいという気がします。そこをお願いしたいと思います。

最後に、行政改革について質問をしたいと思います。施政方針の中で、久米島町情報化基本計画策定委員会を2月に設置をし、町の地域情報化を推進をしていきたいというのがあります。これと、行財政改革の推進の部分で言っている部分、あるいは組織機構の見直しは、ヨウカンを切ったみたい、切り離してできるものではないと理解をしています。町長の公約の中でも、ワンストップ行政の推進というのがあります。このへんが電子自治体構築に向けての一つの取り組みだというふうに理解をしています。特に、この電子自治体構築に向けてネットワークを仕事に合わせるのか、既に光ケーブルを久米島一円に張り巡らせて、イントラ整備ができていますから、それも含めたいろいろな行政サービスをワンストップサービスとして、どのような方法でこの財産を使うのか。このイントラを活用した仕事の進め方、そこに合わせていくのか。この事も含めた議論というのが必要ではないのかという気がします。合併の段階で本当にいろいろな細かいところまで議論をして、人員の適正配置がなされたのかどうか。実際に1年間行政サービスを進めてきて、どこに問題があったのか、どういう課題があるのか、この1年間を検証をすることも大事だと思います。それを踏まえた適正配置を考えていく、あるいは組織の機構を検討していく。こういう議論と、先程言った情報化計画の部分とのドッキングをどこで図るのか。こういった部分が合致をしないと、より住民の視点に立った行政サービスはできないという気がします。議会の研修でもあったんですけども、交付税と地方財政のからみで国は、定員削減の方針等を明確に打ち出しているわけですから、これから新しい町としての定員をどうするのかというのも一つの検討課題だと思います。それも含めて、どうしていくのか。そこらへんの基本的な部分について再度説明をお願いしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。まずは、町の情報化基本計画、これに関しては、先だって第1回目、そして今月、第2回目を予定しております。これと町の組織機構との関係とかいろいろなかたちで、これからその専門の先生方のご意見も拝聴しながら計画を進めてまいりたいと思います。特に情報化については、旧村でインターネット事業、イントラ事業、今年度でイントラ事業も完了するわけなんですけど、それとの関連のこれからこのITをどう活かすかというものも、今、述べたとおり、先生方の専門的な意見も拝聴しながらより効率的に、そして今、県、国が進めておりますLG1との関係、それ等についても、これからどんどん委員会の委員を通していろいろな助言をいただいて、将来的には、この電子自治体に向けて作業を進めていくかと思えます。

特に組織機構等についても、いろいろなかたちでITを駆使しながらどう適正に運営していくかというのが今後のテーマになるかと思えます。そのへんについても、合併当初については、平成13年の4月にそれぞれワーキンググループの中でたたき台を作って、合併に向けての組織が決定されております。よって、また1カ年間実施してきまして、この1カ年を振り返って検証しながら、今回、各課課長とのヒアリングも得て、15年の人事は配

置計画されております。少ないかたちではありますが、可能なものについては、今回の見直しをやっております。今、質問がありましたとおり、行財政改革も含めまして、新たな委員を立ち上げて、この情報過多の整合性も合わせながらいろいろなかたちで計画を進めていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

最後に、この行財政改革組織機構の見直し。これは是非、職員の皆さんとも連携を十分取ってほしいなと思っております。逆にいえば、仕事の仕方の問題、あるいは定員の問題等を含めて、いろいろな将来成果が出たとき、最終的には職員、その家族を含めた今まで自ら描いてきたライフプランを根底から見直さないといけないという事態が出るかもしれません。出ないにこしたことはないんですけども、それも踏まえたときに、一番身近で住民と接している職員との連携、それも含めて、本当にどういう仕事の仕方をすればいいのか。今まで進めてきた仕事の在り方、これをITを駆使してやるのであれば、全くゼロから作り直してもいいくらいの覚悟で、それを進めないとなかなか前に進まないのではないかという気がします。

あとは、町長をはじめとする三役の決断だと思います。最終的に物事を決めるのは三役の決断ではないのかという気がします。他の自治体等の成功事例を見ても殆どそういうかたちになっています。横須賀市の例とかもありますので、ぜひ参考にして、実現してほしいという気がします。最後に、その分の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○ 町長 高里久三さん

今、ご指摘のとおり、情報化という時代に対応するためには、この事業計画を作って対応していくということですが、まず、職員の意見も十分に反映すると。それと同時に町民の皆さん誰もがコンピューターを使えるような、導入しても誰も使えないという、これは大変なことでありますので、そういう意味では、パソコン教室とか、そういうのも多いに社会教育の中で進めていって、全部が現代の科学技術の恩典を受けるような施策を展開していきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで16番、平田勉さんの一般質問を終わります。

次、28番、吉永安扶さん。

○ 28番 吉永安扶さん

28番、吉永でございます。2点ほど質問したいと思います。

まずはじめに、堆肥センター建設について質問致します。堆肥センターを設置し、地力増進する考えがないか、お伺いします。

次に、さとうきび畑の調査について。近年、さとうきびの生育が悪く、原因調査する考えは当局にないのか、お伺いします。

○ 町長 高里久三さん

28番、吉永議員のご質問にお答えします。堆肥センターの建設について。堆肥センター設置事業については、久米島町農村振興基本計画の中で、平成16年度に計画を予定しております。

堆肥センターの概要については、今後計画策定委員会で審議し、決定していくことになっております。

2点目のさとうきび畑の調査について。最近、「さとうきびの生育が悪い」と、いろいろな方面から言われており、特に大きな原因としては、毎年のように台風が襲来し、特にここ4、5年は、台風時に雨が極端に少なく、そのための塩害が大きな原因と言われております。また、以前から化学肥料一辺倒の肥培管理等もあり、地力の低下も指摘されております。いろいろな要素が原因になると思いますが、関係機関と連携し、調査も実施していきたいと考えております。

○ 28番 吉永安扶さん

ただいま、町長の答弁で、平成16年度で計画されているということを知って大変喜んでおりますが、なんといっても農業の基本というのは、「土づくりから」という合い言葉が昔からあるわけでございます。最近、高齢化のせいもありかもしれませんが、さとうきび畑は、堆肥原料の枯れ葉を持っていく。畑から出すような時代にまでなっているわけでございますので、これはもう、早急に実現するようお願いしたいと思っております。

続きまして、次に、さとうきび畑の調査についてでございますが、近年、いろいろな角度から指摘されていると思っておりますが、何といっても、さとうきびの生育が悪いというのは、私、個人的に考えますと、近年、生産法人を立ち上げて、久米島の農地は遊休畑がなくなって、荒蕪地解消に大変喜んでいる反面、機械化が進む中で年々単収が落ち込んでいくわけなんです。その原因は、さっきも町長から答弁がありましたが、いろいろな化学肥料一本化のせいなのか、それとも長く使いすぎなのか、いろいろな角度からいわれるわけなんです。それで、今後、この調査につきまして、どのような調査をなされるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

先程町長が述べたとおり、特にさとうきびの収量、生育の状況につきましては、やっぱり台風だといわれております。この件につきまして、琉大の先生方、上野先生、それから川満先生、こういった方にも、今、久米島製糖工場さんが、その生育調査を委託しまして、この3カ年間の実験データを出しております。このデータは、後でさとうきび振興協議会の方から公表されるかと思っております。あるいは、製糖工場さんの方から公表が出るかと思っております。まだ集約途中でありまして、全体的な結果はまだ出ておりません。

ただ、大きな問題は、今まで高齢化と共に、あるいは旧具志川村、旧仲里村においても水田跡地にさとうきびを転作しまして、その当時は、地力が強くて何十年、今まで30年だいたい収量が上がってきたと思っております。ただこの地力の問題につきましては、最近、金肥

一辺倒で、地力の弾力、耕耘機が入らなくて硬くなっていると、堆肥を還元しないと、あるいはまた、そういった冠水の問題、あるいは、各農家の肥培管理の問題等々がいわれております。問題は、このさとうきびの肥培管理については、やっぱり各農家ができるものはやってもらう、そして事業として対応できるものは、事業として対応するという基本的なこの肥培管理の方式をお互い守っていかなくてはどうしようもないのではないかなど。調査につきましては、今、久米糖さんと行政、JAともいろいろな生育調査を実施しています。

ただ問題は、地力が弱い、災害に毎年やられていると。あとは金肥一辺倒で、カリ、窒素の量が多すぎるとか、さとうきび推進協議会の中でも、この金肥の配合の問題も、今、いろいろ議論しながら取り組んでいます。その中で久米島1号から3号までいろいろ出ております。これも農家の皆さんにわかってもらって、いろいろな対応方をお願いすればいいかなど。先程申し述べているとおり、いろいろ原因ございます。極端に何が悪い、「これが原因になっている」という判断材料というものの要素がたくさん出てきますので、これからいろいろとこの問題につきましては、関係機関と連携して、制度の対応できるものについては、結果も出しながら、公表しながら対応していきたいと考えております。

○ 28番 吉永安扶さん

いろいろなことを調査するというごことですが、私は、個人的に考えて、一番の原因は、製糖操業が遅れた原因じゃないかなど考えるわけなんです。と申しますのは、さとうきびの株は、やっぱり平均しますと、手刈りの場合は、5枚から10枚の葉っぱが出ているわけなんです。機械刈りにしますと、これは根っこから倒すわけなんです。さとうきびの葉っぱは週に1枚、月に4枚しか作れないということはお承知のとおりかと思えます。それから計算しますと、機械刈りと手刈りでは、1カ月か2カ月遅れるわけなんです。そういう意味でも、操業を早めに、年明けたらすぐ製糖操業が始まらないと、やはりこれは、会社にとってはブリックス、糖度を上げてから操業しないと生産者の手取りが少ないとか、いろいろなこともいわれているんですが、私の考えでは、これは糖度も必要なんですが、問題は生産者にとっては、まず、反収を上げるのが基本ではないかなと思うんですよ。それは1台ずつの糖度が上がってもわずか千円、2千円とか、これだけしか上がらないんですが、反収が上がれば1トン1万円以上、いくら悪くても場合によっては、2万円も上がるわけなんですから、製糖操業を早期に実現するか、そのへんについて水産課長にお聞きしたいんですが、お願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

ご指摘のとおり、毎回、さとうきび推進協議会の中で製糖期の操業開始の問題は指摘されています。今年の操業についても、毎年のようにきび生産農家から「操業を早めてくれ」と、この件は強くいわれていると。今回はぜひ、遅くとも3月いっぱいには操業が終わる体制で操業開始してもらいたいと、私は、行政の立場でこれを久米糖、JAさんもその推

進協議会の中で話は出しました。ただ、「そうすれば、農家の手取りが少なくなりますよ」と、「製品糖度が上がらないと、それでもいいか」と。「要求が多いからそれでもいいのではないか」と。とりあえず開始してみて、糖度が悪いということになれば、農家の言っていることが合わなければ来年以降、また元に戻せばいいんじゃないかということで、カンカンガクガク議論致しました。あとは農家の手取りの問題で、その意見が強いということで、操業開始も2月に操業開始して、当初は、4月4日までということで決定された経緯もあります。先般、先週ですか、久米島製糖工場の上江洲社長が、たまたま、役場の建設課にお見えになっていましたので、話をして、この操業の問題、「私は、いろいろ農家から突き上げされていると、来年以降は、遅くとも3月までに製糖終了できる体制で操業の期間を組んでもらいたい」と。このことを社長に直接に私の方からお願いもしております。

あと、関係団体ともこういった意見が強ければ再度協議いたしまして、操業開始の日程を遅くとも1月、あるいは、生産量によっては12月、あるいは、終了については、遅くとも3月いっぱいまでには終了しまして、農家の皆さんの肥培管理に精を出せる体制を作っていきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

吉永安扶さんの本件に関する質疑は、既に3回になりました。会議規則第55条の但し書きの規程によって、あと1回だけ発言を許します。

○ 28番 吉永安扶さん

課長から、今、いろいろ会社との連携、話し合いもやったということですが、これは私は、まず生産者を優先にするのか、それとも会社を優先にするのか、これはどっちも一緒だと思うんですよ。会社も立てて、また農家も立てないと会社も成り立たないわけなんですから、ですから、この操業については、昔からよく「うりずん」というのは3月から、せめて3月いっぱい、遅くとも、早ければ3月上旬に製糖は終わってほしいんですよ。それから肥培管理しますと、きびも、春に入りますとどんどん伸びるわけですから、台風時まではきびも背が伸びて、台風が来ても倒れてそんなには被害が起きないんですが、やはり、操業が遅れて4月までかかりますと、これはもう、5月まで肥培管理はかかるわけなんですから、さとうきびが肥料を吸収して青々しているときに台風が来たら、殆ど梢頭部は折れて、被害も大きくなるし、今後、ぜひこのへんは、行政の立場からも、会社とよく話し合っ、操業が早めに行えるように努力していただきたいと要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで28番、吉永安扶さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時53分 休憩)

再開します。

(午後 3時15分 再開)

次、20番、仲地宗市さん。

○ 20番 仲地宗市さん

私も1件、一般質問をしたいと思います。

白瀬川散策路及び駐車場の補修整備について。旧具志川村で、平成9年度から平成10年度に白瀬川ロマン探索事業で整備されたデッキ広場、駐車場に続いて園路もカラー舗装され、住民や観光客からも喜ばれるはずの施設は、現在、山側から水が浸透し駐車場の一部にアオミドロが張って利用ができない。観光シーズンを間近にして早急な補修が必要と思いますが、町長は、いかが考えておられるのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

20番、仲地議員のご質問にお答えします。白瀬川散策路及び駐車場の補修整備について。現地を調査しましたところ、山手から湧水がありますので、その対策をするようにしたいと思います。

○ 20番 仲地宗市さん

町長の答弁である程度わかったような、わからないような格好ですけれども、いつ頃からそこを整備するのか。私は、今の場所を3年前に、具志川村役場で、今、水漏れがしているからということでご相談を申し上げまして、追ってそこを補修するからということをお聞きしました。ところが最近になって、去年ですか、鹿児島から夫婦で退職されたという方が、そこにお見えになって、タクシーに乗って来て転げたのか、膝を痛めたということをお聞きしまして、この件を出しました。

今の状態では、6台分の駐車場が全然使えません。駐車できません。あと10台分は結構使えますけれども、残りこの駐車場の地盤から下水路、小さい下水が通っているんですけども、その下水の方が少し上がりまして、そこから水が浸透してきたのではないかと、私は、そう思っております。いつ頃やるのか。もう、間近に観光シーズンが迫っております。そして、町長の施政方針の中でも15万人をぜひ見込んで、これから観光団の誘致をしていきたいというような施政方針の中にもありまして、私は、来月いっぱい、これを修理をして、これから後、5月から入ってくるお客さんの、良い観光地にしてほしいなと思います。

そしてなおかつ、去った7日に私が行ってみましたが、あの時は、上から土砂が流れて、その川の底が全然見えないような格好でした。どうなるかといったら、そこにはいろいろな動植物がいて、最初にそこを工事した時のカラー写真等を見ますと、本当に久米島に、こんな施設があるのかなと思うくらいの写真がいっぱいでした。そして、そこには、今、クメジマボタルが住んでいるし、なおかつそこにクロイワトカゲモドキというのも住んでいるそうです。さらにキクザトサワヘビも、そこに住んでいるそうです。そしてリュウキュウヤマガメというのもしここにいるそうですけれども、ずっと以前から赤土の話も出ましたが、ぜひそこを、たいしてお金もかからないと思います。上の駐車

場のちょうど向かいになるんですか、方角としては、私もちょっとわかりませんが、その下水を下に下げるだけでいいかと思います。

これまでの、町長は、旧具志川村の様子はあまりご存じないかもしれませんが、この地域については、せっかく作った設備を無駄にしては私は困ると思うんです。さらにそれから40、50m上流に行きますと小さな橋があります。そこは、少し雨が降ったら全然通れません。さらにその上に行きますと、一番上側に嘉手苧の方が畑をしておりますけれども、そこに東屋というんですか、小さい家があって、そこに行く間にまた2カ所の水だまりがあって、その2カ所の水だまりについては、ちょっとさらえるだけで入ってますけれども、ところが、その橋の上は何か少しコンクリートを割らないといけないなという気はします。

さらにそこには、最初に整備事業を取りかかったときにいろいろな木を植えなさいという県からの指導がありまして、例えば、これはヒカンサクラ20本とか、2期に工事を分けてやっておりますから、私が調べた結果は、今、サクラが90%くら生育しております。残りはどこにあるかちょっと見分けはつきませんが、そのへん、早期に整備ができないものか、町長にお伺いしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問についてお答え致します。ご指摘のことにつきましては、4月いっぱいには補修し、5月の連休あたりには、利用できるような方法でやっていきます。

○ 20番 仲地宗市さん

課長、私もいっぱい書いて準備しておりましたけれども、今、課長が、4月いっぱいには整備をしてということでお話しがありましたので是非、整備して下さい。又、この道をずっと上に行きますと、終わりの所からチナハに上れるような所もあるんですよ。ところが、この周辺は、雑草がいっぱいで、夕方遅くなるとそこは、危ないなという気はします。

そして、誰が植えたかわかりませんが、周辺にクレソンを植えて、水がいいからそのクレソンも少しは、生きてはおりますけれども、周辺はもっと整備して、上まで行って、チナハまで上がれるように整備をして、将来は、白瀬川に沿ってずっと登って行けるような、散策路を造っていただけたらと思います。以上で終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで20番、仲地宗市さんの一般質問を終わります。

次は、2番、翁長英夫さん。

○ 2番 翁長英夫さん

2番、翁長です。2点ほど質問致します。

はじめに、ゴミ処理対策について。大量生産、大量消費、家庭からのゴミの大量時代を迎え、「容器包装リサイクル法」が施行され、市町村は、手間のかかる分別収集の責任を担って、財政負担増を余儀なくされていることから、各家庭でも可燃、不燃に分別して排

出されている状況があるが、本町においても収集品が徹底的に処理を行っている状況ではあるが、収集員の契約については期限があるのか、あるとすればいつまでなのか。また、分別員も何名か働いているようですが、その応募方法は、どのように行ってきたのか伺いたい。

赤土対策について。今日の環境をめぐる課題は、日常生活の場から地球規模にわたって広く論じられ、人類は、その加害者と言われている。いわばあまりにも利便や快適な生活を求めるあまりに、自然のバランスを崩しているのではないのでしょうか。本町においても赤土等流出汚染防止条例が、平成14年4月に施行されている。町民自ら遵守して行かねばならないと思う。そこで本町では、赤土汚染防止のためパトロールをされているとのことですが、巡視員は、選任されているのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

2番、翁長議員のご質問にお答えします。ゴミ処理対策について。旧具志川村収集員は、1年更新の委託契約、旧仲里村の収集員は、社会保険完備の賃金雇用で、特に期限はございません。分別員の募集は、実施しておりませんが、希望者や「あけぼの作業所」のメンバーで対応しております。

2点目の赤土対策について。赤土防止のためパトロールされているとのことですが、巡視員は、選任しているのかについて。巡視員は、環境関係の臨時職員で対応しております。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいまの町長の答弁、ちょっと聞き漏らしたところもあろうかと思うんですが、旧具志川村は、契約とおっしゃっていたんですか、1年。仲里の方は、賃金雇用ということですね。いずれにしても1年契約、あるいは賃金雇用ということですが、やはり1年交代ということは、またそれなりで対応するというか、いろいろと方法はあろうかと思うんですが、まず、賃金雇用の方を考えると、町条例の中で賃金職員とは、「職員の定数外において雇用され、賃金の予算科目から支給される非常勤職員で、臨時の単純かつ機械的な業務に従事させる業務」と規定されていますが、その機械的ということは、どういうことをうたっているのか。その説明と、あるいは機械的ということは、何か技術的そういった資格を持っていることなのか。そこらへんご説明をお願いします。

そして、4条では、「賃金職員の雇用期間は1日を単位とする」というふうにありますけれども、そしてまた、その小さい2で「賃金職員を日々雇用により雇用予定期間は6カ月を越えない範囲内」とありますけれども、いずれにしても、再雇用した場合は、6カ月雇用されるということですが、規定されていることは、素晴らしいことですが、これまで、あるいは、1日1日単位としてやったけど、また6カ月を単位としてやってきたかと思うんですが、そういう方法ですね。切り替えのときの方法、契約の方法、例えば再雇用する場合、どういう方法で行うか、あるいは、文書でもって住民に知らせてやったのか。または口頭で、お互い便宜的にできないかということをお願いしたのか。そ

こらへんご答弁をお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。当初の質問の内容とは若干違うかなということで予定していませんでしたが、通常でいう賃金職員については、6カ月の更新、最高3年ということが規則でうたわれております。このチリ収集については、過去、仲里の場合にどういふかたちで、こういう状況になったのかは、把握していませんが、それぞれ旧村での手法の違いがあったということは確かであります。そのへんについても、今後、行政改革の中で、また、その内容等についても検討する必要があるかと思えます。

当面については、旧村でやっていたかたちでの、今、この答弁の内容にもなっておりますが、通常、役場でやっている賃金職員との若干の違いはあるということでご理解お願いしたいと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

今、収集関係で出ていますが、まずは3月まで、各々協議したら収集体系の違いがありました。これは、合併して4月に收拾しようと考えておりましたが、収集計画は、いろいろなのが全く違ひまして。14年度はその状況を見ながら、どういう所が違うかということで14年度は実施しておりました。15年度については、具志川の方法を取り入れて1カ年契約の委託契約に持っていきたいと考えております。

旧仲里村の収集であります。過去に運転手と補助員の連携が噛み合わず、直ぐ辞めたりとかが出てきて、行政は、対応に苦勞したことがあります。それで緊急を要しますので、職員が対応したこともあります。それと、募集もしましたが、なかなか長くは勤まらないということで、今の収集員が運転手、それから補助員との連携、それから町民の信頼があって今までやってきております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時35分 休憩)

再開します。 (午後 3時35分 再開)

○ 総務課長 大田治雄さん

先程の質問に付け加えたいと思えます。機械的といいますと、通常の単純な業務ということになります。機会、電気、機械の機械ではなく、そういう解釈でお願いしたいと思います。

○ 2番 翁長英夫さん

ゴミ収集については、ただいま、旧具志川村または、旧仲里村いろいろと違いがあるということで、これから15年に向けて、新しい方法でやっていくということを考えて、一言、今おっしゃっていましたが、ただいま、当局の考えているように、進めていけば最高になるかと思うんですが、ちなみに、分別員のこともお聞きしましたが、これは私も、今のところ再度聞いておりませんが、分別員も何名かおりますよね。そして、この分別員

の応募と申しますか、その方法をどのように行ってきたのかお答えをお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

先程、町長からも、「応募はしていません」と。この分別については、旧仲里村で缶の分別を実施しました。これが週1日でありましたので、特に募集はしておりませんでした。ただ、地域でやりたいということで希望があれば、この方々を、例えば今、職がなく、それから生活的に苦しいという方々を優先的に実施してきました。そういうことで、我々保健衛生課としましては、「あけぼの作業所」の社会復帰の支援は、大事だということで、14年度、「あけぼの作業所」の会員のどなたか、作業をしないかということで一人お願いしてやりました。

それから、去年、また作業所のメンバーの一人が役場へ直接来て、要望があつて、今現在、対応させております。今後、こういう「あけぼの作業所」の皆さんが多くやりたいと思えば、この方々を私は、優先して作業に当たらせたいと考えております。

○ 2番 翁長英夫さん

衛生課長のご答弁では、できるだけ「あけぼの会」の会員の皆さんにとおっしゃっていただきましたけれども、これは地域のある方々の、若い者同士の話ですけれども、私に直々、今、分別員何名か働いているということを申し上げましたが、今、地域の彼たちが言うには、彼らは「あけぼの会」とは言っておりませんが、収集員は、「そこに特定されてはいないか」というふうなことまで言われているんです。私は、それはよく知りませんが、聞いてみようかなと思って、今回は、こういうふうに一般質問に出しましたけれども。彼らの言い分は、「そういったことがあれば私も働いてみたい」と、そう言っていたので、私は、「そういうのは、交代してできれば、それはいいでしょう」というふうに答えましたけれども、あくまで衛生課長がおっしゃるからには「あけぼの会」を優先したということ、これは、私も大変いいことだと思うが、今後、地域みんなに働きかけて、応募したいことがあればチラシでもってやっていただければと、このように希望しております。

続きまして、赤土のことについてですけれども、巡視員、赤土対策のパトロールということで、上の1点目と関連するかと思うんですが、このことについても何かパトロールの専任者がいるのか。町長のお答えは、聞き忘れましたが、町長がどのようにお答えされたか、私がまた二重に答えさせるのは大変失礼かと思うんですが、もしその赤土巡視員を選任しているならばどのように調査しているのか、お聞かせ下さい。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

巡視員ですが、巡視員の担当としては、特に選任はしておりません。今年1月に担当の保健衛生課で臨時職員を、その担当、あるいは、いろいろ県の取り扱いということで採用して、この臨時職員に対応をさせております。

○ 2番 翁長英夫さん

何かと行政のこういった方針を推進していることはよくわかりますけれども、同じくこ

ういった巡視員が巡視していることは、これは大変けっこうなことですが、何となく人間というものは、よくよくそういった仕事の合間にはいろいろと酒を飲むとかくつろぐということはよくありますので、そういう場所で何かそういう仕事を受け持ったというふうな非常に公務員みたいだという、仕事が安定したといわんばかりに、私に、「議員は何していますか、こういったのはどのように決めたか」ということまで言われているものですから、私は、「そこまでは知らないけれども」と言いましたけれども、しかし、そういったことがあれば、本当に地域の皆さんから、こういった頼みたいことがあれば、ぜひ文書でもって僕は、やっていただければと思います。再度答弁をお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

今のパトロール巡視員は、兼城出身の青年でございます。彼がそういうようなことは言わないと私は信じておりますが、ただ、彼も今、クリーンセンターで焼却灰のストックでくくる作業もやっております。そういうことで、彼がどうしても手が空かないと、こういう場合において、どなたか頼んだか、これはわかりませんが、そういうことがあれば、今後そういうことに気をつけていきたいと、こう思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで2番、翁長英夫さんの一般質問を終わります。

次、5番、仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

質問に入る前に訂正をお願いしたいと思います。「昨年の6月定例会」に訂正したいと思います。では、質問させていただきます。

旧西銘保育所の跡利用について。昨年の6月定例会で西銘保育所と中央保育所が統合して久米島町立久米島保育所となり、西銘保育所と中央保育所は、公の施設として廃止になりました。合併協定書の中で「統合整備により余った公共施設については、新町において既存施設の利用方針を策定し、施設の有効利用を図るものとする。」と記されています。旧中央保育所は駐車場として整備中ではありますが、旧西銘保育所は、利用方針が明らかにされていません。地域住民は、この施設の跡利用について非常に注目しているところであり、町長は、旧西銘保育所の跡利用についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

5番、仲村議員のご質問にお答えします。旧西銘保育所の跡利用について。保育所の統合により、旧西銘保育所と旧美崎保育所が空き施設となっています。空き施設の利活用の提案として、保健福祉関係者は、介護関連のショートステイ、精神障害者グループホーム等、その他で久米島紬織子養成所、児童館、地域文化センター、スポーツ関係者やI Jターン等定住関係者の滞在交流施設、生涯学習施設等いろいろな提案がありますので、早急に決定していきたいと思っております。

地域懇談会の時にも地域の皆さんから要望として上がるだろうと思っておりましたけれ

ども、要望が上がっておりませんでした。また、旧中央保育所跡地は、通り会からぜひ通り会の振興を図る意味で駐車場にしてもらいたいという要請がありまして、駐車場として利用するようになりました。できるだけ地域の皆さんの意見を尊重してやっていきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

昨年の6月定例会で、公の施設が廃止になる時に西銘保育所の跡利用について質疑をしましたが、担当課長の方は、「教育委員会と相談をしながら検討しているところであります」という答弁でありました。担当課の方では、どのように検討されてきたのか。

そして、町長の方では、選挙公約についての質問の中で、「ユイマール館として利用できないか、それともデイサービスの福祉施設としても話が上がっている。地域の声を聞いて、地域の希望に添った施設にしていきたいと考えている」との答弁でありました。担当課の方として検討したのかをお伺いしたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答え致します。合併直後から教育委員会の方とは話を進めていく中で、当面はということで、保健衛生部門の方も含めていろいろ検討してきたわけですが、例えば、リハビリとかレク愛好会、それからその地域一帯の子どもたちの、例を挙げて言いますと、「美崎みやらび」という三味線の子どもの練習の場とか、それから地域の方々の書道教室とか、こういったものに現在は、活用している状況であります。失礼しました。これは美崎保育所に限定しています。西銘保育所は、全く今は活用されてないです。それで、西銘保育所につきましても、そういうたぐいのものを早めに利用しながら、今後の跡利用計画を具体的に進めていこうということでしたが、全く関係する課、例えば、企画財政課、教育委員会なり、保健衛生課、福祉課等々、関係する課の日程の調整がうまくいかず、現在にいたって大変、ただ無用の長物化をなしているわけですが、兎にも角にも早い時期に話し合っ、跡利用計画をはっきりさせていきたいと考えています。

○ 5番 仲村昌慧さん

先程、町長の答弁の中で、いろいろな利用の声が上がって、話し合っていると。そして地域の部落懇談会の中では、その件についての意見はなかったということではありますが、実は、そこをどのように使われるのかというので地域の人たちが非常に気になっているところでもあります。そして、町長の公約の中で、大岳校区にユイマール館の施設ができるという公約をあげておりましたので、大岳校区としても非常に、それを期待しているところでもあります。

そこで、旧具志川村の方からも真謝のユイマール館ですか、そこに何名か通っておりますので、「近くにユイマール館ができれば非常に便利で助かるな」という声も聞いておりますので、ユイマール館か、もしくは児童館、それから生涯学習の場としての声もありますので、地域の声を待つだけではなくて、こっちから聞き入れて早く利活用できるようにお

願いをしたいと思います。

それから、今、その利活用が明らかにされていませんので、その管理というのがあまりちゃんとされてないのではないかなど。1回は、草刈りがされておりますが、今、門の扉がずっと開いた状態でありまして、そしてまた、その施設がずっと締め切った状態で、施設をそのまま締め切っておくと、もう、この家が弱ってしまって、早く老朽してしまいますので、たまには開けて空気の入換えをしたり、施設管理もちゃんとした方がいいと思いますので、その施設管理については、どのように考えておられるのか、最後にそれを質問し、そしてまた、先程の早急に、これが利活用できるようにお願いしまして、最後の管理の面での質問をさせていただきます。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答え致します。保育所としての保育施設の機能は、もう既に停止したわけですが、これまで保育施設として活用してきたという担当課の立場からしますと、今、施設のキー等は、福祉課の方で保管しておりますので、極力そういうことがないように、時々と申しますか、定期的にかけて、風を入れるなり、そういうことで、あまり改修費用がかからないように努力をしております。

○ 議長 高良ノブ

これで5番、仲村昌慧さんの一般質問を終わります。

次に、31番、崎村稔さん。

○ 31番 崎村稔さん

質問の前に訂正をお願いします。1番目の3行目の「レンタカー会社」を削除して下さい。「タクシー」は、そのままいいです。

31番、崎村です。3点ほど質問します。

1点目、県職員や業者等を役場職員が勤務時間内に公用車で空港にて送迎しているのが目立ちます。これは、タクシー会社の仕事を取り上げるものであり、業界から苦情が出ております。県三役や特別な人物を除き、即、禁止すべきと思いますが、町長は、どう考えますか。

2点目、結婚相談所について。超高齢化時代が目の前に差し迫った今、我が久米島町でも独身男性の比重がだいぶ増えてきました。これは、個人の問題ではありますが、町行政が先見の明を持ち、20年後、30年後の老人福祉問題、農業後継者問題等の打開策として、相談所窓口を開設することが福祉の原点です。職員を専門の相談所へ派遣する等して、この問題を現実問題として取り組むべきです。町長の考えを伺います。

3点目、観光振興について。琉歌にも唄われている白瀬川に架かる大港橋の両側にはクメジマボタルのきれいなモニュメントが飾られているが、町民の殆どが気が付きません。今年、久米島で全国ホテルサミットが開かれます。それを盛り上げるためにも、電照化してクメジマボタルや白瀬川を宣伝する必要があります。電飾する考えはないか。また、

自然文化センター駐車場入口には、太陽光発電機が設置してあるが、一基どのくらいの費用がかかるか。そして、これを大港橋にも適応できないか伺います。

○ 町長 高里久三さん

31番、崎村議員のご質問にお答えします。職員の送迎禁止について。ただいまの質問につきましては、町の基本的な考えとしましては、ご指摘のとおり、実施するように内部で確認し指導していきたいと思えます。

2点目の結婚相談所について。ご質問のあります結婚問題については、当局としまして大変重要な問題として認識しております。この問題は、現在、久米島の各地域において同じ悩みがあり、大変深刻に受けとめております。この問題の打開策として、沖縄県に相談所があるかどうか照会しましたが、現在、県の機関では、相談窓口はないとの回答であります。

今後の取り組みについては、島内での若者の雇用の場を増やす努力をし、また、若者が積極的に交流できる場を模索しながら、民間団体の関係機関とも情報交換し、問題の解決に努めてまいります。

3点目の観光振興について。県道久米島空港真泊線に属する大港橋の管理は沖縄県でございます。県へ問い合わせを致しましたところ、「一般的な事例はない、交通安全上の問題、ライトアップによる効果、既設道路への障害や既設構造物への影響」等々の事柄から他事例を調査し検討したいとのことです。それから、自然文化センター駐車場入口に設置してある太陽光発電機の諸費用については、税抜きで180万円程度です。

○ 31番 崎村稔さん

1番目は、内部指導していきたいという答弁がありました。これも前向きな答弁として取りたいと思えます。この件は、旧仲里村議会でも取り上げました。当時は、那覇市長の翁長市長が公用車廃止を打ち出した背景があつて私も意見を出したんですが、そのときはすぐ仲里村長が取り上げていただいて、町長は出張の往復、いつも私を今でも使っております。そして、各課の送迎も、ぐんと減ったように私は感じました。そして、我々の業界でも大変評価しております。

ところが、合併したとたんに、町長は、使っていておりますけれども、各課の送迎がすごく目立つようになったんです。旧仲里村議会では、私が取り上げましたので対処してくれたんですが、旧具志川村議会では、誰も取り上げなかったらしくて、こういう改善はなかったように思えます。

そういう点で、今後、さっき答弁がありましたように指導していくという答弁ですので、執行部の会議でも、ぜひ検討していただいて、弱い零細業者を助ける意味でも、ぜひ、実施してほしいとお願ひしておきたいと思えます。

2番目に、結婚相談所についても、これも以前に1回、お見合いパーティーなどを開いたことがあり、民間の那覇の相談所が久米アイランドで、那覇から15、16名の女性を連れ

てきて、町内の男性諸君とお見合いパーティーした経緯もあります。しかしながら、やっぱり民間側は長続きしません。どうしてもお金が掛かりすぎて。そういう点で、行政がどうしても補助してほしいということで、今、質問を出したんですけれども、これも公的機関には、こういう相談所はないということですが、民間の相談所がありますので、ぜひ、これも調査、勉強するなりして、ぜひ、やっていってほしいと思います。

老人福祉問題、そして学校の統廃合問題などもありますので、ぜひ、これも執行部の皆さん、庁議を開いて検討していただきたいと思います。

以前に4、5年前に旧具志川村では、喜久里議員を中心として、結婚問題として中国の方に行って、その成果として、5組のカップルが誕生しました。これも行政からは補助が多分ないと思うんですが、今後、町内でこういう団体が出てきた場合、私はぜひ、補助してほしいと思いますが、そういう考えはないか、もう一度お伺いしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えしたいと思います。この問題は、大変重要な問題ではあります。ただ、人権に関わる関係上、どこまで行政が携わるべきか、そのへんもいろいろな角度から検証しながら、今後の対応策を検討していきたいと思います。

○ 31番 崎村稔さん

訂正します。先程、旧具志川村では公用車問題を取り上げてないと私は発言しましたが、取り上げた経緯があるそうですので、訂正して謝罪します。

3点目の観光振興についてですけれども、これも県のいろいろな拘束があり、できないような答弁でしたけれども、今後、観光課あたりを中心にして、特にクメジマボタルの宣伝もぜひ必要ですので、いい方向に行政の方で持っていってほしいと思います。簡単ですが、終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで31番、崎村稔さんの一般質問は終わります。

次、8番、真栄平勝政さん。

○ 8番 真栄平勝政さん

8番、真栄平です。2点ほど伺います。

久米島有償バスの路線変更について。ちょうど奥武島1号線の真泊の工事完成により、久米島一周線と真泊1号線が結ばれ、今まで赤平を通過し宇根へ行っていた路線バスを、真泊を経由することが可能になりました。真泊地区高速艇利用者等の利便性向上のため、町営バスの真泊経由が必要と思うが、町長の考えを伺います。

関連して、路線バスの運行に際しては、安全性から県道の改修は必要であります。真泊地域のように住宅地で歩道がなく、車道幅員の狭い県道は、久米島のどの地域にもありません。子どもたちの通学路として利用されております。また、お年寄りが車を気にしながら車道を歩いている様子は非常に危険です。さらに町長もご存じのように、真泊地区は、

大雨のたびに冠水しています。県道の改修と同時に県道の排水施設の修理により、冠水の防止に大きな効果が得られるものと思います。以上のようにバス路線の変更、県道の改修、真泊地区の排水の改修を一体的に計画していく必要があると思いますが、まず、路線バスの変更は、町の手続で十分可能性はあるのではないかと思います。以上、バス路線の変更、県道の改修、真泊地区の排水の改修について町長の考えを伺います。

2点目に、謝名堂側河口浚渫整備をする計画について。きれいな海は、久米島の最大の資源であると思います。その海の汚染源である赤土の流出は、毎年大雨のたびに繰り返されている。島尻地区における赤土流出防止の事業による沈砂池等の設置は、大きな成果を上げると聞いています。ぜひ継続していただきたいと思います。

今後の公共事業の導入も、環境を守る事業を優先的に導入していく必要があると思います。そこで、謝名堂川河口について伺います。復帰前後の土地改良事業の農道の材料として砂利が採取され、干潮時でも一帯は干上がらず、水深2m前後の窪地が散在していましたが、現在は、土砂が堆積した状態となっています。30年余り沈砂池としての機能を果たした赤土で満杯になった状態であります。また、大雨時のさとうきびの枯れ葉等の海への流出による船のエンジントラブルの危険性が危惧されています。漁船、観光客を乗せた船が最も往来する地域であります。船のエンジントラブルは、生命を危険にさらすことさえあります。

近年、河口周辺は、鳥の飛来が多いところであります。謝名堂川河口の整備について、1点目に、海を赤土から守る沈砂池としての河口整備、2点目に、さとうきびの枯れ葉等によりエンジントラブルを防止し、漁船、観光船の安全確保の河口整備。水鳥、カニ等の自然観察の場としての河口の整備、以上の3点を考慮した水環境の整備と沈砂池を一体化とした整備をする必要があると思います。

銭田川についても同様の考え方をもとに、赤土対策等を講じる必要があると思います。久米島の観光産業、漁業の発展のため、早急に謝名堂川河口及び銭田川の整備をする必要があると考えるが、整備の必要性について町長の考えを伺います。

○ 町長 高里久三さん

8番、真栄平議員のご質問にお答えします。久米島町有償バスの路線変更について。久米島町バス対策会議に諮り検討をしていきたいと思います。

それから、2点目の謝名堂川河口を浚渫整備をする計画はないか。浚渫につきましては、次期漁港整備計画で水路も含めて浚渫の要請をしておりますが、時間を要しているのが現状です。そこで、河川管理者である南部土木事務所へ要請しましたところ、県においても平成15年度で河口の浚渫の実施に向けて努力したいということでもありますので、引き続き要請したいと考えております。

○ 8番 真栄平勝政さん

路線変更については、早急に整備して実行してもらいたいと思います。

それと関連しての、路線バスの安全性のための道路の拡幅ですね。それと冠水防止のための排水路設備等はどうお考えですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

県道の拡幅についてでございますが、現在の県の計画としましては、現在やっている拡張整備、工事継続中でやっている農協付近から、仲里小学校の橋までが一応校区設定されて継続事業でやっていますが、そこが完了した後の、それから続きについては、県の方で採択して事業をはじめるといようなことでやっています。

それから、泊地区の排水についてでございますが、どういった災害で、どういった環境現場であるのか、調査して、県の方と事業採択について要請していきたいと思っています。

○ 8番 真栄平勝政さん

真泊の場合は、幅員も狭く、歩道がないんですね。小学校の通学路になっているものですから、特に町民の生命財産を守る観点から、ぜひ、こちらの整備を優先的に行ってもらいたいと思います。

それと2点目の、どういうトラブルがあるかということなのですが、これは、自分たちも利用しているんですけど、大雨のたびに水草、さとうきびの枯れ葉が校内に溜まり、車道は、大雨のたびに清掃しないといけないような状態です。車のエンジンは水を吸い上げて、オーバーヒートとかあいう事故がよくあります。そういうことがありますので、これはぜひ、河口浚渫だけではなくて、そういう水草等が流れないように、そういう対策もしながら、この謝名堂川河口整備を早くできるように検討して下さい。ひとつ、いつ頃できるか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

県道の拡幅については、機会ある毎に、県の方と調整しながら要望してきていますので、今後とも続けて要望して、早めに行ける方法を講じたいと思っています。

それから、泊地区の船だまり場のホテイアオイとか、きびの枯れ葉についてでございますが、将来計画につきましては、儀間川総合開発事業の一環としてタイバル池、それからその排水路の河川等を含めての総合整備計画がありますので、これと合わせてやりながら、当面の問題としまして、タイバルにワイヤーメッシュを張って、枯れ葉とかホテイアオイが流れないように対策を講じています。それと、赤土の一時沈砂池的な役目も果たしていると思っています。そういった対策をしながら儀間川総合開発計画に基づいての整備を進めていきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

これで8番、真栄平勝政さんの一般質問を終わります。

次、13番、山城和満さん。

○ 13番 山城和満さん

13番、山城和満です。今回、新年度の町長の施政方針を受けて一般質問を行います。町

長の施政方針の産業の振興の項目の中で、「農業の担い手となる若者が、魅力を感じ、将来へ夢を抱ける農業でなければならない」というふうにうたった中で、一番最初に取り上げたのが「台風による塩害の大きさ、この台風対策としての防潮林、防風林の整備が緊急の課題となっております」とあります。これが緊急の課題、今、先だっのの新年度予算の総括質疑の中でも、また、今、一般の皆さんの話題の中でも、今年のさとうきびの出来の問題など大変久米島にとっては、これまでにないような大きな問題になっておりますが、これを受けての予算措置、これがどうなっているのか。この事業計画、この予算措置が十分なのかどうかということをお伺いしたいと思っております、質問通告致しました。

そして、町長は先程来、さまざまな質問に答えておられますが、近年、潮害が多発している、その原因をどう考えているのか。町としてこの島の周囲にどんどん多くなってきておりますコンクリート、消波ブロック、テトラポットという呼び方もあるようですが、これに原因があるのではないかとというふうな指摘をされている意見もあります。町としてこの関係を調査する考えがあるのかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

13番、山城和満議員のご質問にお答えします。農業の振興について。台風対策としての今年度の事業計画は、防潮、防風林として植栽する苗木を必要な農家に無償で提供し、各農家のできない場所については、関係団体と連携し、防風林の植栽を実施していく計画であります。また、県事業の保安林整備事業として、比屋定シンバルの海岸線の保安林の整備も計画されております。また、塩害の原因が消波ブロックにあるとも言われておりますが、今後、台風時や強風時において事業関係課と連携し、消波ブロックについての状況調査を実施していきたいと考えております。

○ 13番 山城和満さん

町長の答弁の中で、台風対策として防風林の苗木の購入、予算書で300万円計上されております。久米島がこれまで歴史上と申しますか、久米糖だけではないです。久米島がこの久米糖ができて以来最悪だと言っていますが、今年のきび、これは、私が指摘するまでもないと思う。町長も十分認識してるかと思いますが、町長の施政方針にあげられている農業の担い手となる若者が今のような状況で本当に夢を抱いて農業ができますかというところ、町長、「この300万円の苗木を皆さんにあげますから、きびを植えて下さい。台風対策はこれで十分です。」とは、とても思っていないと思います。そして、こういうときにこそ、久米島町としては、農業に対するこれまでの行政の対策、対応、機械化による効率化、面の整備による効率化だけではなく、本来、農業のあるべき姿、個人的な一般の農家の皆さん、直接、自分で防風林作って下さいではなくて、町長の方針の中にもあります新町建設計画、久米島町総合計画を策定するに当たりましては、ぜひともこれまでの久米島の農業の在り方をもういっぺん見直してと申しますか、原点に立ち返って、旧具志川、仲里両村とも基盤整備という名前で土地改良をどんどん進めてまいりました。結果としてはどうで

しょうか。これをどうするかということ、皆さん、町の基幹産業であると言われている農業、本当に真剣に話し合われたことがあるのかどうか。今年のさとうきびの出来を、僕は、これを重点的に置いても、皆さん、庁内の中で今後の農業の在り方についてどういう話し合いがされたのかお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

まず、300万円の苗木代で塩害、風の被害が防げるとはもうどう思っておりません。一気にすぐできるわけでもないし、まず手始めとして、できるだけ農家の皆さんが取り組んでいけるようにまず苗木を配布すると。それから県の防風林事業が進められていると。それから、町全体としてその防風林を設置する場合に、畑の提供があると思うんですよ。そのへんも調整して、無償ではないと思うんですが、そこから防風林を作った場合に貰えるか。それから、町全体の防風林計画を土地利用計画の中で検討していくというような、将来計画も立てないといけないと思うんです。

それから、農業にとって真剣に考えたことがあるかということですけども、これは多いにあります。私は、久米島の現状においては、まず、きびを中心にした、それから野菜、花卉、畜産というような複合経営の農業形態でなければいけないと思っております。そういう意味では、何といたってもきびの生産も奨励をして推進していかないとはいけません。私は、口癖のように言っておりますけれども、まず、久米島は第一次産業の農業、漁業として、その後に観光産業だということを常々言っております。

そういう意味では、第一次産業の農業、漁業については、もっと真剣に今後も取り組んでいきたいと思っているし、また、課内においても、きびの対策、さとうきび振興会等もあるし、それから野菜についてもそういう組織がありますので、いろいろな組織を網羅した久米島の農業について検討していきたいと思っております。

○ 13番 山城和満さん

実は、予算書の中で広域保全林整備事業、これも海岸端の防風・防潮林だということを聞いて、町長の先程の答弁にありますように、比屋定地区が終わり次第、また他の所という話ですが、実は今、旧具志川村の清水から空港にかけても、また、旧仲里村イーフ地域、元の防風林がなくなったために、塩害、潮害がひどくなったのではないかと、防風林が枯れてきているんですね。これに対して行政が今お話しのように、行政は、一気になんでもできるわけではないと思いますが、僕は割合の問題だと思います。この島を、この町をどう活性化させるかということで、農業をやる気をなくしたら、そのときになってからでは大変手遅れになると思います。ぜひ今回、抜本的にといいますか、本当にできたらドラマチックに、町長のお話のように、農業を発展させてこそ、島の発展があるというふうな考え方で、役場庁内が一体となって頑張っていたら島の農業もまだやり直しといいますか、頑張れる力は残っているかと思いますが、これをその場しのぎといたら大変失礼なんですけど、おざなりな行政の対応では、この島の農業が衰退していく

一方ではないかということをお大変懸念していますので、今後はぜひ、行政、農業、島に住んでいる人が潤ってこそ、他所から来ても素晴らしい島だというふうに見られると思いますので、島で物が生産できるように、農家の皆さんに指導と、また、行政としての働き、頑張ってもらうことを期待して、この件については終わります。

あと、消波ブロックについては、一言だけ言わせてもらいますが、消波ブロックがあるかどうかは町長も検討するという話ですが、実は、農業の先進地で沖永良部という島では、島の北川に洞穴がありまして、海水が吹き込みますと20、30m吹き上がるようです。これの塩害がひどいということで、大事な自然遺産ですけど、コンクリートで埋めたという事例も聞いております。我々の島で、このテトラポットができてから潮害がひどくなったということは、皆さんも十分ご承知だと思います。この配置の仕方を直接島にぶつかる前に、もっと沖の方で波を弱くする方法はできないのかどうか。逆に今、岸壁におかれているテトラポット、その消波ブロックをもっと友好的な波消しができるような方法はできないかどうかを国や県にも要請していただいて、この島の港なり、構造物を守るために島の農業が亡んでは、どちらも大事ですけど、ぜひともこの潮害が少なくなるような方法を、対策を講じていただきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで13番、山城和満さんの一般質問を終わります。

次、24番、山城宗太郎さん。

○ 24番 山城宗太郎さん

24番、山城です。私は、1点だけお伺いしたいと思います。

道路整備について。町長の施政方針にも体験滞在型観光が盛り込まれております。そして現在、学校教育の中でも体験学習が実施されております。焼き物体験等で現在までに観光客、児童生徒、保育園児など合わせて約1,400名ほどが体験しておりますが、山城9号道路は、急勾配で道幅が狭いために対向車がある場合に排水路に車を落とすこともあり、大変危険だとのこと。観光客、児童生徒、保育園児等の安全、そして一般住民の安全の確保のために道路を拡張し、整備する計画があるかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

20番、山城議員のご質問にお答えします。この道路は、当初、山城池の管理道路として整備されております。幅員も狭く勾配がきついため大型車輛の通行に支障をきたしているようであります。町としても、その一帯は、文化村として位置付け整備する計画でありますので、道路改良事業が町の単費での整備は厳しいものがありますので、どの補助事業で可能なのか県と相談していきたいと考えております。

○ 24番 山城宗太郎さん

この道路は、町長がおっしゃるように、池の管理道路として整備され、そして幅員も本当に狭くて、あそこを通るたびに、ヒヤッとするようなことがあります。県と相談してや

りたいということですが、今、観光客の方にも、向こうでの焼き物の体験、非常に喜ばれているということでもあります。当初よりも、だんだん回数も多くなってきたということでもありますので、これをぜひ、早急にやってもらいたいと思いますが、いつ頃そういうのは検討に入るか、お願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問についてお答え致します。先程も説明がありましたとおり、この路線は、山城池の管理道路として農林省予算でできた事業でございます。農林省の場合は、治水農道については、幅員5mという基準がありまして、交通量等も勘案して、どうしても5m以上は、おそらく当時の採択ではできなかったと考えています。それで、1,400名もの利用者が、そこでいろいろと体験学習等もあることでもありますので、農業施設からの予算では、これ以上は、幅員拡張もできないと思いますので、国土交通省の予算に基づいて町道に格上げして、交通省の予算でもって幅員を広げ、さらには必要とあらば、道路の片側でもいいから歩道も付けて、滞在型観光に向けて、または、修学旅行生の交通安全に向けてもぜひとも早急に整備していきたいと思っておりますので、今後、国、県へ採択に向けて努力していきたく、そう思っています。

○ 24番 山城宗太郎さん

この路線は、協会の方は、また別の所から行ったりもやりますけど、そういう面もありますので、観光振興のためにも、ぜひ、早めに対処してもらいたいと思います。終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで24番、山城宗太郎さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 4時41分 休憩)

再開します。

(午後 4時57分 再開)

以上で本日の日程は、全部終了終了しました。

本日は、これで散会します。

(午後 5時00分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号13番） 山城和満

署名議員（議席番号14番） 宮田 勇

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

4 日 目

3 月 1 8 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第4号

招集年月日	平成15年3月18日 (火曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月18日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	3月18日 午前12時00分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	17番	新垣 盛助	番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	15番	山城 節	16番	平田 勉
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	山城英明
収入役	松元徹	住民課長	大城行男
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	山里昌輝
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	神里勇
企画財政課長	山城保雄	水道課長	吉元幸信
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程 [第4号]

平成15年3月18日(火)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		一般質問	
第3	発議第2号	イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

17番、新垣盛助議員から欠席届が出ております。午前中とのことですが。

ただいまより本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規程によって、15番、山城節さん、16番、平田勉さんのお二人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、これから一般質問を行います。

一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規程によって、それぞれ30分以内とします。

一括質問、一括答弁後に各項目ごとに2回まで行います。

順次発言を許します。

9番、上江洲盛元さん。

○ 9番 上江洲盛元さん

日本共産党の上江洲盛元です。若干の質問を致します。

農地及びそれと関連する赤土流出防止対策について。近日、某氏の訴えにより耕作地の作業現場を調査致しました。字久間地の五枝の松清流、ここは、クメジマボタルの発生地の上流の方でございます。2番目に、赤嶺パイン園近くの農道工事。3番目に白瀬ダムの源流一帯、これは、キクザトサワヘビの管理区域でございます。4番、字真我里の上の農作地開発数箇所。5番目に儀間川への直接流出のところ。6番目に浦地川の中流、浦地橋上流沿いに行ったところでございます。これはもうひどいです。行ってみれば、ホテル館の川へ直接に流れるような乱開発がされています。その他、多数ですが、以上のことについて「久米島町赤土等流出汚染防止条例」(平成14年4月1日条例第90号)第6条1項、2項及び第7条との関連によって、どう対策を立てるのかお伺い致します。現場調査もしてほしいのですが、先だって執行部と調査致しました。

第2点目に、町役場の公用車についてであります。具志川、仲里村が合併して既に11カ月余にもなります。町役場の車の台数は何台か。また、その運用の仕方はどうなっているのか。さらに使用頻度等についてもお答え下さい。また、町長の15年度施政方針の中での行財政改革との関係で検討する必要はないかお伺い致します。

町役場の人事行政についてが3点目です。合併に伴う初めての人事異動で大変難しい面

もあったと思われませんが、ところで、この11カ月余の各課の仕事ぶりに鑑みて、各課や係による仕事量の軽重と人員の数の適正配置の反省点はないか。もしあるなら再編強化し、適正な人事行政にしてはどうだろうか、お伺い致します。

4点目です。教職員人事について。旧仲里村時代には、毎年12月定例会に教職員の適正人事について質問しましたが、特に同一校からの校長、教頭の同時転出入はなかったのかについて主眼を今回置きました。こういうことが過去にありました。幾度も、学校運営の面から不適であるのは明らかであります。今回は、どういう動きになっているのかお伺い致します。

2点目に、前議会で取り上げた幼稚園教諭の加配は、新学期にはどうなるのですか、お伺い致します。

さらに、町長の15年施政方針の中のIT授業や20人授業などの実施との関係について具体的なご説明をほしいと思います。

5点目、阿嘉のヒゲ水上の県道の件について。またまた、既に亀裂が入っている。2001年の台風の時に最もひどく、30センチも落ち込んだひび割れでした。県道の迂回も視野に入れ、地質学専門の方に調査するようお願い致しましたが、その調査はなされたのか、結果をお伺い致したいと思います。

次に、福祉施設についてでございます。6点目。町長の施政方針の中に、特別養護老人ホームや老健施設について触れられていないのは残念であります。最近の未公開ではありますが、情報が入っています。別の方が特別老人ホームを久米島に建設したいとの情報があります。町長は、どのような対応をなされているのか。あるいはお会いされたのか、お伺い致します。

7点目、町財政についてであります。去る2月27日、町村議会議員・事務局職員研修会が読谷村文化センターで開催されました。その中から2、3取り上げたいと思います。一つに、沖縄県は、平成13年は赤字団体が21あったが、平成14年では、25団体になったと説明されています。ちなみに平成13年度市町村決算の概要では、53市町村の内仲里村、具志川村が赤字になっていると説明されています。あの文書をそのまま読みます。「しかし、仲里村、具志川村の赤字は、合併に伴う出納整理期間なしの打ち切り決算の結果、国庫支出金等の特定財源の一部が未収となることによるもの」と説明されているが、これは、文書そのままです。合併して、結果的には総合したらどうなっているのか、お伺いしたいと思います。赤字か黒字かです。

町財政について。再び。当日の研修で「市町村合併と住民自治」をテーマに千葉大学教授、東京大学名誉教授の大森彌氏はこうも語られました。「現在、合併に向けて『西尾私案』（これは後で具体的に申し上げます）が出され、人口1万人以下の自治体は、直接都道府県の直轄行政にすべきだ」と。久米島は、例え合併したにしても人口1万人に達していません。この「西尾私案」は、私案とはいえ重大です。町長の見解をお聞きしたいと思

います。これは、ただただ見過ごすわけにはいけないはずです。

以上、壇上からの質問を終わります。

○ 町長 高里久三さん

9番、上江洲議員のご質問にお答えします。県や町の建設事業については、県中央保健所の通知に基づき、赤土対策のパトロール指導を適時実施しております。また、農地等の赤土流出は、関係課及び保健所駐在と連携して情報交換を行い、一部関係者には、指導しておりますが、各課関連するので今後さらに連携を密にし具体的対策方法を検討していきます。ただいまの答弁は、農地及びそれに関連する赤土流出防止についての答弁であります。

次に、町役場の公用車について。現在、町が保有している車輛は町営バス4台、マイクロバス10台、トラック及び貨物車26台、乗用車13台、その他、学校車17台、消防車輛15台、特殊車両5台、原付1台の合計で91台です。そのうち消防の車が20台、学校関係が17台になっております。そのうち3台は、外郭団体へ貸し出ししております。

運用の仕方についてであります。合併後、新町の組織の課に振り分けて配置しております。今後につきましては、台数の増については、必要最小限に調整していきます。頻度についてであります。使用頻度は、それぞれの課の業務内容によって違いがあります。行政改革との関係がありますが、この件につきまして、今後、行政改革大綱を策定する中で検討をまいります。

次に、町役場の人事行政について。人事配置について、人員の数の適正配置の反省点はないかということですが、大いにあります。人事は、100%達成することは不可能だと言われております。そういうことで、平成15年度の人事については、職員の希望を調査し、各課長と助役、総務課長がヒアリングを実施。三役調整のもと、総合的に判断し、職員のバランスを取りながら適材適所に配置しております。今後の人事異動については、行政改革要綱の策定と合わせて検討をまいります。

阿嘉のヒゲ水上の県道の件について。この地区は、路面に亀裂がよく発生し県が再三補修をしている場所です。南部土木事務所においては、調査委託業務を発注し、原因の究明及び対策工法等の検討をしているところであるそうです。調査結果を踏まえて事業実施の可能性については、今後、本庁と調整を図っていきたいということでございます。

次に、福祉施設について。本件に関しては、初耳であります。仮に民間組織から行政への支援依頼がありましても、先程答弁したとおり、特別養護老人ホームの新設・増設は大変厳しいと思います。しかしながら、在宅サービスに類する新たな事業の立ち上げの情報や要望等がありましたら積極的に話し合いに応じてまいります。

町財政について。平成13年度の旧両村の決算については、ご質問のとおり赤字決算となっております。国・県支出金、地方債の特定財源が事業完了後の4月、5月で集中して収納されるため、出納整理期間なしの打ち切り決算が赤字の要因となっております。

未収となった特定財源は、すべて久米島町平成14年度予算へ継承されています。

財政についての、小さい質問の2、地方制度調査会専門委員会に副会長の西尾勝氏が提出した案であります。この件は、平成14年11月12日に全国町村会常任理事会が開催され、委員会としての意見が決議され、同日地方制度調査会へ山本会長が松本専門委員長と面談し、同意見が提出されております。町といたしまして、沖縄県町村会と歩調を合わせこの問題については、到底合意できるものではないと主張してまいります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

9番、上江洲盛元議員の教職員人事についてお答え申し上げます。まず最初に、校長、教頭の同時転出入についてでございますが、平成15年度の管理職人事については、校長、教頭の同時転出入はございません。

2点目の、幼稚園教諭についてでございますが、平成15年度の幼稚園教諭は、6園に8人が配置され、また、町教育委員会に専任補充として1人が配置されております。

3点目の町長の施政方針との関わりのIT事業や20人学級についてでございますが、町長の平成15年度施政方針では、文部科学省の21世紀教育新生プランを受けて、IT授業や20人事業などの実施による、わかる授業で基礎学力の向上を図ることを掲げております。町教育委員会と致しましては、平成14年度にイントラネット事業によってハード面、小学校、中学校、各学校に生徒1学級人数分の対応ができるコンピューター室を設置しております。それから、各学級にコンピューターを設置し、授業への活用、校内LAN、あるいはインターネット、テレビ会議への対応ができるようになっております。平成15年度から各学校のいろいろな授業でITを活用し、わかる授業、参加する授業を推進する所存でございます。そのため、教職員のコンピューター活用能力を高めると共に、各種のソフトを整備してまいりたいと考えております。

それから、20人学級につきましては、やはり一斉授業の中で一人ひとりの子に応じた学習指導を行い、授業効果を高めていくという点から、文科省の、そういう方針が出されております。町内の小中学校における学級ごとの生徒数は、小学校で36学級中21学級が、中学校17学級中6学級が20人以下の学級になっております。このような少人数学級編成については、町の一般財源の対応になり、町職員として配置することは、財政上困難な状況がございます。従って、県費負担の教職員の加配をお願いし、徐々に改善を図っていきたいと考えております。本町では平成15年度に、久米島小学校が指導法改善工夫の要員として1人だけ加配していただいている現状でございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

時間が限られていますので、集中的なものから先に、福祉施設の問題から先に致したいと思えます。

ただいまの町長の答弁でしたが、「厳しいので在宅サービス要望がありましたら…」云々でした。昨日の同僚議員の答弁に対して、「特別養護老人ホームは厳しいが、支援をす

る」という答弁です。そしてさらに、「20床は何とか道が開けるのではないか」、さらに「久仙会の高良さん、武藤さんと一緒にある代議士に会ってきました」という答弁でした。さらに私、議事録を持ってまいりましたが、2001年の議事録、これは3月です。町長の答弁ですが、「特別養護老人ホーム増設について、特別養護老人ホーム久米島の高良施設長が厚生労働省に特養の増設ができないか要請したところ、仲里村、具志川村両村から県を通して陳情書を出せば20床の増設は、可能だと報告を受けています」という答弁もありました。それに対してどういう運動を展開してきたかというのを取り上げたいのであります。

実は、いろいろな資料を持っているわけですが、この年齢の方、65歳以上が入るわけですが、今の90歳、80歳以上の方は、日露戦争や太平洋戦争で大変苦勞された方々でございます。一人住まいの方々が大量いらっしゃいます。

私の入手した資料によりますと、特養床以外、離島町村高齢人口と人口比較された表があります。伊是名村が人口1,897名、特養ホームが30床あるんですよ。私たちは、1万人弱で30床、伊江島が5,112名で30床、栗国が人口960人で30床あるんです。伊良部が人口6,903人で30床、竹富が3,551名で30床、与那国が月桃の里ということで、与那国の人口が1,852名で30床なんです。こうして竹富と与那国はどうしてもできないということになっていたが、これは強力な運動によって、これだけの人口で30床の特養ホームができています。ちなみに、特養ホームに入る必要があるのが、実は、久米島は117名、いいですか、町長。伊是名は11名、伊江が20名、久米島117名です。117名の内、島外に80名、島内に37名、さらに50名の方が去年の4月に増えているということでもあります。行政は、いろいろな仕事をしなければなりません、まず、人命、福祉から先ではないのかなと思います。

これは、平成14年度作成の久米島町総合福祉センター基本計画、これは、町長の最初からの久米島町総合福祉センターの計画にもありますが、それをめくってみて、どうも老人ホームと離れたようなものが書かれています。老人ホームは、側に置かれていて、矢印で別の単独でやりましたね。グループホーム等なんかがあります。グループホームというのが私は、那覇にある名嘉さんがやっているのをよく知っておりますけれども、それとの関係なのかなと思ったりするんですが、いずれにせよ、この問題は、過去に、ある字でおばあちゃんが亡くなって、旧仲里村で取り上げたことがありますけれども、亡くなって4日間もしてはじめて、このおばあちゃんは発見されたという、ひとり住まいで、これをどうするか、こういう事態が現在あるわけなんです。たくさんの施策、町としての施策はありますが、一番大事なことが忘れられているのではないかと。117名の方が現在、久米島出身がいらして、あちこちさまよっているんです。家庭においては、もう面倒を見きれないという家庭、私にいろいろな相談がたくさん来ます。ところが手続きしたら満杯、30床。

我々仲里村時代に議員全員視察もしてきました。向こうは、西側が空いているから、向こうに拡張できるなど、みんなそういう相談もしましたが、答えは、こういうことらし

いですね。全国で特別老人ホームが一番多いのが沖縄だということで、国としては、現在どうしようか、だからできない、ところが私の考えでは、押せば押せる、これでできるのではないかなと思いますけれども。

先程、ある代議士が見えて、その件についてとおっしゃっていて、昨日の答弁も嬉しいわけですが、一つ、行政マンというのは、押さない限りダメなんです。これは、この福祉施設問題だけではなくてすべてがそうなんです。3名の町長、助役、収入役の1人くらいはしょっちゅう那覇へ行って、県とのいろいろな交渉をしてもらいたい。嘉手納町みたいに来年の4月から助役、収入役を減らすということもあります。それはそれなりの道を辿ってきている中での財政との関係でそうしているようだけれども、いかにして官僚と、あるいはその他行政マンと、その話をじっくりやって、沖縄全体から見た場合、久米島の人口から見た場合、どうしてもお願いしたいという、こういう意志でもって強く働きかけてほしいと思います。まずこの1点から。

○ 町長 高里久三さん

説明の趣意書に施政方針にないからということですが、決して施政方針にあげないから取り組んでないというわけではありません。今先程、上江洲議員が報告のあった資料を私も持っております。これは、平成12年の国勢調査による資料であります。伊是名、それから伊江島、久米島、粟国、伊良部、竹富、与那国、離島は人口に関係なく全部特養は、30床なんです。ですから、私たちもこの117名もいて、非常におかしいのではないかとこのことを取り上げて挑戦していこうと思うんですが、まず問題は、県で受けて、国に本当に真剣に取り組んでももらえるかという意欲の問題も一つ県にあります。県は上から、ダメだと、話のはもしないぐらい、言ったら、ダメですよということで受け付けないような状態です。ですから、県もこの問題を真剣に取り組んでくれるように、まず運動を展開をしていくと。そして、国会議員なども通して、この問題に取り組んでいこうと思っております。

それから、今、久仙会の方からグループホームで旧仲里村の保育園の跡、中央保育園の跡、それから今の幼稚園の跡にグループホームを造りたいということの要望が来ていますので、私は大賛成ですから、両方いいところを選んで下さいということで、今、進めています。とにかく、先程指摘があったように、福祉問題、これは本当に切実な問題で、去った地域懇談会の中でも、どこの地域においても、早く老人ホームを造ってくれという意見がありまして、何とかして、その30床入所に増床し、また、グループホーム、それから社会福祉協議会とも連携して、デイサービス等、そういうような内容の充実にも取り組んでいきたいと思っております。

今、久米島久仙会の20床の増設については、今後、真剣に取り組んで、今、上江洲議員が言ったように意欲の問題もいっておりますので、意欲を負けないように頑張っていきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

もう、県を飛び越えて下さい。直接、国と直談判してやっていただきたい。

それから、もう一つ、昨日の福祉課長の答弁の中に、旧西銘保育所、これはまだ使っていない。確か久仙会事業計画で要望があったと思うんです。跡地に1ユニット9名の、痴呆対応型共同住宅にどのように対応されようとしてるのか、福祉課長、お願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答え致します。現在の久仙会が計画しております痴呆対応型グループホームなのですが、定員が9名となっております。この施設整備につきましては、1法人1ユニットという原則がございます。したがって、今、町長から答弁がございましたように、既存の保育所の隣、もしくは、以前の中央保育所の跡地（更地になっているわけですが）、どちらでも町長はどうぞということがございますけれども、この基本原則は、民間地域であるということ。徘徊癖のある方々。それと地域とのふれあい。また、自分たちで食材の購入等をしながら地域とふれあっていくということからして、民間地域であるということが基本原則でございます。そういうことで、場所は自ずと制限されてくるわけですが、ただ、差し当たってあっちもやりましょう、ここもやりましょうというふうになった場合に、県の担当課としてもまたいろいろとまどいが出てきますし、また、ダメだということになりかねないものですから、まずは、一施設を立ち上げて、その後久米島のニーズはこうですと、まだまだ足りませんということを、その段階で要望していかなければ、一度にあの施設も、この施設も痴呆介護型の施設整備をしようというふうになった場合には、これは、根底から崩れてくる可能性もありますので、そこは、慎重に対応していきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

時間がありませんので、いずれにせよ総合的に、この問題は町長、福祉課長、取り上げていただきたいと、切実にお願い致します。

次に、赤土問題についてです。これは、旧仲里村の議員の皆さんもずっと取り上げてきている問題ですが、2、3だけを取り上げます。実は、ホテル館の側を通っている浦地川の上は、この浦地川です。浦地橋のもう一つ行ったところに小さい橋があります。1千坪くらいの、最近、ユンボで川の直ぐ側までやって、雨が降って、赤土が大変です。はっきりいって、某氏というのは佐藤館長さんですが、彼と一緒に全部調べました。それで、私は、保健所の喜友名さんにもお会いしましたが、私有地だからどうしたらいいかなど、この人も迷っているわけです。条例にもありますが、私有地から赤土を流さないようにするにはどうすればいいかなどということ、協議会も設置されているわけですから、真剣に考えていただきたい。ホテル館の側の浦地川の近く、上流ではなくて中流、もうひどいですよ。これで今度の4月18日に全国ホテル大会を開きます。もう恥ずかしくてしょうがない。原状回復すると役場に伝えているようですけども、そこいらをひとつどうすればいいか

考えていただきたい。

せっかく耕しているのに、周囲は溝を作って、溝から直接U字管をやって川に流れるようにやっているところ、真我里の上の方。ですから、私の問題提起、これは、資金とも関係しますが、耕作する方と、それからユンボ、機械を使う方と行政三者でもって相談をして、さらに場合によっては、沈砂池をどれだけの畑にはどれだけ必要だと、これくらいは補助金を出すとか、「俺の土地じゃないか、かまわんじゃないか」と言われないように、これをひとつ提起しておきたいと思います。答弁をお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

赤土問題についてですが、各々工事等、事業については、これは、防止対策を義務づけられて、沈砂池等、こういうのが義務づけられております。それに不備がないか、我々当局としましてパトロールして指導しております。問題なのは、一番は、農地だと思います。結果が起きてから復元というのは非常に難しいところがあって、私、個人的な考えですが、再三、旧仲里村の議員からもあって、この申請制度、農地を耕新する場合の申請制度をどこに申し出ればいかと、こういう指摘もあります。やはり今後は、その耕新の前に情報がキャッチできたら、そこで現場を調査して、どういうふうにしたらいいかお願いすると。今のところ、結果が起きてしまっただけでは大変だということになって、非常に難しいところが今のところあります。ですから、今後、プロジェクト班も設置しておりますので、その中で徹底した対策をやっていきたいと、こう思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

町役場の人事行政との関係もありますが、昨日の答弁の中である同僚議員から赤土問題が取り上げられました。「どの課が担当するか、現在ちゃんとしておりません」という答弁でしたね。ですから、新しい人事ができたという答弁でしたが、ここをちゃんとどこが担当、どういうメンバーというふうにやっていただきたい。これは答弁の必要はないと思いますが。

それから公用車の問題、91台ですか。これはバスも入っているし、消防車も入っています。私が旧仲里村で調べたときには、調べて議会でやりました。仲里村はあのとき23台、具志川村は25台車が配置されておりました。財政上、これだけの車が必要かどうか。再検討していただきたいと思います。あとでひっくり返して答弁していただきたいんですが。もう1回答弁してからお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの公用車の件について、私の方からお答え申し上げたいと思います。現在、保有している車輛については、旧具志川村、仲里村から引き継がれたものでありまして、今後については新たに、これ以上増やすということは原則として考えておりません。今あるものは使えるだけ使いながら、廃棄すべきものは廃棄していくというかたちで。基本的にはまた各課とも調整しながらやっていきたいと思います。

○ 9番 上江洲盛元さん

これ以上増やすのではなくて、減じて下さい。各課調整して、この課とこの課とこの課、これで何とか1台とか、こんなマイナス財政の中で大変な危機を迎えているわけですが。それから教職員人事については、これはありませんでしたが、ただ、管理職の問題、過去に何回かあるんです。今、仲里小学校に2人の管理職が同時に入ってきて、「来年はあんた方同時に出るの、ダメだよ」と、個人的にですが、「一人は残りなさい」ということを言いました。こういう人事をしていただきたい。そしてもう一つ、議長に先程釘を指されましたが、質問以外、具志川中学15名中11名の教師が転出するそうです。15名中11名。これは、昨日の学力問題論についてはちょっと違う面がありますが、昨日の同僚議員と。学力問題との関わりでこれでいいのかどうなのかということでもあります。

次は、阿嘉のヒゲ水の問題。ここは、まず、調査されたかどうか。それからもう一度聞きたいと思います。それから議論したいと思いますが。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問にお答え致します。阿嘉の県道一周線でございますが、県の方でボーリング調査は終わっていますが、滑りについては、時間をかけて調査し、その後に対策を考えるということで、今、報告を受けております。

○ 9番 上江洲盛元さん

専門家がやったかどうかです。実は地質学上、向こうは断層線なんです。断層、これです。はっきりしていて、地質学上は、久米島の地質を見ればはっきりしております。ですから専門家が調査したかどうかです。県がじゃなくて。

○ 建設課長 仲村昌保さん

これは、コンサルの土質調査の専門家に委託発注して調査した結果でございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

コンサルとって、そうじゃなくて、私は、学者にやっていただきたい。旧仲里村時代にやりましたが、これは、コンサルではダメですね。もう一度やり直させて下さい。

それから、幼稚園問題はお答えがありましたので、大丈夫ですね。幼稚園問題。

今日は、赤土問題と特に特別養護老人ホームを中心に議論を致しましたが、いずれにせよ緊急を要する問題であります。海ンチュにとっても死活の問題になっていきますので、赤土問題は、そこをひとつ協議会でもって具体的に話し合いをしてやっていただきたいと。

以上をもちまして終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで9番、上江洲盛元さんの一般質問を終わります。

次、4番、島袋完英さん。

○ 4番 島袋完英さん

15年度の町長の主要施策から3点ほどお尋ね致します。

高里町長が誕生して早、1年が経過しようとしております。私は、時期尚早論でありましたので、それから条件をもっとたくさん付けてというふうな合併には、そういうふうな慎重論者でありましたが、結果は、今、合併しておりますので、これからはさらに、この合併した新町が良かったというふうに思えるような村を作るために、また頑張っていきたいと思っております。合併1周年は、誠におめでとうございませう。町民と共にこれは、喜びたいと思っております。

さて、四役誕生致しました去年の14年は、暫定予算での執行が殆どでありましたが、来る15年度からは、皆さんの行政手腕が問われることとなります。特に町長としては、高里町政で良かったという評価が表れますように頑張っていきたいと思っております。町総合計画を策定し、21世紀への新町の基盤づくりを着実に進めてまいりたいという力強い施政方針の中から、それでは、3点ほど町長にお伺いします。

農業の振興についてであります。本町の基幹作物であるさとうきびをはじめ、野菜、花卉、果樹が度重なる台風の被害により、本町経済に大きな影響を与えております。台風対策として防潮防風林の整備が緊急な課題になっておりますが、並行して土に地力を付けて反収のアップの努力も必要と思っております。つまり、土づくりであります。土づくりにおいては、畜産排泄物等、住環境から出る、生活環境から出る生ゴミを同時に処理し、できあがった完熟堆肥は、農業の基本である土づくりとして、耕作農家に還元するという画期的な処理施設が堆肥発酵処理施設であります。この施設は、クリーンセンターの焼却費の節減にもつながり、まさに一石二鳥ではなく、一石三鳥、四鳥の施設であります。合併以前から要望はあったものの、なかなか具体化しませんでした。今回、主要施策の中に、その推進がうたわれていることに大変嬉しく思っているところであります。

合わせて、廃油、家庭から出る油、業者から出る油、これを石油に還元できる装置の施設もあります。この堆肥施設の中に、この還元装置も組み入れてほしいと思っております。そして推進ではなく、促進にしてほしいところであります。計画をお伺いします。

次に、行政改革についてであります。事務事業の見直し、経費節減、組織機構の見直しがありますが、先駆けて改革すべきは、各課に計上されております「業務委託費」の見直しではないかと思っております。合併は、住民サービスの向上、よりスリム化に、より効率的な行政運営を確立するために進められたと思っております。本年で行政改革大綱を制定し、これに取り組むようではあります。真っ先に改革していくべきのが業務委託費の件だと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、合併特例債についてであります。合併特例債は、既に活用されておりますが、かつてない大不況で町民の経済が非常にひっ迫しております。町内の建設業者は、52社ございます。その殆どが従業員10人未満の零細企業であります。発注元だった役場がなくなり、危機感が募るばかりであります。よって、この5年間、少なくともこれから4年間くらいはこれらを救済できるような事業から推進すべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

例えば住環境、生活環境の整備、自然環境の復元、防潮防風林の植樹、それから沈砂池の増設等であります。合併特例債の10年間の期間がありますが、この特例債を当初にハード面、箱物を多く作って、今頃合併に描いていた「バラ色の未来」というのが色あせつつあるところもあるようであります。本土の既に合併した自治体で。ですから、そういうことがないように、当分は、単独事業の方を多く出してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

4番、島袋議員のご質問にお答えします。1点目の農業の振興で堆肥工場建設について。今、島袋議員が指摘のありましたように、堆肥工場は、堆肥を作るだけではなくて、クリーンな環境を保全する意味からも大変重要な問題であります。そういうことで、昨日、吉永議員に述べたとおり、久米島町農村振興基本計画で平成16年度に堆肥センター事業計画が予定されておりますが、規模、概要については、今後、策定委員会の中での審議により決定をする予定でございます。実は、15年度から取り組もうかと思ったんですが、久米糖との話し合いで16年度になりました。

それから、2点目の行財政改革について。具体的な見直しについては、行財政改革大綱の策定を今年度で予定をしております。その中で見直しを検討していきます。なお、本年度の予算では、一部の見直しとして計画を予定しておりますので、各施設の清掃管理を集約し、久米島町観光協会に雇用対策事業として委託し8名の雇用を予定しております。

それから、3点目の合併特例債は、いつから活用するか。合併特例債は、平成14年度から活用しています。合併特例債は、新町建設計画に基づく事業に当てられますので、事業メニューが決定しますと国庫補助及び有利な起債の活用ができるかどうか、はっきりしますので、合併特例債の活用については、事業内容を見て検討をしております。

○ 4番 島袋完英さん

堆肥センターは、16年からということですが、できれば15年度に組み入れてほしかったんですが、とにかく遅いと思うんです。こういう施設の導入とかが。よくいろいろな会合で農業の振興、結局、この島の大きな産業は農業ですから、これをいかにいいものを作って、反収もアップして、そういうふうな話になると、結局は、土づくりの話になるわけです。ところが、なかなか、また具体的に進まないというふうなことがあったんですが、平成16年度からと言うんですが、本当に、その予定は組まれておりますので、安心をしておりますが、これはこの後の2番、3番にもみんな関連してくるんですが、この堆肥センターと、それからクリーンセンター、こういうものを一緒にしてやるような方法ですね。というのは、チリをそこに持っていけば、そこで分別して、堆肥にできるものは、堆肥センターに持っていくというふうな方法で取り組んでいただきたいと思います。

これは、宮崎県の国富町というところ、向こうは人口2万2千人のところですが、宮崎県の国富町がクリーンセンター、向こうは、堆肥センターのところをクリーンセンターと

呼んでいるんです。不燃物処理センター、可燃物処理センター、リサイクルセンターというふうに分けられていて、堆肥センターのところは、堆肥を作るところがクリーンセンターという名称で、農林水産省の事業を受けてやっています。これを入れた時に、導入してからの農産物の増産というんですかね、しかも品質も良くなっている。特に、この国富町では、葉煙草をよく作っているんですが、この堆肥センターから出た肥料を使った後に全国で2位になっているというんです。たばこの成績が。それくらい堆肥にも、いい堆肥が作れるというようなことで、農家にももちろんばら売り、袋売りというふうに戻元して、相当な実績をあげているというふうなことなんです。そして、農家だけではなくて、今度は、可燃物センターのところでの燃料費、焼却費が半分になっているというんです。重油ですか、使っているのは。こちらも重油を使っていると思うんですけども、これが家庭の生ゴミを抜いただけで、この可燃物センターのところでの軽費が半分に減らされたというふうなこともありますので、皆さんのところもその国富町は、わかるんじゃないかなと思うんですが、造るんでしたら、そういうふうな、そこに一体化したものを造ってやれば大変いいのではないかなというふうに思います。この規模等の計画は今からだというふうにおっしゃっていますので、これは、私の要望を申し上げたいと思います。

次に、行財政改革であります。旧具志川村の場合でも、委託業務という項目で2千万円余りですか、おそらく旧仲里村でもそうだと思うんですけども、2千万円、2千万円で4千万円、今、計上されていると思うんですが、今は、一人ひとりと契約を結んでいるんですが、これを環境衛生公社、あるいは環境保全公社みたいな会社を作らせて、そこに一括して委託させるような、そういうふうな画期的な改革、それもいいのではないかなと思うんですが、これは、逆に従業員を減らすのではなくて、そこに委託費用を出しますね、その会社は、その会社でまた従業員のコスト、人件費の削減もいろいろありますので、よりパートとか、そういうのを増やして、より多くの人々が逆に働けるような場所になると思うんです。ですから、私は、たくさんの行政改革が出てくると思うんですが、まず手始めに、このあちこちにある施設、公園管理、それからクリーンセンター、そういうところの管理も含めたひとつの久米島町環境保全公社みたいなものを造らせて、そこに委託するような、そういうふうな考えはないかどうかお聞きします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えしたいと思います。今、議員がおっしゃるように衛生公社とかを設立させてはというような要望等についても、今後の行政改革の大綱の中で細かいもの等については議論して、前向きな私たちで検討させていきたいと思います。

先程も答弁でありましたとおり、今回、可能なものについては、集約して一括観光協会の方に委託してやろうという方針も財政の予算調整の中でも検討されておりますので、まずは、こういう小さなものからやっていって、今おっしゃるようなことについても前向きな私たちで検討していきたいと思います。

○ 4番 島袋完英さん

これもその宮崎県の国富町の例に劣るんですが、向こうは、国富町環境保全公社というところを作らせて、職員が13名いるんです。各ゴミ処理施設に運転人員が3名、保全公社が3名、不燃物投棄場に1名、クリーンセンターに1名、公社の職員が5名と、このクリーンセンターというのが堆肥工場のことなんですけど、町から派遣している職員は1人なんです。これだけ12名もいるんですけど。町の職員は、1人だけ派遣しているんです。ところが、そこで12名しか数字は出ていませんが、別でパートで、より分けとか、そういうのがだいぶいるんです。働いているんです。そういうふうに町財政の厳しいうちの自治体ですから、いかに先程の議員からもありましたように、福祉面のこういうもの、いかにサービスできるところに、無駄のあるところから省いて、そこにサービスを提供するというふうなことが、一番これは、町長もそのようなお考えだと思うんですけども、これからは本当にこの改革、思い切ったやり方ですね、どこにもないようなことを、まずやってみたらどうかと思うんですよ。どこの自治体もこの方法はまだやってないというふうなことを打ち出してやるべきではないかなと思うんです。行政改革もその改革大綱の中で、本当にいいものをつくって、住民がよかったというふうな行政を運営していただきたいというふうに思います。

次の特例債ですが、通知には、何年度からと書きましたけれども、書いて後、予算書を見たら、14年度から入っていたんですね。それを直せなかったんですが、最近では、業者の皆さんと会う機会が多いんですが、多いということは、仕事がないからどこへ行っても会うわけです。そうすると、やはり話が、大変だと。こんな不景気は初めてだというふうな話からはじまって、そして合併したらよくなると思ったけれども、仕事はまだ1回もないと。1年も経過しますけれども、というふうな話になるわけです。この特例債というのは、町が事業を興して、使えるものだと思っておりますので、私は、この当分の間、少なくとも5年間は、こういう町の単独発注の事業を多く出して、できるだけ業者に仕事がわたるような方法を取っていただけないかと思えます。

まず、この防風林の植栽、これも予算にはありますが、この県の補助事業とか、そんなものではなくて、これもやりながら、合併記念防風林とか、この一帯は、合併の特例債でこの何千メートル、この何百メートルは、合併記念植栽だというふうなものもできると思うし、それから沈砂池、先程の議員の、昨日の議員の質問にもありましたが、一番やっばり沈砂池、この赤土の件は深刻なんです。

ですから、これも個人用地だからどうしようかというふうにいっているようですが、じゃあこれも特例債で、もう川沿いですね、例えば白瀬川沿い、それから浦地川沿いこの上流、そこ一帯の川の側の用地は、全部行政が買い上げて、そこに赤土が流れないような沈砂池を今のあの畑、あれを全部小さなダムみたいに池を作って、それから溢れて川に行くくらいもいいのではないかと、それも合併記念沈砂池でもいいと思えますが、こう

いうふうに当分の間は、島の業者などに少しでも潤いのあるような、そういう政策もいいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。合併特例債は、合併市町村の均衡ある発展のために使って下さいということでの起債事業になっております。ただいまの、この環境問題とか生活の面で使ったらどうかということなんですけれども、そういう必要性のある部分を事業化することによって、この合併特例債を活用することができます。各保安林の整備については、住民からのいろいろな要望がありますので、事業化に向けて検討して、それが事業化ができればそういう活用も可能だと思います。

それから、合併特例債も借入でありますので、町の借入が非常に毎年毎年膨らんできておりますので、このへんも財政規模に応じたかたちの執行もしていかないと、後々起債の残高、借入でまた苦しいところに追いやられてきますので、そのへんも検討しながら事業化に向けては検討していきたいと、そういうふうに考えています。

○ 町長 高里久三さん

今、指摘のとおり、特例債で事業ということですがけれども、防風・防潮林は、2、3人の議員に答弁をしましたけれども、大変重要な問題であると。今また沈砂池について、大変いい発想だと思っております。実は、西原村の一带、何川というんですか、向こうが浸水がひどいということで、各家庭にタンクを入れて、そこで一時的に雨水を溜めることによって、相当な効果があり、非常にいい方法だということで高く国からも評価されています。こういう方式で、各農地の皆さんが提供してもらったならば、ひとつの赤土対策としていい方法ではないかなと思っていますね。10坪が100になれば1,000坪ですか、大きな数になりますので、そういう、小さいものをまとめてやるというのもひとつの方法ですから、今後、検討して実施できるかやってみたいと思います。

○ 4番 島袋完英さん

この沈砂池の件は、ぜひ、沈砂池と防風林は先程も、繰り返すんですが、やはり補助事業だけで進めるのはわずかですよ。今度も苗の補助が300万円とか、また、県の補助事業とか、そういうわずかなものですから、思い切って合併した記念にやるとか、そういうことをしてほしいわけです。

特に来月の18日からホテルサミットがありますが、この浦地川の上流、私も向こうを見たら、あまりひどい状況で、農家の人がどうしてこんな苦勞するのかと思うくらい、あの状況を見たら。あれだけ削ったら直ぐ川に流れるというのはわかっていながらあんなやり方をするわけですが、ですからまず手始めに、ホテル館を、そこに作っているわけですから、この川を完全な清流に戻すには、上の方からどんどん沈砂池を増やしていくしかないと思うんですよ。これはぜひ、事業化に向けてやってほしいと思います。

それと、特例債は、やっぱり、これも借金ですよ。30%は3年後から、この返済はは

じまるわけですから。兵庫県の篠山市が、皆さんも新聞で読んでいると思うんですが、もう合併して4年なんです。5年目に入るわけです。5年目に入るんですが、もう既に財政が圧迫されていると。これは向こうの場合は、合併後に入るんですが、2年間で特例債の6割を使っているわけです。6割はもう、4年間で使ってしまった。これは大きな図書館だとかいろいろな温泉施設だとか箱物を作ったわけです。今頃、もうこれは厳しいというふうな状況で、住民からも、何のための合併だったかというふうな感じの声が出はじめているというふうなことがあります。

ですから、合併するときは私たちも、子や孫のためというふうにやりましたよね。あの時は、推進している人たちはみんなそうでした。ところがやはり、当初においてもハード面のものだけやると、特に箱物だけ増やすと、結局、篠山市みたいな感じになるのではないかなと思うわけです。ですから私は、いろいろな補助事業もあるかと思いますが、この特例債で町単独、皆さんが三役、四役の皆さんが単独の、この事業も考えて取り入れた方がいいのではないかというふうに思うわけでありまして。回答はいいんですが。

最後に、この行政改革については、今回は出さなかったんですが、これもぜひ、行政改革大綱の中で取り入れて検討してほしいと思うんですが、教育委員会の、去年も取り上げましたが、学校の統廃合の問題、これは私は、遅いと思うんです。

今帰仁村が4月から4校が1校になりました。この話を立ち上げたのが、今帰仁村は10年前ですよ。10年前から協議して、地域と懇談して行って、今、やっと1校にまとまるわけですから、子どもたちの切磋琢磨、競争心、いろいろ出すためにも、どうしてもある程度の人数の規模の学校が必要だと思っておりますので、最後に、これは、質問には書いてありませんが、改革の中に、早めに学校統廃合の件も入れて、今から議論すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで4番、島袋完英さんの一般質問を終わります。

次、22番、仲原健さん。

○ 22番 仲原健さん

22番、仲原健であります。平成14年度久米島町議会一般質問、最後、幕尻、光栄に思っております。2つほど質問致します。

奥武島のタタミ石へ降りる護岸、階段を降りていくときに、前の方が下がって非常に危険であります。皆さん殆ど、向こうは1回や2回くらいは経験したと思うんですが、幾人かの人から指摘があり、「転びそうになった」と。あるいは「つまづいた」と。もし向こうで転ぶと非常に大けがの元になると思います。打ち所によると、これは、命にも関わる危険な箇所であると思います。改修の計画はないかどうかお伺いします。

あと1点、これ、「農道」とありますけれども「町道」に訂正をお願いします。町道宇根7号線の整備を。これは、県道泊と宇根の間の赤平というんですけれども、向こうから左

手北の方に入って行く道路なんです。この道は両方の土地改良区、東部土地改良区と美崎土地改良区にまたがっております。そして、真謝の仲原家から上がって来るところの道路の下の方にトンネルがありますが、そのトンネルを通過してユイマール館の近くの真謝橋につながる真謝22号線ですが、この宇根7号線について、僕は前にも、これを指摘したんですが、アスファルトが剥がれて、でこぼこになっております。農業振興の施政方針にも町長はうたわれているし、ああいうところはぜひ整備してほしいと、そのように思っております。この2点について伺います。

○ 町長 高里久三さん

22番、仲原議員のご質問にお答えします。奥武島の護岸改修は、現時点においては、国庫補助金を投入している関係上かなり厳しい状況にあります。しかし、平成14年12月4日の衆議院本会議において「自然再生推進法」が可決され、その法律の下で改修が可能かを模索してまいります。

2点目の町道宇根7号線の整備。平成15年度で採択される県営水質保全事業久米島第2地区（宇根工区）の事業で、路面舗装実施に向けて、県と調整していきたいと考えております。

○ 22番 仲原健さん

町長の今の答弁で、タタミ石のこの護岸は、国の助成で整備しているのに厳しいというふうなことです。この護岸は、完成したのが昭和60年頃だというふうなことが言われていますが、奥武島海中道路をつくったために、タタミ石の側の保安林のあるところまで浸食されて、非常に奥武島が浸食されるというふうな経緯がありまして、この変な階段の護岸になったんですが、作る前からこれは、観光関係の皆さんとか、地域の皆さんから「非常に不自然だ」というふうなことで問題があった階段であります。今僕が指摘している非常に歩きにくい、降りにくい階段、皆さんもよくご存じと思いますが、前下がりになって滑り落ちると、そういうふうな危険な箇所であるわけなんです。約10年ほど前に一部10mくらいの幅の2カ所に大きな階段の途中にもう一つ階段を作って、ちょっと降りやすくはしてあります。してはありますけれども、やはりその勾配というのは、前下がりの勾配というのは、まだそのままです。

平成16年度にオープン予定というバーデハウスとの関係もありますよね。向こうには、これから後、訪れる人も非常に多いと思いますし、健康管理の年輩の方も多く向こうには訪れると思うんですが、その階段を、今のお話のように国の助成、補助金で整備しているので取り壊しが難しいとか、そういうことでしたら、できたら自然に優しいような工法で、石積みとか何とかの方法がいいと思うんですが、もし当分、それが非常に難しいようでしたら、この階段をもうちょっと水平にしてはどうかと思います。普通階段というのは、建物の階段にしる、最近は殆ど、階段に滑り止めをやりますよね。滑り止めをするか、そして両方に手すり、こういった工夫も考えられるのではないかなと思うんですが、今、改

修してある10mくらいのその二つの下段の両端に手すりを付ける、ステンパイプか何かで、それはそんなには予算はかからないと思うんですが、こういったのは、早急にしたらどうかかなと思います。そこらへんどうなんですか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

確かに、今後、奥武島に関しては、バーデハウスができます。そして、キャンプ場ができます。現在あるウミガメ館等々があって、そこに集まるお客さんはすごい人数になるだろうというふうに想定します。そういう中で、今、その護岸は、観光地としては本当に落第点であります。見た目、そして利用面からすれば、その地には、そぐわない構造物ではないかなというふうに思っています。ただ、その護岸を造った背景といいますのは、災害があってそこに造ったわけです。現在そこには、災害が起こり得るという可能性もあることはあるんです。

今度は、「自然再生推進法」という法律ができますけれども、その中でやはり、自然に返していこうと、自然型の護岸を造っていこうということにはなろうかと思えます。今後の課題ですけれども、災害防止の部分と景観、自然にどういうふうに戻すかという部分も含めて検討は、していきたいというふうに考えています。

それと、応急措置は、できないかということなんですけれども、確かに以前の足場は大型ですから、ちょうど真真中に区切って、小さくして降りやすいという対策を取ったんですけれども、それにしてもまだまだ危険制があるということもございまして、応急的に手すりが付けられるかどうかという、まだまだスロープ状に降りやすい部分ができるかどうかを検討していきたいというふうに思います。ただ、やはり、その構造物というのは、補助金を投入している関係上、それにかかる法律があるわけですので、簡単に改変とか操作していいか、いじっていいかどうかという部分に関しては、県と調整しながらやっていきたいというふうに考えています。

○ 22番 仲原健さん

今の課長の答弁では、補助金の関係で勝手にはできないと。「自然再生推進法」そこらへん等との兼ね合いも探ってみて、ぜひ自然に優しい工法でできるのであれば、そこらへんも取り組んでほしいなと思いますね。今、課長が話されたみたいに、この海中道路ができた後に災害が起こっているわけですから、そこらへんとのこともありまして、ぜひ、久米島のこれ以上自然を害さないような、自然に優しいような工事関係をしてほしいなと思います。

○ 町長 高里久三さん

今の護岸の件は、県も危ないと認識しております。それで、2月12日に、農林水産課長と一緒にこの護岸の改修について県の農林水産部長や、知事に要請をしております。県としても、これはこの状態では危ないということで、国に内容を十分説明して、改修に向けて取り組むということでもあります。

それから、今、指摘があるように、バーデができると間違いなくたくさんお客さんは来るでしょう。現状では、事故が起こるのは予想されますので、応急措置は、先程課長が言ったように、県と調整して、作れるかどうか、何かの形で対策をやっていきたいと思っております。

○ 22番 仲原健さん

前向きな答弁でありがたいと思います。ぜひ、平田町づくり推進課長とも、そこらへんはかけ合って、商工観光課長含めて一緒になって、応急手すりの問題とか、ちゃんと調整をやってほしいなど。

次いきます。町道宇根7号線、これについても、私、平成10年12月定例会での一般質問で、宇根7号と謝名22号とも非常に荒れた道路で、取り上げたんですが、今日は、その中の宇根7号だけに絞りますが、この7号から真謝22号を通過して、真謝橋に通ずる道なんですが、特に東部土地改良区、宇根の方側は、まだ非常に道路はよいですよ。向こうは後できているものだから。同じ7号にしても、仲村重機がありますね、前の上里重機なんですが、向こうの車庫、整備する箇所が近くがものすごく道路の両端が剥がれて、これは車が通るのも非常に危険だと、大型トラックでさとうきび満載していると窪んだところにやると、殆ど荷崩れしたりとか、そういう危険性もはらんでいます。そういうことで、5年前に質問したんですが、ちっとも改善されない。そして途中で、工事の後には、墓地の側、道路の途中から浸食してきて、その道路は、みんな柔らかくして、そこも殆どアスファルトが剥がれて、最近になって製糖時期前にコーラルを詰めたりとか、応急措置はしてあるんですが、やはり度重なる荒廃で、いつも荒廃しているところにコーラルだけを敷くだけではあまり効果がないと思います。先程の町長の答弁では、県との話では採択に向けて取り組むというふうなことですが、もう少し具体的に、そこらへんの計画についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。先程の答弁にもありましたとおり、この地域は、平成15年採択による県の水質保全事業、コーラル流出防止事業と言っていますが、この事業を取り入れて、道路、排水、沈砂池、それと植生溝という道路の水路沿いに幅50cmないし1m程度の植物を植えて、グリーン帯を作るといような計画に基づいて、今、採択に向けて進めているところでございます。これは、実際の現場に入るのは16年でございますが、この事業に組み入れて、その一帯の勾配の強い箇所、または路面の悪い箇所を調査して、計画にあげて事業実施に向けていきたいと思っております。

○ 22番 仲原健さん

最後にふさわしく、この2点とも前向きな答弁でありがとうございます。これで終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで22番、仲原健さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、発議第2号、イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○ 31番 崎村稔さん

発議第2号

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 崎 村 稔

賛成者 久米島町議会議員 上江洲 盛元
同 仲 原 健

イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

沖縄戦を体験し今もなお戦争の不安に脅かされている沖縄県民として、政府に対しイラク問題の平和的解決にむけて、積極的外交努力を強く求める必要があるため、本案を提出する。

イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書

国際社会では、大量殺戮兵器の保有を口実とするアメリカのイラクへの武力攻撃の緊張が日増しに高まっています。報道機関の世論調査でも、国連決議を伴わないイラクへの武力攻撃には圧倒的多数の日本国民が反対しており、国際的にも米欧豪州等でも市民による空前の規模の反戦デモが展開されております。2月14日に国連安全保障理事会に対して行われた国連監視検証査察委員会ブリックス委員長と国際原子力機関エルパラダイ事務局長の追加報告では、イラク側の事務局長協力姿勢は不十分ながらも、一定の変化がみられ、査察継続の必要性を指摘しています。

このような状況下で、国連決議を伴わない武力行使を許せば、国連の下で紛争を解決する原則が崩れ、国際社会に重大な事態を招くことになりかねません。

私たち久米島町民はいかなる名目の戦争であろうとも、その結果は罪のない多くの人々の命や財産が奪われるという悲惨なものであるということ、去る沖縄戦の体験を通して知っており、このようなことがイラクで繰り返されることを到底容認することはできません。しかも、イラクへの軍事攻撃の事態になれば、過重な米軍基地を抱える我が沖縄は、一昨年9.11同時多発テロの例にも見られたように、住民の安全が脅かされ、経済的に

も深刻な被害を被ることは明かであります。

日本政府におかれましても、イラク問題解決にあたっては、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」と定めた日本国憲法の本質と国連憲章の諸原則に則り、あくまでも武力攻撃、戦争を回避し、平和的解決のため、下記につき外交努力を強化されることを強く求めます。

記

1. アメリカに対し、イラクへの武力攻撃を回避し、平和的手段による解決を図るよう外交努力を強めること。

2. イラクは国連決議に基づき、大量殺りく兵器の国連査察団に全面的に協力し、自ら国際社会の疑念を払拭するよう働きかけを強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月18日 沖縄県久米島町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

○ 4番 島袋完英さん

この要請の2はイラク政府に出すものでしょう。イラクは国連決議に基づき、働きを強めるとありますが、これを内閣総理大臣とか外務大臣に出して、どんなあれがあるんでしょうか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時53分 休憩)

再開します。

(午前 11時54分 再開)

○ 議長 高良ノブ

島袋議員の質疑は取り下げることです。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

16日の日曜日に沖縄で1,500人のイラク攻撃平和解決部隊の集会をもってデモをやっております。沖縄も各市町村が動いて、あるいは県民大会も開いております。人が人を殺す、私たち沖縄は、去る大戦で20万人の犠牲者を出しました。ここにいらっしゃる皆さん、親

戚、親、あるいは兄弟姉妹を亡くした方々もいらっしやると思います。全世界でどういうことが行われているかということ、イラク攻撃をしますと、どれだけの人間が死ぬかということ。これは既に報道でおわかりと思いますが、要するに、攻撃の目的が何であるのか、国連でも実は三国の首脳が集まって話し合いをしているが、決めきれない。アメリカはやりそうですね。ですから、アメリカの確か3つの州と30の市町村が反対決議をしているんですよ。アメリカ国でさえ。国際社会全体で60国の国が反対をしているということでありますので、この戦争の意味が何であるのかさっぱりわからない。人が人を殺すということは絶対許してはなりません。そういうことからして賛成討論をしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

○ 14番 宮田勇さん

平和を希求することは世界全人類の共通する願いであります。もちろんのこと戦争を何人とも賛成する人はおりません。今、別の賛成者がその攻撃の原因は何かということも訴えておりましたが、原因は明らかでございます。イラクのフセインが国連決議に基づいて大量殺りくの兵器を廃棄しないからであります。それをするように求めて話し合いがついて平和解決をしたいものと思つて本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第2号、「イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書」についてを採決します。

本案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従つて、発議第2号、イラクへの武力攻撃回避のための外交努力を求める意見書は採択されました。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時59分 休憩)

再開します。

(午後 12時00分 再開)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 12時00分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号15番） 山城 節

署名議員（議席番号16番） 平田 勉

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回久米島町議会定例会

5 日 目

3 月 2 7 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第5号

招集年月日	平成15年3月27日 (木曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月27日 午後1時35分	議長	高良ノブ
	散会	3月27日 午後2時40分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
16番	平田 勉	32番	高良ノブ	
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	17番	新垣 盛助	18番	大田 哲也
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	山城英明
収入役	松元徹	住民課長	大城行男
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	山里昌輝
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	神里勇
企画財政課長	山城保雄	水道課長	吉元幸信
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程 [第5号]

平成15年3月27日(木)

午後1時30分開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		委員長報告	
第3	議案第9号	平成15年度久米島町一般会計予算について	
第4	議案第10号	平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	
第5	議案第11号	平成15年度久米島町老人保健特別会計予算について	
第6	議案第12号	平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算について	
第7	議案第13号	平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	
第8	議案第14号	平成15年度久米島町水道事業会計予算について	
第9	議案第29号	久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例	
第10	議案第30号	バーデハウス久米島建築工事請負契約について	
第11	議案第31号	議決内容の一部変更について（沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）	
第12	議案第32号	議決内容の一部変更について（久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約）	
第13	発議第3号	久米島町全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」導入要望決議	
第14	発議第4号	小規模作業所の補助金増額に関する意見書	

(午後 1時35分 開議)

○ 議長 高良ノブ

こんにちは。ただいまより本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって17番新垣盛助さん、18番大田哲也さんのお二人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、委員長報告を議題とします。

議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算について。議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算について。議案第11号、平成15年度久米島町介護保険特別会計予算について。議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算について。議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について。議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算について。以上、6件につきましては、審査を予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

○ 委員長 宮田勇さん

皆さんこんにちは。平成15年度予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算から、議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

予算審査特別委員会において付託された6件の議案につきましては、各課長及び係長に出席を求め、3月18日、3月19日、3月24日、3月25日の4日間にわたり、課ごとに審査を行いました。

平成15年度久米島町一般会計予算ほか議案につきまして、3月定例会、3月12日の本会議におきまして、助役より説明を受けました。町政の方向性を示す町長の施政方針に基づき、一般会計91億5千472万6千円の予算の他5件の議案は慎重に審議を要するということが委員会付託となりました。なお、予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算、議案第10号、久米島町国民健康保険特別会計予算、議案第11号、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算、議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算、議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算、以上6件であります。

以下、審査の経過における主な概要について申し上げます。

議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算は、歳入歳出91億5千472万6千円となっており、前年度比26億9千509万8千円で、22.7%の減額となっております。要因としましては、合併に伴う打ち切り決算のため、暫定繰越分が新町予算へ計上された経緯の減額によるものであります。

歳入の主な概要は、構成比からみますと、地方交付税が32.8%、町債22.2%、国庫支出金20.8%と依存財源割合は86.3%に対し、自主財源が13.7%と大幅に依存財源が含まれている状況であります。主な増減と致しましては、地方交付税が4億4千673万9千円の減で、国の予算編成において普通交付税が対前年度比7%の減額となる見込みであります。国・県支出金、地方債の収納が事業完納後の4月から5月に集中するため、合併による打ち切り決算に伴い、新町になってから収納されたことにより、前年度と比較しまして大幅な減となった要因であります。

歳出におきましても、暫定繰越分を除き26億9千509万8千円の減額となっております。15年度当初予算にかかる構成比からみますと、普通建設事業費が40.1%、人件費が22.4%、公債費9.2%の順となっております。

平成15年度久米島町国民健康保険特別会計における予算額は、歳入歳出総額それぞれ8億8千673万円で、歳入の主な予算額は国庫支出金5億4千679万7千円で、構成比が61.7%、国民健康保険税1億9千739万2千円で22.3%、繰入金1億49万6千円で11.3%となっております。

歳出につきまして、保険給付費4億4千644万7千円で構成比50.3%、老人医療拠出金2億9千238万4千円で33%で、介護保険給付費が6億13万8千円、1.8%となっており、前年度比、歳入歳出総額とも1億7千996万7千円の減額で16%の減となっております。

平成15年度久米島町老人保健特別会計における予算額は、歳入歳出総額それぞれ11億2千453万8千円で、歳入につきましては、支払い基金交付金が7億2千463万円で、構成比が64.4%、国庫支出金が2億6千660万1千円で23.7%、県支出金6千665万円で5.9%、繰入金6千664万9千円で5.9%となっております。

歳出につきまして、医療諸費のうち医療給付費が11億754万円、医療費支給費1千368万円、審査手数料331万4千円となっており、歳出総額の9割以上を補助費が示しております。以上で、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算概要であります。

平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億9千270万3千円となっており、歳入におきましては、対前年度1億3千669万4千円で、25.8%の減額となっております。

歳出につきまして、下水道整備事業としまして、バーデハウス久米島への接続及びアーリ宅地造成地区の整備が主な事業となっております。

平成15年度久米島町農業集落排水特別会計予算は、歳入歳出それぞれ357万5千円で、歳入におきましては、使用料38万4千円、一般会計繰入金319万1千円となっております。

歳出につきまして、大岳地区の集落対象に平成9年度から平成13年度の間実施し完了しております。14年度より供用開始を行っております。

平成15年度久米島町水道事業会計予算は、収益的収入2億6千830万4千円、収益的支出2億8千536万7千円、資本的収入1千500万円、資本的支出9千788万2千円の概要になっております。

以上、32名で構成する予算審査特別委員会において慎重に審議をする過程におきまして、賃金の効率的使い方、各課に考え方の相違があり、数多くの指摘もありました。町財政がひっ迫している折、今後、各課連携を密にし、町の方針を一つにすることが必要であります。また、執行にあたりましては、住民負託に応え、町民サービス、福祉の向上等を十分に勘案し、予算が執行されることを期待し、6件の議案は可決すべきものと決定されたので、委員長報告とします。

○ 議長 高良ノブ

以上で委員長報告を終わります。

お諮りします。

委員長の報告については質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、委員長報告に対しては質疑を省略することに決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、これから議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 15番 山城節さん

ただいま議題に上がっております議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算につきましては、32名をもって構成される予算審査特別委員会において慎重かつ詳細に及ぶ質疑がなされ、同僚議員各位におかれましても十分理解したものと考えます。そして、完璧な執行体制で予算執行に臨み、この予算書は町民一人ひとりの福利厚生に対して著しく貢献されることを強く望む次第であります。したがいまして、速やかなる採決を求め賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算についてを採決します。

議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第9号、平成15年度久米島町一般会計予算については可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、これから議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第10号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第11号、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算についてを採決します。

議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第11号、平成15年度久米島町老人保健特別会計予算については可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、これから議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算についてを採決します。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第12号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計予算は可決されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、これから議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第13号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算については可決されました。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、これから議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算についてを採決します。

議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第14号、平成15年度久米島町水道事業会計予算については可決されました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第29号、久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

ただいま議題となりました議案第29号、久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は久米島町ユイマール館に併設して、久米島伝統工芸体験施設が完成しますもので、この施設の使用料に関する事項を定めるためのものがございます。

今回、一部改正する使用料の内容であります。表に掲げてありますとおり、(2)使用料(1人当たり)とし、表の下段にあります項目、体験施設1時間につき100円を加えるものであります。

施行期日は平成15年4月1日としてございます。

以上が議案第29号、久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例のご説明であります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

議案第29号、ユイマール館条例の一部を改正する条例について質問します。この提案理由の中で、作業場、染色場、泥染場、体験施設、各項目出ておりますが、これまではどうだったのかお伺いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

これまでもこの条例のとおり一人当たりというかたちであります。

○ 15番 山城節さん

今回改定するにあたっては、基本的には、この体験施設の分がこれまでの使用料に新しく増えるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

そうでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 24番 山城宗太郎さん

議案第29号について1点だけ質問します。この体験施設で体験以外に使用した場合も1時間100円になるのかお伺いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

建物そのものは、沖縄県体験滞在交流促進事業という事業でつくった施設でございます。基本的には、外から入ってくるお客さんに対しての体験滞在をさせようという目的になります。別の目的ということで、地元の間人が別のかたちで使うとか、そういう場合には、しかしその体験するにあたって織り子さんとかやっぱり必要だと思うんですね。そういう場合に関しては、いくらかの料金をいただかないといけないのかなと思ったりするんです。ただ、後に紬組合と委託のかたちになってくるんですけれども、向こうと調整しながらやりたいと。内容によっては、条例の使用料の第2条第3項あたり、管理者が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額したり又は、免除したりできるということでもありますので、それは適宜利用したいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時00分 休憩)

再開します。 (午後 2時05分 再開)

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第29号、久米島町ユイマール館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、議案第30号、バーデハウス久米島建築工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第30号、バーデハウス久米島建築工事請負契約についてご説明申し上げます。

今回の工事は、バーデハウス棟が主体となっております。施設の区分ごとの概要であります。水のもつ様々な物理的作用を最大限に利用したプールである深層水バーデプール、サウナ、パウダールーム等で構成するバーデプールゾーンが577㎡、次にエントランスホール、レセプションホール、事務室、会議室で構成するエントランス及び事務室ゾーンが429㎡、コミュニティホールゾーンが95㎡、そして、機械室、倉庫で構成する設備ゾーン296㎡、以上、合計で1,397㎡の面積となっております。

次に、契約事項でございますが、

- 1 契約の目的 バーデハウス久米島建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 613,200,000円
- 4 契約の相手方 福岡市中央区渡辺通三丁目6番11号
 清水・譜久里・沖縄日立 具志川電気特定建設工事共同企業体
 代表者 宮崎隆光

以上が、議案第30号、バーデハウス久米島建築工事請負契約についての説明であります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

詳細について2、3お伺いをしたいので、暫時休憩を求めます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時10分 休憩)

再開します。 (午後 2時10分 再開)

○ 議長 高良ノブ

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、バーデハウス久米島建築工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第30号、バーデハウス久米島建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、議案第31号、議決内容の一部変更について（沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更について）

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第31号、議決内容の一部変更についてご説明申し上げます。

平成15年第2回久米島町議会で議案第23号として議決されました沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更について係る議決内容の根拠法令に誤審があり、これを次のとおり変更するものであります。

既設条例で「地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項」としている根拠法令を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項」に変更しようとするものであります。

以上が、議案第31号、議決内容の一部変更についての説明であります。ご審議よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、議決内容の一部変更について（沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更について）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第31号、議決内容の一部変更について（沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に

ついて)は、原案のとおり可決されました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、議案第32号、議決内容の一部変更について（久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約）

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第32号、議決内容の一部変更についてご説明申し上げます。

平成15年第1回久米島町議会で議案第1号として議決されました久米島町射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約の契約金額6千982万5千円を、契約金額7千36万6千800円に変更使用とするものであります。

変更の理由であります。現在、旧具志川村内で実施しております無線放送施設設置工事において、公民館敷地に設置してあります子のマイク設備を屋外から公民館内に引き込みするものであります。

以上が、議案第32号、議決内容の一部変更についての説明でございます。ご審議よろしくをお願いします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

議案第32号についてお伺いします。今回、54万1千800円の増額変更の提案がなされておりますが、工事内容の変更がありますが、どこの場所がこれまではどういう状態で、工事内容を変更しなければいけないか、詳しくお伺いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。今回、当初の予定におきましては、公民館敷地内に新たに設置するかたちで進めておりましたが、区長等との調整の中で、公民館の室内で放送ができるようにやってもらいたいということで、そこまで誘導するライン、線の増設で、各字にそういうかたちに変更しようということで予定しております。

仲泊以外は13集落、公民館の敷地の一面に鉄塔は建ちますが、それから引き込んで室内で放送ができるようなかたちの、ラインを延長する分です。よろしいでしょうか。

○ 15番 山城節さん

今、総務課長から各字という話がありましたけれども、これは公民館の敷地内に建っている放送施設についての話で、それ以外のものについては従前通りですか。

○ 総務課長 大田治雄さん

各集落によってそれぞれ本数が違いますが、今、指定しているのは公民館の敷地内に建つ場合のケースであります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

この間も質問しましたね。不便であり、放送施設まで区長さんが行くの大変だから、何とか一カ所に集中できないかと。その答弁は、これはできませんという回答でした。私も諦めました。しかし今、公民館の敷地内であれ延長できるわけですよ。だのになんで公民館の施設外ができないんですか。公民館の施設内で放送できるんですよ。どうして公民館の施設外はできないんですか。これが不便なんですよ非常に。回答をお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

先程も回答しましたが、集落によっては本数が違います。極力、敷地内の建物については、室内で放送ができるようなかたちで今進めているわけです。全てを無線で飛ばせるかどうかは、ちょっと技術的な内容を確認しないと回答しかねますが、極力、支障のないように各集落が室内で放送できるようにということで、この変更については考えております。

○ 30番 喜久里猛さん

納得できません。仮に例をとってみましょう。西銘の方々は、どんな苦勞をしていますか。仲泊の区長さんどんなに難儀をしていますか。延長するだけなんですよ、公民館の。それができないという根拠が、今の説明で僕は、理解できません。敷地内の短い距離ならできるが長い距離はできませんという理屈は通りません。技術的なものなのか、本当に、それとも法的なものなのか、そのへん回答して下さい、確に。

○ 総務課長 大田治雄さん

今回はあくまでも予算の範囲内で、それがどうしても支障があるということであれば、再度、そのへんの調整もしましてやっていきたいと思えます。極力今回は、ある分で支障のないようにやりますということでもあります。

○ 30番 喜久里猛さん

この間の回答では、予算の範囲内とは一言も言っていないんですよ。だから私は諦めたんですよ。予算があればできるんですよ。特に西銘ですよ、それと仲泊。要するに地域が広い範囲については、自分たちの区長さんが3カ所に行って放送する。どうしてそういう無駄なことをするか、難儀なことをするかということで私は何回も言ってきた。この間の回答は、予算じゃなくて、できないというものですから、私は法的なもの、あるいは技術的なものかと解釈したんですよ。今の総務課長の答弁では、予算でできるのであればやりますということは、技術的にも可能、法的にも問題ないということですよ。これは是非やって欲しいと思えます。1カ所で済むんですよ。各字の区長さんは。それが繋がれば。いわゆる、法的根拠もないわけですね、技術的なことも問題ないわけですね。問題なのは

予算だけだということであれば、是非やって下さい。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 12番 系数誠三さん

先程総務課長は13集落と申ししておりましたが、これは旧具志川村内だけですか。

○ 総務課長 大田治雄さん

はい、これについては、当初から旧具志川ということで説明をやっていきます。今回の仲里のものについては、基地局の制御番号を一緒に両方あったのを一つにするということがあります。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、議決内容の一部変更について（久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約）を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第32号、議決内容の一部変更について（久米島射爆撃場等周辺無線放送施設設置工事請負契約）については、原案のとおり可決されました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、発議第3号、久米島町内全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」導入要望決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

再開します。

（午後 2時24分 再開）

○ 9番 上江洲盛元さん

発議第3号

久米島町内全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」

及び「B・フレッツ」導入要望決議

平成15年 3月27日

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 上江洲 盛 元
賛成者 久米島町議会議員 仲 原 健
同 山 川 正 員

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

高速情報通信社会における地域間格差を解消するため、本案を提出する。

久米島町内全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」
及び「B・フレッツ」導入要望決議

平成14年4月1日に誕生した久米島町では高速情報通信社会に対応した住民サービスの充実及び周りを海に囲まれた地理的不理性を克服する手段として、情報技術を最大限に活用すべく島内公共施設間の高速ネットワーク化を図るとともに介護福祉関係、教育分野における動画コンテンツの整備と活用を推進している。

しかし、大容量の回線を必要とする映像コンテンツを、行政機関のみでなく一般住民へ提供するには既存の回線（フレッツISDN等）では厳しく、また、学校現場でPS複数台を接続しインターネットを活用した授業を行う場合にもアクセス速度が極端に低下するため児童・生徒の学習に大きな支障を来している状況である。

このようなことから、高速情報通信社会における地域間格差及びデジタルディバイド拡大防止の観点で地域のブロードバンド環境の構築は緊急の課題であり、下記サービス導入の早期実現を強く要請する。

記

NTT西日本提供の高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」サービスの早期導入実現

以上、決議する。

平成15年3月27日

沖縄県久米島町議会

宛先 NTT西日本 沖縄支店長 田中篤夫殿

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

本案につきましては、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号、久米島町内全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」導入要望決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第3号、久米島町内全域への高速インターネットサービス「フレッツ・ADSL」及び「B・フレッツ」導入要望決議については原案のとおり採択されました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、発議第4号、小規模作業所の補助金増額に関する陳情についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 22番 仲原健さん

発議第4号

平成15年3月27日

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 仲原 健

賛成者 久米島町議会議員 山 川 正員

同 國 吉 修

小規模作業所の補助金増額に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

沖縄県の小規模作業所は、補助額が全国よりも少なく、また、働く環境も条件整備がなされていない状況です。

質の高いサービスを提供できる精神保健福祉施設にするためにも補助金の増額が必要であるため本案を提出する。

小規模作業所の補助金増額に関する決議

現在、沖縄県では精神障害者が医療につながっている人が、入院患者が5千人あまり、通院患者が2万5千人あまりいます。

そのなかで、地域に帰して社会参加が可能な方が約8千人ほどいます。

唯一、受け皿になっている無許可の小規模作業所は、現時点で25カ所ですが、10名程度の利用者としても250人の方の受け入れ先にしかならず、その数はまだまだ足りない状況です。

ところが、国、県、市町村合わせても運営費補助が330万円という作業所が殆どで、家

賃全額補助、作業所通所交通費補助、平均補助額600万円という全国各県の流れの中で、沖縄県は最低の補助額になっています。

運営費が乏しい状況では、活動支援する良い人材も雇うことができなくて、1人から2人の体制で社会保障もないパート待遇で研修や学ぶ機会を持たないことで、やる気をなくしてくようなことにつながっていく傾向にあります。

そして、いくつも芽だしをしていく作業をしても、質の高いサービスを提供できる精神保健福祉施設にするためには困難な道のりといえます。

平成14年度から、地域が窓口になって生活を支えていこうということで益々、地域での拠点となる作業所の役割が重要になってきました。

そのため、良い人材を雇いサービスの質を高めていくためにも、補助金の増額を強く要望する。

以上、決議する。

平成15年3月27日

沖縄県久米島町議会

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 2時33分 休憩)

再開します。

(午後 2時40分 再開)

○ 22番 仲原健さん

宛先 久米島町長 高里久三 殿

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

本案につきましても、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから発議第4号、小規模作業所の補助金増額に関する陳情についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第4号、小規模作業所の補助金増額に関する陳情については原案のとおり採択されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号17番） 新垣盛助

署名議員（議席番号18番） 大田哲也

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 2 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

6 日 目

3 月 3 1 日

平成15年 第2回久米島町議会定例会

会議録 第6号

招集年月日	平成15年3月31日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	3月31日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	閉会	3月31日 午前10時05分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席31名 欠席1名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	28番	吉永安 扶	番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	19番	與那嶺 孝成	20番	仲地 宗市
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	
助役	長井聰	生涯学習課長	
収入役	松元徹	住民課長	
教育長		福祉課長	
総務課長	大田治雄	保健衛生課長	
企画財政課長		水道課長	
建設課長		税務課長	
町づくり推進課長	平田光一	出納室長	
相当観光課長		空港課長	
農林水産課長		消防長	
農業委員会事務局長			

平成15年 第2回久米島町議会定例会

議事日程 [第6号]

平成15年3月31日(月)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第33号	決議内容の一部変更について(バーデハウス久米島建築工事請負契約)	
		閉会	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。議事に入る前にご報告します。28番吉永安扶議員から欠席届けが出ております。

ただいまから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって19番・與那嶺孝成さん、20番・仲地宗市さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第33号、議決内容の一部変更について（バーデハウス久米島建築工事請負契約）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第33号、議決内容の一部変更についてのご説明を申し上げます。

本案は、平成15年第2回久米島町議会で議案第30号として議決された、バーデハウス久米島建築工事請負契約を「契約金額613,200,000円」から、「契約金額621,600,000円」に変更しようとするものであります。

変更の理由であります、15年度の単独事業として予定しておりました給水管布設工事、汚水管布設工事及び深層水排水工事を補助対象事業として実施するためのものであります。

以上が、議案第33号、議決内容の一部変更についての説明であります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

この事業は島田懇事業ということで、米軍基地所在地活性化事業ということで交付されておりますが、総額でいくらですか、額は。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

設計とか、そういうものも含めまして約5億5千万円ぐらいの金額です。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、議決内容の一部変更について（バーデハウス久米島建築工事請負契約）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第33号、議決内容の一部変更について（バーデハウス久米島建築工事請負契約）は原案のとおり可決されました。

○ 議長 高良ノブ

平成15年3月12日から始まり、本日まで長期に渡りました第2回久米島町議会定例会は、予定されておりました議案31件、発議4件の全日程が議員各位をはじめ、執行部側のご協力で無事終了することができ感謝申し上げます。

これで第2回久米島町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

（午前 10時05分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号19番） 與那嶺 孝 成

署名議員（議席番号20番） 仲 地 宗 市